



# 埼玉県報

第 2989 号  
平成 30 年(2018 年)  
3 月 30 日  
金曜日

## 目次

### 条例のあらまし

- 埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例のあらまし（財政課）
- 埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例のあらまし（改革推進課）
- 埼玉県個人番号の利用に関する条例及び埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（情報システム課）
- 埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（市町村課）
- 埼玉県民栄誉章等について議会の議決事件と定める条例のあらまし（広聴広報課）
- 埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例のあらまし（共助社会づくり課）
- 埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例のあらまし（青少年課）
- 埼玉県犯罪被害者等支援条例のあらまし（防犯・交通安全課）
- 埼玉県生活環境保全条例の一部を改正する条例のあらまし（大気環境課）
- 埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例のあらまし（高齢者福祉課）
- 介護保険法施行条例の一部を改正する条例のあらまし（高齢者福祉課）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例のあらまし（障害者支援課）
- 児童福祉法施行条例の一部を改正する条例のあらまし（障害者支援課）
- 埼玉県国民健康保険財政調整交付金条例を廃止する条例のあらまし（国保医療課）
- 埼玉県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例のあらまし（国保医療課）
- 執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（疾病対策課）
- 埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例のあらまし（産業支援課）
- 埼玉県主要農作物種子条例のあらまし（生産振興課）
- 埼玉県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例のあらまし（農村整備課）
- 埼玉県秩父高原牧場条例の一部を改正する条例のあらまし（畜産安全課）
- 埼玉県都市公園条例の一部を改正する条例のあらまし（公園スタジアム課）
- 埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例のあらまし（建築安全課）
- 埼玉県高等学校等奨学金事業基金条例の一部を改正する条例のあらまし（教委・財務課）
- 埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例のあらまし（県立学校人事課）

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例のあらまし(保安課)
- 埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例のあらまし(運転免許課)

## 条例

- 埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例(財政課)
- 埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例(改革推進課)
- 埼玉県個人番号の利用に関する条例及び埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例(情報システム課)
- 埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例(市町村課)
- 埼玉県民栄誉章等について議会の議決事件と定める条例(広聴広報課)
- 埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例(共助社会づくり課)
- 埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例(青少年課)
- 埼玉県犯罪被害者等支援条例(防犯・交通安全課)
- 埼玉県生活環境保全条例の一部を改正する条例(大気環境課)
- 埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(高齢者福祉課)
- 介護保険法施行条例の一部を改正する条例(高齢者福祉課)
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例(障害者支援課)
- 児童福祉法施行条例の一部を改正する条例(障害者支援課)
- 埼玉県国民健康保険財政調整交付金条例を廃止する条例(国保医療課)
- 埼玉県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例(国保医療課)
- 執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例(疾病対策課)
- 埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例(産業支援課)
- 埼玉県主要農作物種子条例(生産振興課)
- 埼玉県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例(農村整備課)
- 埼玉県秩父高原牧場条例の一部を改正する条例(畜産安全課)
- 埼玉県都市公園条例の一部を改正する条例(公園スタジアム課)
- 埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例(建築安全課)
- 埼玉県高等学校等奨学金事業基金条例の一部を改正する条例(教委・財務課)
- 埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例(県立学校人事課)
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例(保安課)
- 埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例(運転免許

課)

## 規則

- 埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則（改革推進課）
- 埼玉県聴聞規則の一部を改正する規則（改革推進課）
- 埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則（改革推進課）
- 埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則（改革推進課）
- 埼玉県個人番号の利用等に関する条例施行規則（情報システム課）
- 地方公営企業法第 39 条第 2 項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則（人事課）
- 地方公営企業法第 15 条第 1 項ただし書に規定する職員を定める規則の一部を改正する規則（人事課）
- 知事の所管に属する特例民法法人の監督に関する規則を廃止する規則（文書課）
- 埼玉県庁舎管理規則の一部を改正する規則（管財課）
- 埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則（青少年課）
- 埼玉県震災予防のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則（危機管理課）
- 埼玉県土採取条例施行規則の一部を改正する規則（環境政策課）
- 埼玉県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則（環境政策課）
- 埼玉県立児童養護施設管理規則の一部を改正する規則（社会福祉課）
- 埼玉県立障害者歯科診療所管理規則の一部を改正する規則（社会福祉課）
- 障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則の一部を改正する規則（障害者福祉推進課）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則（障害者支援課）
- 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（障害者支援課）
- 母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則（少子政策課）
- 埼玉県児童福祉審議会規則の一部を改正する規則（こども安全課）
- 公立大学法人埼玉県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則（保健医療政策課）
- 埼玉県国民健康保険財政調整交付金条例施行規則を廃止する規則（国保医療課）
- 埼玉県国民健康保険運営協議会規則（国保医療課）
- 埼玉県がん登録審議会規則（疾病対策課）
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則（疾病対策課）
- 埼玉県自家用水道条例施行規則の一部を改正する規則（生活衛生課）
- と畜場法施行細則の一部を改正する規則（食品安全課）
- 埼玉県家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則（畜産安全課）

- 養鶏振興法施行細則の一部を改正する規則（畜産安全課）
- 埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（森づくり課）
- 埼玉県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則（農村整備課）
- 埼玉県道路占用規則の一部を改正する規則（道路環境課）
- 埼玉県砂防指定地管理条例施行規則の一部を改正する規則（河川砂防課）
- 埼玉県都市公園に関する規則の一部を改正する規則（公園スタジアム課）
- 埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（住宅課）
- 埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則（住宅課）
- 埼玉県財務規則の一部を改正する規則（出納総務課）
- 技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則の一部を改正する規則（教委・総務課）
- 技能職員に関する規則の一部を改正する規則（教委・総務課）
- 埼玉県立高等学校管理規則及び埼玉県立中学校管理規則の一部を改正する規則（県立学校人事課）
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則（任用審査課）
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（任用審査課）

## 訓令

- 職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令（人事課）
- 埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令（人事課）
- 職員被服貸与規程の一部を改正する訓令（人事課）
- 技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令（人事課）
- 埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令（文書課）
- 埼玉県教育委員会被服貸与規程の一部を改正する訓令（教職員課）
- 技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令（教職員課）
- 埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令（教委・総務課）
- 埼玉県教育局等文書管理規程の一部を改正する訓令（教委・総務課）
- 埼玉県立歴史と民俗の博物館長の職務の特例を定める訓令を廃止する訓令（生涯学習文化財課）
- 埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令（総務給与課）
- 埼玉県自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令（管財課）

## 管理規程

- 埼玉県企業局組織規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）
- 埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）
- 埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）
- 埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程（公営企業・財務課）
- 埼玉県企業局公文例及び文書管理規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）
- 埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程（経営管理課）
- 埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程（経営管理課）
- 埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程（経営管理課）
- 埼玉県下水道局組織規程の一部を改正する規程（下水道管理課）
- 埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程（下水道管理課）

## 告示

- 政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負等の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示（入札審査課）
- 特例認定特定非営利活動法人の特例認定の失効に係る公告（共助社会づくり課）
- 埼玉県環境影響評価技術指針の一部改正（環境政策課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定の解除（水環境課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水環境課）
- 北本都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出（社会福祉課）

- 身体障害者福祉法第 15 条の医師の指定（障害者福祉推進課）
- 身体障害者福祉法第 15 条の医師の指定の辞退（障害者福祉推進課）
- 平成 30 年埼玉県告示第 142 号の一部を改正する告示（こども安全課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 農用地利用配分計画の認可（農業ビジネス支援課）
- 建設業法第 29 条の 2 第 1 項の規定に基づく建設業許可の取消処分（建設管理課）
- 測量法に基づく基本測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 寄居都市計画道路事業の事業認可（中央通り線）（道路街路課）
- 寄居都市計画道路事業の事業認可（寄居駅南口駅前広場）（道路街路課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 行田都市計画道路の変更（都市計画課）
- 川口都市計画、さいたま都市計画、上尾都市計画、蕨都市計画及び戸田都市計画下水道の変更（都市計画課）
- 上尾都市計画区域区分の変更（都市計画課）
- 坂戸都市計画下水道事業坂戸及び鶴ヶ島公共下水道の事業計画の変更認可（都市計画課）
- 桶川市下日出谷東特定土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の変更の届出（市街地整備課）
- 桶川市坂田西特定土地区画整理組合の定款の変更（市街地整備課）
- 東松山市市の川特定土地区画整理組合の定款の変更（市街地整備課）
- 川口栄町 3 丁目銀座地区市街地再開発組合の設立認可（市街地整備課）
- 県営都市公園（羽生水郷公園）の区域の変更（公園スタジアム課）
- 県営都市公園（さきたま古墳公園）区域の変更（公園スタジアム課）
- 都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る数値の変更（建築安全課）
- 埼玉県収納代理金融機関についての告示の一部改正（出納総務課）
- 会計管理者事務の一部委任告示の一部を改正する告示（出納総務課）
- 県道久米所沢線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 県道川越坂戸毛呂山線の区域の変更（飯能県土整備事務所）
- 県道ときがわ坂戸線の区域の変更（飯能県土整備事務所）
- 一般国道 407 号の区域の変更（飯能県土整備事務所）

- 県道坂戸停車場線の区域の変更 (飯能県土整備事務所)
- 一般国道 125 号の区域の変更 (熊谷県土整備事務所)
- 県道熊谷羽生線の区域の変更 (熊谷県土整備事務所)
- 県道熊谷羽生線の区域の変更 (熊谷県土整備事務所)
- 県道弥藤吾行田線の区域の変更 (熊谷県土整備事務所)
- 県道越谷川口線の区域の変更 (越谷県土整備事務所)
- 開発行為に関する工事の完了公告 (川越建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告 (越谷建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告 (越谷建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告 (越谷建築安全センター)
- 政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負等の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示 (公営企業・財務課)
- 大久保浄水場浄水発生土収集運搬業務委託に関する入札公告 (水道管理課)
- 埼玉県立病院の未収金回収業務委託 (経営管理課)
- 技能教育のための施設の所在地変更 (高校教育指導課)
- 技能教育のための施設の名称変更 (高校教育指導課)
- 公職選挙法に基づく個人演説会等施設の指定 (選挙管理委員会)

## 雑報

- 収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示 (病虫害防除所)

## 正誤

- 埼玉県教委告示第 6 号中訂正 (生涯学習文化財課)

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第三号)

(財政課)

### 一 趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正等に伴い、二以上の事業者による産業廃棄物処理に係る特例認定申請手数料等の額を定め、証紙による収入の方法により徴収することとし、及び規定の整備をするための改正

### 二 内容

(一) 埼玉県手数料条例の一部改正

ア 手数料の新設等

(例) 二以上の事業者による産業廃棄物処理に係る特例認定申請手数料  
十四万七千円

イ 手数料の改定

(例) 危険物取扱者免状交付手数料  
現行 二千八百円  
改正後 二千九百円

(二) 埼玉県証紙条例の一部改正

証紙による収入の方法により徴収することとする手数料の追加

(三) 規定の整備

### 三 施行期日

平成三十年四月一日。ただし、二(一)イの一部は同年五月一日、二(三)の一部は公布の日



## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四号）（改革推進課）

### 一 趣旨

事務事業の執行体制の見直しに伴い、職員の定数を改定するものである。

### 二 内容

病院事業管理者の事務を補助する職員

二千四百一人 ↓ 二千三百九十二人（△九人）

### 三 施行期日

平成三十年四月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県個人番号の利用に関する条例及び埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五号）（情報システム課）

### 一 趣旨

県民の利便性の向上を図るため、個人番号を利用することができる事務の追加をするとともに、本人確認情報を利用することができる事務の追加等をするための改正

### 二 内容

- (一) 埼玉県個人番号の利用に関する条例の一部改正  
個人番号を県が独自に利用する事務の追加等
- (二) 埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部改正
  - ア (一)の事務を本人確認情報を利用できる事務に追加
  - イ 規定の整備

### 三 施行期日

平成三十年四月一日

ただし、二(二)イは公布の日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第六号）（市町村課）

### 一 趣旨

公職選挙法の一部改正に伴い、埼玉県議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関し必要な事項を定めるための改正

### 二 内容

(一) 作成単価の上限 一枚当たり七円五十一銭

(二) 作成枚数の上限 一万六千枚

（公職選挙法第四百二十二条第一項第四号に定める枚数）

(三) 公費負担の限度額 (一)の作成単価に(二)の作成枚数を乗じて得た金額

### 三 施行期日等

平成三十一年三月一日から施行し、施行の日以後その期日を告示される埼玉県議会議員の選挙から適用

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県民栄誉章等について議会の議決事件と定める条例（埼玉県条例第七号）（広聴広報課）

### 一 趣旨

埼玉県民栄誉章、彩の国特別栄誉章及び彩の国功労賞について、地方自治法第九十六第二項の規定に基づき議会の議決事件として定めるための条例を制定する。

### 二 内容

知事は、埼玉県民栄誉章、彩の国特別栄誉章及び彩の国功労賞を贈呈するとき  
は、あらかじめ、議会の同意を得なければならない。

### 三 施行期日

公布の日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第八号）（共助社会づくり課）

### 一 趣旨

(一) 「埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例」の規定による指定の申出があつた特定非営利活動法人を指定特定非営利活動法人として指定する。

(二) 「埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例」の規定による指定の取消しの申出があつた指定特定非営利活動法人について、指定を取り消す。

### 二 内容

- (一) 指定する特定非営利活動法人の名称（所在地）  
特定非営利活動法人熊谷市ほたるを保護する会（熊谷市）
- (二) 指定を取り消す特定非営利活動法人の名称（所在地）  
特定非営利活動法人ときがわ山里文化研究所（ときがわ町）  
特定非営利活動法人越谷らるご（越谷市）

### 三 施行期日

- 一 (一) については、公布の日
- 二 (二) については、平成三十年六月二十九日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第九号）（青少年課）

### 一 趣旨

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（以下「青少年インターネット環境整備法」という。）の改正及び住宅宿泊事業法の制定に伴い、法で新たに規定された事項との整理や所要の改正等を行うもの。

### 二 内容

- (一) 青少年インターネット環境整備法に先行して規定していた携帯電話インターネット事業者に対するインターネットの危険性、フィルタリング等の説明義務等を条例から削除する。
- (二) 青少年インターネット環境整備法第十六条ただし書の規定によりフィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない場合、保護者からの書面等による申出と事業者によるその保存を義務化する。
- (三) 保護者の同伴がなく、行動が不審な青少年の宿泊があった場合、警察官へ届け出るよう努めるべき事業者について、旅館業者の他に住宅宿泊事業者等を追加する。

### (四) 規定の整備

### 三 施行期日

平成三十年四月一日

ただし、二(三)は同年六月十五日、二(四)の一部については公布の日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県犯罪被害者等支援条例（埼玉県条例第十号）（防犯・交通安全課）

### 一 趣旨

犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援に関する施策の基本となる事項を定め、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減を図り、もって犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる社会の実現を目指すもの

### 二 内容

#### (一) 定義

- ア 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為
- イ 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族
- ウ 二次的被害 犯罪等による直接的な被害の後に、風評、誹<sup>ひぼう</sup>謗中傷、報道機関による過度な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害等の被害
- エ 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等がその受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるように支援する取組
- オ 民間支援団体 犯罪被害者等支援を行うことを主たる目的とする民間の団体

#### (二) 基本理念

- ア 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有すること。
- イ 犯罪被害者等支援は、被害の状況及び原因、二次的被害の状況等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に推進されること。
- ウ 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れることなく受けることができるように推進されること。

#### (三) 県の責務等

- ア 県の責務 犯罪被害者等支援に関する施策の実施等
- イ 市町村への協力 市町村の施策の策定に対する県の協力等
- ウ 県民の責務 県及び市町村が行う犯罪被害者等支援に関する施策への協力等
- エ 事業者の責務 二次的被害が生ずることのないよう十分な配慮等

オ 民間支援団体の責務 専門的な知識等を活用した犯罪被害者等支援の推進等

(四) 犯罪被害者等支援に関する指針の策定等

(五) 犯罪被害者等支援に関する基本的な施策

ア 相談及び情報の提供等

イ 心身に受けた影響からの回復

ウ 日常生活の支援

エ 安全の確保

オ 居住の安定

カ 雇用の安定

キ 経済的な助成に関する情報の提供等

ク 広報及び啓発

ケ 人材の育成

コ 民間支援団体等による支援の推進

(六) 犯罪被害者等支援の推進体制の整備等

ア 犯罪被害者等支援の推進体制の整備

(1) 関係機関等と連携し、犯罪被害者等支援の推進体制を整備

(2) 県と民間団体が一体となって犯罪被害者等支援を総合的に行う体制の充実に、関係機関等相互間の情報共有及び協議の促進等連携の強化

イ 市町村の総合的対応窓口の体制の充実 市町村が設置する総合的対応窓口の体制の充実を図るため、必要な援助を実施

ウ 財政上の措置

エ 議会への報告

三 施行期日

公布の日



## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県生活環境保全条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十一号）（大気環境課）

### 一 趣旨

大気汚染防止法の改正に伴い、条例の一部を改正する。

### 二 内容

大気汚染防止法の改正に伴い、埼玉県生活環境保全条例第四十九条第三号中、「第二条第九項」を「第二条第八項」に改める。

### 三 施行期日

平成三十年四月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十二号）（高齢者福祉課）

### 一 趣旨

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正する。

### 二 内容

特別養護老人ホームに関する基準の追加を行う。

### 三 施行期日

平成三十年四月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

介護保険法施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十三号）（高齢者福祉課）

### 一 趣旨

介護保険法等の一部改正に伴い、条例の一部を改正する。

### 二 内容

- (一) 介護医療院の基準の追加
- (二) 共生型サービスの基準の追加
- (三) 居宅介護支援事業所の基準の削除
- (四) 規定の整備

### 三 施行期日

平成三十年四月一日

ただし、二(四)の一部については平成三十年十月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十四号）（障害者支援課）

### 一 趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部改正に伴い、自立生活援助等に係る指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるとともに、規定の整備を行う。

### 二 内容

自立生活援助等に係る指定障害福祉サービスの事業に関する基準等の追加、及び規定の整備を行う。

### 三 施行期日

平成三十年四月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十五号）（障害者支援課）

### 一 趣旨

児童福祉法等の一部改正に伴い、居宅訪問型児童発達支援等に係る指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるための改正

### 二 内容

- (一) 居宅訪問型児童発達支援に係る運営に関する基準等を定める
- (二) 共生型障害児通所支援に係る運営に関する基準等を定める

### 三 施行期日

平成三十年四月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県国民健康保険財政調整交付金条例を廃止する条例（埼玉県条例第十六号）  
（国保医療課）

### 一 趣旨

国民健康保険法の一部改正に伴い、埼玉県国民健康保険財政調整交付金条例を廃止する。

### 二 内容

国民健康保険法の規定に基づき、市町村が行う国民健康保険の財政を調整するため、埼玉県国民健康保険財政調整交付金条例を定め、埼玉県国民健康保険財政調整交付金を交付してきた。

国民健康保険法の一部改正に伴い、国民健康保険財政調整交付金が廃止されるため、埼玉県国民健康保険財政調整交付金条例を廃止する。

### 三 施行期日

平成三十年四月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十  
七号）（国保医療課）

### 一 趣旨

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する  
法律の施行に伴い、埼玉県国民健康保険財政安定化基金の拠出金及び基金事業交  
付金の交付要件等について定める等するため条例を改正する。

### 二 内容

(一) 拠出金の徴収に関する規定の追加

ア 拠出市町村 県内の全ての市町村で拠出

イ 算定方法 国民健康保険事業費納付金の一般納付金基礎額の算定方法に準  
じる

(二) 基金事業交付金の交付要件に関する規定の追加

交付の要件とする特別の事情は、次に掲げる事情とする。

ア 被保険者の大多数が災害により著しい損害を受けたこと

イ 企業の倒産又は主要な生産物に係る価格の低下等により地域の産業に著し  
い影響が生じたこと

ウ その他右に掲げる事情に準ずる事情として知事が認めるもの

(三) 規定の整備

### 三 施行期日

平成三十年四月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十八号）  
（疾病対策課）

### 一 趣旨

がん登録等の推進に関する法律の施行に伴い、同法に規定する審議会その他の合議制の機関を設置する。

### 二 内容

別表第二に「埼玉県がん登録審議会」を加える。

### 三 施行期日

平成三十年四月一日



## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十九号）  
（産業支援課）

### 一 趣旨

新たに埼玉県産業技術総合センターに導入する試験研究機器の使用料及び依頼試験に係る手数料を定める。

### 二 内容

#### (一) 使用料

次の六点を条例に追加する。

- ・マイクロフォーカスX線CT装置 一時間 三、四三〇円
- ・人工気候室

人工気象室に係る部分一時間 一、九〇〇円

減圧恒温恒湿槽に係る部分一時間 四、三九〇円

- ・低湿恒温恒湿槽 一時間 八二〇円

- ・大型複合サイクル試験機 一時間 一、四〇〇円

- ・キセノンランプ式耐候性試験機 一時間 二、〇二〇円

#### (二) 手数料

次の三点を条例に追加する。

- ・走査型電子顕微鏡による高分解能試験

倍率一〇〇、〇〇〇倍以下のもの 一試料一測定 一三、一〇〇円

倍率一〇〇、〇〇〇倍を超えるもの 一試料一測定 一九、九〇〇円

- ・マイクロフォーカスX線CT装置による測定 一時間 七、二四〇円

### 三 施行期日

公布の日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県主要農作物種子条例（埼玉県条例第二十号）（生産振興課）

### 一 趣旨

主要農作物（稲、大麦、裸麦、小麦及び大豆をいう。）の優良な種子の生産及び普及を推進し、もって本県の主要農作物の品質の確保及び安定的な生産に寄与することを目的とするもの

### 二 内容

#### (一) 県の責務

県は、農業者団体等と連携を図りながら、主要農作物の優良な種子の生産及び普及に係る施策の推進と体制の整備を図る。

#### (二) 種子計画

知事は、毎年度、主要農作物の優良な種子の生産に関する計画の策定及び公表を行う。

#### (三) 原種及び原原種の生産

県は、主要農作物の優良な種子の生産を行うために必要な原種及び原原種の生産を行う。

#### (四) 在来種の生産及び維持

県は、各地域における在来の主要農作物の生産及びその維持に協力をする。

#### (五) 財政上の措置

県は、主要農作物の優良な種子の生産及び普及に係る施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

### 三 施行期日

平成三十年四月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十号）（農村整備課）

### 一 趣旨

土地改良法の一部改正に伴い、農地中間管理機構関連の新たな基盤整備事業における特別徴収金についての規定を追加等するための改正

### 二 内容

- (一) 特別徴収金の規定を追加
- (二) 条例名を改正

### 三 施行期日

公布の日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県秩父高原牧場条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十二号）（畜産安全課）

### 一 趣旨

農業災害補償法の一部改正に伴い、乳牛の育成を牧場に委託する者が付すべき家畜共済を変更するための改正

### 二 内容

乳牛の育成を委託する者が付すべき家畜共済の変更

### 三 施行期日

平成三十年四月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県都市公園条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十三号）（公園スタジアム課）

### 一 趣旨

都市公園法等の一部改正に伴い、県が設置する公園施設の設置基準等を定めるための改正

### 二 内容

- (一) 公園施設の設置基準に関する特例の追加
- (二) 運動施設に関する制限の新設
- (三) 規定の整備

### 三 施行期日

平成三十年四月一日

ただし、(三)については公布の日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十四号）（建築安全課）

### 一 趣旨

建築基準法の一部改正に伴う規定の整備をするための改正

### 二 内容

日影による建築物の高さの制限に係る対象区域に田園住居地域を追加するための改正

### 三 施行期日

平成三十年四月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県高等学校等奨学金事業基金条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十  
五号）（教育局財務課）

### 一 趣旨

埼玉県高等学校等奨学金事業基金を高等学校等奨学金事業に要する経費の財源  
に充てるために処分することができるように変更等をするための改正

### 二 内容

- (一) 基金の種類の変更  
定額の資金を運用するための基金から特定の目的のために財産を維持し、資  
金を積み立てるための基金に変更
- (二) 基金の預託に関する規定の削除  
奨学金の貸与を行う金融機関に基金を預託することができる規定を削除
- (三) 基金の処分に関する規定の追加  
高等学校等奨学金事業に要する経費の財源に充てるために処分することがで  
きる規定を追加

### 三 施行期日

公布の日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十六号）（県立学校人事課）

### 一 趣旨

高等学校及び義務教育諸学校における教職員の標準定数の変更のため、学校職員の定数を改定するための改正

### 二 内容

学校職員の定数の改定

### 三 施行期日

平成三十年四月一日



## 本号で公布された条例のあらまし

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十七号）（保安課）

### 一 趣旨

都市計画法の一部改正を踏まえ、風俗営業を禁止等する地域に田園住居地域を追加するための改正

### 二 内容

風俗営業が禁止等される第一種地域に田園住居地域を追加

### 三 施行期日

平成三十年四月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十八号）（運転免許課）

### 一 趣旨

道路交通法施行令等の一部改正に伴い、運転免許試験手数料等の額の改定等をするための改正

### 二 内容

(一) 道路交通法施行令等の一部改正に伴う手数料の改定

(例) 普通自動車運転免許に係る運転免許試験手数料

(指定自動車教習所を卒業した者等以外の者)

(現行) 二, 二〇〇円 ↓ (改正後) 二, 五五〇円

(二) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴う手数料の改定

(例) 火薬類運搬証明書交付手数料

(現行) 二, 四〇〇円 ↓ (改正後) 二, 一〇〇円

### 三 施行期日

平成三十年四月一日から施行する。

# 条 例

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 埼玉県条例第三号

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例

(埼玉県手数料条例の一部改正)

第一条 埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表危機管理防災部の項第六号中「二千八百円」を「二千九百円」に改め、同項第八号中「千八百円」を「千九百円」に改め、同項第九号中「五千円」を「六千五百円」に、「三千四百円」を「四千五百円」に、「二千七百元」を「三千六百元」に改め、同項第十二号中「二千八百円」を「二千九百円」に改め、同項第十四号中「千八百円」を「千九百円」に改め、同項第十五号中「五千円」を「五千七百元」に、「三千四百円」を「三千八百円」に改め、同項第四十号金額の欄中「百八十円」を「百六十円」に改め、同欄ハ中「二百二十円」を「二百十円」に、「四円」を「三元」に改め、同欄ニ中「九十円」を「八十円」に改め、同項第六十三号中「一万九千元」を「一万七千元」に改める。

別表環境部の項第二号中「第三十二条の四第一項第五号ロ」を「第三十二条の四第一項第六号ロ」に改め、同項第七号中「第六条第一項第五号ロ」を「第六条第一項第六号ロ」に改め、同項第九号中「三万七千七百円」を「三万三千九百円」に改め、同項第十号中「一万七千元」を「一万五千元」に改め、同項中第五十八号を第六十三号とし、第五十二号から第五十七号までを五号ずつ繰り下げ、同項第五十一号中「七万五千元」を「六万七千元」に改め、同号を同項第五十六号とし、同項中第五十号を第五十五号とし、第四十二号から第四十九号までを五号ずつ繰り下げ、第四十一号を第四十三号とし、同号の次に次の三号を加える。

四十四 土壌汚染	汚染土壌	十二万円
対策法第二十七	処理業の	
条の二第一項の	譲渡及び	
規定に基づく汚	譲受の承	
染土壌処理業の	認申請手	
譲渡及び譲受の	数料	
承認の申請に対		

<p>四十五 土壤汚染 対策法第二十七 条の三第一項の 規定に基づく汚 染土壤処理業者 である法人の合 併又は分割の承 認の申請に対す る審査</p>	<p>汚染土壤 処理業者 の合併又 は分割の 承認申請 手数料</p>	<p>十二万円</p>
<p>四十六 土壤汚染 対策法第二十七 条の四第一項の 規定に基づく汚 染土壤処理業の 相続の承認の申 請に対する審査</p>	<p>汚染土壤 処理業の 相続の承 認申請手 数料</p>	<p>十二万円</p>

別表環境部の項中第四十号を第四十二号とし、第十七号から第三十九号までを  
二号ずつ繰り下げ、第十六号の次に次の二号を加える。

<p>十七 廃棄物の処 理及び清掃に関 する法律第十二 条の七第一項の 規定に基づく二 以上の事業者に よる産業廃棄物 の処理に係る特 例の認定の申請 に対する審査</p>	<p>二以上の 事業者に よる産業 廃棄物処 理に係る 特例認定 申請手数 料</p>	<p>十四万七千円</p>
<p>十八 廃棄物の処 理及び清掃に関</p>	<p>二以上の 事業者に</p>	<p>十三万四千円</p>

<p>する法律第十二 条の七第七項の 規定に基づく二 以上の事業者に よる産業廃棄物 の処理に係る特 例の認定に係る 事項の変更の認 定の申請に対す る審査</p>	<p>よる産業 廃棄物処 理に係る 特例変更 認定申請 手数料</p>
--	---

別表農林部の項第三十一号中ヌをルとし、リを又とし、チをリとし、トの次に次のように加える。

<p>チ 牛ウイルス性下痢・粘膜病の検査</p> <p>(1) 血清学的検査</p> <p>(2) (1)以外の検査</p>	<p>六百円</p> <p>二千円</p>
--	-----------------------

別表農林部の項第三十一号に次のように加える。

<p>ヲ 豚繁殖・呼吸障害症候群の検査</p> <p>(1) 血清学的検査</p> <p>(2) (1)以外の検査</p>	<p>六百円</p> <p>二千円</p>
---	-----------------------

別表都市整備部の項第二十一号中「又は第十三項ただし書」を「、第十三項ただし書又は第十四項ただし書」に改め、同項第二十五号中「基づく建築物の建ぺい率」を「基づく建築物の建蔽率」に、「建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外等に係る許可申請手数料」を「建築物の建蔽率に関する制限の適用除外等に係る許可申請手数料」に改め、同項第三十二号中「基づく建築物の容積率、建ぺい率」を「基づく建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料」を「高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料」に改め、同項第四十四号中「基づく建築物の建ぺい率」を「基づく建築物の建蔽率」に、「再開発等促進区等における建築物の容積率、建築物の建ぺい率又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料」を「再開発等促進区等における建築物の容積率、建築物の建蔽率又は建築物の高さに関

する制限の適用除外に係る認定申請手数料」に改め、同項第五十号中「建ぺい率の特例の」を「建蔽率の特例の」に、「地区計画等の区域における建築物の建ぺい率の特例認定申請手数料」を「地区計画等の区域における建築物の建蔽率の特例認定申請手数料」に改め、同項第六十一号中「規定に基づく建築物の容積率、建ぺい率」を「規定に基づく建築物の容積率、建蔽率」に、「一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料」を「一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料」に改め、同項第七十一号中「一万六千九百円」を「一万七千七百円」に改める。

(埼玉県証紙条例の一部改正)

第二条 埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項中第三百八十七号を第三百九十二号とし、第三百二十三号から第三百八十六号までを五号ずつ繰り下げ、同項第三百二十二号を次のように改め、同号を同項第三百二十七号とする。

---

三百二十一 一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料

---

別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項中第三百二十一号を第三百二十六号とし、第三百十二号から第三百一十号までを五号ずつ繰り下げ、同項第三百十一号を次のように改め、同号を同項第三百十六号とする。

---

三百十一 地区計画等の区域における建築物の建蔽率の特例認定申請手数料

---

別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項中第三百十号を第三百十五号とし、第三百五号から第三百九号までを五号ずつ繰り下げ、同項第三百四号を次のように改め、同号を同項第三百九号とする。

---

三百四 再開発等促進区等における建築物の容積率、建築物の建蔽率又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料

---

別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項中第三百三号を第三百八号とし、第二百九十三号から第三百二号までを五号ずつ繰り下げ、同項第

二百九十二号を次のように改め、同号を同項第二百九十七号とする。

---

二百九十二 高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料

---

別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項中第二百九十一号を第二百九十六号とし、第二百八十四号から第二百九十号までを五号ずつ繰り下げ、同項第二百八十三号を次のように改め、同号を同項第二百八十八号とする。

---

二百八十三 建築物の建蔽率に関する制限の適用除外等に係る許可申請手数料

---

別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項中第二百八十二号を第二百八十七号とし、第二百二十一号から第二百八十一号までを五号ずつ繰り下げ、第二百二十号を第二百二十二号とし、同号の次に次の三号を加える。

---

百二十三 汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認申請手数料  
百二十四 汚染土壌処理業者の合併又は分割の承認申請手数料  
百二十五 汚染土壌処理業の相続の承認申請手数料

---

別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項中第百十九号を第百二十一号とし、第九十六号から第百十八号までを二号ずつ繰り下げ、第九十五号の次に次の二号を加える。

---

九十六 二以上の事業者による産業廃棄物処理に係る特例認定申請手数料  
九十七 二以上の事業者による産業廃棄物処理に係る特例変更認定申請手数料

---

#### 附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第一条中埼玉県手数料条例別表環境部の項第二号及び第七号の改正規定は公布の日から、同表危機管理防災部の項第六号、第八号、第九号、第十二号、第十四号及び第十五号の改正規定は同年五月一日から施行する。

## 条 例

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第四号

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第九号中「二千四百一人」を「二千三百九十二人」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。



## 条 例

埼玉県個人番号の利用に関する条例及び埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第五号

埼玉県個人番号の利用に関する条例及び埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

(埼玉県個人番号の利用に関する条例の一部改正)

第一条 埼玉県個人番号の利用に関する条例(平成二十七年埼玉県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

埼玉県個人番号の利用等に関する条例

第一条中「第九条第二項」の下に「及び第十九条第十号」を、「個人番号の利用」の下に「並びに特定個人情報の利用及び提供」を加える。

第四条の見出しを「(個人番号の利用範囲等)」に改め、同条第一項中「事務は、」の下に「別表第一の上欄に掲げる執行機関が行う同表の下欄に掲げる事務及び」を加え、同条第二項中「前項に規定する」を「法別表第二の第二欄に掲げる」に、「法別表第二」を「同表」に改め、同項ただし書中「第十九条第七号」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 別表第二の上欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の下欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

第四条に次の一項を加える。

4 第二項の規定により特定個人情報を利用した場合において、他の条例、規則その他の規程(次条第二項において「条例等」という。)の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

第四条の次に次の二条を加える。

(特定個人情報の提供等)

第五条 法第十九条第十号の条例で定めるところにより特定個人情報を提供するとき、別表第三の第一欄に掲げる執行機関が、同表の第三欄に掲げる執行機

関に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報情報の提供を求めた場合において、同表の第三欄に掲げる執行機関が当該特定個人情報情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報情報の提供があった場合において、他の条例等の規定により当該特定個人情報情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則の次に別表として次の三表を加える。

別表第一(第四条関係)

執行機関	事務
一 知事	私立の高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。)(特別支援学校の高等部を除く。)の生徒等(同法第三条第一項に規定する者をいう。以下同じ。)の保護者等(同法第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。以下同じ。)に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
二 知事	高等学校等を退学した後、私立の高等学校等に改めて入学した生徒等に対する支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
三 知事	私立の小学校、中学校又は高等学校等(各種学校を除く。)の児童又は生徒の保護者等に係る授業料等の軽減に関する事務であつて規則で定めるもの
四 知事	生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの
五 知事	療育手帳(知的障害者(知的障害のある児童を含む。)

	<p>に対して交付する手帳であつて、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。）の交付に関する事務であつて規則で定めるもの</p>
<p>六 知事</p>	<p>肝炎患者等に対する医療費等の助成に関する事務であつて規則で定めるもの</p>
<p>七 教育委員会</p>	<p>埼玉県立高等学校の授業料等に関する条例（昭和五十一年埼玉県条例第三十四号）による授業料及び入学料の減免に関する事務であつて規則で定めるもの</p>
<p>八 教育委員会</p>	<p>埼玉県高等学校等奨学金に関する条例（平成十八年埼玉県条例第六十一号）による奨学金の貸与に関する事務であつて規則で定めるもの</p>
<p>九 教育委員会</p>	<p>国立及び公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）の生徒等の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの</p>
<p>十 教育委員会</p>	<p>高等学校等を退学した後、県立の高等学校等に改めて入学した生徒等に対する支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの</p>
<p>十一 教育委員会</p>	<p>埼玉県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学奨励費貸与条例（昭和四十九年埼玉県条例第八十七号）による修学奨励費の貸与に関する事務であつて規則で定めるもの</p>
<p>十二 教育委員会</p>	<p>県立の中学校における学校給食費（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第十一条第二項に規定する学校給食費をいう。）に係る援助に関する事務であつて規則で定めるもの</p>
<p>十三 教育委員会</p>	<p>特別支援学校への就学のため必要な経費（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四十四号）によるものを除く。）の支弁に関する事務であつて規則で定めるもの</p>

別表第二（第四条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
一 知事	<p>私立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）の生徒等の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であつて規則で定めるものの</p>
二 知事	<p>私立の小学校、中学校又は高等学校等（各種学校を除く。）の児童又は生徒の保護者等に係る授業料等の軽減に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの</p>
三 知事	<p>生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>法別表第二の二十六の項の第四欄に掲げる特定個人情報であつて規則で定めるもの</p>
四 知事	<p>法別表第二の第二欄に掲げる事務（法第十九条第七号の規定により同表の第四欄に掲げる生活保護関係情報の提供を受ける事務に限る。）であつて規則で定めるもの</p>	<p>外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの</p>

五 知事	<p>法別表第二の第二欄に掲げる事務（法第十九条第七号の規定により同表の第四欄に掲げる児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）による障害児入所支援に関する情報又は身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害者に関する情報の提供を受ける事務に限る。）であつて規則で定めるもの</p>	療育手帳に関する情報であつて規則で定めるもの
---------	--	------------------------

別表第三（第五条関係）

一 知事	情報照会機関	事務	<p>生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの</p>
	情報提供機関	特定個人情報	<p>教育委員会</p> <p>特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であつて規則で定めるもの</p>
			<p>学校保健安全法（昭</p>

<p>三 教育委員会</p>	<p>二 知事</p>		
<p>埼玉県立高等学校</p>	<p>法別表第二の第二欄に掲げる事務（法第十九条第七号の規定により同表の第四欄に掲げる特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報の提供を受ける事務に限る。）であつて規則で定めるもの</p>		
<p>知事</p>	<p>教育委員会</p>	<p>特別支援学校への就学のため必要な経費（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）の支弁に関する情報であつて規則で定めるもの</p>	<p>和三十二年法律第五十六号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であつて規則で定めるもの</p>
<p>生活保護関係情報</p>			

七 教育委員会	六 教育委員会	五 教育委員会	四 教育委員会	法別表第二の第二 めるもの であって規則で定 支弁に関する事務 ものを除く。）の 関する法律による 校への就学奨励に 経費（特別支援学 特別支援学校への 就学のため必要な	国立及び公立の高 等学校等（特別支 援学校の高等部を 除く。）の生徒等 の保護者等に対す る奨学のための給 付金の支給に関す る事務であって規 則で定めるもの	埼玉県高等学校等 奨学金に関する条 例による奨学金の 貸与に関する事務 であって規則で定 めるもの	の授業料等に関す る条例による授業 料及び入学料の減 免に関する事務で あって規則で定め るもの
知事	知事	知事	知事	外国人生活保護関 係情報であって規 則で定めるもの	外国人生活保護関 係情報であって規 則で定めるもの	外国人生活保護関 係情報であって規 則で定めるもの	外国人生活保護関 係情報であって規 則で定めるもの
外国人生活保護関	外国人生活保護関	外国人生活保護関	外国人生活保護関	外国人生活保護関 係情報であって規 則で定めるもの	外国人生活保護関 係情報であって規 則で定めるもの	外国人生活保護関 係情報であって規 則で定めるもの	外国人生活保護関 係情報であって規 則で定めるもの

	<p>欄に掲げる事務(法第十九条第七号の規定により同表の第四欄に掲げる生活保護関係情報の提供を受ける事務に限る。)であつて規則で定めるもの</p>		<p>係情報であつて規則で定めるもの</p>
--	---	--	------------------------

(埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部改正)

第二条 埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例(平成二十二年埼玉県条例第六号)の一部を次のように改正する。

別表第二第九号二中「から第四項まで」を「及び第三項」に改め、同表に次の一号を加える。

十七 埼玉県個人番号の利用等に関する条例(平成二十七年埼玉県条例第四十号) 別表第一の下欄に掲げる事務のうち、知事が行うもの  
別表第三教育委員会の項に次の一号を加える。

三 埼玉県個人番号の利用等に関する条例別表第一の下欄に掲げる事務のうち、教育委員会が行うもの

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条中別表第二第九号ニの改正規定は、公布の日から施行する。



## 条 例

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第六号

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成五年埼玉県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「のビラ（埼玉県知事の選挙の場合に限る。）」を「及び第四号のビラ」に改める。

第七条中「（埼玉県知事の選挙の場合に限る。）」を削る。

第九条中「第四百四十二条第一項第三号」の下に「又は第四号の選挙の区分に応じそれぞれ同項第三号又は第四号」を加える。

第十条中「第四百四十二条第一項第三号」の下に「又は第四号の選挙の区分に応じそれぞれ同項第三号又は第四号」を加え、「同号」を「それぞれ同項第三号又は第四号」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、平成三十一年三月一日から施行する。
- 2 改正後の埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される埼玉県議会議員の選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された埼玉県議会議員の選挙については、なお従前の例による。

## 条 例

埼玉県民栄誉章等について議会の議決事件と定める条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第七号

埼玉県民栄誉章等について議会の議決事件と定める条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第二項の規定に基づき、埼玉県民栄誉章（文化の向上に貢献し、社会に明るい希望を与えて県の名を高め、広く県民に敬愛される個人又は団体に対して行う表彰をいう。次条において同じ。）、彩の国特別栄誉章（国際化の進展、文化の向上等の県の重要事業の推進に多大な貢献のあった個人又は団体に対して行う表彰をいう。次条において同じ。）及び彩の国功労賞（スポーツ、文化等の各分野において、国内外で高く評価される功績を挙げ、広く県民に夢と希望を与え、潤いと活力のある社会づくりに貢献したと認められる個人又は団体に対して行う表彰をいう。次条において同じ。）について、その重要性に鑑み、議決事件と定めることにより、県民の総意として表彰することを明らかにし、もって県民意識の高揚に資することを目的とする。

(表彰についての議決)

第二条 知事は、埼玉県民栄誉章、彩の国特別栄誉章及び彩の国功労賞を贈呈するときは、あらかじめ、議会の同意を得なければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 条 例

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第八号

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例（平成二十五年埼玉県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条 埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例（平成二十五年埼玉県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表に次のように加える。

12	特定非営利活動法人熊谷市ほたるを保護する会	埼玉県熊谷市三本千九百二十七番地二
----	-----------------------	-------------------

第二条 埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を次のように改正する。

本則の表中2の項及び3の項を削り、4の項を2の項とし、5の項から12の項までを二項ずつ繰り上げる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十年六月二十九日から施行する。

## 条 例

埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第九号

埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

埼玉県青少年健全育成条例（昭和五十八年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の三中「及び第四項」を削る。

第二十一条の四第一項中「この項及び第四項」を「この条」に、「第十七条第一項ただし書」を「第十五条ただし書」に改め、「申出」の下に「又は法第十六条ただし書の規定によりフィルタリング有効化措置（同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。以下同じ。）を講ずることを希望しない旨の申出」を加え、「当該青少年が就労しており、フィルタリングサービスを利用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずることその他の」を削り、「書面」の下に「（規則で定める方法による申出をする場合においては、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第五項において同じ。）に代えることができる。第三項及び第四項において同じ。）」を加え、「携帯電話インターネットネットワーク事業者（同条第八項に規定する携帯電話インターネット接続役員提供事業者）」を「携帯電話インターネット事業者等（法第十三条第一項に規定する携帯電話インターネット接続役員提供事業者等）」に改め、同項第二号中「携帯電話端末又はPHS端末（第四項において「携帯電話端末等」という）を「携帯電話端末等（法第二条第七項に規定する携帯電話端末等をいう。以下同じ）」に改め、同条第二項中「携帯電話インターネット事業者」を「携帯電話インターネット事業者等」に、「携帯電話インターネット接続役員提供を受けることにより青少年が有害情報を閲覧する機会が生ずること」を「携帯電話端末等からのインターネットの利用により青少年が有害情報の閲覧をする可能性があること」に改め、「説明するとともに、その内容を」を削り、同条第三項から第五項までを次のように改める。

3 携帯電話インターネット事業者（法第二条第八項に規定する携帯電話インターネット接続役員提供事業者をいう。）は、第一項各号に規定する契約を締結する場合において、同項の書面の提出があつたときに限り、フィルタリングサービスを除いて携帯電話インターネット接続役員を提供することができる。

4 携帯電話インターネット事業者等は、第一項各号に規定する契約の締結に当た

り、特定携帯電話端末等（法第十六条に規定する特定携帯電話端末等をいう。以下同じ。）を販売する場合において、同項の書面の提出があつたときに限り、当該特定携帯電話端末等について、フィルタリング有効化措置を講じないことができる。

5 第三項又は前項に規定する場合において、携帯電話インターネット事業者等は、第一項各号に規定する契約が終了する日又は規則で定める日のいずれか早い日までの間、次に掲げるいずれかを保存しなければならない。

一 第一項の書面又はその写し

二 第一項の書面（電磁的記録を含む。次号において同じ。）が記録された規則で定める記録媒体（次号において「記録媒体」という。）

三 前二号に掲げるもののほか、第一項の書面に記載された事項（規則で定める事項に限る。）が記載され、若しくは記録された他の書面又は記録媒体

四 前三号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

第二十一条の四第六項中「第二項又は第四項」を「法第十四条」に、「携帯電話インターネット事業者」を「携帯電話インターネット事業者等」に改め、同条第七項中「携帯電話インターネット事業者」を「携帯電話インターネット事業者等」に、「又は第四項」を「、第四項又は第五項」に改め、同条第八項中「受けている」の下に「、又は特定携帯電話端末等へのフィルタリング有効化措置を講じていない」を加え、同条第九項及び第十項中「携帯電話インターネット事業者」を「携帯電話インターネット事業者等」に改め、同条第十一項中「第二項及び第四項」を「法第十四条及び第二項」に、「携帯電話インターネット事業者の説明」を「携帯電話インターネット事業者等の説明等」に改める。

第二十三条の見出し中「旅館業」を「旅館業等」に改め、同条中「いう。」の下に「、住宅宿泊事業（住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二条第三項に規定する住宅宿泊事業をいう。）又は住宅宿泊管理業（同条第六項に規定する住宅宿泊管理業をいう。）」を加える。

第二十五条第一項第三号中「、第二項若しくは第四項」を「若しくは第二項」に改める。

第二十六条第一項第七号中「携帯電話インターネット事業者」を「携帯電話インターネット事業者等」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十一条の四第一項の改正規定（「第十七条第一項ただし書」を「第十五条

「ただし書」に改める部分に限る。」 公布の日

二 第二十三条の改正規定 平成三十年六月十五日

## 条 例

埼玉県犯罪被害者等支援条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第十号

埼玉県犯罪被害者等支援条例

目次

第一章 総則（第一条―第九条）

第二章 犯罪被害者等支援に関する基本的な施策（第十条―第十九条）

第三章 犯罪被害者等支援の推進体制の整備等（第二十条―第二十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援に関する施策の基本となる事項を定め、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減を図り、もって犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる社会を実現することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- 二 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- 三 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、誹謗中傷、報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による過度な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害等の被害をいう。
- 四 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等がその受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるように支援する取組をいう。
- 五 民間支援団体 犯罪被害者等支援を行うことを主たる目的とする民間の団体をいう。

（基本理念）

第三条 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処

遇を保障される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等支援は、被害の状況及び原因、二次的被害の状況等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に推進されなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れることなく受けることができるように推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 県は、前項の施策を実施するに当たっては、市町村その他の関係機関及び民間支援団体その他の関係する者（以下「関係機関等」という。）と相互に連携を図るものとする。

(市町村への協力)

第五条 県は、市町村が犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施するために必要な情報の提供、助言その他の協力をを行うものとする。

(県民の責務)

第六条 県民は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、県及び市町村が行う犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等支援に努めるものとする。

(民間支援団体の責務)

第八条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進するとともに、県及び市町村が行う犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(犯罪被害者等支援に関する指針)

第九条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する指針（以下この条において「指針」という。）を定めるものとする。

- 2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。



- 一 犯罪被害者等支援に関する基本方針
- 二 犯罪被害者等支援に関する具体的施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な事項

3 県は、指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

## 第二章 犯罪被害者等支援に関する基本的な施策

### (相談及び情報の提供等)

第十条 県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。

### (心身に受けた影響からの回復)

第十一条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他の犯罪等により心身に受けた影響から回復することができるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

### (日常生活の支援)

第十二条 県は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に平穏な日常生活を営むことができよう必要な施策を講ずるものとする。

### (安全の確保)

第十三条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

### (居住の安定)

第十四条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、又は犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止するため、犯罪被害者等の一時的な利用に供する住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

### (雇用の安定)

第十五条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。  
(経済的な助成に関する情報の提供等)

第十六条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第十七条 県は、広報活動及び啓発活動を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について県民及び事業者が理解を深め、社会全体として犯罪被害者等支援が推進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第十八条 県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援等の犯罪被害者等支援を担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体等による支援の推進)

第十九条 県は、民間支援団体その他の関係する者が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三章 犯罪被害者等支援の推進体制の整備等

(犯罪被害者等支援の推進体制の整備)

第二十条 県は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が必要な支援を途切れることなく受け取ることができるよう、犯罪被害者等支援を推進するために必要な体制の整備を行うものとする。

2 前項の体制の整備に当たっては、県と民間支援団体が一体となって犯罪被害者等支援を総合的に行う体制の充実並びに関係機関等相互間の犯罪被害者等支援に係る情報の共有及び協議の促進その他の関係機関等相互間の連携の強化を図るものとする。

(市町村の総合的対応窓口の体制の充実)

第二十一条 県は、市町村が設置する犯罪被害者等支援を総合的に行う窓口の体制の充実を図るため、市町村に対する情報の提供、助言、研修の実施その他の必要な援助を行うものとする。

(財政上の措置)

第二十二条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(議会への報告)

第二十三条 県は、犯罪被害者等支援に関して講じた施策の実施状況について、適

宜、議会に報告するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(見直し)

2 県は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じこの条例について見直しを行うものとする。

(埼玉県防犯のまちづくり推進条例の一部改正)

3 埼玉県防犯のまちづくり推進条例(平成十六年埼玉県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条の見出し中「犯罪被害者」を「犯罪被害者等」に改め、同条中「犯罪により被害を被った者」を「犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族」に、「犯罪被害者」を「犯罪被害者等」に、「民間団体」を「民間支援団体」に、「講ずるよう努める」を「講ずる」に改める。

## 条 例

埼玉県生活環境保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第十一号

埼玉県生活環境保全条例の一部を改正する条例

埼玉県生活環境保全条例（平成十三年埼玉県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第三号中「第二条第九項」を「第二条第八項」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

## 条 例

埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第十二号

埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年埼玉県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第七十六条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

#### 六 緊急時等における対応方法

第八十一条中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加える。

第九十一条の次に次の一条を加える。

#### （緊急時等の対応）

第九十一条の二 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、省令第十二条第一項第二号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めなければならない。

第一百三条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

#### 七 緊急時等における対応方法

#### 附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

## 条 例

介護保険法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第十三号

介護保険法施行条例の一部を改正する条例

介護保険法施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

「第四款 運営

目次中「第四款 運営に関する基準（第九条―第四十二条）」を 第四款の二

に関する基準（第九条―第四十二条）

共生型居宅サービスに関する基準（第四十二条の二・第四十二 に、「第五款 削  
条の三）」

除」を「第五款 共生型居宅サービスに関する基準（百十四条―百三十一条）」

「第三

に、「第三目 運営に関する基準（百七十四条―百八十二条）」を 第五款

「

目 運営に関する基準（百七十四条―百八十二条）

第二

の二 共生型居宅サービスに関する基準（百八十二条の二・第八

第

十二条の三）

「

第

第

第四款 運営に関する基準（百七十一条―百七十七条）

章の二 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等

一節 総則（百七十七條の二―百七十七條の四）

を「

二節 人員に関する基準（百七十七條の五・百七十七條の六）

三節 運営に関する基準（百七十七條の七―百七十七條の三十二）

四節 基準該当居宅介護支援に関する基準（百七十七條の三十三）

「

第四款 運営に関する基準（百七十一条―百七十七條）」に、「第

「第三款 運

第五章の二 介

第一節 総則

第三款	運営に関する基準（第四百三十条―第四百三十八条）	「	第五節	ユニ	基準	第一款	こ	八	第二款	施	第三款	運	十
			第四節	運営									
			第三節	施設									
			第二節	人員									

営に関する基準（第四百三十条―第四百三十八条）

護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

（第四百三十八条の二・第四百三十八条の三）

に関する基準（第四百三十八条の四）

及び設備に関する基準（第四百三十八条の五・第四百三十八条の

に関する基準（第四百三十八条の七―第四百三十八条の四十二）

ット型介護医療院の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する

に、 「第四目

の節の趣旨及び基本方針（第四百三十八条の四十三・第四百三十  
条の四十四）

設及び設備に関する基準（第四百三十八条の四十五）

営に関する基準（第四百三十八条の四十六―第四百三十八条の五

四）

「第四目

介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第五百九十  
九条―第六百三条）

を 第六款の

介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第五百九十

九条―第六百三条）

に改める。

二 共生型介護予防サービスに関する基準（第六百三条の二・第六

百三条の三）

第八条第二項中「第四項」を「第九項」に改める。

第十一条中「居宅介護支援事業者（）」の下に「法第八条第二十四項に規定する」を加える。

第十四条中「第三十八号。」の下に「第三十六条の二及び」を加える。

第十五条第一項中「提供する者」の下に「（以下この章において「居宅介護支援事業者等」という。）」を加える。

第二十九条第三項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

第三十六条の次に次の一条を加える。

（不当な働きかけの禁止）

第三十六条の二 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等基準第二条第一項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。第六十五条第二項において同じ。）の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者（法第四十一条第一項に規定する居宅要介護被保険者をいう。）に対して、利用者に必要なないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

第二章第二節第四款の次に次の一款を加える。

第四款の二 共生型居宅サービスに関する基準

（共生型訪問介護の基準）

第四十二条の二 訪問介護に係る共生型居宅サービス（次条において「共生型訪問介護」という。）の事業を行う指定居宅介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下この章において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第五条第一項に規定する指定居宅介護事業者をいう。）及び重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下この条及び第八十二条の二において「障害者総合支援法」という。）第五条第三項に規定する重度訪問介護をいう。）に係る指定障害福祉サービス（障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、省令第三十九条の二に規定する基準の例によることとする。

（準用）

第四十二条の三 第五条、第六条及び第七条並びに前款の規定は、共生型訪問介護



の事業について準用する。この場合において、第六条中「第五条」とあるのは「第三十九条の三において準用する省令第五条（同条第一項を除く。）」と、第七条中「第六条」とあるのは「第三十九条の三において準用する省令第六条」と、第九条中「第八条」とあるのは「第三十九条の三において準用する省令第八条」と、第十条中「第九条」とあるのは「第三十九条の三において準用する省令第九条」と、第二十六条中「第二十五条」とあるのは「第三十九条の三において準用する省令第二十五条」と、第三十五条中「第三十三条」とあるのは「第三十九条の三において準用する省令第三十三条」と、第四十条中「第三十七条」とあるのは「第三十九条の三において準用する省令第三十七条」と読み替えるものとする。

第四十七条中「前款」を「第四款」に改める。

第五十九条中「及び第三十二条」を「第三十二条から第三十六条まで及び第三十七条」に改める。

第六十三条中「第三十七条まで」を「第三十六条まで、第三十七条」に改める。

第六十九条第一項中「その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「等」に改める。

第七十九条中「第三十二条から」の下に「第三十六条まで、第三十七条から」を加える。

第八十二条の見出しを「（設備及び備品等）」に改め、同条第一項中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第九十条中「、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。第九十五条第三項において同じ。）」を削る。

第九十二条第一項中「、薬局又は指定訪問看護ステーション等（指定訪問看護ステーション及び指定介護予防訪問看護ステーション（第五百三条に規定する指定介護予防訪問看護ステーションをいう。）をいう。第五百二十七条第一項において同じ。）」を「又は薬局」に改める。

第九十五条第一項第一号中「居宅介護支援事業者等」を「居宅介護支援事業者」に改め、同条第三項を削る。

第九十六条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

#### 五 通常の事業の実施地域

第百十三条中「第三十四条から」の下に「第三十六条まで、第三十七条から」を加える。

第二章第七節第五款を次のように改める。

#### 第五款 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型通所介護の基準)

第十四条 通所介護に係る共生型居宅サービス(次条において「共生型通所介護」という。)の事業を行う指定生活介護事業者(指定障害福祉サービス等基準第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第五十六条第一項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第六十六条第一項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定児童発達支援事業者(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下この条において「指定通所支援基準」という。))第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。))を通わせる事業所において指定児童発達支援(指定通所支援基準第四条に規定する指定児童発達支援をいう。))を提供する事業者を除く。)及び指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準第六十六条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第六十五条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。))を提供する事業者を除く。)が当該事業に関して満たすべき基準は、省令第五十五条の二に規定する基準の例によることとする。

(準用)

第十五条 第九条から第十八条まで、第二十条、第二十二條、第二十七條、第二十八條、第三十四條から第三十六條まで、第三十七條から第三十九條まで、第四十一条、第五十六条、第九十九条、第一百一条及び第一百二条第四項並びに前款(第一百三条を除く。)の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第九条中「第八条」とあるのは「第五十五条の三において準用する省令第八条」と、第十条中「第九条」とあるのは「第五十五条の三において準用する省令第九条」と、第二十八条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者(以下この章において「共生型通所介護従業者」という。))」と、第三十四条中「運営規程」とあるのは「運営規程(第一百七七条に規定する運営規程をいう。))」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第三十五条中「第三十三條」とあるのは「第五十五条の三において準用する省令第三十三條」と、第一百一条中「第九十四條」とあるのは「第五十五条の三において準用する省令第九十四條」と、第一百二条第四項中「前項ただし書の場合(指定通所

介護事業者が利用者に対して第一項に規定する設備又は同項に規定する設備以外の設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第百五条第二号、第百六条第五項及び第百八条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第百十一条の二中「第百四条の二」とあるのは「第百五条の三において準用する省令第百四条の二」と、第百十二条第二項第二号中「次条において準用する第二十条第二項」とあるのは「第二十条第二項」と、同項第三号中「次条において準用する第二十七条」とあるのは「第二十七条」と、同項第四号中「次条において準用する第三十八条第二項」とあるのは「第三十八条第二項」と読み替えるものとする。

第百十六条から第百三十一条まで 削除

第百三十五条中「第三十七条まで」を「第三十六条まで、第三十七条」に改める。  
第百四十二条第一項中「作業療法士」の下に「若しくは言語聴覚士」を加える。  
第百五十三条第二項中「その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「等」に改める。

第百六十五条第二項中「（指定居宅介護支援等基準第二条第一項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）」を削る。

第百六十九条中「第三十四条から」の下に「第三十六条まで、第三十七条から」を加える。

第二章第九節第五款の次に次の一款を加える。

#### 第五款の二 共生型居宅サービスに関する基準

（共生型短期入所生活介護の基準）

第百八十二条の二 短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス（次条において「共生型短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス等基準第百十八条第一項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス等基準第百十四条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者を利用してない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該事業に関して満たすべき基準は、省令第百四十条の十四に規定する基準の例によることとする。

(準用)

第八十二条の三 第十条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第二十条、第二十二條、第二十七條、第三十四條から第三十六條まで、第三十七條から第四十一条まで、第五十六條、第八八條、第一百條、第一百一十一條、第四百七十七條及び第四百九十九條並びに第四款（第六十九條を除く。）の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第四百十條の十五において準用する省令第九條」と、第三十四條中「運営規程」とあるのは「運営規程（第六十四條に規定する運営規程をいう。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この章において「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」と、第三十五条中「第三十三條」とあるのは「第四百十條の十五において準用する省令第三十三條」と、第四十條中「第三十七條」とあるのは「第四百十條の十五において準用する省令第三十七條」と、第八八條第三項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第四百九十九條中「第二百二十二條」とあるのは「第四百十條の十五において準用する省令第二百二十二條」と、第五百二十二條中「第二百二十五條」とあるのは「第四百十條の十五において準用する省令第二百二十五條」と、第五百五十五條中「第二百二十八條」とあるのは「第四百十條の十五において準用する省令第二百二十八條」と、第五百五十六條第一項中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第五百五十七條中「第三百十條」とあるのは「第四百十條の十五において準用する省令第三百十條」と、第六十三條中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第六十八條第二項第二号中「次条において準用する第二十条第二項」とあるのは「第二十条第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第二十七條」とあるのは「第二十七條」と、同項第五号中「次条において準用する第三十八條第二項」とあるのは「第三十八條第二項」と、同項第六号中「第四百十條において準用する省令第三十七條第二項」とあるのは「第三十七條第二項」と読み替えるものとする。

第八十九條中「第三十七條まで」を「第三十六條まで、第三十七條」に改め、「静養室等」の下に「と、第六十八條第二項第二号中「次条において準用する第二十条第二項」とあるのは「第二十条第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第二十七條」とあるのは「第二十七條」と、同項第五号中「次条において準用する第三十八條第二項」とあるのは「第三十八條第二項」と、同項第六号中「第四百十條において準用する省令第三十七條第二項」とあるのは「第三十七條第二項」を加える。

第九十三條中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加える。  
第二十三條に次の一号を加える。

四 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第二百十六條に次の一号を加える。

三 ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者

第二百三十八條及び第二百四十九條中「第三十四條から」の下に「第三十六條まで、第三十七條から」を加える。

第二百五十六條第一号中「利用料」の下に「、全国平均貸与価格」を加え、同條に次の一号を加える。

六 指定福祉用具貸与の提供に当たつては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

第二百五十七條第四項中「利用者」の下に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

第二百六十四條中「第三十五條から」を「第三十五條、第三十六條、第三十七條から」に改める。

第二百六十六條中「から第三十七條まで」を「、第三十六條、第三十七條」に改める。

第二百七十七條中「第三十五條から」を「第三十五條、第三十六條、第三十七條から」に改め、「利用者」の下に「と、第三十三條中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」」を加える。

第二章の二を削る。

第二百八十五條中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加える。

第三百一條の次に次の一條を加える。

(緊急時等の対応)

第三百一條の二 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、省令第二条第一項第一号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第三百五條中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

## 六 緊急時等における対応方法

第三百二十八条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

## 七 緊急時等における対応方法

第三百三十五条第一項中「以外の介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加え、「病院又は診療所」を「介護医療院又は病院若しくは診療所」に改める。

第三百七十五条第一項中「病院又は診療所」を「介護医療院又は病院若しくは診療所」に改める。

第五章の次に次の一章を加える。

## 第五章の二 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

### 第一節 総則

#### (定義)

第四百三十八条の二 この章において使用する用語は、特別の定めがある場合を除き、法及び介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号。以下この章において「省令」という。）において使用する用語の例による。

#### (基本方針)

第四百三十八条の三 介護医療院は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 介護医療院は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスの提供に努めなければならない。

3 介護医療院は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

### 第二節 人員に関する基準

#### (従業者の員数)

第四百三十八条の四 介護医療院に置くべき従業者の員数に係る基準は、省令第四条（医師及び看護師に係る部分を除く。）に規定する基準の例によることとする。

### 第三節 施設及び設備に関する基準

(施設)

第四百三十八条の五 介護医療院は、療養室、診察室、処置室及び機能訓練室のほか、次に掲げる施設を有しなければならない。

- 一 談話室
- 二 食堂
- 三 浴室
- 四 レクリエーション・ルーム
- 五 洗面所
- 六 便所
- 七 サービス・ステーション
- 八 調理室
- 九 洗濯室又は洗濯場
- 十 汚物処理室

2 前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

一 談話室

入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。

二 食堂

内法による測定で、入所者一人当たり一平方メートル以上の面積を有すること。

三 浴室

イ 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

ロ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

四 レクリエーション・ルーム

レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。

五 洗面所

身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。

六 便所

身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。

3 第一項各号に掲げる施設は、専ら当該介護医療院の用に供するものでなければならぬ。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

(構造設備の基準)

第四百三十八条の六 介護医療院の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 介護医療院の建物(入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。

以下この章において同じ。）は、耐火建築物とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建ての介護医療院の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

イ 療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設（以下この項及び第四百三十八条の四十五第四項において「療養室等」という。）を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。

ロ 療養室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 当該介護医療院の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長。第四百三十八条の四十五第四項において同じ。）

又は消防署長と相談の上、第四百三十八条の三十二の規定による計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(2) 第四百三十八条の三十二の規定による訓練については、同条の計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(3) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

二 療養室等が二階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること。

三 療養室等が三階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。ただし、前号の直通階段を建築基準法施行令第二百三十三条第一項の規定による避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

四 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条、第三十条の四、第三十条の十三、第三十条の十四、第三十条の十六、第三十条の十七、第三十条の十八（第一項第四号から第六号までを除く。）、第三十条の十九、第三十条の二十第二項、第三十条の二十一、第三十条の二十二、第三十条の二十三第一項、第三十条の二十五、第三十条の二十六第三項から第五項まで及び第三十条の二十七の規定を準用する。この場合において、同令第三十条の十八第一項中「いずれか及び第四号から第六号までに掲げる措置」とあるのは、「いずれか」と読み替えるものとする。

五 階段には、手すりを設けること。

六 廊下の構造は、次のとおりとすること。



イ 幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。

ロ 手すりを設けること。

ハ 常夜灯を設けること。

七 入所者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

八 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

2 前項第一号の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての介護医療院の建物であつて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

#### 第四節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第四百三十八条の七 内容及び手続の説明及び同意に係る基準は、省令第七条に規定する基準の例によることとする。

(提供拒否の禁止)

第四百三十八条の八 提供拒否の禁止に係る基準は、省令第八条に規定する基準の例によることとする。

(サービス提供困難時の対応)

第四百三十八条の九 介護医療院は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第四百三十八条の十 介護医療院は、介護医療院サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無

及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

- 2 介護医療院は、前項の被保険者証に法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護医療院サービスを提供するように努めなければならない。

（要介護認定の申請に係る援助）

第四百三十八条の十一 介護医療院は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、当該申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 介護医療院は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（入退所）

第四百三十八条の十二 介護医療院は、その心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他医療等が必要であると認められる者を対象に、介護医療院サービスを提供するものとする。

- 2 介護医療院は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、介護医療院サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

- 3 介護医療院は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。

- 4 介護医療院は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録しなければならない。

- 5 前項の検討に当たっては、医師、薬剤師、看護師又は准看護師、介護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。

- 6 介護医療院は、入所者の退所に際しては、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第四百三十八条の十三 介護医療院は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、入所者の被保険者証に記載しなければならない。

2 介護医療院は、介護医療院サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第四百三十八条の十四 介護医療院は、法定代理受領サービス(法第四十八条第四項の規定により施設介護サービス費(同条第一項に規定する施設介護サービス費をいう。以下この項及び第四百三十八条の四十六第一項において同じ。)が入所者に代わり当該介護医療院に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る介護医療院サービスをいう。以下この章において同じ。)に該当する介護医療院サービスを提供した際には、入所者から利用料(施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下この章において同じ。)の一部として、当該介護医療院サービスについて法第四十八条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該介護医療院サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護医療院サービスに要した費用の額とする。次項及び第四百三十八条の四十六において「施設サービス費用基準額」という。)から当該介護医療院に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受けるものとする。

2 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 介護医療院は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

二 居住に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居

住費の負担限度額)を限度とする。)

三 知事が定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 知事が定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、知事が別に定めるところによるものとする。

5 介護医療院は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第四百三十八条の十五 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した介護医療院サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。

(介護医療院サービスの取扱方針)

第四百三十八条の十六 介護医療院サービスの取扱方針に係る基準は、省令第十六条に規定する基準の例によることとする。

(施設サービス計画の作成)

第四百三十八条の十七 介護医療院の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以下この条及び第四百三十八条の二十八において「計画担当介護支援専門員」という。)は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を

通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

4 計画担当介護支援専門員は、前項の規定による解決すべき課題の把握（次項及び第九項において「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望、入所者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護医療院サービスの目標及びその達成時期、介護医療院サービスの内容、介護医療院サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。第十一項において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。

8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。

9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（第二号において「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

- 一 定期的に入所者に面接すること。
- 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

- 一 入所者が法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた場合
- 二 入所者が法第二十九条第一項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

12 第二項から第八項までの規定は、第九項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

(診療の方針)

第四百三十八条の十八 診療の方針に係る基準は、省令第十八条に規定する基準の例によることとする。

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

第四百三十八条の十九 介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求めめる等診療について適切な措置を講じなければならない。

2 介護医療院の医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させてはならない。

3 介護医療院の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行わなければならない。

4 介護医療院の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行わなければならない。

(機能訓練)

第四百三十八条の二十 介護医療院は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他適切なりハビリテーションを計画的に行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第四百三十八条の二十一 看護及び医学的管理の下における介護に係る基準は、省令第二十一条に規定する基準の例によることとする。

(食事の提供)

第四百三十八条の二十二 入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。

2 入所者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第四百三十八条の二十三 介護医療院は、常に入所者の心身の状況、病状、その置かれていた環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

第四百三十八条の二十四 介護医療院は、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

2 介護医療院は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(入所者に関する市町村への通知)

第四百三十八条の二十五 介護医療院は、介護医療院サービスを受けている入所者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由なしに介護医療院サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

二 偽りその他不正の行為によつて保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者による管理)

第四百三十八条の二十六 管理者による管理に係る基準は、省令第二十六条に規定する基準の例によることとする。

(管理者の責務)

第四百三十八条の二十七 介護医療院の管理者は、当該介護医療院の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 介護医療院の管理者は、従業者にこの節の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

3 介護医療院の管理者は、介護医療院に医師を宿直させなければならない。ただし、当該介護医療院の入所者に対するサービスの提供に支障がない場合にあっては、この限りでない。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第四百三十八条の二十八 計画担当介護支援専門員は、第四百三十八条の十七に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。

二 入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居

宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。

三 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。

四 省令第三十八条第二項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。

五 省令第四十条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。

(運営規程)

第四百三十八条の二十九 介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第四百三十八条の三十五において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一 施設の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 入所定員（Ⅰ型療養床に係る入所定員の数、Ⅱ型療養床に係る入所定員の数及びその合計数をいう。）

四 入所者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額

五 施設の利用に当たつての留意事項

六 非常災害対策

七 その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第四百三十八条の三十 介護医療院は、入所者に対し、適切な介護医療院サービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 介護医療院は、当該介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提供しなければならぬ。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならぬ。

(定員の遵守)

第四百三十八条の三十一 介護医療院は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第四百三十八条の三十二 介護医療院は、非常災害に関する具体的計画を立て、非



常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 介護医療院は、入所者の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めなければならない。

(衛生管理等)

第四百三十八条の三十三 介護医療院は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 介護医療院は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的を実施すること。

四 前三号に掲げるもののほか、知事が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

3 介護医療院の管理者は、次に掲げる業務を委託する場合は、医療法施行規則第九条の八、第九条の九、第九条の十二、第九条の十三、別表第一の二及び別表第一の三の規定を準用する。この場合において、同令第九条の八第一項中「法第十五条の二の規定による人体から排出され」とあるのは「人体から排出され」と、同条第二項中「法第十五条の二の規定による検体検査」とあるのは「検体検査」と、第九条の九第一項中「法第十五条の二の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「医療機器又は医学的処置」と、第九条の十二中「法第十五条の二の規定による第九条の七に定める医療機器」とあるのは「医薬品医療機器等法第二条第八項に規定する特定保守管理医療機器」と、第九条の十三中「法第十五条の二の規定による医療」とあるのは「医療」と読み替えるものとする。

一 省令第五条第二項第二号ロ及び省令第四十五条第二項第二号ロに規定する検体検査の業務

二 医療機器又は医学的処置の用に供する衣類その他の繊維製品の滅菌又は消毒

の業務

三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百四十五号）第二条第八項に規定する特定保守管理医療機器の保守点検の業務

四 医療の用に供するガスの供給設備の保守点検の業務（高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の規定により高圧ガスを製造又は消費する者が自ら行わなければならないものを除く。）

（協力病院）

第四百三十八条の三十四 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

2 介護医療院は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

（揭示）

第四百三十八条の三十五 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

（秘密保持等）

第四百三十八条の三十六 秘密保持等に係る基準は、省令第三十六条に規定する基準の例によることとする。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）

第四百三十八条の三十七 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該介護医療院を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該介護医療院からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

（苦情処理）

第四百三十八条の三十八 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関し、法第二十三条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職

員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 介護医療院は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第七十六条第一項第三号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 介護医療院は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第四百三十八条の三十九 介護医療院は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 介護医療院は、その運営に当たっては、提供した介護医療院サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第四百三十八条の四十 事故発生の防止及び発生時の対応に係る基準は、省令第四十条に規定する基準の例によることとする。

(会計の区分)

第四百三十八条の四十一 介護医療院は、介護医療院サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第四百三十八条の四十二 介護医療院は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 施設サービス計画

二 第四百三十八条の十二第四項の規定による居室において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録

三 第四百三十八条の十三第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容

## 等の記録

- 四 省令第十六条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 五 第四百三十八条の二十五の規定による市町村への通知に係る記録
- 六 第四百三十八条の三十八第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 七 省令第四十条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第五節 ユニット型介護医療院の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第四百三十八条の四十三 第四百三十八条の三、第三節及び前節の規定にかかわらず、ユニット型介護医療院（施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室（当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。第四百三十八条の四十五及び第四百三十八条の四十九において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この節において「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護医療院をいう。以下この節において同じ。）の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第四百三十八条の四十四 ユニット型介護医療院は、長期にわたり療養が必要である入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいてその入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第二款 施設及び設備に関する基準

(施設)

第四百三十八条の四十五 ユニット型介護医療院は、療養室、診察室、処置室及び機能訓練室のほか、次に掲げる施設を有しなければならない。

- 一 ユニット（療養室を除く。）
  - 二 浴室
  - 三 サービス・ステーション
  - 四 調理室
  - 五 洗濯室又は洗濯場
  - 六 汚物処理室
- 2 前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。
- 一 ユニット（療養室を除く。）
    - イ 共同生活室
      - (1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
      - (2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
      - (3) 必要な設備及び備品を備えること。
    - ロ 洗面設備
  - ハ 便所
    - イ 療養室ごと又は共同生活室ごとに適當数設けること。
    - ロ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。
- 二 浴室
- 三 前項第二号に掲げる設備は、専ら当該ユニット型介護医療院の用に供するものでなければならぬ。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 四 前三項に規定するもののほか、ユニット型介護医療院の設備構造の基準は、次に定めるところによる。
  - 一 ユニット型介護医療院の建物（入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この号及び次項において同じ。）は、耐火建築物とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建てのユニット型介護医療院の建物にあつては、準耐火建築物とすることができる。
    - イ 療養室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。

ロ 療養室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 当該ユニット型介護医療院の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第四百三十八条の五十四において準用する第四百三十八条の三十二の計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(2) 第四百三十八条の五十四において準用する第四百三十八条の三十二の規定による訓練については、同条の計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(3) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

二 療養室等が二階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること。

三 療養室等が三階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。ただし、前号の直通階段を建築基準法施行令第二百二十三条第一項の規定による避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

四 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、医療法施行規則第三十条、第三十条の四、第三十条の十三、第三十条の十四、第三十条の十六、第三十条の十七、第三十条の十八（第一項第四号から第六号までを除く。）、第三十条の十九、第三十条の二十第二項、第三十条の二十一、第三十条の二十二、第三十条の二十三第一項、第三十条の二十五、第三十条の二十六第三項から第五項まで及び第三十条の二十七の規定を準用する。この場合において、同令第三十条の十八第一項中「いづれか及び第四号から第六号までに掲げる措置」とあるのは、「いづれか」と読み替えるものとする。

五 階段には、手すりを設けること。

六 廊下の構造は、次のとおりとすること。

イ 幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）として差し支えない。

ロ 手すりを設けること。

ハ 常夜灯を設けること。

七 入居者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

八 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

5 前項第一号の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型介護医療院の建物であつて、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

### 第三款 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第四百三十八条の四十六 ユニット型介護医療院は、法定代理受領サービスに該当する介護医療院サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型介護医療院に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型介護医療院は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護医療院に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 居住に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護医療院に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

三 知事が定める基準に基づき入居者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 知事が定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

#### 五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、入居者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、知事が別に定めるところによるものとする。

5 ユニット型介護医療院は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

#### （介護医療院サービスの取扱方針）

第四百三十八条の四十七 介護医療院サービスの取扱方針に係る基準は、省令第四十七条に規定する基準の例によることとする。

#### （看護及び医学的管理の下における介護）

第四百三十八条の四十八 看護及び医学的管理の下における介護に係る基準は、省令第四十八条に規定する基準の例によることとする。

#### （食事）

第四百三十八条の四十九 ユニット型介護医療院は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、入居者の心身の状況、症状、その置かれている環境等に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型介護医療院は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂



ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

- 4 ユニット型介護医療院は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第四百三十八条の五十 ユニット型介護医療院は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

- 2 ユニット型介護医療院は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第四百三十八条の五十一 ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入居定員（Ⅰ型療養床に係る入居定員の数、Ⅱ型療養床に係る入居定員の数及びその合計数をいう。）
- 四 ユニットの数及びユニットごとの入居定員
- 五 入居者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- 六 施設の利用に当たつての留意事項
- 七 非常災害対策
- 八 その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第四百三十八条の五十二 勤務体制の確保等に係る基準は、省令第五十二条に規定する基準の例によることとする。

(定員の遵守)

第四百三十八条の五十三 ユニット型介護医療院は、ユニットごとの入居定員及び療養室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第四百三十八条の五十四 第四百三十八条の七から第四百三十八条の十三まで、第四百三十八条の十五、第四百三十八条の十七から第四百三十八条の二十まで、第四百三十八条の二十三、第四百三十八条の二十五から第四百三十八条の二十八まで及び第四百三十八条の三十二から第四百三十八条の四十二までの規定は、ユニ

ット型介護医療院について準用する。この場合において、第四百三十八条の七中「第七条」とあるのは「第五十四条において準用する省令第七条」と、第四百三十八条の八中「第八条」とあるのは「第五十四条において準用する省令第八条」と、第四百三十八条の八中「第十八条」とあるのは「第五十四条において準用する省令第十八条」と、第四百三十八条の二十六中「第二十六条」とあるのは「第五十四条において準用する省令第二十六条」と、第四百三十八条の二十七第二項中「この節」とあるのは「第五節第三款」と、第四百三十八条の三十六中「第三十六条」とあるのは「第五十四条において準用する省令第三十六条」と、第四百三十八条の四十中「第四十条」とあるのは「第五十四条において準用する省令第四十条」と、第四百三十八条の四十二第二項第四号中「第十六条第五項」とあるのは「第四十七条第七項」と読み替えるものとする。

第五百十四条第十一号中「指定介護予防支援事業者」の下に「（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下この章において同じ。）」を加える。

第五百十八条第一項中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第五百二十五条中「、看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師及び准看護師をいう。第五百三十三条第三項において同じ。）」を削る。

第五百二十七条第一項中「、薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

第五百二十九条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

#### 五 通常事業の実施地域

第五百三十三条第三項を削る。

第六章第九節第六款の次に次の一款を加える。

#### 第六款の二 共生型介護予防サービスに関する基準

（共生型介護予防短期入所生活介護の基準）

第六百三条の二 介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービス（次条において「共生型介護予防短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第百十八条第一項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項に規定する指定障害者

支援施設をいう。以下この条において同じ。)が指定短期入所(指定障害福祉サービス等基準第百十四条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。)の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所において指定短期入所を提供する事業者に限る。)が当該事業に関して満たすべき基準は、省令第百六十五条に規定する基準の例によることとする。

(準用)

第六百三条の三 第四百八十八条の三から第四百八十八条の七まで、第四百八十八条の九、第四百八十八条の十、第四百八十八条の十三、第四百八十九条の二、第四百八十九条の三、第四百九十一条、第四百九十二条の四から第四百九十二条の十一まで、第五百五十八条の二、第五百五十八条の四、第五百六十六条及び第五百六十八条並びに第四款(第五百八十一条を除く。)及び第五款の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第四百八十八条の三中「第四百九条の三」とあるのは「第百六十六条において準用する省令第四十九条の三」と、第四百九十二条の四中「第四百九十二条」とあるのは「第五百七十六条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下この章において「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。)」と、第四百九十二条の五中「第五十三条の五」とあるのは「第百六十六条において準用する省令第五十三条の五」と、第四百九十二条の十中「第五十三条の十」とあるのは「第百六十六条において準用する第五十三条の十」と、第五百五十八条の二第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第五百六十八条中「第百三十条」とあるのは「第百六十六条において準用する省令第百三十条」と、第五百七十一条中「第百三十三条」とあるのは「第百六十六条において準用する省令第百三十三条」と、第五百七十四条中「第百三十六條」とあるのは「第百六十六条において準用する省令第百三十六條」と、第五百七十五条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第五百八十条第二項第二号中「次条において準用する第四百八十八条の十三第二項」とあるのは「第四百八十八条の十三第二項」とあるのは「第四百八十八条の十三第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第四百八十九条の三」とあるのは「第四百八十九条の三」と、同項第五号中「次条において準用する第四百九十二条の八第二項」とあるのは「第四百九十二条の八第二項」と、同項第六号中「第百四十二條において準用する省令第五十三条の十第二項」とあるのは「第五十三条の十第

二項」と、第五百八十四条中「第百四十五条」とあるのは「第百六十六条において準用する省令第百四十五条」と読み替えるものとする。

第六百十四条中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加える。  
第六百十八条に次の一号を加える。

四 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第六百三十四条に次の一号を加える。

三 ユニット型介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第六百八十九条第一号中「利用料」の下に「、全国平均貸与価格」を加え、同条に次の一号を加える。

七 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

第六百九十条第四項中「利用者」の下に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

附則第二条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

#### 附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二百五十六条第一号及び第六百八十九条第一号の改正規定は、同年十月一日から施行する。

## 条 例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

「第四款 運営

目次中「第四款 運営に関する基準（第十条―第四十四条）」を 第四款の二

に関する基準（第十条―第四十四条）

共生型障害福祉サービスに関する基準（第四十四条の二―第四 に、 「第四款 運 十四条の四）

「第四款 運営に関する基準（第

営に関する基準（第八十四条―第九十五条）」を 第四款の二 共生型障害福祉サ 十五条の五）

八十四条―第九十五条）

―ビスに関する基準（第九十五条の二―第九 に、 「第四款 運営に関する基準（第 条の四）

「第四款 運営に関する基準（第百三条―第百十条）

百三条―第百十条）」を 第四款の二 共生型障害福祉サービスに関する基準（第 条の四）

百十条の二―第百十 に、 「第四款 運営に関する基準（第百四十六条―第百四十

「第四款 運営に関する基準（第百四十六条―第百四十九条）

九条）」を 第四款の二 共生型障害福祉サービスに関する基準（第百四十九条の 百四十九条の四）

「第

二―第 に、 「第四款 運営に関する基準（第百五十六条―第百五十九条）」を 第 条の四）

四款 運営に関する基準（第一百五十六条―第一百五十九条）

四款の二 共生型障害福祉サービスに関する基準（第一百五十九条の二―第一に、「第

百五十九条の四）

百六十八条」を「第六十七條の二」に、「第五款 基準該当福祉サービスに関

「第五款 基準該当障害福祉サ―

四条）

第十二節の二 就労定着支援

第一款 基本方針（第九十四

第二款 人員に関する基準（第

第三款 設備に関する基準（第

第四款 運営に関する基準（第

第十二節の三 自立生活援助

第一款 基本方針（第九十四

第二款 人員に関する基準（第

第三款 設備に関する基準（第

第四款 運営に関する基準（第

ビスに関する基準（第九十一条―第九十

条の二）

第九十四條の三・第九十四條の四）

第九十四條の五）

第九十四條の六―第九十四條の十二）

に、「第四款 運営に関する基準（第

条の十三）

第九十四條の十四・第九十四條の十五）

第九十四條の十六）

第九十四條の十七―第九十四條の二十）

「第四款 運営に関する基準（第九十八條の

第四款の二 日中サービス支援型指定共生

人員、設備及び運営に関する基

第一目 この款の趣旨及び基本方針（第二

二）

第九十八條の二―第二百一条）」を

第二目 人員に関する基準（第二百一条の

第三目 設備に関する基準（第二百一条の二）  
第四目 運営に関する基準（第二百一条の二）

二―第二百一条）

活援助の事業の基本方針並びに

準

百一条の二・第二百一条の二の

に、「第二百一条の二」を「第二百一条の二の十

二の三・第二百一条の二の四）

二の五）

二の六―第二百一条の二の十）」

一」に改める。

第三章第二節第四款の次に次の一款を加える。

第四款の二 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準）

第四十四条の二 居宅介護に係る共生型障害福祉サービス（第四十四条の四において「共生型居宅介護」という。）の事業を行う指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。第九十五条の三及び第一百十条の二において「指定居宅サービス等基準」という。）第五条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。次条において同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、省令第四十三条の二に規定する基準の例によることとする。

（共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準）

第四十四条の三 重度訪問介護に係る共生型障害福祉サービス（次条において「共生型重度訪問介護」という。）の事業を行う指定訪問介護事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、省令第四十三条の三に規定する基準の例によることとする。

（準用）

第四十四条の四 第五条（第三項及び第四項を除く。）、第六条、第七条及び前款（第四十四条を除く。）の規定は、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業について準用する。この場合において、第六条中「同条」とあるのは「省令第四十三条の四において準用する省令第五条第二項及び第三項」と、第七条中「第六条」とあるのは「第四十三条の四において準用する省令第六条」と、第十条中「第九条」とあるのは「第四十三条の四において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第四十三条の四において準用する省令第十一条」

と、第二十八条中「第二十七条」とあるのは「第四十三条の四において準用する省令第二十七条」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第四十三条の四において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第四十三条の四において準用する省令第四十条」と読み替えるものとする。

第四十九条中「前款」を「第四款」に改める。

第八十七条の次に次の一条を加える。

（職場への定着のための支援の実施）

第八十七条の二 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第三章第四節第四款の次に次の一款を加える。

第四款の二 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準）

第九十五条の二 生活介護に係る共生型障害福祉サービス（以下この款において「共生型生活介護」という。）の事業を行う指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下この条及び第二百二条において「指定通所支援基準」という。）第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第六十六条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、省令第九十三条の二に規定する基準の例によることとする。

（共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第九十五条の三 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。次条及び第九十七条において「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（第四百九条の二及び第五百九条の二において「指定通所介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、省令第九十三条の三に規定する基準の例によることとする。

（共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第九十五条の四 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者



（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）」（第百十条の三、第百四十九条の三及び第百五十九条の三において「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、省令第九十三条の四に規定する基準の例によることとする。

（準用）

第九十五条の五 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第五十二条、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十一条、第八十三条及び前款（第九十五条を除く。）の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第九十三条の五において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第九十三条の五において準用する省令第十一条」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第九十三条の五において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第九十三条の五において準用する省令第四十条」と、第五十二条中「第五十一条」とあるのは「第九十三条の五において準用する省令第五十一条」と、第七十五条中「第七十三条」とあるのは「第九十三条の五において準用する省令第七十三条」と、第八十一条中「第七十九条」とあるのは「第九十三条の五において準用する省令第七十九条」と、第八十五条中「第八十三条」とあるのは「第九十三条の五において準用する省令第八十三条」と、第八十七条中「第八十五条」とあるのは「第九十三条の五において準用する省令第八十五条」と読み替えるものとする。

第九十七条中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）」及び「同令」を「指定地域密着型サービス基準」に改める。

第三章第五節第四款の次に次の一款を加える。

第四款の二 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準）

第一百十条の二 短期入所に係る共生型障害福祉サービス（次条及び第一百十条の四において「共生型短期入所」という。）の事業を行う指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準第二百一十一条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）第二百一十九条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、省令第二百二十五条の二に規定する基準の例によることとする。

（共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第一百十条の三 共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、省令第二百二十五条の三に規定する基準の例によることとする。

（準用）

第一百十条の四 第十条、第十二条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十九条、第三十条、第三十七条から第四十三条まで、第五十二条、第六十二条、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十五条、第七十六条、第八十九条、第九十二条から第九十四条まで、第九十九条及び前款（第九十九条及び第一百十条を除く。）の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第二百五条の四において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第二百二十五条の四において準用する省令第十一条」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第二百二十五条の四において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第二百一十五条の四において準用する省令第四十条」と、第五十二条中「第五十一条」とあるのは「第二百二十五条の四において準用する省令第五十一条」と、第七十五条中「第七十三条」とあるのは「第二百二十五条の四において準用する省令第七十三条」と読み替えるものとする。

第二百一十一条中「第二百二十五条の二」を「第二百二十五条の五」に改める。

第二百一十条第一項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改める。

第二百一十一条の見出し中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同条第一項中「重度障害者等包括支援サービス利用計画（以下この条において「サービス利用計画」という。）」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、

同条第二項を削り、同条第三項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「から第三項まで」を「及び第二項」に、「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第四項とする。

第四百二十二条中「、施行規則第六条の七第一号に規定する者に対して」を削る。

第四百九条中「第八十八条」を「第八十七条の二」に改める。

第三章第八節第四款の次に次の一款を加える。

#### 第四款の二 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第四百九条の二 自立訓練（機能訓練）に係る共生型障害福祉サービス（次条及び第四百九条の四において「共生型自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、省令第六十二条の二に規定する基準の例によることとする。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第四百九条の三 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、省令第六十二条の三に規定する基準の例によることとする。

（準用）

第四百九条の四 第十条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第五十二条、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十五条から第七十七条まで、第八十一条、第八十七条の二から第九十四条まで、第四百二十二条、第四百二十五条及び前款（第四百九条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第六十二条の四において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第六十二条の四において準用する省令第十一条」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第六十二条の四において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第六十二条の四において準用する省令第四十条」と、第五十二条中「第五十一条」とあるのは「第六十二条の四において準用する省令第五十一条」と、第七十五条中「第七十三条」とあるのは「第六十二条の四において準用する省令第七十三条」と、第八十一条中「第七十九条」とあるのは「第六十二条の四において準用する省令第七十九条」と、第九

四十七条中「第六十条」とあるのは「第六十二条の四において準用する省令第六十条」と読み替えるものとする。

第五十二条中「、施行規則第六条の七第二号に規定する者に対して」を削る。

第五十九条中「第八十八条」を「第八十七条の二」に改める。

第三章第九節第四款の次に次の一款を加える。

#### 第四款の二 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第五十九条の二 自立訓練（生活訓練）に係る共生型障害福祉サービス（次条及び第五十九条の四において「共生型自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、省令第七十一条の二に規定する基準の例によることとする。

（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第五十九条の三 共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、省令第七十一条の三に規定する基準の例によることとする。

#### （準用）

第五十九条の四 第十条から第十九条まで、第二十一条、第二十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第五十二条、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十五条、第七十六条、第八十一条、第八十七条の二から第九十四条まで、第四百七条、第四百八条、第四百九条、第五百五条及び前款（第五百九条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第七十一条の四において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第七十一条の四において準用する省令第十一条」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第七十一条の四において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第七十一条の四において準用する省令第四十条」と、第五十二条中「第五十一条」とあるのは「第七十一条の四において準用する省令第五十一条」と、第七十五条中「第七十三条」とあるのは「第七十一条の四において準用する省令第七十三条」と、第八十一条中「第七十九条」とあるのは「第七十一条の四において準用する省令第七十九条」と、第四百七条中「第六十条」とあるのは「第七十一条の四において準用する省令第六十条」と読み替えるものとする。

第三章第十節第四款中第六十八条の前に次の一条を加える。

(通勤のための訓練の実施)

第六十七條の二 指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第七十二條中「第八十六條」の下に、「第八十七條、第八十八條」を加える。

第三章第十二節の次に次の二節を加える。

第十二節の二 就労定着支援

第一款 基本方針

第九十四條の二 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス(以下この節において「指定就労定着支援」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として施行規則第六條の十の二に規定するものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、施行規則第六條の十の三に規定する期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものではない。

第二款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第九十四條の三 指定就労定着支援の事業を行う者(以下この節において「指定就労定着支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(第九十四條の十において「指定就労定着支援事業所」という。)に置くべき従業者の員数に係る基準は、省令第二百六條の三に規定する基準の例によることとする。

(準用)

第九十四條の四 第五十二條の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第五十二條中「第五十一條」とあるのは、「第二百六條の四において準用する省令第五十一條」と読み替えるものとする。

第三款 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第九十四條の五 指定就労定着支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

第四款 運営に関する基準

(サービス管理責任者の責務)

第九十四條の六 サービス管理責任者は、第九十四條の十二において準用する第六十條に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。

三 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(実施主体)

第九十四条の七 実施主体に係る基準は、省令第二百六条の七に規定する基準の例によることとする。

(職場への定着のための支援の実施)

第九十四条の八 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者やその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供しなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、一月に一回以上、当該利用者との対面により行うとともに、一月に一回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(サービス利用中に離職する者への支援)

第九十四条の九 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であって、当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(運営規程)

第九十四条の十 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

- 四 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 七 虐待の防止のための措置に関する事項
- 八 その他運営に関する重要事項

(記録の整備)

第九十四条の十一 指定就労定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定就労定着支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

一 次条において準用する第二十条第一項に規定する提供した指定就労定着支援に係る必要な記録事項

二 次条において読み替えて準用する第六十条第一項に規定する就労定着支援計画

三 次条において準用する第三十条に規定する市町村への通知に係る記録

四 次条において準用する第四十条第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 省令第二百六条の十二において準用する省令第四十条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第九十四条の十二 第十条から第二十四条まで、第三十条、第三十四条から第四十二条まで、第五十九条、第六十条、第六十二条及び第六十八条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第二百六条の十二において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第二百六条の十二において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第九十四条の十二において準用する次条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第九十四条の十二において準用する第二十二条第二項」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第二百六条の十二において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第二百六条の十二において準用する省令第四十条」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第九十四条の十二において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と

読み替えるものとする。

## 第十二節の三 自立生活援助

### 第一款 基本方針

第九十四条の十三 自立生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下この節において「指定自立生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。

### 第二款 人員に関する基準

#### （従業者の員数）

第九十四条の十四 指定自立生活援助の事業を行う者（第九十四条の十八及び第九十四条の十九において「指定自立生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所に置くべき従業者の員数に係る基準は、省令第二百六条の十四に規定する基準の例によることとする。

#### （準用）

第九十四条の十五 第五十二条の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第五十二条中「第五十一条」とあるのは、「第二百六条の十五において準用する省令第五十一条」と読み替えるものとする。

### 第三款 設備に関する基準

#### （準用）

第九十四条の十六 第九十四条の五の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

### 第四款 運営に関する基準

#### （実施主体）

第九十四条の十七 実施主体に係る基準は、省令第二百六条の十七に規定する基準の例によることとする。

#### （定期的な訪問による支援）

第九十四条の十八 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に一回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域



における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

(随時の通報による支援等)

第九十九条の十九 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行わなければならない。

2 指定自立生活援助事業者は、前項の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。

3 指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。

(準用)

第九十九条の二十 第十条から第二十四条まで、第三十条、第三十四条から第四十二条まで、第五十九条、第六十条、第六十二条、第六十八条、第九十九条の六、第九十九条の十及び第九十九条の十一の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第二百六条の二十において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第二百六条の二十において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第九十九条の二十において準用する次条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第九十九条の二十において準用する第二十二条第二項」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第二百六条の二十において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第二百六条の二十において準用する省令第四十条」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第九十九条の二十において準用する次条第一項」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第九十九条の六中「第九十九条の十二」とあるのは「第九十九条の二十」と、第九十九条の十一第二項第一号から第四号までの規定中「次条」とあるのは「第九十九条の二十」と読み替えるものとする。

第九十九条中「第二百一条の二」を「第二百一条の二の十一」に改める。

第二百一条の二中「前各款」を「第一款から第四款まで」に改め、同条を第二百一条の二の十一とする。

第三章第十三節第四款の次に次の一款を加える。

第四款の二 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並

びに人員、設備及び運営に関する基準

第一目 この款の趣旨及び基本方針

(この款の趣旨)

第二百一条の二 前各款の規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助(指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下この款において同じ。)の事業を行う者(以下この款において「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。)の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この款に定めるところによる。

(基本方針)

第二百一条の二の二 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二目 人員に関する基準

(従業者の員数)

第二百一条の二の三 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所(第二百一条の二の五において「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。)に置くべき従業者の員数に係る基準は、省令第二百十三条の四に規定する基準の例によることとする。

(準用)

第二百一条の二の四 第九十七条の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第九十七条中「第二百九条」とあるのは、「第二百十三条の五において準用する省令第二百九条」と読み替えるものとする。

第三目 設備に関する基準

(設備)

第二百一条の二の五 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の設備に係る基準は、省令第二百十三条の六に規定する基準の例によることとする。

第四目 運営に関する基準

(実施主体)

第二百一条の二の六 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に第九十九条に規定する指定短期入所（第九十九条第一号に規定する併設事業所又は同条第三号に規定する単独型事業所に係るものに限る。）を行うものとする。

（介護及び家事等）

第二百一条の二の七 介護及び家事等に係る基準は、省令第二百十三条の八に規定する基準の例によることとする。

（社会生活上の便宜の供与等）

第二百一条の二の八 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況又はその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（協議の場の設置等）

第二百一条の二の九 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第八十九条の三第一項に規定する協議会その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下この項において「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

（準用）

第二百一条の二の十 第十条、第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十一条、第二十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第五十条、第六十条、第六十二条、第六十八条、第七十二条、第七十五条から第七十七条まで、第九十条、第九十二条、第九十四条、第一百五十七条の二、第九十八

条の二から第九十八条の六まで及び第九十九条の三から第二百条の四までの規定は、日中サービスマイル支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第二百十三条の十一において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第二百十三条の十一において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百一条の二の十において準用する省令第九十八条の四第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第二百一条の二の十において準用する省令第九十八條の四第二項」と、第三十七條中「第三十六條」とあるのは「第二百十三條の十一において準用する省令第三十六條」と、第四十一条中「第四十條」とあるのは「第二百十三條の十一において準用する省令第四十條」と、第六十條中「療養介護計画」とあるのは「日中サービスマイル支援型共同生活援助計画」と、第七十五條中「第七十三條」とあるのは「第二百十三條の十一において準用する省令第七十三條」と、第七十七條第二項第一号中「第六十條」とあるのは「第二百一条の二の十において読み替えて準用する第六十條」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービスマイル支援型共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十五條第一項」とあるのは「第二百一条の二の十において準用する第五十五條第一項」と、同項第三号中「第六十七條」とあるのは「第二百一条の二の十において準用する第九十條」と、同項第四号中「第七十三條第二項」とあるのは「第二百十三條の十一において準用する省令第七十三條第二項」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第二百一条の二の十」と、同項第六号中「第七十六條」とあるのは「第二百十三條の十一」と、第九十四條中「前條の協力医療機関」とあるのは「第二百一条の二の十において準用する第二百條の四第一項の協力医療機関及び同條第二項の協力歯科医療機関」と、第一百五十七條の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十條の二第一項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービスマイル支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同條第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十條の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービスマイル支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第九十八條の五第一項及び第九十八條の六第一項中「第二百一条」とあるのは「第二百一条の二の十」と読み替えるものとする。

第二百一条の四中「第二百十三條の四」を「第二百十三條の十四」に改める。

第二百一条の五中「第二百十三條の五」を「第二百十三條の十五」に改める。

第二百一条の六中「第二百十三條の六」を「第二百十三條の十六」に改める。

第二百一条の七中「第二百十三条の七」を「第二百十三条の十七」に改める。  
第二百一条の十二中「第二百十三条の十二」を「第二百十三条の二十二」に改める。

第二百二条中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）」及び「同令」を「指定通所支援基準」に改める。

第二百十四条を次のように改める。

第二百十四条 削除

第二百十八条を次のように改める。

第二百十八条 削除

第三百十二条の次に次の一条を加える。

（職場への定着のための支援の実施）

第三百十二条の二 生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第三百十九条中「、施行規則第六条の七第一号に規定する者に対して」を削る。

第三百二十三条中「第三百十三条」を「第三百十二条の二」に改める。

第三百二十四条中「、施行規則第六条の七第二号に規定する者に対して」を削る。

第三百二十八条中「第三百十三条」を「第三百十二条の二」に改める。

第三百三十二条の次に次の一条を加える。

（通勤のための訓練の実施）

第三百三十二条の二 就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第三百三十七条中「第三百十一条」の下に「、第三百十二条、第三百十三条」を加える。

## 附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

## 条 例

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第十五号

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

児童福祉法施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

「第四款 運

目次中「第四款 運営に関する基準（第十一条―第五十四条）」を 第四款の二

営に関する基準（第十一条―第五十四条）

共生型障害児通所支援に関する基準（第五十四条の二―第五十 ）」に、「第四款 運  
四款の五）」

営に関する基準（第七十五条―第七十七条）」を

「第四款 運営に関する基準（第  
第四款の二 共生型障害児通所

七十五条―第七十七条）」

に、「 第五款 基準該当通所支援に関する  
支援に関する基準（第七十七条の二）」

「 第五款 基準該当通所支援に関する基準

第四節の二 居宅訪問型児童発達支援

第一款 基本方針（第八十条の二）

る基準（第七十八条―第八十条）」を  
第二款 人員に関する基準（第八十条の

第三款 設備に関する基準（第八十条の

第四款 運営に関する基準（第八十条の

（第七十八条―第八十条）

に改める。

三・第八十条の四）

五）

六―第八十条の九）」

第三条中「第二十一条の五の十五第二項第一号」を「第二十一条の五の十五第三  
項第一号」に改める。

第二十六条に次の二項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支

援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

一 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

三 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況

四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

五 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

七 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

5 指定児童発達支援事業者は、おおむね一年に一回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第四十八条第一項中「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第四十九条第一項中「第五条第十六項」を「第五条第十八項」に改める。

第五十条第三項中「第二十一条の五の二十一第一項」を「第二十一条の五の二十一第一項」に改める。

第二章第二節第四款の次に次の一款を加える。

第四款の二 共生型障害児通所支援に関する基準

（共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準）

第五十四条の二 児童発達支援に係る共生型通所支援（以下この章において「共生型児童発達支援」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下この章において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。第五十九条において同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、省令第五十四条の二に規定する基準の例によることとする。

（共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第五十四条の三 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三

十七号。以下この章において「指定居宅サービス等基準」という。）第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下この章において「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（第六十条において「指定通所介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、省令第五十四条の三に規定する基準の例によることとする。

（共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）  
第五十四条の四 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）（第六十条の二において「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下この章において「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、省令第五十四条の四に規定する基準の例によることとする。

（準用）

第五十四条の五 第五条、第七条、第八条及び前款（第十一条を除く。）の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第七条中「第七条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第七条」と、第八条中「第八条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第八条」と、第十二条中「第十二条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第十二条」と、第十四条中「第十四条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第十四条」と、第三十条中「第三十条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第三十条」と、第四十四条中「第四十四条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第四十四条」と、第四十五条中「第四十五条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第四十五条」と、第四十六条中「第四十六条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第四十六条」と、第四十七条中「第四十七条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令



第四十七条」と、第五十二条中「第五十二条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第五十二条」と、第五十四条第二項第一号中「第二十一条」とあるのは「第五十四条の五において準用する第二十一条」と、同項第三号中「第三十五条」とあるのは「第五十四条の五において準用する第三十五条」と、同項第四号中「第四十四条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第四十四条」と、同項第五号中「第五十条」とあるのは「第五十四条の五において準用する第五十条」と、同項第六号中「第五十二条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第五十二条」と読み替えるものとする。

第五十五条中「第五十四条の二」を「第五十四条の六」に改める。

第五十八条中「前款」を「第四款」に、「第五十四条の五」を「第五十四条の九」に改める。

第五十九条中「（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。）」を削り、「第五十四条の六」を「第五十四条の十」に改める。

第六十条中「（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下この条において「指定居宅サービス等基準」という。）第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下この条及び次条において「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）」を「等」に、「第五十四条の七」を「第五十四条の十一」に改める。

第六十条の二中「（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）」を「等」に、「第五十四条の八」を「第五十四条の十二」に改める。

第六十九条の次に次の一条を加える。

（情報の提供等）

第六十九条の二 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努

めなければならぬ。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはない。

第七十条中「第二十六条」の下に「（第四項及び第五項を除く。）」を加え、「第四十八条第一項」を削り、「第六十六条」と、「の下に「第二十六条第一項及び」を、「準用する第二十一条」との下に「、同項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と」を加える。

第七十六条の二を削る。

第七十七条中「、第四十九条、第五十条」を「から第五十条まで」に改め、「第七十六条」と、「の下に「第二十五条第二項中「第二十三条第二項」とあるのは「第七十六条第二項」と、第二十六条第一項及び」を、「準用する第二十一条」との下に「、同項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と」を加える。

第二章第四節第四款の次に次の一款を加える。

#### 第四款の二 共生型障害児通所支援に関する基準

(準用)

第七十七条の二 第七条、第八条、第十二条から第二十二條まで、第二十四条から第三十条まで、第三十二条、第三十四条から第四十五条まで、第四十七条から第五十条まで、第五十一条第一項、第五十二条から第五十四条の四まで、第七十一条及び第七十六条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。この場合において、第七条中「第七条」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第七条」と、第八条中「第八条」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第八条」と、第十二条中「第十二条」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第十二条」と、第十四条中「第十四条」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第十四条」と、第三十条中「第三十条」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第三十条」と、第四十四条中「第四十四条」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第四十四条」と、第四十五条中「第四十五条」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第四十五条」と、第四十七条中「第四十七条」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第四十七条」と、第五十二条中「第五十二条」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第五十二条」と、第五十四条第二項第一号中「第二十一条」とあるのは「第七十七条の二において準用する第二十一条」と、同項第二号中「児童

発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、同項第三号中「第三十五条」とあるのは「第七十七条の二において準用する第三十五条」と、同項第四号中「第四十四条」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第四十四条」と、同項第五号中「第五十条」とあるのは「第七十七条の二において準用する第五十条」と、同項第六号中「第五十二条」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第五十二条」と読み替えるものとする。

第八十条中「、第四十九条、第五十条」を「から第五十条まで」に、「、第七十六条（第一項を除く。）及び第七十六条の二」を「及び第七十六条（第一項を除く。）」に、「第七十一条の四」を「第七十一条の六」に改め、「、第七十六条の二第三項中「第七十七条」とあるのは「八十条」と」を削る。

第二章第四節の次に次の一節を加える。

#### 第四節の二 居宅訪問型児童発達支援

##### 第一款 基本方針

第八十条の二 居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援（以下この章において「指定居宅訪問型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

##### 第二款 人員に関する基準

###### （従業者の員数）

第八十条の三 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者（以下この章において「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者の員数に係る基準は、省令第七十一条の八に規定する基準の例によることとする。

###### （準用）

第八十条の四 第七条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同条中「第七条」とあるのは、「第七十一条の九において準用する省令第七条」と読み替えるものとする。

##### 第三款 設備に関する基準

###### （設備）

第八十条の五 指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならぬ。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

#### 第四款 運営に関する基準

(身分を証する書類の携行)

第八十条の六 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(通所利用者負担額の受領)

第八十条の七 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域（当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通常時に指定居宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。次条第五号において同じ。）以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、第三項の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第八十条の八 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

- 四 指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 サービスの利用に当たつての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 虐待の防止のための措置に関する事項
- 九 その他運営に関する重要事項

(準用)

第八十条の九 第十二条から第二十二條まで、第二十四條、第二十五條、第二十六條(第四項及び第五項を除く。)、第二十七條から第三十條まで、第三十二條、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條、第四十一條から第四十五條まで、第四十七條、第四十九條、第五十條、第五十一條第一項、第五十二條から第五十四條まで及び第六十九條の二の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十二條中「第十二條」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第十二條」と、第十四條中「第十四條」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第十四條」と、第十六條中「いう。」第三十七條第六号及び第五十一條第二項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二條第二項中「次條」とあるのは「第八十條の七」と、第二十五條第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第八十條の七第二項」と、第二十六條第一項及び第二十七條中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第三十條中「第三十條」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第三十條」と、第四十四條中「第四十四條」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第四十四條」と、第四十五條中「第四十五條」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第四十五條」と、第四十七條中「第四十七條」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第四十七條」と、第五十二條中「第五十二條」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第五十二條」と、第五十四條第二項第一号中「第二十一條」とあるのは「第八十條の九において準用する第二十一條」と、同項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、同項第三号中「第三十五條」とあるのは「第八十條の九において準用する第三十五條」と、同項第四号中「第四十四條」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第四十四條」と、同項第五号中「第五十條」とあるのは「第八十條の九において準用する第五十條」と、同項第六号中「第五十二條」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第五十二條」と読み替えるものとする。

第八十四条を次のように改める。

(準用)

第八十四条 第八十条の五の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。

第八十五条から第八十七条までを次のように改める。

第八十五条から第八十七条まで 削除

第八十八条中「第二十四条」の下に「、第二十五条、第二十六条(第四項及び第五項を除く。)、第二十七条」を加え、「から第五十条まで、第五十一条第一項及び」を「、第四十九条、第五十条、第五十一条第一項、」に改め、「第五十四条まで」の下に「、第六十九条の二及び第八十条の六から第八十条の八まで」を加え、「第八十六条」と、「を」第八十八条において準用する第八十条の七」と、第二十五条第二項中「第二十三条第二項」とあるのは「第八十八条において準用する第八十条の七第二項」と、第二十六条第一項及び」に改め、「準用する第二十一条」との下に「、同項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と」を加える。

第九十三条中「第二十四条の九第二項」を「第二十四条の九第三項」に、「第二十一条の五の十五第二項第一号」を「第二十一条の五の十五第三項第一号」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

## 条 例

埼玉県国民健康保険財政調整交付金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第十六号

埼玉県国民健康保険財政調整交付金条例を廃止する条例

埼玉県国民健康保険財政調整交付金条例（平成十七年埼玉県条例第九十四号）は、  
廃止する。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

## 条 例

埼玉県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第十七号

埼玉県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

埼玉県国民健康保険財政安定化基金条例（平成二十八年埼玉県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条及び附則第三項において」を「以下」に改める。

第六条中「に定めるもののほか、基金の管理」を「の施行」に改め、同条を第九条とする。

第五条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（交付の要件）

第八条 令第十七条第一項の条例で定める特別の事情は、収納不足市町村（法第八十一条の二第九項第一号に規定する収納不足市町村をいう。）に係る次に掲げる事情とする。

一 被保険者（法第五条に規定する被保険者をいう。）の大多数が災害により著しい損害を受けたこと。

二 企業の倒産（雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第二十三条第二項第一号に規定する倒産をいう。）又は主要な生産物に係る価格の低下等により地域の産業に著しい影響が生じたこと。

三 その他前二号に掲げる事情に準ずる事情として知事が認めるもの

第四条中「一般会計歳入歳出予算」を「国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算」に改め、同条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（繰替運用）

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

第三条を第四条とし、第二条中「一般会計歳入歳出予算」を「国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算」に改め、同条を第三条とする。

第一条の次に次の一条を加える。

（抛入金）

第二条 各年度において知事が法第八十一条の二第四項の規定に基づき市町村に対して納付を求める財政安定化基金抛入金（次項及び第三項において「抛入金」と



いう。)の総額については、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号。次項及び第八条において「令」という。)第二十二條第二項の規定に基づき知事が定める額とする。

2 拠出金は、県内の全ての市町村が、令第九条第一項に規定する算定方法に準じて算定した額を負担するものとする。この場合において、各市町村が負担する額は、当該年度における第一号に掲げる額に同年度における第二号から第四号までに掲げる数を乗じて得た額とする。

一 前項に規定する額

二 イに掲げる数にロに掲げる数を乗じて得た数に一を加えた数

イ 令第九条第一項第二号イの医療費指数反映係数

ロ 令第九条第一項第二号ロの年齢調整後医療費指数から一を控除した数

三 イ及びロに掲げる数を合算した数をハに掲げる数で除して得た数

イ (1)に掲げる数に(2)に掲げる数を乗じて得た数

(1) 令第九条第一項第三号イ(1)の一般納付金所得係数

(2) 令第九条第一項第三号イ(2)の一般納付金所得等割合

ロ 令第九条第一項第三号ロの一般納付金被保険者数等割合

ハ イ(1)に掲げる数に一を加えた数

四 令第九条第一項第四号の一般納付金基礎額調整係数

3 県は、市町村が納期限までに拠出金の納付を行わなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額に年十四・六パーセントの割合を乗じて得た額の延滞金を徴収する。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

4 前項の規定による延滞金の額が百円未満であるときは、これを徴収しないものとする。

附則第三項中「第五条」を「第七条」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

## 条 例

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第十八号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

執行機関の附属機関に関する条例（昭和二十八年埼玉県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二に次のように加える。

がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第十八条第二項に規定する審議会その他の合議制の機関	埼玉県がん登録審議会
--	------------

### 附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

## 条 例

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第十九号

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例

埼玉県産業技術総合センター条例（平成十四年埼玉県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表第五項中サをキとし、へからアまでをトからサまでとし、ホの次に次のように加える。

へ マイクロフォークスX線CT装置	一時間	三、四三〇円
-------------------	-----	--------

別表第一第一号の表第八項中カをソとし、へからワまでをヌからレまでとし、ホの次に次のように加える。

へ 人工気候室	一時間 （人工 気象室 に係る 部分）	一一、九〇〇円
ト 低湿恒温恒湿槽	一時間	八二〇円
チ 大型複合サイクル試験機	一時間	一、四〇〇円
リ キセノンランプ式耐候性試験機	一時間	二、〇二〇円

別表第二第一号の表第二項中

(3) 走査型 プローブ 顕微鏡に よる試験	トンネル顕 微鏡による もの	一試料 一二、六〇〇円 （一測定を増す ごとに六二〇円 を加える。）
原子間力顕 微鏡による	一試料	九、三二〇円 （一測定を増す

測 ス	一時間
(一時間を増す)	七、二四〇円

(2)	X線探傷検査
一試料	六、八九〇円
一測定	

を

(2)	マイクロフォーカ X線CT装置による 定
(3)	X線探傷検査

(5) 溶解法による混用率 試験		(4) 走査型 プローブ 顕微鏡に よる試験		(3) 走査型 電子顕微 鏡による 高分解能 試験	
		原子間力顕 微鏡による もの	トンネル顕 微鏡による もの	倍率一〇〇、 〇〇〇倍を 超えるもの	〇〇〇倍以 下のもの
一試料 (二種 類以内)	一試料	一試料	一試料	一試料	一試料
ごとに六五〇円 を加える。)	一、二二〇円 (一種類を増す ごとに六五〇円 を加える。)	九、三二〇円 (一測定を増す ごとに六二〇円 を加える。)	一二、六〇〇円 (一測定を増す ごとに六二〇円 を加える。)	一九、九〇〇円	一三、一〇〇円

に改め、同表第三項中

(4) 溶解法による混用率 試験	もの
一試料 (二種 類以内)	ごとに六二〇円 を加える。)
一試料 (一種類を増す ごとに六五〇円 を加える。)	

一 測定	ごとに五、九七〇円を加える。）
一 試料	六、八九〇円

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 条 例

埼玉県主要農作物種子条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第二十号

埼玉県主要農作物種子条例

(目的)

第一条 この条例は、主要農作物（稲、大麦、裸麦、小麦及び大豆をいう。以下同じ。）の優良な種子の生産及び普及を推進し、もって本県の主要農作物の品質の確保及び安定的な生産に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第二条 県は、主要農作物の優良な種子の生産及び普及に係る施策を計画的に推進するとともに、必要な体制の整備を図るものとする。

2 県は、施策の推進に当たっては、農業者団体その他の関係者と連携を図るものとする。

(種子計画)

第三条 知事は、毎年度、主要農作物の優良な種子の生産に関する計画（以下この条において「種子計画」という。）を策定するものとする。

2 種子計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 主要農作物の種子の需要の見通し
- 二 主要農作物の種子の生産量
- 三 前二号に掲げるもののほか、主要農作物の種子の生産に関し必要な事項
- 3 知事は、種子計画を策定するため必要があるときは、農業者団体その他の関係者に対し、資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。
- 4 知事は、種子計画を策定したときは、遅滞なく、公表するものとする。
- 5 前二項の規定は、種子計画の変更について準用する。

(原種及び原原種の生産)

第四条 県は、主要農作物の優良な種子の生産を行うために必要な原種及び当該原種の生産を行うために必要な原原種の生産を行うものとする。

(在来種の生産及び維持)

第五条 県は、各地域において従来から生産されている主要農作物の生産及びその維持に協力するものとする。

(財政上の措置)

第六条 県は、主要農作物の優良な種子の生産及び普及に係る施策を推進するため、

必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

## 条 例

埼玉県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第二十一号

埼玉県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

埼玉県営土地改良事業分担金徴収条例（昭和三十年埼玉県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

埼玉県営土地改良事業分担金及び特別徴収金徴収条例

第一条中「第九十一条」を「第九十一条第一項」に、「より分担金」を「よる分担金並びに法第九十一条の二第一項及び第六項の規定による特別徴収金」に改める。

第六条を削る。

第七条中「当てる」を「充てる」に改め、同条を第六条とする。

第八条第一項中「基き」を「基づき」に、「但し」を「ただし」に改め、同条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（特別徴収金の徴収）

第八条 県は、国からの補助金の交付を受けて行う事業であつて別に知事が指定するものの施行につき、当該事業によつて利益を受ける者で当該事業の施行に係る地域内の土地につき法第三条に規定する資格を有するものが、当該土地の全部又は一部について当該工事の完了につき法第一百三十三条の三第三項の規定による公告があつた日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日。次項において「工事完了公告日」という。）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度）の初日から起算して八年を経過しない間に農地以外への転用を行った場合又は当該事業により畑として区画形質が変更され、若しくは造成された農地についての開田を行った場合には、その者から、当該事業について国から交付された補助金の額及び県が負担した額をその者が法第三条に規定する資格を有している当該地域内の土地の面積に割り振つて得られる額の範囲内で、当該転用又は開田に係る土地の面積に応じた額（農地の農地以外への転用が行われた場合において当該転用に伴い遊休化した施設を目的外用途に活用したことにより生じた収入があつたときは、当該収入額のうち当該転用に係る土地に係るものを差し引いた額）に相当する額の特別徴収金を徴収する。

2 県は、法第八十七条の三第一項の規定に基づく県営土地改良事業（以下この項



において「機構関連事業」という。）の施行につき、法第九十一条の二第六項各号のいずれかに掲げる者が、法第八十七条の三第七項において準用する法第八十七条第五項の規定による当該機構関連事業の計画を定めた旨の公告があつた日から、当該機構関連事業の工事完了公告日の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度）の初日から起算して八年を経過しない間に法第九十一条の二第六項各号に掲げる者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める場合に該当する行為があつたときには、その者から、当該機構関連事業について国から交付された補助金の額及び県が負担した額を当該行為に係る土地の面積に応じて割り振つて得られた額（当該行為により遊休化した施設を目的外用途に活用したことにより生じた収入があつたときは、当該収入金額のうち当該行為に係る土地に係るものを差し引いた額）に相当する額の特別徴収金を徴収する。

3 知事は、前二項の特別徴収金（以下この項から第五項までにおいて「特別徴収金」という。）を徴収する場合にあつては、当該特別徴収金の徴収を受ける者に特別徴収金の額その他当該特別徴収金の徴収に関し必要な事項を通知するものとする。

4 知事は、第一項に規定する場合において転用に係る面積が知事の指定する面積を超えないときその他知事が特に納付の必要がないものとして承認した場合は、特別徴収金を免除することができる。

5 特別徴収金は、一時に全額を徴収するものとする。

6 第一項の規定による特別徴収金の徴収については第二条第二項、第六条及び第七条の規定を、第二項の規定による特別徴収金の徴収については第六条及び第七条の規定を準用する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 条 例

埼玉県秩父高原牧場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第二十二号

埼玉県秩父高原牧場条例の一部を改正する条例

埼玉県秩父高原牧場条例（昭和四十八年埼玉県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「第八十三条第一項第三号」を「第九十七条第一項第二号」に改め、「家畜共済」の下に「（同条第二項の疾病傷害共済に限る。）」を加える。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第四条の規定は、第三条第一項の許可に係る乳牛を平成三十一年一月一日以後に共済責任が始まる疾病傷害共済に付す者について適用し、同項の許可に係る乳牛を農業災害補償法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十四号）附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた同日前に共済責任が始まる家畜共済に付す者については、当該家畜共済に係る共済掛金期間の満了の時（その時までには当該乳牛を疾病傷害共済に付したときは、その共済責任が始まる時）までは、なお従前の例による。

## 条 例

埼玉県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第二十三号

埼玉県都市公園条例の一部を改正する条例

埼玉県都市公園条例（昭和三十六年埼玉県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第一項中「この条」の下に「及び次条」を加え、同条第四項中「前三項」を「前四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「百分の二十」の下に「（前二項の規定による建築物と併せて設ける場合にあつては、当該建築物の当該都市公園の敷地面積に対する割合のうち前二項の規定により前条に規定する割合を超える部分の割合を、百分の二十から控除して得た割合）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 政令第六条第六項の認定公募設置等計画に基づき公募対象公園施設（法第五条の二第一項に規定する公募対象公園施設をいう。以下この項において同じ。）である建築物（政令第六条第一項各号に規定する建築物を除く。）を設ける場合に關する法第五条の九第一項の規定により読み替えて適用する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、当該公募対象公園施設である建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十（前項の建築物と併せて設ける場合にあつては、当該建築物の当該都市公園の敷地面積に対する割合のうち前項の規定により前条に規定する割合を超える部分の割合を、百分の十から控除して得た割合）を限度として前条に規定する割合を超えることができることとする。

第一条の五を第一条の六とし、第一条の四の次に次の一条を加える。

（運動施設に関する制限）

第一条の五 政令第八条第一項の条例で定める割合は、百分の五十とする。

別表第一中「第一条の五関係」を「第一条の六関係」に改める。

別表第一の二の備考四中「道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第一条の七第三項」を「道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三条」に改め、「乗合型自動車」の下に「（同条に規定する普通自動車のうち、乗車定員十一人以上のものをいう。）」を加える。

### 附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、別表第一の二の改正規

定は、公布の日から施行する。

## 条 例

埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第二十四号

埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

埼玉県建築基準法施行条例（昭和三十五年埼玉県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第一項の表第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域の項中「又は第二種低層住居専用地域」を「、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

## 条 例

埼玉県高等学校等奨学金事業基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第二十五号

埼玉県高等学校等奨学金事業基金条例の一部を改正する条例

埼玉県高等学校等奨学金事業基金条例（平成二十年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条を次のように改める。

（設置）

第一条 高等学校等奨学金事業に要する経費の財源に充てるため、埼玉県高等学校等奨学金事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、当該積立てをする年度の高等学校等奨学金事業特別会計歳入歳出予算で定める額とする。

第三条を削る。

第四条に次の一項を加え、同条を第三条とする。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

第五条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（処分）

第五条 基金は、高等学校等奨学金事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計条例の一部改正）

2 埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計条例（平成十七年埼玉県条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「一般会計繰入金」の下に「、高等学校等奨学金事業基金繰入金」を加える。

## 条 例

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第二十六号

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県学校職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

	学校種別	職員種別	
校長及び教員（副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師をいう。）	県立高等学校及び市町村立高等学校（定時制の課程）	八、一六三	人
その他の職員	県立及び市町村立の特別支援学校	四、〇六八	人
	県立及び市町村立の中学校	九、五一五	人
	市町村立小学校	一六、四〇七	人
その他の職員	一、四二四	四六五	五一〇
	人	一、〇〇七	人

### 附 則

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第二条第一項の規定の適用については、平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間は、同項の表中「八、一六三人」とあるのは「八、二二六人」と、「九、五一五人」とあるのは「九、六一九人」とする。

## 条 例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第二十七号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年埼玉県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一種地域の項第一号中「及び準住居地域」を「準住居地域及び田園住居地域」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。



## 条 例

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第二十八号

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例  
埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成十二年埼玉県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表第五号中「一万千円」を「九千九百円」に改め、同表第七号中「一万五千円」を「一万三千円」に、「一万千七百円」を「一万円」に改め、同表第十八号中「八千円」を「八千七百円」に改める。

別表第三号の表第二号中「二千四百円」を「二千百円」に改める。

別表第四号の表第一号中「二万五千円」を「二万二千円」に改める。

別表第五号の表第二号中「四千六百円」を「五千四百円」に改める。

別表第六号の表第七号中「二千二百円」を「千九百円」に改める。

別表第七号の表第一号の八中「二千円」を「千八百円」に改め、同表第四号イ(1)中「千六百円」を「千五百五十円」に改め、同号イ(3)中「四千四百円」を「四千百円」に、「七千五十円」を「六千六百円」に改め、同号ロ(2)中「千八百五十円」を「千九百円」に改め、同号ロ(3)中「二千二百円」を「二千五百五十円」に、「三千百円」を「三千三百五十円」に改め、同号ハ(3)中「二千九百五十円」を「二千六百円」に、「四千五百円」を「四千五十円」に改め、同号ニ(1)中「千八百五十円」を「千九百円」に改め、同号ホ(1)中「千七百五十円」を「千七百円」に改め、同号ホ(3)中「四千五百五十円」を「四千八百円」に改め、同号ヘ(3)中「二千八百五十円」を「二千九百円」に、「四千四百円」を「四千三百五十円」に改め、同表第四号の二イ中「四千五十円」を「三千九百円」に、「六千七百円」を「六千四百円」に改め、同号ロ中「三千八百五十円」を「三千七百五十円」に、「四千七百五十円」を「四千五百五十円」に改め、同表第五号ロ及び第六号ロ中「千百円」を「千百五十円」に改め、同表第六号の二金額の欄を次のように改める。

千四百円（自動車安全運転センターが行う研修等のうち、公安委員会が別に定めるものを受けた者に対する講習にあつては、八百円）

別表第七号の表第六号の三中「六百五十円」を「七百五十円」に改め、同表第七号中「千百円」を「千百五十円」に改め、同表第八号イ中「二万三千百円」を「二万三千四百円」に改め、同号イただし書中「については二千四百五十円」を「ついて

は二千三百五十円」に、「五百五十円」を「五百円」に改め、同号イ(3)及び(4)中「二千四百五十円」を「二千五百円」に改め、同号イ(5)中「二千円」を「二千三百五十円」に改め、同号イ(6)中「千七百五十円」を「千八百円」に改め、同号ロ中「一万九千六百五十円」を「一万九千五百円」に改め、同号ロただし書中「八百五十円」を「九百円」に、「三百五十円」を「三百円」に改め、同号ロ(1)中「三千六百元」を「三千五百五十円」に改め、同号ロ(3)及び(4)中「千九百五十円」を「二千円」に改め、同号ロ(5)中「千九百五十円」を「千九百円」に改め、同号ロ(6)中「二千五百円」を「二千五十円」に改め、同号ハ中「一万四千五百円」を「一万四千七百円」に改め、同号ハただし書中「千五十円」を「千五百円」に、「三百五十円」を「三百円」に改め、同号ハ(1)中「千三百円」を「千二百五十円」に改め、同号ハ(3)及び(4)中「千九百五十円」を「二千円」に改め、同号ハ(5)中「二千五百円」を「二千六百五十円」に改め、同号ニ中「二万七千七百円」を「二万五千五百円」に改め、同号ニただし書中「千三百円」を「二千四百円」に、「については二百五十円」を「については百五十円」に改め、同号イ(2)中「千三百五十円」を「千四百円」に改め、同号イ(3)中「千二百五十円」を「千三百円」に改め、同号イ(4)及び(5)中「千五百五十円」を「千六百元」に改め、同号イ(6)中「千四百円」を「千五百円」に改め、同号ロ中「一万千八百円」を「一万千八百五十円」に改め、同号ロただし書中「については百円」を「については百五十円」に改め、同号ロ(1)中「三千六百元」を「三千五百五十円」に改め、同号ロ(2)中「千二百五十円」を「千三百円」に改め、同号ロ(3)中「千二百円」を「千二百五十円」に改め、同号ハ中「九千四百円」を「九千六百五十円」に改め、同号ハただし書中「については百円」を「については百五十円」に改め、同号ハ(1)中「千三百円」を「千二百五十円」に改め、同号ハ(2)中「千三百円」を「千三百五十円」に改め、同号ハ(3)中「千五百円」を「千二百五十円」に改め、同号ハ(6)中「千二百円」を「千二百五十円」に改め、同号ニ中「一万二千七百五十円」を「一万二千四百五十円」に改め、同号ニただし書中「三千五百五十円」を「二千八百五十円」に改め、同表第十一号イ中「二千円」を「千九百円」に、「四千六百五十円」を「四千四百円」に改め、同号ロ中「千九百五十円」を「千七百五十円」に、「二千八百五十円」を「二千五百五十円」に改め、同号ニ中「千五十円」を「千五百五十円」に改め、同表第十二号金額の欄を次のように改める。

イ 運転免許証の更新（ロに掲げるものを除く。）

二千五百円

ロ 運転免許証の更新（法第百一条の二の二第二項の規定により運転免許証

別表第七号の表第十二号の三及び第十二号の四中「千円」を「千百元」に改め、同表第十三号中「二千四百円」を「二千三百五十円」に改め、同表第十四号八中「二千百元」を「千九百五十円」に改め、同号ニ(1)中「四千百元」を「四千四百五十円」に改め、同号ニ(2)中「三千四百円」を「三千五百円」に改め、同号ニ(3)中「二千四百五十円」を「二千八百円」に改め、同号ホ(1)中「四千百元」を「四千百五十円」に改め、同号ヘ中「千四百円」を「千五百円」に改め、同号チ中「千三百円」を「千四百円」に改め、同号リ中「六百五十円」を「七百五十円」に改め、同号ヌ(5)中「二千四百円」を「二千四百五十円」に改め、同号ヲ(1)中「四千六百五十円」を「五千百円」に改め、同号ヲ(2)中「四千六百五十円」を「五千百円」に、「七千五百五十円」を「七千九百五十円」に改め、同号ヲ(3)中「五千六百五十円」を「五千八百円」に改め、同号ヲ(4)中「二千円」を「二千二百五十円」に改め、同号ヲ(5)中「二千円」を「二千二百五十円」に、「四千三百円」を「四千四百五十円」に改め、同号ヲ(6)中「二千四百円」を「二千三百五十円」に改め、同号ワ中「一万三千二百円」を「一万二千五百円」に改め、同号カ中「千九百円」を「二千円」に改め、同表第十五号八中「千五百円」を「千八百円」に改め、同号ニ中「四千六百五十円」を「五千百円」に改め、同号ヘ中「千五百円」を「千八百円」に改め、同号ト中「四千六百五十円」を「五千百円」に改め、同号チ中「七千五百五十円」を「七千九百五十円」に改め、同表第十七号中「千四百五十円」を「千四百円」に、「三千円」を「二千八百五十円」に改める。

別表第九号の表第七号及び第十二号中「二千円」を「千八百円」に改める。

別表第十号の表第一号中「一万三千円」を「一万二千円」に改め、同表第二号中「千九百円」を「千七百円」に改める。

別表第十二号の表第二号中「千五百円」を「千六百元」に改め、同表第三号中「千円」を「千百元」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

# 規則

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

## 埼玉県規則第八号

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則

埼玉県行政組織規則（昭和四十二年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「営繕工事事務所」を「営繕・公園事務所」に改める。

第三条の表環境部の項中「エコタウン環境課」を「エネルギー環境課」に改め、

同表産業労働部の項中

勤 労 者 福 祉 課	就 業 支 援 課
----------------------------	-----------------------

を「雇

雇
---

用  
労  
働  
課

に改め、同表県土整備部の項中

用	道 路
---	--------

地 課	政 策 課
--------	-------------

を「

用 地 課
-------------

」に改める。

第七条文書課の項第九号中「特例民法法人及び」を削る。

第七条の二オリンピック・パラリンピック課の項中「第三十二回オリンピック競技大会及び第十六回パラリンピック競技大会」を「第32回オリンピック競技大会（2020／東京）及び東京2020パラリンピック競技大会」に改め、同条防犯・交通安全課の項第九号中「及び防犯のまちづくり」を「防犯のまちづくり及び犯罪被害者等支援」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第八号の次に次の二号を加える。

九 犯罪被害者等支援に係る総合的企画及び調整に関すること。

十 埼玉県犯罪被害者等支援条例の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

第七条の四環境政策課の項第二十号を次のように改める。

二十 地理環境情報システムの整備及び管理に関すること。

第七条の四温暖化対策課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条エコタウン環境課の項を次のように改める。

## エネルギー環境課

- 一 住宅の省エネルギーの推進に関すること。
  - 二 次世代自動車の普及に関すること。
  - 三 水素エネルギーの普及に係る施策の推進に関すること。
  - 四 再生可能エネルギー等の普及に係る施策の推進に関すること。
- 第八条福祉政策課の項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。
- 五 埼玉県虐待禁止条例の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

第八条社会福祉課の項に次の一号を加える。

- 二十九 再犯の防止等の推進に関する法律の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

第八条地域包括ケア課の項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

- 五 埼玉県虐待禁止条例の施行（主として高齢者（他の機関において所掌するものを除く。）に関することに限る。）に関すること。

第八条障害者支援課の項に次の二号を加える。

- 五 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の施行に関すること。

- 六 埼玉県虐待禁止条例の施行（主として障害者（他の機関において所掌するものを除く。）に関することに限る。）に関すること。

第八条こども安全課の項中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

- 五 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律の施行に関すること。

- 六 埼玉県虐待禁止条例の施行（主として児童（他の機関において所掌するものを除く。）に関することに限る。）に関すること。

第九条生活衛生課の項中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

- 十二 住宅宿泊事業法の施行（宿泊者の衛生の確保に係るものに限る。）に関すること。

第十条産業労働政策課の項中第四号及び第五号を次のように改める。

- 四 埼玉県小規模企業振興基本条例の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

- 五 中小企業の経営の実態調査に関すること。

第十条企業立地課の項第三号を次のように改める。

三 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に関すること。

第十条観光課の項中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 住宅宿泊事業法の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

第十条勤労者福祉課の項を次のように改める。

雇用労働課

一 労働組合法、労働関係調整法及び地方公営企業等の労働関係に関する法律の施行に関すること。

二 労使関係の安定に関すること。

三 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の施行に関すること。

四 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行に関すること。

五 個別労働関係紛争の未然の防止及び自主的な解決の促進に関すること。

六 労働相談に関すること。

七 労働教育に関すること。

八 勤労者向け制度融資に関すること。

九 労働福祉団体の指導及び育成に関すること。

十 労働福祉施設に関すること。

十一 障害者の雇用の促進等に関する法律の施行に関すること。

十二 雇用対策法の施行に関すること。

十三 青少年の雇用の促進等に関する法律の施行に関すること。

十四 地域雇用開発促進法の施行に関すること。

十五 駐留軍関係離職者等臨時措置法の施行に関すること。

十六 職業安定法の施行に関すること。

十七 武蔵浦和合同庁舎の管理に関すること。

十八 地域振興センターとの連絡調整（労働者の福祉及び就業支援に係るものに限る。）に関すること。

十九 前各号のほか、労働者の福祉及び就業支援に関すること。

第十条就業支援課の項を削り、同条シニア活躍推進課の項第四号を削る。

第十一条農業政策課の項中第十七号を第十八号とし、第六号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号中「農村地域工業等導入促進法」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第四号

を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 埼玉県農林水産業振興条例の施行(他の機関において所掌するものを除く。)に関する事。

第十一条農産物安全課の項第九号中「農林物資の規格化等に関する法律」を「日本農林規格等に関する法律」に改め、同条農業支援課の項第九号中「農業基盤整備資金」を「林業関係資金及び農業基盤整備資金」に改め、同項第十二号中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改め、同条生産振興課の項第二号中「米麦、」を「稲、麦類及び」に改め、同項第三号中「主要農作物種子法の施行」を「稲、麦類及び大豆の種子の生産及び普及」に改める。

第十二条県土整備政策課の項第六号を第十四号とし、第五号を第十三号とし、第四号の次に次の八号を加える。

五 道路、橋りよう及び街路に係る企画に関する事。

六 国、東日本高速道路株式会社等が建設する道路及び街路の建設の促進に関する事。

七 有料道路に関する事。

八 道路に係る調査(道路交通情勢調査に限る。)に関する事。

九 直轄国道の移管に係る調整に関する事。

十 埼玉県が管理する県道の構造等の基準を定める条例の施行に関する事。

十一 自動車道事業に関する事。

十二 埼玉県道路公社に関する事。

第十二条建設管理課の項第十一号を第十五号とし、第十号を第十四号とし、同項第九号中「解体工事業者の登録に関する事に限る」を「産業廃棄物指導課において所掌するものを除く」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第八号を第十二号とし、第五号から第七号までを四号ずつ繰り下げ、同項第四号中「建設工事に係る総合評価競争入札制度に関する事及び建設工事の総合評価競争入札に対し学識経験者の意見を聴くこと(総務部において所掌するものを除く。)に限る」を「入札課において所掌するものを除く」に改め、同号を同項第五号とし、同号の次に次の三号を加える。

六 県公共事業評価の実施に関する事。

七 建設コスト縮減対策に関する事。

八 建設副産物対策に関する事。

第十二条建設管理課の項第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 建設工事に係る企画に関すること。

第十二条道路政策課の項を削り、同条道路環境課の項第四号中「道路政策課」を「県土整備政策課」に改める。

第十三条都市整備政策課の項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 埼玉県震災予防のまちづくり条例の施行（都市における震災の予防に関する基本的な方針等に関することに限る。）に関すること。

第十三条都市計画課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、同条公園スタジアム課の項第一号中「公園等」を「都市公園等」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 都市公園法の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

第十三条公園スタジアム課の項第六号中「公園等」を「都市公園等」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 営繕・公園事務所との連絡調整（都市公園等に関することに限る。）に関すること。

第十三条営繕課の項第三号中「営繕工事事務所」を「営繕・公園事務所」に改め、「連絡調整」の下に「（公園スタジアム課において所掌するものを除く。）」を加える。

第二十五条の表埼玉県川口保健所の項中「埼玉県川口保健所」を「埼玉県南部保健所」に改め、「川口市、」を削る。

第二十五条の二第一項中第十八号を第十九号とし、第十七号の次に次の一号を加える。

十八 住宅宿泊事業法に基づく事務（宿泊者の衛生の確保に係るものに限る。）に関すること。

第二十八条の表埼玉県川口保健所の項中「埼玉県川口保健所」を「埼玉県南部保健所」に改め、「川口市、」を削る。

第二十八条の二第一項中「関する事務」の下に「及び住宅宿泊事業法に基づく事務（宿泊者の衛生の確保に係るものに限る。）」を加え、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 埼玉県坂戸保健所においては、第二十五条の二第一項に掲げる事務のうち、川越市の区域に係る薬事（他の機関において所掌するものを除く。）に関する事務、精神保健及び精神障害者の福祉（精神障害者の措置入院に係る事務及び精神医療審査会に入院の要否に関し審査を求める事務に限る。）に関する事務並びに住宅



3 埼玉県春日部保健所においては、第二十五条の二第一項に掲げる事務のうち、越谷市の区域に係る薬事（他の機関において所掌するものを除く。）に関する事務、精神保健及び精神障害者の福祉（精神障害者の措置入院に係る事務及び精神医療審査会に入院の要否に関し審査を求める事務に限る。）に関する事務並びに住宅宿泊事業法に基づく事務（宿泊者の衛生の確保に係るものに限る。）を所掌する。

第二十八条の二に次の一項を加える。

4 埼玉県南部保健所においては、第二十五条の二第一項に掲げる事務のうち、川口市の区域に係る薬事（他の機関において所掌するものを除く。）に関する事務並びに精神保健及び精神障害者の福祉（精神障害者の措置入院に係る事務及び精神医療審査会に入院の要否に関し審査を求める事務に限る。）に関する事務を所掌する。

第三十三条第一号中「植物」を「植物防疫法に基づく植物」に改め、同条第二号中「市町村」を「植物防疫法に基づく市町村」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第三号中「発生予察事業」を「植物防疫法に基づく発生予察事業」に改め、同条第六号中「防除」を「植物防疫法に基づく防除」に改め、同条第七号とし、同条第五号中「検査を行う」を「検査等に関する」に改め、同条第六号とし、同条第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 農薬取締法に基づく検査等に関すること。

第六十六条第三項中「次条第一項第二十五号、第二十六号及び第二十九号」を「次条第一項第二十七号、第二十八号及び第三十一号」に改める。

第六十七条第一項第十四号中「農村地域への工業等の導入の促進」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく事務」に改め、同条第四項中「農業支援部及び農村整備部」を削る。

第七十三条中第十三号を第二十号とし、第十二号の次に次の七号を加える。

十三 植物防疫法に基づく植物の検疫に関すること。

十四 植物防疫法に基づく市町村、農業者及びその組織する団体が行う防除に対する指導及び協力に関すること。

十五 植物防疫法に基づく発生予察事業に関すること。

十六 農薬取締法に基づく検査等に関すること。

十七 肥料取締法に基づく検査等に関すること。

十八 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づく検査等に関すること。

十九 植物防疫法に基づく防除に必要な薬剤及び器具の保管並びに防除に必要な器具の修理に関すること。

第一百九条第一項第二号中「登記」の下に「(他の機関において所掌するものを除く。）」を加え、同項第四号中「、河川及び都市公園等(しらかばと公園、さきたま緑道及び花の里緑道を除く。）」を「及び河川等」に改め、同条第二項中「、埼玉県行田県土整備事務所においてはさきたま緑道及び花の里緑道の管理並びに行田県土整備事務所及び荒川左岸北部下水道事務所の庁舎の管理に関する事務を、埼玉県越谷県土整備事務所においてはしらかばと公園の管理に関する事務を」を削る。第一百二十条の表を次のように改める。

県土整備事務所名	部名
埼玉県さいたま県土整備事務所 埼玉県朝霞県土整備事務所 埼玉県北本県土整備事務所 埼玉県行田県土整備事務所	総務管理部 用地部 道路部 河川部
埼玉県川越県土整備事務所 埼玉県越谷県土整備事務所 埼玉県杉戸県土整備事務所	総務管理部 用地部 道路施設部 河川部 道路環境部
埼玉県飯能県土整備事務所 埼玉県東松山県土整備事務所 埼玉県秩父県土整備事務所 埼玉県熊谷県土整備事務所	総務管理部 用地部 道路施設部 河川砂防部 道路環境部
埼玉県本庄県土整備事務所	総務管理部 用地部 道路部 河川砂防部

第一百二十条の四第五号及び第六号を次のように改める。

五 建設工事及び建設工事に係る委託業務の表彰に関すること。

六 建設工事に係る新製品及び新技術の収集及び検証に関すること。

第一百二十条の四第七号及び第八号を削る。

第三百三十一条の十五第八号中「建築士事務所」を「建築士法に基づく建築士事務所」に改める。

第三章第二節第三十八款の款名を次のように改める。

第三十八款 営繕・公園事務所

第三百三十一条の十六第一項中「県施設等の営繕」の下に「及び都市公園等の管理」を加え、「営繕工事事務所」を「営繕・公園事務所」に改め、同条第二項の表以外の部分中「営繕工事事務所」を「営繕・公園事務所」に改め、同項の表中「埼玉県営繕工事事務所」を「埼玉県営繕・公園事務所」に改める。

第三百三十一条の十七を次のように改める。

(事務)

第三百三十一条の十七 埼玉県営繕・公園事務所においては、次の事務を所掌する。

- 一 北部地域における県施設等の営繕に関すること。
- 二 都市公園等の管理及び土木工事（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。
- 三 土木工事に伴う用地買収、補償及び登記（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

第三百三十八条の表医療局の項中「言語聴覚科」の下に「リハビリテーション工学科」を加える。

第七十三条の見出し中「公園等」を「都市公園等」に改め、同条の表以外の部分中「都市公園及びその他の公園等」を「都市公園等」に、「公園等は」を「都市公園等は」に改め、同条の表を次のように改める。

名 称	位 置	管 理 する 都 市 公 園 等
埼玉県大宮公園事務所	さいたま市	大宮公園、戸田公園、上尾運動公園、秋ヶ瀬公園、久喜菖蒲公園、所沢航空記念公園、しらこぼと公園、みさと公園、川越公園、和光樹林公園、新座緑道、吉川公園、彩の森入間公園、埼玉スタジアム2002公園、狭山稲荷山公園、まつぶし緑の丘公園、権現堂公園、秋ヶ瀬緑道

第七十三条に次の一項を加える。

2 埼玉県大宮公園事務所においては、都市公園等の管理に関する事務のほか、次の事務を所掌する。

- 一 管理する都市公園等における土木工事に関すること。

二 土木工事に伴う用地買収、補償及び登記（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

第百八十七条の表埼玉県国民健康保険運営協議会の項中「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」を「国民健康保険法」に改め、同表中

埼玉県精神保健福祉審議会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の定めるところにより、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議する。
埼玉県指定難病審査会	難病の患者に対する医療等に関する法律第七条第二項の規定による支給認定をしないことについての審査に関する事務
疾病対策課	

を

埼玉県精神保健福祉審議会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の定めるところにより、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議する。
埼玉県指定難病審査会	難病の患者に対する医療等に関する法律第七条第二項の規定による支給認定をしないことについての審査に関する事務
埼玉県がん登録審議会	がん登録等の推進に関する法律の定めるところにより、知事の諮問に応じ、がん登録により得られた情報の利用、提供又は匿名化に関する事項等について調査審議する。
疾病対策課	

に

改め、同表埼玉県川口保健所感染症診査協議会の項中「埼玉県川口保健所感染症診査協議会」を「埼玉県南部保健所感染症診査協議会」に、「埼玉県川口保健所の」を「埼玉県南部保健所の」に、「埼玉県川口保健所」を「埼玉県南部保健所」に改め、同表埼玉県農業共済保険審査会の項を削る。

第百八十八条第一項の表部の項中「整理する」の下に「とともに、上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する」を加え、同条第三項の表本庁及び部の項の前に次のように加える。

本庁、部及び課	政策幹	上司の命を受け、特に指定された重要事項を掌理し、その事務を処理するため職員を指揮監督するとともに、上司を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。
---------	-----	---

第百八十八条第三項の表本庁の項を次のように改める。

本庁	企画参与	知事の命を受け、特に指定された重要事項を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
	副総合調整幹	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、総合調整幹を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。
	副報道長	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、報道長を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。
	室長付	上司の命を受け、上司の所掌する職務のうち、特定事務に従事する。
	副室長	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、上司を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。
	会計管理者付	上司の命を受け、会計管理者の特定事務に従事する。

第百八十八条第三項の表本庁の項の次に次のように加える。

部及び課	企画幹	上司の命を受け、特に指定された重要事項を処理するとともに、当該指定事項について、上司を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。
------	-----	--

第百八十八条第三項の表危機管理防災部の項の次に次のように加える。

産業労働部	次世代産業幹
上司の命を受け、特定の地域への産業の集積に関する事務その他特に指定された事項を掌理し、これらの事務を処理するため職員を指揮監督するとともに、上司を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。	

第百八十八条第四項中「又は政策幹」を「又は企画幹」に改め、「政策幹及び」を削り、「限り」の下に「企画幹にあつては、知事室長、報道長及び総合調整幹を除き」を加え、同項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 少子化対策局長

第百八十八条第四項第二号の次に次の一号を加える。

三 副部長

附 則

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、次の表の上欄に掲げる機関に勤務している者は、別に辞令を発せられない限り、同一の職により、同表の上欄に対応する下欄に掲げる機関に勤務を命ぜられたものとする。

環境部エコタウン環境課	環境部エネルギー環境課
埼玉県川口保健所	埼玉県南部保健所
埼玉県営繕工事事務所	埼玉県営繕・公園事務所

## 規 則

埼玉県聴聞規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第九号

埼玉県聴聞規則の一部を改正する規則

埼玉県聴聞規則（平成六年埼玉県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「あて先」を「啓先」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 申請者の氏名（団体にあつては、その代表者の氏名）を自署することにより、押印を省略することができます。

様式第三号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 申請者の氏名（団体にあつては、その代表者の氏名）を自署することにより、押印を省略することができます。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県聴聞規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 規則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第十号

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

第一条 埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第八条中「所長」の下に「、部の政策幹」を加え、「及び消防防災政策幹」を「、消防防災政策幹及び次世代産業幹」に改める。

第九条第一項中「（調整幹）の下に「、課の政策幹、企画幹」を加える。

別表第一都市整備部建築安全課長の項第二号委任事務の欄9中「第九条第一項」を「第八条第一項」に改め、同欄10中「第九条第二項」を「第八条第二項」に改める。

別表第二第十号事務の種類の欄中「特例民法法人及び」を削り、同号知事決裁事項の欄1中「及び」を「又は」に改め、同欄中2を削り、3を2とし、同号知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄中6から10までを削り、11を6とし、12から14までを7から9までとし、同表第十二号知事決裁事項の欄中15を16とし、5から14までを6から15までとし、4の次に次のように加える。

5 法第二百三十三条第七項の規定に基づき、決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて講じた措置について、議会に報告し、公表すること。

別表第二第十四号知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄4中「第二十六条第四項」を「第二十六条第三項」に改め、同欄13中「行為の是正」の下に「又は業務運営の改善」を加え、「とるべき」を「講ずべき」に改め、同欄13を同欄14とし、同欄中5から12までを6から13までとし、4の次に次のように加える。

5 法第二十八条第六項の規定に基づき、地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずること。

別表第三知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄3中「知事室長」の下に「、副部长及び少子化対策局長」を、「職員」の下に「（以下「知事室長等所属職員」という。）」を加え、同欄5中「知事室長等」を「知事室長」に、「及び副部长等」を「、副部长等及び知事室長等所属職員」に改め、同欄8及び12中「知事室長に所属する職員」を「知事室長等所属職員」に改め、同欄14中「知事室長



等」を「知事室長」に改め、「課長」の下に「知事室長等所属職員」を加え、同欄16中「知事室長に所属する職員」を「知事室長等所属職員」に改め、同欄17から21までの規定中「知事室長等」を「知事室長」に、「及び副部長等」を「副部長等及び知事室長等所属職員」に改める。

別表第四企画財政部の表財政課の項第三号知事決裁事項の欄を次のように改める。

- 1 法第二十七条ただし書の規定に基づき、地方公営企業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱う金融機関の指定に同意すること。
- 2 法第三十条第八項の規定に基づき、決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて講じた措置について、又は地方公営企業の管理者が当該議決を踏まえて講じた措置について、議会に報告し、公表すること。

別表第四企画財政部の表財政課の項第三号部長専決事項の欄に次のように加える。

- 3 法第三十条第七項の規定に基づき、決算の要領を公表すること。

別表第四企画財政部の表市町村課の項第一号部長専決事項の欄2中「第三条第六号」を「第三条第六項」に改め、同欄12中「受託勧告」を「受託勧告」に改め、同欄15中「受託」を「受諾」に改め、同欄18中「第二百五十二条の十七の六及び第二百五十二条の十七の七」を「及び第二項、第二百五十二条の十七の六第三項及び第四項並びに第二百五十二条の十七の七」に改め、同項第十一号部長専決事項の欄6中「是正」を「行為の是正又は業務運営の改善」に、「とるべき」を「講ずべき」に改め、同表土地水政策課の項第二号知事決裁事項の欄2中「及び第九項」を削り、「県計画案又は県計画変更案を定める」を「県計画を定め、又は変更する」に改め、同欄中3を削り、4を3とし、5から11までを4から10までとし、同号部長専決事項の欄5を削り、同欄4中「市町村長」を「国土交通大臣及び市町村長」に改め、同欄4を同欄5とし、同欄3の次に次のように加える。

- 4 法第九条第一項の規定に基づき、土地利用基本計画を定め、又は変更すること。

別表第四総務部の表人事課の項第五号部長専決事項の欄1中「高齢者叙勲、」を削り、同表学事課の項第一号知事決裁事項の欄中「第十三条」を「第十三条第一項」に改め、同表税務課の項第一号部長専決事項の欄3を次のように改める。

- 3 法第二十二条の二十八第一項及び第二項並びに第二十二條の二十九の規定に基づいてされる通告処分及び告発を行うこと。

別表第四総務部の表税務課の項第三号部長専決事項の欄に次のように加える。

3 規則第四十二条第一項、第五項又は第七項の規定に基づき、納税証紙売りさばき人を指定し、当該指定に係る事項を変更し、又は当該指定を取り消すこと。

別表第四県民生活部の表青少年課の項部長専決事項の欄9、11及び12中「携帯電話インターネット事業者」を「携帯電話インターネット事業者等」に改め、同表消費生活課の項第五号部長専決事項の欄1中「第八条第一項」を「第八条」に改め、「役務提供事業者」の下に「（販売業者又は役務提供事業者が個人である場合にあつてはその者）」を加え、「一年以内の期間を限り、訪問販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずる」を「命令し、及びその旨を公表する」に改め、同欄2を次のように改める。

2 法第八条の二の規定に基づき、同条第一項各号に定める者に対し、命令し、及びその旨を公表すること。

別表第四県民生活部の表消費生活課の項第五号部長専決事項の欄3中「第十五条第一項」を「第十五条」に改め、「又は役務提供事業者」を「、役務提供事業者（販売業者又は役務提供事業者が個人である場合にあつてはその者）又は通信販売電子メール広告受託事業者」に、「一年以内の期間を限り、通信販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずる」を「命令し、及びその旨を公表する」に改め、同欄4を次のように改める。

4 法第十五条の二の規定に基づき、同条第一項各号に定める者に対し、命令し、及びその旨を公表すること。

別表第四県民生活部の表消費生活課の項第五号部長専決事項の欄5及び6を削り、同欄7中「第二十三条第一項」を「第二十三条」に改め、「役務提供事業者」の下に「（販売業者又は役務提供事業者が個人である場合にあつてはその者）」を加え、「一年以内の期間を限り、電話勧誘販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずる」を「命令し、及びその旨を公表する」に改め、同欄7を同欄5とし、その次に次のように加える。

6 法第二十三条の二の規定に基づき、同条第一項各号に定める者に対し、命令し、及びその旨を公表すること。

別表第四県民生活部の表消費生活課の項第五号部長専決事項の欄8を削り、同欄9中「第三十九条第一項」を「第三十九条」に改め、「統括者」の下に「、勧誘者、一般連鎖販売業者（統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が個人である場合にあつてはその者）又は連鎖販売取引電子メール広告受託事業者」を加え、「一年以内の期間を限り、当該連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行い若

しくは勧誘者に行わせることを停止し、又はその行う連鎖販売取引の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずる」を「命令し、及びその旨を公表する」に改め、同欄9を同欄7とし、その次に次のように加える。

8 法第三十九条の二の規定に基づき、同条第一項から第三項までに掲げる場合に当該各項各号に定める者に対し、命令し、及びその旨を公表すること。

別表第四県民生活部の表消費生活課の項第五号部長専決事項の欄10から14までを削り、同欄15中「第四十七条第一項」を「第四十七条」に改め、「販売業者」の下に「（役務提供事業者又は販売業者が個人である場合にあつてはその者）」を加え、「一年以内の期間を限り、特定継続的役務提供に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずる」を「命令し、及びその旨を公表する」に改め、同欄15を同欄9とし、その次に次のように加える。

10 法第四十七条の二の規定に基づき、同条第一項各号に定める者に対し、命令し、及びその旨を公表すること。

別表第四県民生活部の表消費生活課の項第五号部長専決事項の欄16を削り、同欄17中「第五十七条第一項」を「第五十七条」に改め、「業務提供誘引販売業を行う者」の下に「（業務提供誘引販売業を行う者が個人である場合にあつてはその者）又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者」を加え、「一年以内の期間を限り、当該業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引の全部又は一部を停止すべきことを命ずる」を「命令し、及びその旨を公表する」に改め、同欄17を同欄11とし、その次に次のように加える。

12 法第五十七条の二の規定に基づき、同条第一項各号に定める者に対し、命令し、及びその旨を公表すること。

別表第四県民生活部の表消費生活課の項第五号部長専決事項の欄18から20までを削り、同欄21中「第五十八条の十三第一項」を「第五十八条の十三」に改め、「購入業者」の下に「（購入業者が個人である場合にあつてはその者）」を加え、「一年以内の期間を限り、訪問購入に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずる」を「命令し、及びその旨を公表する」に改め、同欄21を同欄13とし、その次に次のように加える。

14 法第五十八条の十三の二の規定に基づき、同条第一項各号に定める者に対し、命令し、及びその旨を公表すること。

別表第四県民生活部の表消費生活課の項第五号部長専決事項の欄22を削り、同表防犯・交通安全課の項を次のように改める。

課一	埼玉県防犯
条例第八条第一	1
	条例第八条第四項（同条第六

防 犯 ・ 交 通 安 全	
<p>のまちづくり推進条例（平成十六年埼玉県条例第三十六号。以下この項において「条例」という。）の施行に関する事務</p>	<p>項の規定に基づき、推進計画を策定すること。</p>
<p>二 埼玉県犯罪被害者等支援条例（平成三十年埼玉県条例第十号）の施行に関する事務</p>	<p>項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、推進計画を策定するに当たり、県民及び事業者から意見を聴くこと。</p> <p>2 条例第八条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、推進計画を公表すること。</p> <p>3 条例第十一条第二項、第十二条第二項及び第十九条第二項の規定に基づき、指針を策定すること。</p>

別表第四環境部の表環境政策課の項第十号知事決裁事項の欄中「又は第六項」を削り、同表大気環境課の項第四号部長専決事項の欄中3及び4を削り、5を3とし、6を4とし、同表水環境課の項第二号部長専決事項の欄中2を削り、3を2とし、4を3とし、同項第三号部長専決事項の欄中3から6までを削り、7を3とし、8から11までを削り、12を4とし、13を5とし、14を6とし、その次に次のように加える。

7 法第二十七条の二第一項の規定に基づき、汚染土壌処理業の譲渡及び譲受を承認すること。

8 法第二十七条の三第一項の規定に基づき、汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割を承認すること。

9 法第二十七条の四第一項の規定に基づき、汚染土壌処理業の相続を承認すること。

別表第四環境部の表水環境課の項第三号部長専決事項の欄中15を10とし、16を11とし、17を12とし、同項第九号部長専決事項の欄中2及び3を削り、4を2とし、5から8までを3から6までとし、同表産業廃棄物指導課の項第一号部長専

決事項の欄中26を31とし、25を30とし、同欄24中「第十九条の十第一項」を「第十九条の十一第一項」に改め、同欄24を同欄29とし、同欄23を同欄27とし、その次に次のように加える。

28 法第十九条の十第二項において準用する法第十九条の五第一項の規定に基づき、法第十九条の十第二項各号に掲げる者に対し、産業廃棄物処理基準に従つて産業廃棄物を保管することその他必要な措置を講ずべきことを命ずること。

別表第四環境部の表産業廃棄物指導課の項第一号部長専決事項の欄22を同欄26とし、同欄21中「第十九条の六」を「第十九条の六第一項」に改め、同欄21を同欄25とし、同欄20中「第十九条の五」を「第十九条の五第一項」に改め、同欄20を同欄24とし、同欄19を同欄22とし、その次に次のように加える。

23 法第十七条の二第三項において準用する法第十九条の五第一項（第二号から第四号までを除く。）の規定に基づき、有害使用済機器の保管又は処分を業とする者に対し、期限を定めて、支障の除去等のために必要な措置を講ずべきことを命ずること。

別表第四環境部の表産業廃棄物指導課の項第一号部長専決事項の欄中18を21とし、17を20とし、16を19とし、同欄15中「第九条の六」を「第九条の六第一項」に改め、同欄15を同欄18とし、同欄14中「第九条の五」を「第九条の五第一項」に改め、同欄14を同欄17とし、同欄中1から13までを4から16までとし、同欄に1から3までとして次のように加える。

1 法第十二条の七第一項の規定に基づき、二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定をすること。

2 法第十二条の七第七項の規定に基づき、二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定をすること。

3 法第十二条の七第十項の規定に基づき、二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定を取り消すこと。

別表第四環境部の表資源循環推進課の項第一号部長専決事項の欄5中「第九条の二の二」を「第九条の二の二第一項又は第二項」に改め、同欄7中「第九条の五」を「第九条の五第一項」に改め、同欄8中「第九条の六」を「第九条の六第一項」に改め、同欄13中「第十九条の十第一項」を「第十九条の十一第一項」に改め、同表みどり自然課の項第五号知事決裁事項の欄1中「及び第五項」を削り、同項第七号部長専決事項の欄中3から5までを削る。

別表第四福祉部の表高齢者福祉課の項第一号部長専決事項の欄3中「第二十九条第十一項」を「第二十九条第十三項」に、「採る」を「とる」に改め、同欄に

次のように加える。

4 法第二十九条第十四項の規定に基づき、有料老人ホームの設置者に対して、その事業の制限又は停止を命ずること。

別表第四福祉部の表高齢者福祉課の項第四号部長専決事項の欄中8及び9を削り、10を8とし、11から15までを9から13までとし、その次に次のように加える。

14 法第百十四条の三の規定に基づき、介護医療院の開設者に対し、期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を命ずること。

15 法第百十四条の四第一項の規定に基づき、介護医療院の開設者に対し、期限を定めて、管理者の変更を命ずること。

別表第四福祉部の表高齢者福祉課の項第四号部長専決事項の欄中27を29とし、16から26までを18から28までとし、15の次に次のように加える。

16 法第百十四条の五第三項及び第四項の規定に基づき、介護医療院の開設者に対し、命令し、及びその旨を公示すること。

17 法第百十四条の六第一項の規定に基づき、介護医療院の許可を取り消し、又は期間を定めてその許可の全部若しくは一部の効力を停止すること。

別表第四福祉部の表障害者支援課の項第一号部長専決事項の欄1中「第二十一条の五の二十二第三項」を「第二十一条の五の二十三第三項」に改め、同欄2中「第二十一条の五の二十三第一項」を「第二十一条の五の二十四第一項」に改め、同欄3中「第二十一条の五の二十七第三項」を「第二十一条の五の二十八第三項」に改め、同欄中11を12とし、8から10までを9から11までとし、7の次に次のように加える。

8 法第三十三条の十八第六項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者又は指定障害児入所施設の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。

別表第四福祉部の表障害者支援課の項第三号部長専決事項の欄中8を9とし、7を8とし、6の次に次のように加える。

7 法第七十六条の三第六項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者又は指定障害者支援施設の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。

別表第四福祉部の表福祉監査課の項第一号部長専決事項の欄中4及び5を削り、6を4とし、7から9までを5から7までとし、その次に次のように加える。

8 法第百十四条の五第一項の規定に基づき、介護医療院の開設者に対し、期限を定めて、同項各号に定める措置をとるべきことを勧告すること。

9 法第百十四条の五第二項の規定に基づき、期限内に勧告に従わなかつた旨を公表すること。

別表第四福祉部の表福祉監査課の項第二号部長専決事項の欄1中「第二十一条の五の二十二第一項」を「第二十一条の五の二十三第一項」に改め、同欄2中「第二十一条の五の二十二第二項」を「第二十一条の五の二十三第二項」に改め、同欄3中「第二十一条の五の二十七第一項」を「第二十一条の五の二十八第一項」に改め、同欄4中「第二十一条の五の二十七第二項」を「第二十一条の五の二十八第二項」に改め、同表こども安全課の項に次の一号を加える。

<p>四 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>		<p>1 法第六条第一項の規定に基づき、養子縁組あつせん事業を許可すること。</p> <p>2 法第十五条の規定に基づき、民間あつせん機関に対し、業務の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずること。</p> <p>3 法第十六条第一項の規定に基づき、養子縁組あつせん事業の許可を取り消すこと。</p> <p>4 法第十六条第二項の規定に基づき、民間あつせん機関に対し、期間を定めて養子縁組あつせん事業の全部又は一部の停止を命ずること。</p>
--	--	---

別表第四保健医療部の表保健医療政策課の項第二号部長専決事項の欄中「第九条第五項」を「第九条第七項」に改め、「関係市町村」の下に「及び保険者協議会」を加え、同表国保医療課の項第一号知事決裁事項の欄中5を6とし、1から4までを2から5までとし、同欄に1として次のように加える。

1 法第八十二条の二第一項の規定に基づき、都道府県国民健康保険運営方針を定め、又は変更すること。

別表第四保健医療部の表国保医療課の項第一号部長専決事項の欄中13を16とし、10から12までを13から15までとし、9を10とし、その次に次のように加える。

11 法第八十二条の二第六項の規定に基づき、都道府県国民健康保険運営方針

を定め、又は変更するに当たり、市町村の意見を聴くこと。

12 法第八十二条の三第一項及び第二項の規定に基づき、市町村標準保険税率及び県標準保険税率を算定すること。

別表第四保健医療部の表国保医療課の項第一号部長専決事項の欄8の次に次のように加える。

9 法第七十五条の七第一項の規定に基づき、国民健康保険事業費納付金の徴収に係る当該金額を算定すること。

別表第四保健医療部の表国保医療課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同表医療整備課の項第一号部長専決事項の欄5中「第七条の二第七項」を「第七条の二第六項」に改め、同表疾病対策課の項第三号知事決裁事項の欄1中「第十条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同欄2中「第十一条第三項」を「第十二条第三項」に改め、同項に次の三号を加える。

<p>六 がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一十一号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>	<ol style="list-style-type: none"><li>1 法第六条第五項の規定に基づき、同条第二項の規定により指定された診療所の指定を取り消すこと。</li><li>2 法第七条第一項の規定に基づき、病院の管理者に対し、期限を定めて届出対象情報の届出をするよう勧告すること。</li><li>3 法第七条第二項の規定に基づき、勧告に従わなかった旨を公表すること。</li><li>4 法第三十八条第一項の規定に基づき、都道府県がん情報の提供を受けた者（市町村長を除く。以下この項において同じ。）に対し、違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告すること。</li><li>5 法第三十八条第二項の規定に基づき、都道府県がん情報の提供を受けた者に対し、勧告に係</li></ol>
---	---



	<p>七 アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第九十九号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>	<p>1 法第十四条第一項の規定に基づき、都道府県アルコール健康障害対策推進計画を定めること。</p>
	<p>2 法第十四条第三項の規定に基づき、都道府県アルコール健康障害対策推進計画を変更すること。</p>	<p>6 法第三十八条第三項の規定に基づき、都道府県が情報の提供を受けた者又は当該提供を受けた者からこれらの情報の取扱いに関する事務若しくは業務の委託を受けた者に対し、違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずること。</p>
<p>八 自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）の施行に関する事務</p>	<p>自殺対策基本法第十三条第一項の規定に基づき、都道府県自殺対策計画を定めること。</p>	

別表第四産業労働部の表企業立地課の項第一号を次のように改める。

<p>一 地域経済牽引事業の促進によ</p>		<p>1 法第四条第一項の規定に基づき、地域経済牽引事業の促進に</p>
------------------------	--	--------------------------------------

<p>る地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>		<p>関する基本的な計画（以下この項において「基本計画」という。）を作成し、主務大臣に協議し、その同意を求めること。</p> <p>2 法第五条第一項の規定に基づき、基本計画を変更することについて主務大臣に協議し、その同意を得ること。</p> <p>3 法第七条第一項の規定に基づき、地域経済牽引事業促進協議会を組織すること。</p>
---	--	---

別表第四産業労働部の表金融課の項第三号部長専決事項の欄1中「第二十四条の六の三」を「第二十四条の六の三第一項」に改め、同表観光課の項第一号部長専決事項の欄に次のように加える。

- 3 法第二十六条の規定に基づき、旅行サービス手配業を営もうとする者の登録を拒否し、その旨を申請者に通知すること。
  - 4 法第三十七条第一項の規定に基づき、旅行サービス手配業者に対し、業務の停止を命じ、又は登録を取り消すこと。
- 別表第四産業労働部の表観光課の項第二号事務の種類欄中「昭和二十四年法律第二十号」の下に「。以下この項において「法」という。」を加え、同号部長専決事項の欄を次のように改める。

<ol style="list-style-type: none"> <li>1 法第二十一条の規定に基づき、登録を拒否し、その旨を申請者に通知すること。</li> <li>2 法第二十五条第一項又は第二項の規定に基づき、全国通訳案内士の登録を取り消すこと。</li> <li>3 法第二十五条第三項の規定に基づき、全国通訳案内士の登録を取り消し、又は期間を定めて全国通訳案内士の名称の使用の停止を命ずること。</li> </ol>
--

別表第四産業労働部の表観光課の項第三号部長専決事項の欄中「第十八条」を「第十八条第二項」に改め、同項に次の一号を加える。

<p>四 住宅宿泊事業法（平成二十九</p>	<p>住宅宿泊事業法第六十八条第二項の規定に基づき、住宅宿泊事業</p>
------------------------	--------------------------------------

年法律第六十五号)の施行に関する事務

等関係行政事務を処理することについて、保健所設置市等の長から協議を受けること。

別表第四産業労働部の表勤労者福祉課の項機関名の欄中「勤労対策課」を「勤労労働課」に改め、同項に次の四号を加える。

<p>五 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>		<p>1 法第二十七条第一項の規定に基づき、障害者就業・生活支援センターを指定すること。</p> <p>2 法第三十一条の規定に基づき、障害者就業・生活支援センターに対し、監督上必要な命令をすること。</p> <p>3 法第三十二条第一項の規定に基づき、障害者就業・生活支援センターの指定を取り消すこと。</p>
<p>六 職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>		<p>1 法第二十九条第二項の規定に基づき、無料の職業紹介事業を行う旨を通知すること。</p> <p>2 法第二十九条の二の規定に基づき、無料の職業紹介事業を廃止した旨を通知すること。</p>
<p>七 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）の施行に関する事務</p>		<p>青少年の雇用の促進等に関する法律第八条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、厚生労働大臣に意見を述べること。</p>
<p>八 雇用対策法（昭和四十一年法律第三百三十二</p>		<p>雇用対策法第三十二条第一項の規定に基づき、労働者の職業の安定に関し必要な措置の実施を要請</p>

号)の施行に関する事務

すること。

別表第四産業労働部の表就業支援課の項を削る。

別表第四農林部の表農業政策課の項第四号事務の種類欄中「農村地域工業等導入促進法」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に改め、同号部長専決事項の欄1中「工業等」を「産業」に改め、同欄2を削り、同欄3中「第五条第九項」を「第五条第六項」に、「工業等」を「産業」に改め、同欄3を同欄2とし、同項第十一号部長専決事項の欄中「第十七条の二十七第四項」を「第十七条の二十六第四項」に改め、同表農産物安全課の項第二号部長専決事項の欄2中「又は第五項」を削り、同項第五号事務の種類欄中「農林物資の規格化等に関する法律」を「日本農林規格等に関する法律」に改め、同号部長専決事項の欄1中「第十九条の第十四第一項」を「第六十一条第一項」に、「製造業者等」を「取扱業者」に改め、同欄2中「第十九条の第十四第三項」を「第六十一条第三項」に改め、同欄3中「第十九条の十四の二」を「第六十二条」に、「第十九条の十四第一項」を「第六十一条第一項」に改め、同表畜産安全課の項第八号事務の種類欄中「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百二十二号)」を「畜産経営の安定に関する法律(昭和三十六年法律第百八十三号)」に改め、同号部長専決事項の欄1中「第六条第一項」を「第十七条第一項」に、「生乳生産者団体」を「指定事業者」に改め、同欄2中「第十条第一項及び」を「第二十条第一項又は」に、「指定生乳生産者団体」を「指定事業者」に改め、同表農業支援課の項第八号事務の種類欄中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改め、「及び農業災害補償法施行令(昭和二十二年政令第百九十九号)」を削り、同号部長専決事項の欄1中「第二十五条」を「第三十一条」に改め、同欄2中「第二十九条第四項」を「第三十五条第四項」に改め、同欄3中「第四十六条第二項」を「第六十五条第二項」に改め、同欄4中「第四十八条第二項」を「第六十七条第二項」に改め、同欄5中「第八十五条の三第一項」を「第二百二条第一項」に改め、同欄6中「第八十五条の六第一項」を「第一百七条第一項」に改め、同欄7中「第八十五条の九第一項」を「第一百一十一条第一項」に改め、同欄8及び9を削り、同欄10中「第一百四十二条の四」を「第二百九条第三項」に改め、「農業共済組合」の下に「又は受託者」を加え、同欄10を同欄8とし、同欄11中「第一百四十二条の五」を「第二百十条」に改め、「農業共済組合」の下に「又は受託者に業務を委託した農業共済組合」を加え、同欄11を同欄9とし、同欄12中「第一百四十二条の六第一項」を「第二百十二条第一項」に改め、同欄12を同欄10とし、同欄13中「第

百四十二条の六第三項」を「第二百十二条第三項」に改め、同欄13を同欄11とし、同欄14中「第四百四十二条の七」を「第二百十三条」に改め、同欄14を同欄12とし、同欄15中「第二百五十条の二第一項ただし書」を「附則第二条第一項ただし書」に改め、同欄15を同欄13とし、その次に次のように加える。

14 農業災害補償法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十四号。以下この項において「改正法」という。）附則第七条の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の農業災害補償法第八十七条の二第四項の規定に基づき、共済掛金等の滞納について、地方税の滞納処分の例によりこれを処分することを認可すること。

15 改正法附則第七条の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の農業災害補償法第百四条の三第二項の規定に基づき、共済関係を成立させないことを相当とする事由の存する旨の認定をすること。

別表第四農林部の表農業支援課の項第八号部長専決事項の欄16中「農業災害補償法施行令」を「改正法附則第七条の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の農業災害補償法施行令（昭和二十二年政令第二百九十九号）」に改め、同表生産振興課の項第二号部長専決事項の欄1中「又は第二条の四」を削り、同表農村整備課の項第一号部長専決事項の欄7中「（第八十四条において準用する場合を含む。）」を削り、同欄12中「同条の二第五項」を「同条第五項」に、「第八十七条第七項」を「第八十七条第八項」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

別表第四県土整備部の表建設管理課の項の前に次のように加える。

課	一 道路法（昭和二十七年法律第百八十号。以下この項において「法」という。）	1 法第五十条第五項の規定に基づき、国道の管理に関する費用の負担について国土交通大臣に意見を述べること。
策	二百八十七号。以下この項において「法」という。）	2 法第五十二条第一項の規定に基づき、受益市町村に対し、道
政	第百八十号。以下この項において「法」という。）	
備	下この項において「法」という。）	
整	の施行に関する事務	
土		
県		

	<p>路の管理に関する費用の一部を負担させること。</p>	
<p>二 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>	<p>1 法第三条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、会社の高速道路の新設等について協議し、又は同意すること。</p> <p>2 法第十六条第一項の規定に基づき、地方道路公社の有料道路の新設等について同意すること。</p>	<p>1 法第二十七条第三項の規定に基づき、法の規定による許可を受けた道路の工事方法の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>2 法第二十七条第四項の規定に基づき、工事方法の変更その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすること。</p> <p>3 法第二十七条第六項の規定に基づき、検査結果等を国土交通大臣に報告すること。</p> <p>4 法第三十九条第一項の規定に基づき、兼用工作物の管理費用に関する分担金額及び分担方法について、会社等又は機構と協議すること。</p> <p>5 法第三十九条第二項及び第三項の規定に基づき、兼用工作物の費用の分担について、国土交通大臣等に裁定を申請し、又は意見を述べること。</p>
<p>三 地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号。以下この項において「法」という。）及び地方道路公社法施行規</p>	<p>1 法第四条の規定に基づき、道路公社に出資すること。</p> <p>2 法第五条第三項の規定に基づき、設立団体たる地方公共団体</p>	<p>1 法第五条第四項の規定に基づき、道路の整備に関する基本計画の変更について同意すること。</p> <p>2 法第五条第五項の規定に基づき、定款の変更に係る国土交通大臣への認可の申請について同意すること。</p> <p>3 法第五条第三項の規定に基づ</p>

<p>則（昭和四十五年建設省令第二十一号。以下この項において「施行規則」という。）の施行に関する事務</p>	<p>の変更について、道路公社と共同して国土交通大臣に認可の申請をすること。</p> <p>3 法第十三条第一項の規定に基づき、理事長及び監事を任命すること。</p> <p>4 法第十六条の規定に基づき、役員を解任すること。</p>	<p>き、道路の整備に関する基本計画の変更に係る定款の変更について、道路公社と共同して国土交通大臣に認可の申請をすること。</p>
<p>3 法第十三条第一項の規定に基づき、理事長及び監事を任命すること。</p>	<p>4 法第十三条第二項の規定に基づき、副理事長及び理事の任命について認可すること。</p>	<p>5 法第二十一条第三項の規定に基づき、業務の認可をすること。</p>
<p>4 法第十六条の規定に基づき、役員を解任すること。</p>	<p>6 法第二十二条第三項の規定に基づき、業務方法書の変更について同意すること。</p>	<p>7 法第二十四条の規定に基づき、予算、事業計画及び資金計画並びにその変更を承認すること。</p>
<p>3 法第十三条第一項の規定に基づき、理事長及び監事を任命すること。</p>	<p>8 法第二十八条の規定に基づき、道路公社の債務について保証契約をすること。</p>	<p>9 法第三十二条の規定に基づき、役員及び職員に対する給与等の支給基準について承認すること。</p>
<p>4 法第十六条の規定に基づき、役員を解任すること。</p>	<p>10 法第三十八条第一項の規定に基づき、報告をさせ、又は職員に立入検査をさせること。</p>	<p>11 法第三十九条の規定に基づき、業務に関し監督上必要な命令をすること。</p>
<p>3 法第十三条第一項の規定に基づき、理事長及び監事を任命すること。</p>	<p>12 法第四十条第二項の規定に基づき、道路公社が国土交通大臣に提出する申請書その他の書類に意見を付すること。</p>	<p>13 施行規則第十三条第二項の規定に基づき、予算の流用又は予</p>

備費の使用を承認すること。  
 14 施行規則第十四条ただし書の規定に基づき、予算の繰越を承認すること。

別表第四県土整備部の表道路政策課の項を削り、同表道路環境課の項第六号知事決裁事項の欄2中「第七十六条の七」を「第七十六条の七第一項」に改め、同表河川砂防課の項第一号知事決裁事項の欄中5を6とし、4を5とし、3の次に次のように加える。

4 法第十六条の四第一項の規定に基づき、特定河川工事の代行について、国土交通大臣に要請すること。

別表第四県土整備部の表河川砂防課の項第三号部長専決事項の欄1中「第三条の三」を「第三条の三第一項」に改め、同欄中12を13とし、9から11までを10から12までとし、8の次に次のように加える。

9 法第十五条の十第一項の規定に基づき、都道府県大規模氾濫減災協議会を組織すること。

別表第四県土整備部の表水辺再生課の項第一号知事決裁事項の欄中5を6とし、4を5とし、3の次に次のように加える。

4 法第十六条の四第一項の規定に基づき、特定河川工事の代行について、国土交通大臣に要請すること。

別表第四県土整備部の表水辺再生課の項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 独立行政法人 水資源機構法 (以下この項に おいて「法」と いう。)の施行 に関する事務	1 法第十九条の二 第一項の規定に基 づく、特定河川工事 の代行について、独 立行政法人水資源 機構に要請するこ と。 2 法第十九条の四 第一項の規定に基 づく、独立行政法人 水資源機構が行う
---	---



特定河川工事の廃止について同意すること。

別表第四都市整備部の表公園スタジアム課の項第二号部長専決事項の欄を次のように改める。

- 1 法第五条第四項の規定に基づき、公園施設の設置又は管理の期間を定めること。
- 2 法第五条の二第一項、第六項及び第七項の規定に基づき、学識経験者の意見を聴き、公募設置等指針を定め、又はこれを変更し、及びこれを公示すること。
- 3 法第五条の四の規定に基づき、公募設置等計画を審査及び評価し、学識経験者の意見を聴いて、設置等予定者を選定し、その者にその旨を通知すること。
- 4 法第五条の五の規定に基づき、公募対象公園施設の場所を指定し、公募設置等計画が適当である旨の認定をし、認定日等を公示すること。
- 5 法第五条の六第二項及び同条第三項において準用する法第五条の五第二項の規定に基づき、公募設置等計画の変更を認定し、認定日等を公示すること。
- 6 法第五条の八の規定に基づき、認定計画提出者の地位の承継を承認すること。
- 7 法第十七条の二第一項の規定に基づき、協議会を組織すること。

別表第四都市整備部の表建築安全課の項第一号知事決裁事項の欄4中「又は第十三項ただし書」を、「第十三項ただし書又は第十四項ただし書」に改め、同号部長専決事項の欄23中「又は第十三項ただし書」を、「第十三項ただし書又は第十四項ただし書」に改め、同項第十号部長専決事項の欄1及び2中「及び」を「又は」に改め、同欄3中「当該許可」を「許可」に改め、同欄4中「及び」を「又は」に改め、同欄に次のように加える。

- 5 法第五十一条第一項又は第二項の規定に基づき、小規模不動産特定共同事業者に対し、必要な指示をすること。
- 6 法第五十二条第一項又は第二項の規定に基づき、小規模不動産特定共同事業者に対し、業務の停止を命ずること。
- 7 法第五十三条の規定に基づき、小規模不動産特定共同事業者の登録を取り

消すこと。

8 法第五十四条第一項又は第二項の規定に基づき、小規模不動産特定共同事業者に対し、業務管理者の解任を命ずること。

9 法第六十一条第五項の規定に基づき、適格特例投資家限定事業者に対し、必要な指示をすること。

10 法第六十一条第六項の規定に基づき、適格特例投資家限定事業者に対し、業務の停止を命ずること。

別表第四都市整備部の表住宅課の項第二号部長専決事項の欄3中「第十二条」を「第十三条」に改め、同項に次の一号を加える。

十一 住宅確保要 配慮者に対する 賃貸住宅の供給 の促進に関する 法律（平成十九 年法律第一百二 号。以下この項 において「法」 という。）の施 行に関する事務	法第五条第一項の 規定に基づき、住宅確 保要配慮者に対する 賃貸住宅の供給の促 進に関する計画（以下 この項において「県賃 貸住宅供給促進計画」 という。）を作成し、 又は変更すること。	1 法第五条第五項（同条第十項 において準用する場合を含む。） の規定に基づき、県賃貸住宅供 給促進計画に記載する公社によ る事業の実施に関する事項につ いて、当該公社の同意を得るこ と。 2 法第五条第八項（同条第十項 において準用する場合を含む。） の規定に基づき、県賃貸住宅供 給促進計画について、市町村に 協議すること並びに住宅確保要 配慮者居住支援協議会及び地域 住宅協議会の意見を聴くこと。 3 法第五条第九項（同条第十項 において準用する場合を含む。） の規定に基づき、県賃貸住宅供 給促進計画を公表するとともに、 国土交通大臣及び市町村にその 写しを送付すること。 4 法第二十四条第一項又は第二 項の規定に基づき、登録事業の 登録を取り消すこと。 5 法第二十五条第一項の規定に
---	---	---

		<p>に基づき、指定登録機関を指定すること。</p> <p>6 法第三十二条の規定に基づき、指定登録機関に対し、監督上必要な命令をすること。</p> <p>7 法第三十四条第一項の規定に基づき、登録事務の休止又は廃止を許可すること。</p> <p>8 法第三十五条第一項又は第二項の規定に基づき、指定登録機関の指定を取り消し、又は登録事務の停止を命ずること。</p> <p>9 法第四十三条第一項の規定に基づき、債務保証業務のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関等に委託することを認可すること。</p> <p>10 法第四十四条第一項の規定に基づき、債務保証業務規程を認可し、又は当該規程の変更を認可すること。</p> <p>11 法第四十四条第三項の規定に基づき、債務保証業務規程を変更すべきことを命ずること。</p> <p>12 法第四十八条の規定に基づき、支援法人に対し、監督上必要な命令をすること。</p> <p>13 法第五十条第一項の規定に基づき、支援法人の指定を取り消すこと。</p>
--	--	--

第二条 埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を次のように改正する。  
別表第四保健医療部の表医療整備課の項第一号知事決裁事項の欄1中「開設者」を「その開設者」に改め、同号部長専決事項の欄11中「第二十四条」を「第二十

四条第一項、第二十四条の二」に改める。

第三条 埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第四産業労働部の表観光課の項第四号事務の種類の欄中「平成二十九年法律第六十五号」の下に「。以下この項において「法」という。」を加え、同号部長専決事項の欄を次のように改める。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 法第十六条の規定に基づき、住宅宿泊事業者に対し、その業務の全部又は一部の停止若しくは住宅宿泊事業の廃止を命じ、及びその旨を通知すること。</li><li>2 法第四十二条第二項の規定に基づき、国土交通大臣に対し、同条第一項の規定による処分をすべき旨を要請すること。</li><li>3 法第六十八条第二項の規定に基づき、住宅宿泊事業等関係行政事務を処理することについて、保健所設置市等の長から協議を受けること。</li></ol> |
|---|

#### 附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定 医療法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第五十七号)の施行の日

二 第三条の規定 平成三十年六月十五日

## 規則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第十一号

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

第一条 埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「主任工事検査員」の下に、「主任研究員」を加える。

別表第二地方行政機関の表地域振興センター所長の項第三号を削り、同項中第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同表東部地域振興センター所長、県央地域振興センター所長、川越比企地域振興センター所長、西部地域振興センター所長、利根地域振興センター所長、北部地域振興センター所長及び秩父地域振興センター所長の項第二号専決事項の欄1中「第五条第一項」を「第五条」に、「及び」を「又は」に、「登録する」を「登録し、その旨を申請者に通知する」に改め、同欄2中「第五条第一項」を「第五条」に、「更新をする」を「更新の登録をし、その旨を申請者に通知する」に改め、同欄3中「第五条第一項」を「第五条」に、「変更登録をする」を「変更登録をし、その旨を申請者に通知する」に改め、同欄4中「旅行者等」を「旅行者又は旅行者代理業者」に改め、同欄7中「第十五条」を「第十五条第一項から第三項まで」に、「旅行者等」を「旅行者又は旅行者代理業者」に改め、同欄8中「旅行者等」を「旅行者又は旅行者代理業者」に改め、同欄9中「及び」を「又は」に、「旅行者等」を「旅行者又は旅行者代理業」に改め、同欄14を同欄20とし、同欄13中「第二十六条第五項」を「第七十条第五項」に改め、同欄13を同欄19とし、同欄12中「第二十六条第三項」を「第七十条第三項」に、「旅行者等」を「旅行者、旅行者代理業者又は旅行サービス手配業者」に改め、同欄12を同欄18とし、同欄11中「第二十六条第一項」を「第七十条第一項」に、「旅行者等」を「旅行者、旅行者代理業者、旅行サービス手配業者又は法第六十八条各号に掲げる団体」に改め、同欄11を同欄17とし、同欄10の次に次のように加える。

11 法第二十五条の規定に基づき、旅行サービス手配業者登録簿に登録し、その旨を申請者に通知すること。

12 法第二十七条の規定に基づき、旅行サービス手配業者の登録事項の変更の

- 13 届出を受理し、登録すること。
- 14 法第三十五条の規定に基づき、旅行サービス手配業者の事業の廃止等の届出を受理すること。
- 15 法第三十六条の規定に基づき、旅行サービス手配業者に対し業務の改善を命ずること。
- 16 法第三十八条の規定に基づき、旅行サービス手配業者の登録を抹消すること。
- 17 法第三十九条の規定に基づき、旅行サービス手配業者登録簿を公衆の閲覧に供すること。
- 18 別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第一号委任事務の欄中28を29とし、25から27までを31から33までとし、同欄24中「特定粉じん排出者」の下に「水銀排出施設設置者」を加え、同欄24を同欄30とし、同欄23の次に次のように加える。
- 24 法第十八条の第二十三第一項の規定に基づき、水銀排出施設の設置の届出を受理すること。
- 25 法第十八条の第二十四第一項の規定に基づき、経過措置による水銀排出施設の使用の届出を受理すること。
- 26 法第十八条の第二十五第一項の規定に基づき、水銀排出施設の構造等の変更の届出を受理すること。
- 27 法第十八条の第三十一第一項において準用する法第十条第二項の規定に基づき、水銀排出施設の設置又は構造等の変更の届出をした者に対し、法第十八条の二十七に規定する期間を短縮すること。
- 28 法第十八条の第三十一第二項において準用する法第十一条の規定に基づき、水銀排出施設に係る届出事項の変更又は使用の廃止の届出を受理すること。
- 29 法第十八条の第三十一第二項において準用する法第十二条第三項の規定に基づき、水銀排出施設に係る届出をした者の地位の承継の届出を受理すること。
- 30 別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第一号委任事務の欄に次のように加える。
- 31 施行規則第十条の六の規定に基づき、水銀排出施設の設置等の届出に係る受理書を交付すること。
- 32 別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第一号専決事項の欄中17を20とし、16を19とし、15を18とし、14の次に次のように加える。
- 33 法第十八条の二十六の規定に基づき、水銀排出施設の設置又は構造等の変更の届出をした者に対し、水銀排出施設の構造等に関する計画の変更又は水銀排出施設の設置に関する計画の廃止を命ずること。

- 16 法第十八条の二十九第一項の規定に基づき、水銀排出者に対し、水銀排出施設の構造等の改善又は水銀排出施設の使用の一時停止等を勧告すること。
- 17 法第十八条の二十九第二項の規定に基づき、同項に規定する者に対し、同条第一項の規定による勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- 別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第三号委任事務の欄中29を30とし、7から28までを8から29までとし、同欄6中「第四条第二項」を「第四条第三項」に改め、同欄6を同欄7とし、同欄5の次に次のように加える。
- 6 法第四条第二項の規定に基づき、汚染の状況の調査結果の提出を受理すること。
- 別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第三号専決事項の欄2中「第四条第二項」を「第四条第三項」に改め、同項第八号委任事務の欄中34を40とし、28から33までを34から39までとし、27を31とし、その次に次のように加える。
- 32 施行令第十六条の四の規定に基づき、法第十七条の二第一項の規定による届出に係る事業の廃止の届出を受理すること。
- 33 施行規則第五条の五の十一第一項の規定に基づき、熱回収に関する報告書を受理すること。
- 別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第八号委任事務の欄中26を30とし、23から25までを27から29までとし、22の次に次のように加える。
- 23 法第十七条の二第一項の規定に基づき、有害使用済機器保管等業の届出及び当該届出事項の変更の届出を受理すること。
- 24 法第十七条の二第三項において準用する法第十八条第一項の規定に基づき、有害使用済機器の保管又は処分を業とする者に対し、必要な報告を求めると。
- 25 法第十七条の二第三項において準用する法第十九条第一項の規定に基づき、職員に事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において有害使用済機器等を無償で収去させること（本庁において当該事務を所掌する場合を除く。）。
- 26 法第十七条の二第三項において準用する法第十九条の三の規定に基づき、有害使用済機器の保管及び処分の基準に適合しない有害使用済機器の保管又は処分は処分を行った者に対し、期限を定めて、当該有害使用済機器の保管又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずること。
- 別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第八号専決事項の欄中30を31とし、29を30とし、28の次に次のように加える。
- 29 施行令第五条の五の規定に基づき、熱回収を行わなくなつたとき、又は熱

回収施設の廃止、休止、再開若しくは設備の変更をしたときの届出を受理すること。

別表第二地方行政機関の表福祉事務所長の項第三号専決事項の欄1中「、第十四条の二及び第十四条の三」を「から第十四条の三まで」に改め、「川口市、」を削り、同項第八号専決事項の欄1、8、13及び14中「川口市、」を削り、同項第九号専決事項の欄1中「川口市、」を削り、「34」を「42」に改め、同欄中16及び17を削り、18を16とし、19から27までを17から25までとし、その次に次のように加える。

26 法第七十七条第一項の規定に基づき、介護医療院の開設を許可すること。

27 法第七十七条第二項の規定に基づき、介護医療院の変更許可をすること。

別表第二地方行政機関の表福祉事務所長の項第九号専決事項の欄中37を42とし、28から36までを33から41までとし、27の次に次のように加える。

28 法第七十七条第六項の規定に基づき、関係市町村長に対し通知し、意見を求めること。

29 法第八十八条第一項の規定に基づき、介護医療院の許可の更新を行うこと。

30 法第九十九条第一項の規定に基づき、介護医療院の管理者となる医師の承認をすること。

31 法第九十九条第二項の規定に基づき、医師以外の者に介護医療院を管理させることの承認をすること。

32 法第一百三十三条の規定に基づき、介護医療院の開設者の住所等の変更等の届出を受理すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第一号委任事務の欄中15を削り、16を15とし、17から25までを16から24までとし、同表川口保健所長、春日部保健所長、狭山保健所長及び熊谷保健所長の項地域機関の長の欄中「三〇和禰早畑」を「~~三〇和禰早畑~~」に改め、同表病害虫防除所長の項第一号事務の種類欄中「昭和二十三年法律第八十二号」の下に「。以下この項において「法」という。」を加え、同号専決事項の欄を次のように改める。

1 法第八条第一項又は第二項の規定に基づき、販売者からの届出を受理すること。

2 法第十三条第一項又は第三項の規定に基づき、農薬使用者、販売者又は水質汚濁性農薬の使用者に対し、報告を命じ、又は職員に検査のため必要な量の農薬等を集取させ、若しくは必要な場所に立ち入り、農薬の販売若しくは使用の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させるこ



別表第二地方機関の表農林振興センター所長の項第一号専決事項の欄7中「基づき」の下に「、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三条第一項の都道府県機構の意見を聴いて」を加え、同項第四号専決事項の欄3中「（昭和二十六年法律第八十八号）」を削り、同項第十二号事務の種類の欄中「農林物資の規格化等に関する法律」を「日本農林規格等に関する法律」に改め、同号専決事項の欄1中「第二十条第三項」を「第六十五条第四項」に、「製造業者等」を「取扱業者」に改め、同欄2中「第二十一条の二第一項」を「第七十条第一項」に改め、同欄3中「第二十一条の二第二項」を「第七十条第二項」に改め、同項中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号を第十六号とし、同項第十八号専決事項の欄24中「第百十三条の二第一項」を「第百十三条の三第一項」に改め、同号を同項第十七号とし、同項中第十九号を第十八号とし、第二十号から第二十三号までを一号ずつ繰り上げ、同項第二十四号専決事項の欄中「第十七条の二十七第四項」を「第十七条の二十六第四項」に改め、同号を同項第二十三号とし、同項第二十五号を同項第二十四号とし、同表農林振興センター所長（さいたま農林振興センター所長、川越農林振興センター所長及び本庄農林振興センター所長を除く。）の項第一号事務の種類欄中「埼玉県営土地改良事業分担金徴収条例」を「埼玉県営土地改良事業分担金徴収条例」に改め、同号委任事務の欄1中「第三条第一項及び第二項」を「第三条」に改め、同欄4を削り、同欄5中「第八条第一項」を「第七条第一項」に改め、同欄5を同欄4とし、同欄に次のように加える。

5 条例第八条第三項の規定に基づき、同条第一項及び第二項の規定により徴収する特別徴収金の額その他当該特別徴収金の徴収に関し必要な事項を通知すること。

別表第二地方機関の表農林振興センター所長（さいたま農林振興センター所長、川越農林振興センター所長及び本庄農林振興センター所長を除く。）の項第二号委任事務の欄1中「第八十七条の三第一項」を「第八十八条第一項」に改め、同欄2中「第八十七条の三第六項」を「第八十七条の三第七項又は第八十八条第六項若しくは第十八項」に改め、同号専決事項の欄中18を19とし、15から17までを16から18までとし、同欄14中「第百十三条の三」を「第百十三条の四」に改め、同欄14を同欄15とし、同欄13中「第百十三条の二第三項」を「第百十三条の三第三項」に改め、同欄13を同欄14とし、同欄12の次に次のように加える。

13 法第百十三条の二第四項及び第六項の規定に基づき、県営土地改良事業に

おいてみなし三条資格者等から代表者の選任通知又は解任通知を受理すること。

別表第二地方機関の表農村整備計画センター所長の項第二号事務の種類の欄中「埼玉県営土地改良事業分担金徴収条例」を「埼玉県営土地改良事業分担金及び特別徴収金徴収条例」に改め、同号委任事務の欄1中「第三条第一項又は第二項」を「第三条」に改め、同欄4を削り、同欄5中「第八条第一項又は」を「第七条第一項及び」に改め、同欄5を同欄4とし、同欄に次のように加える。

5 条例第八条第三項の規定に基づき、同条第一項及び第二項の規定により徴収する特別徴収金の額その他当該特別徴収金の徴収に関し必要な事項を通知すること。

別表第二地方機関の表県土整備事務所長の項第八号委任事務の欄1中「第五十八条の十二」を「第五十八条の十三」に改め、同表朝霞県土整備事務所長、北本県土整備事務所長、川越県土整備事務所長、飯能県土整備事務所長、東松山県土整備事務所長、秩父県土整備事務所長、熊谷県土整備事務所長、行田県土整備事務所長及び杉戸県土整備事務所長の項及び越谷県土整備事務所長の項を削り、同表建築安全センター所長の項第三号委任事務の欄3中「第三十一条の二第二項第十五号ハ又は第六十二条の三第四項第十五号ハ」を「第三十一条の二第二項第十四号ハ又は第六十二条の三第四項第十四号ハ」に改め、同欄4中「第三十一条の二第二項第十六号ニ又は第六十二条の三第四項第十六号ニ」を「第三十一条の二第二項第十五号ニ又は第六十二条の三第四項第十五号ニ」に改め、同表に次の一項を加える。

<p>長 一 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>	<p>1 法第五条第一項の規定に基づき、公園管理者以外の者に公園施設の設置又は管理の許可をし、及び許可事項の変更を許可すること。</p> <p>2 法第五条の十の規定に基づき、工作物の管理について協議し、管理方法を定め、その内容を公示する</p>
---	---

	<p>二 埼玉県都市公園条例(昭和三十六年埼玉県条例第三十八号。以下この項において「条例」という。)の施行に関する事務</p>
<p>3 法第六条第一項及び第三項の規定に基づき、都市公園の占用を許可し、及び許可事項の変更を許可すること。</p> <p>4 法第九条の規定に基づき、国の行う事業のための都市公園の占用について協議すること。</p> <p>5 法第十条第二項の規定に基づき、都市公園の原状の回復等について必要な指示をすること。</p> <p>6 法第二十七条の規定に基づき、監督処分をすること。</p>	<p>1 条例第九条第一項及び第三項の規定に基づき、同条第一項各号に掲げる行為を許可し、許可事項の変更を許可し、及び許可に係る行為について条件を付すこと。</p> <p>2 条例第十条の規定に基づき、利用を許可し、許可事項の変更を許可し、許可に</p>

---

---

係る利用について条件を付し、並びに供用日及び供用時間を定めること。

3 条例第十二条の規定に基づき、遵守事項を定め、及び管理上必要な指示をすること。

4 条例第十三条第一項の規定に基づき、条例第九条第一項及び第十条第一項の規定に基づく許可に係る行為若しくは利用の条件を変更し、若しくは行為若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すこと。

5 条例第十六条の規定に基づき、立入りを禁止し、又は退去を命ずること。

6 条例第十八条の規定に基づき、使用料を減額し、又は免除すること。

7 条例第二十四条第二項の規定に基づき、指定管理者の名称又は主たる事務所の所在地の変更の届出を受理すること。

---

	<p>8 条例第三十条の規定に基づき、利用料金の減額又は免除の承認をすること。</p>	
<p>三 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>	<p>1 法第三十四条第一項の規定に基づき、計画を作成し、都市公園特定事業を実施すること。</p> <p>2 法第三十四条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、意見を聴くこと。</p> <p>3 法第三十四条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、協議すること。</p> <p>4 法第三十四条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、公表し、送付すること。</p> <p>5 法第三十八条第二項の規定に基づき、通知（都市公園特定事業に係るものに限る。）を受理すること。</p>	
	<p>6 法第三十八条第三</p>	

	<p>項の規定に基づき、  勧告（都市公園特定  事業に係るものに限  る。）をすること。</p> <p>7 法第三十八条第四  項の規定に基づき、  移動等円滑化のため  に必要な措置（都市  公園特定事業に係る  ものに限る。）をと  るべきことを命ずる  こと。</p>

別表第二公の施設の表大宮公園事務所長の項第一号委任事務の欄2中「第五  
の二第一項及び第二項」を「第五条の十」に改め、同項第二号委任事務の欄1中  
「（戸田公園漕艇場においてモーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四  
十二号）に基づくモーターボート競走法（昭和三十二年法律第二百四  
十号）の規定中「（戸田公園漕艇場においてモーターボート競走法に基づくモ  
ーターボート競走法を行う場合に限る。）」を削る。」を削る。

第二条 埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を次のように改正  
する。

別表第二地方行政機関の表児童相談所長の項第一号委任事務の欄21中「第三十  
三条第七項」を「第三十三条第九項」に改め、同欄22中「第三十三条第九項」を  
「第三十三条第十一項」に改める。

第三条 埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を次のように改正  
する。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第一号委任事務の欄中24を26とし、20  
から23までを22から25までとし、同欄19中「第二十四条」を「第二十四条第一項、  
第二十四条の二」に改め、同欄19を同欄21とし、同欄中18を20とし、17を19とし、  
16の次に次のように加える。

17 法第二十四条の二第一項の規定に基づき、病院、診療所又は助産所の開設  
者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを命ずること。

18 法第二十四条の二第二項の規定に基づき、開設者に対し、期間を定めて、  
その開設する病院、診療所又は助産所の業務の全部又は一部の停止を命ずる

こと。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第一号専決事項の欄1及び2中「行つた」を「した」に改め、同欄4中「又は」を「若しくは」に、「命ずる」を「命じ、又は当該職員に、当該病院、診療所若しくは助産所の開設者の事務所その他当該病院、診療所若しくは助産所の運営に係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させる」に改める。

第四条 埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第十四号委任事務の欄10中「第七条の二」を「第七条の二第一項」に、「営業の」を「旅館業の」に改め、同欄中13を15とし、12を14とし、同欄11中「対し、」の下に「一年以内の」を加え、「営業の」を「旅館業の全部又は一部の」に改め、同欄11を同欄13とし、同欄10の次に次のように加える。

11 法第七条の二第二項の規定に基づき、営業者に対し、公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な措置をとるべきことを命ずること。

12 法第七条の二第三項の規定に基づき、旅館業を営む者（営業者を除く。）に対し、旅館業の停止その他公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な措置をとるべきことを命ずること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第十四号専決事項の欄を次のように改める。

- |   |
|---|
| 1 法第七条第一項の規定に基づき、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に旅館業の施設に立ち入り、検査させ、若しくは関係者に質問させること。              |
| 2 法第七条第二項の規定に基づき、旅館業を営む者（営業者を除く。）その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に旅館業の施設に立ち入り、検査させ、若しくは関係者に質問させること。 |

別表第二地方行政機関の表保健所長の項に次の一号を加える。

四十五 住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号。以下この項において「法」と	1 法第十五条の規定に基づき、住宅宿泊事業者に対し、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置（法第五条に規定する措置
---	---

いう。)の施行に  
関する事務

に係るものに限る。)をとる  
べきことを命ずること。

2 法第十七条第一項の規定  
に基づき、住宅宿泊事業者に  
対し、その業務に関し報告を  
求め、又は職員に届出住宅そ  
の他の施設に立ち入り、検査  
させ、若しくは関係者に質問  
させること(法第五条に規定  
する措置に係るものに限  
る。)

3 法第四十一条第二項の規  
定に基づき、住宅宿泊管理業  
者に対し、業務の方法の変更  
その他業務の運営の改善に  
必要な措置(法第五条に規定  
する措置に係るものに限る。)  
をとるべきことを命ずるこ  
と。

## 附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の規定 平成三十年四月二日
- 二 第三条の規定 医療法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第五十七号)の施行の日
- 三 第四条の規定 平成三十年六月十五日



## 規則

埼玉県個人番号の利用等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第十二号

埼玉県個人番号の利用等に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、埼玉県個人番号の利用等に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第四十一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例別表第一の規則で定める事務）

第二条 条例別表第一の一の項の規則で定める事務は、私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）（特別支援学校の高等部を除く。）の生徒等（同法第三条第一項に規定する者をいう。以下同じ。）の保護者等（同法第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）に対する奨学のための給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第三条 条例別表第一の二の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。

- 一 高等学校等を退学した後、私立の高等学校等に改めて入学した生徒等に対する支援金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 二 高等学校等を退学した後、私立の高等学校等に改めて入学した生徒等に対する支援金の支給に関する保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第四条 条例別表第一の三の項の規則で定める事務は、私立の小学校、中学校又は高等学校等（各種学校を除く。）の児童又は生徒の保護者等に係る授業料等の軽減の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第五条 条例別表第一の四の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。

- 一 生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第十九条第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する事務

- 二 生活保護法第二十四条第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
  - 三 生活保護法第二十五条第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する職権による保護の開始又は同条第二項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する職権による保護の変更に関する事務
  - 四 生活保護法第二十六条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の停止又は廃止に関する事務
  - 五 生活保護法第二十九条第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に関する資料の提供等の求めに関する事務
  - 六 生活保護法第五十五条の四第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
  - 七 生活保護法第六十三条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に要する費用の返還に関する事務
  - 八 生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する徴収金の徴収を含む。）に関する事務
- 第六条 条例別表第一の五の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。
- 一 療育手帳（知的障害者（知的障害のある児童を含む。）に対して交付する手帳であつて、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。）の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
  - 二 療育手帳の返還に関する事務
  - 三 療育手帳の交付に関する事項が記載された台帳の整備に関する事務
  - 四 療育手帳の交付を受けた者の氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
  - 五 療育手帳の再交付に関する事務

第七条 条例別表第一の六の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。

一 肝炎対策基本法（平成二十一年法律第九十七号）第二条第三号に規定する肝炎患者等（以下この条において「肝炎患者等」という。）に対する肝炎治療のための医療費助成（以下この条において「肝炎治療医療費助成」という。）に係る医療費の支給に関する事務

二 肝炎患者等に対する肝炎治療医療費助成の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

三 肝炎患者等に対する肝炎治療医療費助成に係る受給者証の交付、再交付又は返還に関する事務

四 肝炎患者等に対する肝炎治療医療費助成の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

五 肝炎患者等に対する肝炎検査のための検査費用助成の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

第八条 条例別表第一の七の項の規則で定める事務は、埼玉県立高等学校の授業料等に関する条例（昭和五十一年埼玉県条例第三十四号）第八条の授業料又は入学料の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第九条 条例別表第一の八の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。

一 埼玉県高等学校等奨学金に関する条例（平成十八年埼玉県条例第六十一号）による奨学金の貸与の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 埼玉県高等学校等奨学金に関する条例による奨学金の返還の期限の猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第十条 条例別表第一の九の項の規則で定める事務は、国立及び公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）の生徒等の保護者等に対する奨学のための給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第十一条 条例別表第一の十の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。

一 高等学校等を退学した後、県立の高等学校等に改めて入学した生徒等に対する支援金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 高等学校等を退学した後、県立の高等学校等に改めて入学した生徒等に対す

る支援金の支給に関する保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第十二条 条例別表第一の十一の項の規則で定める事務は、埼玉県高等学校校定時制課程及び通信制課程生徒修学奨励費貸与条例（昭和四十九年埼玉県条例第八十七号）による修学奨励費の貸与の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第十三条 条例別表第一の十二の項の規則で定める事務は、県立の中学校における学校給食費（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第十一条第二項に規定する学校給食費をいう。）に係る援助の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第十四条 条例別表第一の十三の項の規則で定める事務は、特別支援学校への就学のため必要な経費（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四百四十四号）によるものを除く。）の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。（条例別表第二の規則で定める事務及び情報）

第十五条 条例別表第二の一の項の規則で定める事務は、私立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）の生徒等の保護者等に対する奨学のための給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る次の各号に掲げる情報とする。

一 生活保護法第十九条第一項の保護の実施、同法第二十四条第一項の保護の開始若しくは同条第九項の保護の変更、同法第二十五条第一項の職権による保護の開始若しくは同条第二項の職権による保護の変更又は同法第二十六条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）

二 生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施、同法第二十四条第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の変更、同法第二十五条第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する職権による保護の開始若しくは同条第二項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の変更又は同法第二十六条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する職権による保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「外国人生活保護実施関係情報」という。）

第十六条 条例別表第二の二の項の規則で定める事務は、私立の小学校、中学校又は高等学校等（各種学校を除く。）の児童又は生徒の保護者等に係る授業料等の軽減の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情

報は、当該申請を行う者の保護者等に係る次の各号に掲げる情報とする。

一 生活保護実施関係情報

二 外国人生活保護実施関係情報

第十七条 条例別表第二の三の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する事務 同法第六条第二項の要保護者に準じる者である外国人又は同条第一項の被保護者に準じる者であった外国人（以下この条及び第二十条において「外国人要保護者等」という。）に係る次に掲げる情報

イ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報

ロ 児童福祉法第二十条第一項の療育の給付の支給に関する情報

ハ 児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給に関する情報

ニ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第十三条第一項、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項又は附則第三条若しくは第六条の資金の貸付けに関する情報

ホ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第六条の自立支援給付の支給に関する情報

ヘ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の特定医療費の支給に関する情報

ト 生活保護実施関係情報又は生活保護法第五十五条の四第一項の就労自立給付金の支給に関する情報

チ 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報

リ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報

又 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百二十四号）第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報

ル 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

ヲ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及

び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第一項及び第三項の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号。以下「平成十九年改正法」という。）附則第四条第一項の支給の実施並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成二十五年法律第六号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「旧法」という。）第十四条第一項の支給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項（平成十九年改正法附則第四条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十四条第一項の開始若しくは同条第九項の変更、同法第二十五条第一項の職権による開始若しくは同条第二項の職権による変更又は同法第二十六条の停止若しくは廃止に関する情報

二 生活保護法第二十四条第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の開始又は同条第九項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 外国人要保護者等に係る前号イからフまでに掲げる情報

三 生活保護法第二十五条第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する職権による保護の開始又は同条第二項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する職権による保護の変更に関する事務 外国人要保護者等に係る第一号イからフまでに掲げる情報

四 生活保護法第二十六条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の停止又は廃止に関する事務 外国人要保護者等に係る第一号イからフまでに掲げる情報

五 生活保護法第六十三条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に要する費用の返還に関する事務 外国人要保護者等に係る第一号イからフまでに掲げる情報

六 生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する徴収金の徴収を含む。）に関する事務 外国人要保護者等に係る第一号イからヲまでに掲げる情報

第十八条 条例別表第二の四の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

二 児童福祉法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

三 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第二十五条の七第七項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

四 児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定に関する事務 当該認定に係る同法第二十七条第一項第三号の措置に係る児童（以下この条及び次条において「措置児童」という。）又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

五 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第五号に係る部分に限る。） 当該徴収に係る同法第二十条第一項の療育の給付を受ける児童（以下この号において「療育給付児童」という。）又は当該療育給付児童の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報

六 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第六号及び第六号の二に係る部分に限る。） 当該徴収に係る同法第二十二条第一項の助産施設における助産の実施に係る妊産婦（以下この号において「助産妊産婦」という。）若しくは当該助産妊産婦の扶養義務者又は同法第二十三条第一項の母子生活支援施設における保護を受ける児童（以下この号及び次条第四号において「保護児童」という。）若しくは当該保護児童の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報

七 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第七

号及び第七号の二に係る部分に限る。) 当該徴収に係る措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

八 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第三十一条の費用の徴収に関する事務 同法第二十九条第一項及び第二十九条の二第一項の規定により入院させた精神障害者(以下この号において「措置入院者」という。)、当該措置入院者の扶養義務者又は当該措置入院者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

九 生活保護法第十九条第一項の保護の実施に関する事務 同法第六条第二項の要保護者若しくは同条第一項の被保護者であった者(以下この条及び第二十一条において「要保護者等」という。)に係る外国人生活保護実施関係情報又は生活保護法第五十五条の四第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する就労自立給付金の支給に関する情報(以下この条において「外国人就労自立給付金支給関係情報」という。)

十 生活保護法第二十四条第一項の保護の開始又は同条第九項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 要保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金支給関係情報

十一 生活保護法第二十五条第一項の職権による保護の開始又は同条第二項の職権による保護の変更に関する事務 要保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金支給関係情報

十二 生活保護法第二十六条の保護の停止又は廃止に関する事務 要保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金支給関係情報

十三 生活保護法第六十三条の保護に要する費用の返還に関する事務 要保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金支給関係情報  
十四 生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの徴収金の徴収(同法第七十八条の二第一項又は第二項の徴収金を含む。)に関する事務 要保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金支給関係情報

十五 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の六十二の個人の事業税の減免に関する事務 納税義務者に係る外国人生活保護実施関係情報  
十六 公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第十六条第五項(同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。)の家賃若しくは金銭又は同法第十八条第二項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした同法第二条第二号の公営住宅(以下この条及び次条において「公営住宅」という。)の入居者又はその同



居者に係る外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金支給関係情報

十七 公営住宅法第十九条（同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金支給関係情報

十八 公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務 当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金支給関係情報

十九 公営住宅法第二十七条第五項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る外国人生活保護実施関係情報及び同項の規定により同居させようとする者に係る外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金支給関係情報

二十 公営住宅法第二十七条第六項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金支給関係情報

二十一 公営住宅法第二十九条第八項の明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務 当該申出をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金支給関係情報

二十二 公営住宅法第三十二条第一項の明渡しの請求に関する事務 当該請求に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金支給関係情報

二十三 母子及び父子並びに寡婦福祉法第十七条第一項、第三十一条の七第一項又は第三十三条第一項の便宜の供与の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報

二十四 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第一項及び第三項の支援給付の支給の実施、平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付の支給の実施並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の支給の実施に関

する事務 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第一項及び第三項の支援給付、平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の支給を必要とする状態にある者又は支給を受けていた者（以下この条及び第二十一条において「要支援者等」という。）に係る外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金支給関係情報

二十五 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十四条第一項の開始又は同条第九項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 要支援者等に係る外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金支給関係情報

二十六 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十五条第一項の職権による開始又は同条第二項の職権による変更に関する事務 要支援者等に係る外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金支給関係情報

二十七 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十六条の停止又は廃止に関する事務 要支援者等に係る外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金支給関係情報

二十八 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第六十三条の費用の返還に関する事務 要支援者等に係る外国人生活保護実施関

係情報又は外国人就労自立給付金支給関係情報

二十九 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項及び第二項の徴収金の徴収（同法第七十八条の二第二項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 要支援者等に係る外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金支給関係情報

三十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第二十九条第一項の支給認定基準世帯員をいう。次号及び第三十二号において同じ。）に係る外国人生活保護実施関係情報

三十一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十六条第二項の支給認定の変更に関する事務 当該変更に係る障害者若しくは障害児又は支給認定基準世帯員に係る外国人生活保護実施関係情報

三十二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第三十二条第一項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員に係る外国人生活保護実施関係情報

第十九条 条例別表第二の五の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る障害児に係る療育手帳の交付に関する情報

二 児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定に関する事務（同法第二十七条第一項第三号の障害児入所施設に係る部分を除く。） 措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る療育手帳の交付に関する情報

三 児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定に関する事務（同法第二十七条第一項第三号の障害児入所施設に係る部分に限る。） 措置児童と同一の世帯に属する者に係る療育手帳の交付に関する情報

四 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第六

- 号及び第六号の二並びに第五十一条第三号に係る部分に限る。) 保護児童又は当該保護児童と同一の世帯に属する者に係る療育手帳の交付に関する情報
- 五 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務(同法第五十条第七号(障害児入所施設に係る部分を除く。))に係る部分に限る。) 措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る療育手帳の交付に関する情報
- 六 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務(同法第五十条第七号(障害児入所施設に係る部分に限る。))及び第七号の二に係る部分に限る。) 措置児童と同一の世帯に属する者に係る療育手帳の交付に関する情報
- 七 地方税法第七十二条の六十二の個人の事業税の減免に関する事務 納税義務者に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- 八 地方税法第二百二十八条の自動車取得税の減免に関する事務 納税義務者に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- 九 地方税法第六十二条の自動車税の減免に関する事務 納税義務者に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- 十 公営住宅法第十六条第一項若しくは第四項又は第二十八条第二項若しくは第四項の家賃の決定に関する事務 当該決定に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- 十一 公営住宅法第十六条第五項(同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。))の家賃若しくは金銭又は同法第十八条第二項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- 十二 公営住宅法第十九条(同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。))の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- 十三 公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務 当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- 十四 公営住宅法第二十七条第五項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者及び同項の規定により同居させようとする者に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- 十五 公営住宅法第二十七条第六項の事業主体の承認の申請に係る事実について

の審査に関する事務 当該申請に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

十六 公営住宅法第二十九条第一項の明渡し請求に関する事務 当該請求に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

十七 公営住宅法第二十九条第八項の明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務 当該申出をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

十八 公営住宅法第三十条第一項のあっせん等に関する事務 当該あっせん等に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

十九 公営住宅法第三十二条第一項の明渡しの請求に関する事務 当該請求に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

二十 児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求に係る児童に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

二十一 児童扶養手当法第八条第一項の手当の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求に係る児童に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

二十二 児童扶養手当法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五十一号）第三条の四第一項から第三項までの一部支給停止の適用除外に関する届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者又は当該届出に係る児童に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

二十三 児童扶養手当法施行規則第四条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出に係る児童に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

二十四 児童扶養手当法施行規則第四条の二の障害の状態の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出に係る児童に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

（条例別表第三の規則で定める事務及び情報）

第二十条 条例別表第三の一の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する事務 外国人要保護者等に係る次に掲げる情報

イ 特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条の経費の支弁に関する情報  
ロ 学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十四条の援助の実施に関する情報

ハ 特別支援学校への就学のため必要な経費（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）の支弁に関する情報（次条において「特別支援学校就学奨励支弁関係情報」という。）

二 生活保護法第二十四条第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の開始又は同条第九項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 外国人要保護者等に係る前号イからハまでに掲げる情報

三 生活保護法第二十五条第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する職権による保護の開始又は同条第二項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する職権による保護の変更に関する事務 外国人要保護者等に係る第一号イからハまでに掲げる情報

四 生活保護法第二十六条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の停止又は廃止に関する事務 外国人要保護者等に係る第一号イからハまでに掲げる情報

五 生活保護法第六十三条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に要する費用の返還に関する事務 外国人要保護者等に係る第一号イからハまでに掲げる情報

六 生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する徴収金の徴収（同法第七十八条の第二項又は第二項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する徴収金の徴収を含む。）に関する事務 外国人要保護者等に係る第一号イからハまでに掲げる情報

第二十一条 条例別表第三の二の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 生活保護法第十九条第一項の保護の実施に関する事務 要保護者等に係る特別支援学校就学奨励支弁関係情報

二 生活保護法第二十四条第一項の保護の開始又は同条第九項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 要保護者等に係る特別支援学校就

## 学奨励支弁関係情報

三 生活保護法第二十五条第一項の職権による保護の開始又は同条第二項の職権による保護の変更に關する事務 要保護者等に係る特別支援学校就学奨励支弁関係情報

四 生活保護法第二十六条の保護の停止又は廃止に關する事務 要保護者等に係る特別支援学校就学奨励支弁関係情報

五 生活保護法第六十三条の保護に要する費用の返還に關する事務 要保護者等に係る特別支援学校就学奨励支弁関係情報

六 生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の徴収金の徴収を含む。）に關する事務 要保護者等に係る特別支援学校就学奨励支弁関係情報

七 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に關する法律第十四条第一項及び第三項の支援給付の支給の実施、平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付の支給の実施並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の支給の実施に關する事務 要支援者等に係る特別支援学校就学奨励支弁関係情報

八 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に關する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十条第一項の開始又は同条第九項の変更の申請に係る事実についての審査に關する事務 要支援者等に係る特別支援学校就学奨励支弁関係情報

九 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に關する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十条第一項の職権による開始又は同条第二項の職権による変更に關する事務 要支援者等に係る特別支援学校就学奨励支弁関係情報

十 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に關する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた

旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十六条の停止又は廃止に関する事務 要支援者等に係る特別支援学校就学奨励支弁関係情報

十一 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第六十三条の費用の返還に関する事務 要支援者等に係る特別支援学校就学奨励支弁関係情報

十二 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項及び第二項の徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 要支援者等に係る特別支援学校就学奨励支弁関係情報

第二十二條 条例別表第三の三の項の規則で定める事務は、埼玉県立高等学校の授業料等に関する条例第八条の授業料及び入学料の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者の保護者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条の保護者をいう。）及び当該保護者と生計を一にする配偶者に係る次に掲げる情報（当該申請を行う者が、入学日に成年者であるときは、当該申請を行う者及びその配偶者（当該申請を行う者と生計を一にする者に限る。）に係る次に掲げる情報）とする。

一 生活保護実施関係情報

二 外国人生活保護実施関係情報

第二十三條 条例別表第三の四の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 埼玉県高等学校等奨学金に関する条例による奨学金の貸与の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者の保護者（当該申請を行う者を地方税法第二十三条第一項第八号の扶養親族としている者をいう。）及び当該保護者と生計を一にする配偶者に係る次に掲げる情報（当該申請を行う者が成年者であるときは、当該申請を行う者及びその配偶者（当該申請を行う者と生計を一にする者に限る。）に係る次に掲げる情報）



イ 生活保護実施関係情報

ロ 外国人生活保護実施関係情報

二 埼玉県高等学校等奨学金に関する条例による奨学金の返還の期限の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る前号イ及びロに掲げる情報

第二十四条 条例別表第三の五の項の規則で定める事務は、国立及び公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）の生徒等の保護者等に対する奨学のための給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る次に掲げる情報とする。

一 生活保護実施関係情報

二 外国人生活保護実施関係情報

第二十五条 条例別表第三の六の項の規則で定める事務は、特別支援学校への就学のため必要な経費（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条第一項の保護者等又は当該保護者等と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報とする。

一 生活保護実施関係情報

二 外国人生活保護実施関係情報

第二十六条 条例別表第三の七の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 特別支援学校への就学奨励に関する法律第五条の経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務 同法第二条第一項の保護者等又は当該保護者等と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

二 学校保健安全法第二十四条の援助の対象となる者の認定に関する事務 同条の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

## 附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

## 規 則

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第十三号

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規則（昭和四十年埼玉県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二号中「、部長」の下に「、支所長」を加え、第四号中「、岩槻診療所長」を削る。

#### 附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

## 規 則

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する職員を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第十四号

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する職員を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する職員を定める規則（平成十四年埼玉県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「、岩槻診療所長」を削る。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

## 規 則

知事の所管に属する特例民法法人の監督に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第十五号

知事の所管に属する特例民法法人の監督に関する規則を廃止する規則

知事の所管に属する特例民法法人の監督に関する規則（平成二十年埼玉県規則第九十七号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規 則

埼玉県庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第十六号

埼玉県庁舎管理規則の一部を改正する規則

埼玉県庁舎管理規則（昭和四十二年埼玉県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表武蔵浦和合同庁舎の項中「産業労働部就業支援課長」を「産業労働部雇用労働課長」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

## 規 則

埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第十七号

埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県青少年健全育成条例施行規則（昭和五十八年埼玉県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項各号を次のように改める。

一 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号。次号において「法」という。）第十五条ただし書の規定によりフィルタリングサービスを利用しない旨の申出をする場合においては、保護者が当該青少年の携帯電話インターネット接続役務の利用状況を適切に把握する等により、当該青少年がインターネット上の有害情報を閲覧することがないようにすること。

二 法第十六条ただし書の規定によりフィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をする場合においては、保護者が当該青少年のインターネット接続役務の利用状況を適切に把握する等により当該青少年がインターネット上の有害情報を閲覧することがないようにすること又は保護者が当該フィルタリング有効化措置を講ずること。

第五条に次の一項を加える。

3 条例第二十一条の四第一項に規定する規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子計算機又はその周辺機器を使用し、第一項第一号又は第二号に掲げる正当な理由及び前項に掲げる事項を入力又は確認した保護者の署名が電磁的記録として記録されたものを提出する方法

二 第一項第一号又は第二号に掲げる正当な理由及び前項に掲げる事項を記載した書面をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により電磁的記録に変換し、電気通信回線を通じて送信する方法

三 前二号に類する方法として知事が定める方法

第六条の見出し中「説明すべき事項」を「交付する説明書の記載事項」に改め、同条第一項各号を次のように改める。

一 携帯電話端末等からのインターネットの利用により青少年が有害情報の閲覧をすることがあること。

二 フィルタリングサービスの利用の必要性及び内容並びにフィルタリング有効化措置の必要性及び内容

三 保護者がフィルタリングサービスを利用しない旨の申出又はフィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、条例第二十一条の四第一項に規定する正当な理由が必要であること。

第六条第二項中「携帯電話インターネット事業者」を「携帯電話インターネット事業者等」に改める。

第七条第一項中「第二十一条の四第三項」を「第二十一条の四第五項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第二十一条の四第三項」を「第二十一条の四第五項第二号」に、「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの」を「電磁的記録」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 条例第二十一条の四第五項第三号に規定する規則で定める事項は、条例第二十一条の四第一項に規定する正当な理由及び第五条第二項各号に掲げる事項とする。第八条を削り、第九条を第八条とし、第十条を第九条とする。

様式第六号中「(第10条関係)」を「(第9条関係)」に改め、同様式裏中「~~携帯電話事業者~~」を「~~携帯電話事業者~~」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

## 規 則

埼玉県震災予防のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第十八号

埼玉県震災予防のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県震災予防のまちづくり条例施行規則（平成十四年埼玉県規則第四十八号）

の一部を次のように改正する。

「届出者 氏名又は名称及び住所

様式第一号中「あて先」を「宛先」に、並びに法人にあつては

その代表者の氏名

「届出者 主たる事務所の所在地

印 名称

を 代表者の氏名

印 に改

」  
〔個人にあつては、住所及び  
氏名（自署又は記名押印）〕  
」

める。

### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県震災予防のまちづくり条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。



## 規 則

埼玉県土採取条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第十九号

埼玉県土採取条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県土採取条例施行規則（昭和四十九年埼玉県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「あて先」を「宛先」と改め、同様式に注として次のように加える。

注 届出者が個人の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

様式第二号を次のように改める。

様式第2号(第4条関係)

土採取計画認可申請書

収入証紙 貼付け欄 (消印をしないこと。)
-----------------------------

(宛先)

整理番号	
認可年月日	年 月 日
認可番号	第 号

年 月 日

埼玉県知事

住 所

申請者 氏名又は名称及び法人にあ

つては、その代表者の氏名

(電話番号

印

)

埼玉県土採取条例第5条第1項の規定により、次のとおり採取計画の認可を申請します。

1 土採取場の区域

市町村名	大 字	字	番 地	土地の 現 況	登 記 簿 上の地目	登記簿上の 面積 (m <sup>2</sup> )	備 考
合 計						m <sup>2</sup>	

## 2 採取する土の数量及び採取期間

採取する土の数量	採取期間	稼働時間	備考
m <sup>3</sup>	自 年 月 日 至 年 月 日	午前 時～午後 時	

## 3 土の採取の方法及び採取のための設備その他の施設

### (1) 採取の方法

掘削する高さ	掘削の勾配	ベンチの高さ	掘削面に設ける小段の幅	隣地等との保安距離
m	度	m	m	m

### (2) 採取のための設備

採取(積込みを含む。)機械									
機械の名称	能力(m <sup>3</sup> /時間)	台数	1日平均稼働時間	1か月平均稼働日数	機械の名称	能力(m <sup>3</sup> /時間)	台数	1日平均稼働時間	1か月平均稼働日数

## 4 土の採取に伴う土砂の崩壊等の防止のための方法及び施設

掘削時における土砂等の崩壊の防止の方法及び施設	
土砂等の流出の防止方法及び施設並びに雨水排水の処理方法及び施設	
粉じん発生の防止方法	
土砂等の搬出に伴う土採取場内及び当該土採取場から公道に至るまでの搬路の整備の方法	
その他の災害の防止方法及び施設	

5 のり 法面保護のための方法及び施設

(1) のり 法面保護の方法

植 樹	植 草	種 ま き	種 吹 付 け	そ の 他
上記についての具体的方法				

(2) のり 法面保護のための施設

のり 法面保護の施設	
------------	--

注1 申請者が個人の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

2 添付書類

- (1) 土採取場の位置を示す地図で縮尺 $\frac{1}{50,000}$ 以上のもの
- (2) 土採取場及びその周辺の状況を示す見取図
- (3) 土採取場及び土採取場に隣接する土地の公図の写し
- (4) 土採取場の採取計画を示す実測平面図、実測縦断面図及び実測横断面図
- (5) 土採取場での土採取を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面
- (6) 土の採取に係る行為に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面
- (7) 土採取場からの土の搬出の方法及び土の運搬の経路を記載した書面
- (8) その他知事が特に必要と認める書類

樂名縣三川町

収入証紙  
はりつけ欄  
(消印をしないこと。)

「あて先」や「宛先」

収入証紙  
貼付け欄  
(消印をしないこと。)

「ため、回樂名の共々次のようにする。

注 1 申請者が個人の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

2 変更の内容が「採取期間の延期」である場合は、認可採取計画及び現在までの採取状況を明確に示した平面図及び断面図を添付すること。

樂名縣三川町「あて先」や「宛先」は「とつた」や「採つた」は「ため、回樂名に共々次のようにする。

注 届出者が個人の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

樂名縣三川町「あて先」や「宛先」は「ため、回樂名に共々次のようにする。

注 届出者が個人の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

## 規 則

埼玉県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第二十号

埼玉県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）の一部を次のように改正する。

別表第三第七号ホ中「第三十六条の二第二項」を「第三十二条第一項（同法第二百五条において準用する場合を含む。）、第六十八条第一項（同法第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第一百一条第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規 則

埼玉県立児童養護施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第二十一号

埼玉県立児童養護施設管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立児童養護施設管理規則（昭和五十二年埼玉県規則第六号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第四号中「せき荘」を「椿 荘」に、「四 塚」を「四 塚」に、「歯 牙」を「歯 牙」に、「うし」を「う歯」に、「いん 養」を「いん 養」に、「いん 野 氏 名」を「いん 野 氏 名（田 野 又は 記 名 押 印）」に改める。

様式第六号中「あて先」を「宛先」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規則

埼玉県立障害者歯科診療所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第二十二号

埼玉県立障害者歯科診療所管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立障害者歯科診療所管理規則（昭和五十八年埼玉県規則第六号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「あひ先」を「宛先」に、「氏 名」を「氏名（田舎又は記名押 印）」に改める。

様式第二号から様式第四号までの規定中「あひ先」を「宛先」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



## 規 則

障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第二十三号

障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則の一部を改正する規則

障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則（昭和五十八年埼玉県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

# 規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

## 埼玉県規則第二十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則（平成十八年埼玉県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

様式第二号の付表七共同生活援助事業所（グループホーム）の指定に係る記載事

項その一中	サービスの提供形態 (該当部分に○)		生活支援員の外部委託の予定 有 (月) 時
	介護サービス包括型	外部サービス利用型	
			受託居宅介護サービス事業者が事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所

間) ・ 無 別紙の り	サービスの提供形態 (該当部分に○)		生活支援員の外部委託の予定 有 (月)
	介護サービス包括型	日中サービス支援型	
			生活支援員の外部委託の予定 有 (月)
			受託居宅介護サービス事業者が事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所

時間) ・ 無	サービスの提供形態 (該当部分に○)		生活支援員の外部委託の予定 有 (月)
時間) ・ 無 事業所の び所在地	別紙の り	別紙の り	
			生活支援員の外部委託の予定 有 (月)
			受託居宅介護サービス事業者が事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所

サービス支援型の場合は、協議会等への報告・協議会等からの評価等に関する措置の概要」を加える。

様式第二号の付表七「共同生活援助事業所（地域移行型ホーム）の指定に係る記載事項その一中

サービスの提供形態 (該当部分に○)	介護サービス包括型	生活支援員の外部委託の予定 有 (月)

サービス

時間) ・ 無	サービスの提供形態 (該当部分に○)		生活支援員の外部委託の予定 有 (月)
	介護サービス包括型	日中サービス支援型	
			生活支援員の外部委託の予定 有 (月)
			受託居宅介護サービス事業者が事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所

サービス

時間) ・ 無	サービスの提供形態 (該当部分に○)		生活支援員の外部委託の予定 有 (月)
時間) ・ 無 事業所の 名称及び所在地	別紙の り	別紙の り	
			生活支援員の外部委託の予定 有 (月)
			受託居宅介護サービス事業者が事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所

に改め、「措置の概要」の次に「、サービスの提供形態が日

中サービスマ援型の場合は、協議会等への報告・協議会等からの評価等に関する措置の概要」を記入する。

「		主たる対象者		特

様式第二号の付表九及び付表九―二中

定なし	身体障害者				難病等対象者			
	細分なし	肢体不自由	視覚障害	聴覚・言語		内部障害		
「		主たる対象者				特定なし	細分なし	肢体不自由
						知的障害者	精神障害者	難病等対象者

身体障害者			
由	視覚障害	聴覚・言語	内部障害
対象者	「		

に記入する。

様式第二号の付表十及び付表十一―二中

「		主たる対象者	

知的障害者	精神障害者	「						
「		主たる対象者				特定なし	細分なし	肢体不自由
						知的障害者	精神障害者	難病等対象者

身体障害者			
由	視覚障害	聴覚・言語	内部障害
対象者			

に改める。

様式第二号に次のように加える。

付表 1 5 就労定着支援事業所の指定に係る記載事項

受付番号

事業所	フリガナ					
	名 称					
	所 在 地	(郵便番号 - ) 埼玉県				
	連 絡 先	電 話 番 号			F A X 番 号	
管理者	フリガナ			住 所	(郵便番号 - )	
	氏 名					
	当該就労定着支援事業所で兼務する他の職種 (兼務の場合のみ記入)					
	他の事業所又は施設の従業者との兼務 (兼務の場合記入)		事業所等の名称			
			兼務する職種及び勤務時間等			
当該事業の実施について定めてある定款・寄附行為等又は条例等					第 条 第 項 第 号	
サービス管理責任者	フリガナ			住 所	(郵便番号 - )	
	氏 名					
前年度の平均利用者数 (人)				人		
一体的に運営する事業所の前年度の平均利用者数 (人)				人		
従業者の職種・員数		サービス管理責任者		就労定着支援員		
		専従	※兼務	専従	※兼務	
従業者数	常勤 (人)					
	非常勤 (人)					
主な揭示事項						
営業日						
営業時間						
主たる対象者		特定なし	身体障害者			
			細分なし	肢体不自由	視覚障害	聴覚・言語
		知的障害者	精神障害者	難病等対象者		
利用料						
その他の費用						
通常の事業実施地域						
その他参考となる事項		苦情解決の措置概要		窓口 (連絡先)	担当者	
		その他				
添付書類		別添のとおり (定款、寄附行為及び登記簿謄本又は条例等、事業所平面図、運営規程、経歴書、利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要、勤務体制・形態一覧表、資産状況 (貸借対照表・財産目録) )				

## 備考

- 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別葉に記載した書類を添付してください。
- 「受付番号」欄には、記載しないでください。
- 新設の場合には、「前年度の平均利用者数」欄は推定数を記載してください。
- 「※兼務」欄には、2以上の障害福祉サービス等を兼務する職員について記載してください。
- 「主な揭示事項」欄には、その内容を簡潔に記載してください。
- 「その他の費用」欄には、利用者に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容について記載してください。
- 「通常の事業の実施地域」欄には、市区町村名を記載することとし、当該区域の全部又は一部の別を記載してください。なお、一部の地域が実施地域である場合は適宜地図を添付してください。
- 主たる対象者を特定する場合は、「主たる対象者を特定する理由書」も併せて添付してください。
- 一体的に運営する生活介護等に係る指定障害福祉サービスを行う事業所の過去3年間の一般就労の移行実績を別紙に記載し、それを証する書類を添付してください。

## 一般就労移行実績

	氏名	就職日	就職先事業所名
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			

- 注 1 申請日から遡って3年間において、一般就労に移行した者について記載してください。
- 2 指定を申請する事業所ごとに作成し、指定申請書に添付してください。
- 3 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別葉に記載した書類を添付してください。

付表 1 6 自立生活援助事業所の指定に係る記載事項

受付番号

事業所	フリガナ					
	名 称					
	所 在 地	(郵便番号 - ) 埼玉県				
	連絡先	電話番号			F A X 番号	
管理者	フリガナ			住 所	(郵便番号 - )	
	氏 名					
	当該自立生活援助事業所で兼務する他の職種 (兼務の場合のみ記入)					
	他の事業所又は施設の従業者との兼務 (兼務の場合記入)	事業所等の名称 兼務する職種及び勤務時間等				
当該事業の実施について定めてある定款・寄附行為等又は条例等					第 条第 項第 号	
サービス管理責任者	フリガナ			住 所	(郵便番号 - )	
	氏 名					
前年度の平均利用者数 (人)		人				
従業者の職種・員数		サービス管理責任者		地域生活支援員		
		専従	※兼務	専従	※兼務	
従業者数	常勤 (人)					
	非常勤 (人)					
主な揭示事項						
営業日						
営業時間						
主たる対象者	特定なし	身体障害者				
		細分なし	肢体不自由	視覚障害	言語・聴覚障害	内部障害
	知的障害者	精神障害者	難病等対象者			
利用料						
その他の費用						
通常の事業実施地域						
その他参考となる事項	苦情解決の措置概要		窓口 (連絡先)		担当者	
	その他					
添付書類		別添のとおり (定款、寄附行為及び登記簿謄本又は条例等、事業所平面図、運営規程、経歴書、利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要、勤務体制・形態一覧表、資産状況 (貸借対照表・財産目録))				

## 備考

- 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別葉に記載した書類を添付してください。
- 「受付番号」欄には、記載しないでください。
- 新設の場合には、「前年度の平均利用者数」欄は推定数を記載してください。
- 「※兼務」欄には、2以上の障害福祉サービス等を兼務する職員について記載してください。
- 「主な揭示事項」欄には、その内容を簡潔に記載してください。
- 「その他の費用」欄には、利用者に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容について記載してください。
- 「通常の事業の実施地域」欄には、市区町村名を記載することとし、当該区域の全部又は一部の別を記載してください。なお、一部の地域が実施地域である場合は適宜地図を添付してください。
- 主たる対象者を特定する場合は、「主たる対象者を特定する理由書」も併せて添付してください。

## 附 則

- 1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。



## 規 則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第二十五号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項第二号中「第二十一条の五の十九第一項」を「第二十一条の五の二十第三項」に改め、同項第三号中「第二十一条の五の十九第一項」を「第二十一条の五の二十第三項」に、「同条第二項」を「同条第四項」に改める。

第七条第二項第二号中「第二十四条の十三」を「第二十四条の十三第三項」に改める。

第十八条第一項中「第三十三条の二第二項」を「第三十三条の二の二第二項」に改める。

第十九条中「第三十三条の二第四項」を「第三十三条の二の二第四項」に改める。

第二十条中「第三十三条の二第二項」を「第三十三条の二の二第二項」に改める。

様式第八号の三中付表五を付表六とし、付表四の次に次のように加える。

付表5 居宅訪問型児童発達支援事業所の指定に係る記載事項

受付番号	
------	--

事業所	フリガナ						
	名称						
	所在地	(郵便番号 - )					
管理者	連絡先	電話番号			FAX番号		
	フリガナ				住所	(郵便番号 - )	
	氏名				住所		
当該事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所若しくは施設の従業者との兼務(兼務の場合記入)		事業所等の名称					
		兼務する職種及び勤務時間等					
当該事業の実施について定めてある定款又は条例等				第 条第 項第 号			
児童発達支援管理責任者	フリガナ				住所	(郵便番号 - )	
	氏名						
従業者の職種・員数		訪問支援員		児童発達支援管理責任者			
		専従	兼務	専従	兼務		
従業者数	常勤(人)						
	非常勤(人)						
備考							
基準上の必要人数(人)							
設備		専用の区画			有・無		
主な揭示事項							
営業日							
営業時間							
利用料							
その他の費用							
通常の事業の実施地域							
その他参考となる事項		第三者評価の実施状況		している・していない			
		苦情解決の措置概要		窓口(連絡先)		担当者	
		その他					
協力医療機関		名称			主な診療科名		
多機能型実施の有無		有・無					
添付書類		別添のとおり(定款及び登記事項証明書又は条例等、事業所平面図、経歴書(管理者、児童発達支援管理責任者)、運営規程、障害児等からの苦情を解決するために講ずる措置の概要、勤務体制・形態一覧表、資産状況(貸借対照表・財産目録等)、設備・備品等一覧表、協力医療機関との契約内容が分かるもの、利用者負担の受領等に関する保護者向け資料、内規その他参考になるもの、障害児通所給付費の請求に関する事項、誓約書、役員の氏名・生年月日・住所が分かるもの)					

- 備考
- 「受付番号」及び「基準上の必要人数」欄には、記載しないでください。
  - 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別葉に記載した書類を添付してください。
  - 「主な揭示事項」欄には、その内容を簡潔に記載してください。
  - 「その他の費用」欄には、保護者等に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容について記載してください。
  - 「通常の事業の実施地域」欄には、市町村名を記載することとし、当該区域の全部又は一部の別を記載してください。なお、一部の地域が実施地域である場合は、適宜地図を添付してください。

## 附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第十八条第一項、第九條及び第二十條の改正規定は、公布の日から施行する。

## 規 則

母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第二十六号

母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則

母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則（昭和四十八年埼玉県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中、「印鑑証明書」を「印鑑登録証明書」に改める。

「		甲			
氏名	ふりがな	生年			
氏名	氏名	年 月			
住所	住所				
職業	職業	収入			
勤務先名	勤務先名	勤務所在地			
者					

様式第一号（一）中

月 日	個 人 番 号
日生 ( 歳 )	
-----	
電話 (自宅) ( 携 帯 )	(     ) (     )
額	円 (年収     円)
-----	
電話 (     ) (     )	

「		甲			
氏名	ふりがな	生年			
氏名	氏名	年 月			
住所	住所				
職業	職業	収入			
勤務先名	勤務先名	勤務所在地			
者					

DV、虐待等の被害を受けて避難されている方については町村名)を秘匿することができます。希望する場合は、右秘匿希望の有無は、マイナンバー制度において上記情

生 年 月 日	個 人 番 号
年 月 日 生 ( 歳)	

、所在地につながる情報（都道府県名又は市の秘匿希望欄に✓印を記入してください。秘匿希望する措置をとるためにのみ使用します）

秘匿希望

問合せ№。

電話（自宅） ( ) ( )  
（携帯） ( ) ( )

収 入	月額	円(年収	円)
勤務先所在地	電話 ( ) ( )		

電話番号 1 叩 (11) 叩

申 請 者	ふりがな	生 年
	氏 名	年 月
	ふりがな	
住 所	〒	
学 校 名		学校所在地

月 日	個 人 番 号
日生 ( 歳)	

電話（自宅） ( ) ( )  
（携帯） ( ) ( )

電話 ( ) ( )

あ

あ

申 請 者	ふりがな	
	氏 名	
	ふりがな	
住 所	〒	
学 校 名		

D V、虐待等の被害を受けて避難されている方については、町村名)を秘匿することができます。希望する場合は、右秘匿希望の有無は、マイナンバー制度において上記情

生 年 月 日		個 人 番 号	
年	月	日生	
( 歳 )			
<small>、所在地につながる情報（都道府県名又は市の秘匿希望欄に✓印を記入してください。報を秘匿する措置をとるためにのみ使用しま</small>			秘匿希望
-----			
電話（自宅）		（ ）	
（携帯）		（ ）	
学校所在地		電話 （ ）	

に改める。

様式第二十八号注意中「印鑑証明書」を「印鑑登録証明書」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 規 則

埼玉県児童福祉審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第二十七号

埼玉県児童福祉審議会規則の一部を改正する規則

埼玉県児童福祉審議会規則（平成十七年埼玉県規則第九十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表第一号調査審議事項の欄中3を削り、4を3とする。

附 則

この規則は、平成三十年四月二日から施行する。

## 規則

公立大学法人埼玉県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第二十八号

公立大学法人埼玉県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

公立大学法人埼玉県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成二十二年埼玉県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の二条を加える。

（監査報告の作成）

第一条の二 監事は、法第十三条第四項に規定する職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第一号並びに第四項第三号及び第四号において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一 法人の役員及び職員

二 前号に掲げる者のほか、監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

2 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

3 監事は、法第十三条第四項に規定する職務の遂行に当たり、必要に応じ、法人の他の監事その他これに相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

4 法第十三条第四項後段の監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 監事の監査の方法及びその内容

二 法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

三 法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

四 法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事



実があったときは、その事実

五 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

六 監査報告を作成した日

(監事の調査の対象となる書類)

第一条の三 法第十三条第六項第二号の規則で定める書類は、この規則の規定に基づき知事に提出する書類とする。

第六条から第八条までを次のように改める。

第六条から第八条まで 削除

第十条に次の一項を加える。

2 法第三十四条第二項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければなら  
ない。

一 法人に関する基礎的な情報

イ 目標、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、設立団体、組織図その他の法人の概要

ロ 事務所(従たる事務所を含む。)の所在地

ハ 資本金の額(前事業年度末からの増減を含む。)

ニ 在学する学生の数

ホ 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

ヘ 常勤職員の数(前事業年度末からの増減を含む。)及び平均年齢並びに法

人への出向者の数

ト 非常勤職員の数

二 財務諸表の要約

三 財務情報

イ 財務諸表に記載された事項の概要

ロ 重要な施設等の整備等の状況

ハ 予算及び決算の概要

四 事業に関する説明

イ 財源の内訳

ロ 財務情報及び事業の実績に基づく説明

五 その他事業に関する事項

第十一条中「第三十四条第四項」を「第三十四条第三項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(会計監査報告の作成)

第十一条の二 会計監査人は、法第三十五条第一項に規定する職務を適切に遂行す

るため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものとは解してはならない。

一 法人の役員（監事を除く。）及び職員

二 前号に掲げる者のほか、会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

2 会計監査人は、法第三十四条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときに作成する法第三十五条第一項後段の会計監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

一 会計監査人の監査の方法及びその内容

二 財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。）が法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 無限定適正意見 監査の対象となった財務諸表が地方独立行政法人会計基準（地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解を定める件第一章に規定する会計基準をいう。ロにおいて同じ。）その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

ロ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった財務諸表が除外事項を除き地方独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項

ハ 不適正意見 監査の対象となった財務諸表が不適正である旨及びその理由

三 前号の意見がないときは、その旨及びその理由

四 追記情報

五 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関して必要な報告

六 会計監査報告を作成した日

3 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、

会計監査人の判断に関して説明を付する必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一 正当な理由による会計方針の変更

二 重要な偶発事象

三 重要な後発事象

第十四条中「第四十条第六項」を「第四十条第五項」に改める。

第十七条の次に次の三条を加える。

(内部組織)

第十八条 法第五十六条の二第一号に規定する離職前五年間に在職していた法人の

内部組織として規則で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織(平成三十年四月一日以後のものに限る。)として次に掲げるものであって再就職者

(離職後二年を経過した者を除く。)が離職前五年間に在職していたものとする。

一 役員(理事長を除く。)

二 埼玉県立大学

(管理又は監督の地位)

第十九条 法第五十六条の二第二号に規定する管理又は監督の地位として規則で定

めるものは、職員の退職管理に関する規則(平成二十八年人事委員会規則第二十四号―一)第二十二条に規定する職員が就いている職に相当するものとして法人が定めるものとする。

(業務実績等報告書)

第二十条 法第七十八条の二第二項の報告書には、当該報告書が次の各号に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める項目ごとに自ら評価を行った結果を記載しなければならない。

一 事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 当該事業年度に係る年度計画に定めた項目

二 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書並びに中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 中期計画に定めた項目

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

## 規 則

埼玉県国民健康保険財政調整交付金条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第二十九号

埼玉県国民健康保険財政調整交付金条例施行規則を廃止する規則

埼玉県国民健康保険財政調整交付金条例施行規則（平成十七年埼玉県規則第百七十八号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

## 規 則

埼玉県国民健康保険運営協議会規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第三十号

埼玉県国民健康保険運営協議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和二十八年埼玉県条例第十七号）第六条の規定に基づき、埼玉県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、その定数は、当該各号に定める数とする。

- 一 被保険者を代表する委員 四人
  - 二 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 四人
  - 三 公益を代表する委員 四人
  - 四 被用者保険等保険者を代表する委員 三人
- 2 委員は、知事が委嘱する。
  - 3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第三条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(会議)

第四条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、第二条第一項各号に掲げる委員各一人以上を含む過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(会議の公開)

第五条 協議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の三分の二以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(議事録)

第六条 議長は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか、出席した委員のうちから議長が指名する二人の委員

が署名しなければならない。

(庶務)

第七条 協議会の庶務は、保健医療部国保医療課において処理する。

(委任)

第八条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

## 規則

埼玉県がん登録審議会規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第三十一号

埼玉県がん登録審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和二十八年埼玉県条例第十七号）第六条の規定に基づき、埼玉県がん登録審議会（以下「審議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審議会は、委員三人をもって組織する。

(委員)

第三条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- 一 がん、がん医療等又はがんの予防に関する学識経験のある者
- 二 個人情報保護に関する学識経験のある者

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第六条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第七条 審議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の三分の二以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(議事録)

第八条 議長は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか、出席した委員が署名し、又は記名押印しなければならない。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、保健医療部疾病対策課において処理する。

(委任)

第十条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。



## 規 則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第三十二号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「入院費負担金決定通知書」を「措置入院費負担金決定通知書」に改める。

第十二条第二項中「入院費負担金減免申請書」を「措置入院費負担金減免申請書」に改める。

第二十条の見出しを「（無断退去者探索依頼書等）」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第三十九条第一項の規定による探索の依頼に係る通知は、様式第二十五号の二の無断退去者探索依頼書により行うものとする。

「	1	殺人	A	B	「
	2	火災	A	B	
	3	強盗	A	B	
	4	強姦	A	B	
	5	強姦等	A	B	
	6	強姦等	A	B	
	7	強姦等	A	B	
	8	強姦等	A	B	
	9	強姦等	A	B	
	10	強姦等	A	B	
	11	強姦等	A	B	
	12	強姦等	A	B	
	13	強姦等	A	B	
	14	強姦等	A	B	
	15	強姦等	A	B	」

様式第五号（表）中

を

に改め、同様

式（裏）記載上の留意事項4中「すべて」を「全て」に改める。

様式第六号（表）中「強姦」を「強姦性交等」に改め、同様式（裏）記載上の留意事項4中「すべて」を「全て」に改める。

様式第十三号中「入院費負担金決定通知書」を「措置入院費負担金決定通知書」

に、 「入院費用」や「措置入院に係る費用」に定める。

様式第十四号中「入院費負担金減免申請書」や「措置入院費負担金減免申請書」

に、「あて先」や「宛先」に、「入院費負担金」や「措置入院費負担金」に定める。

様式第二十一号（表）中「強姦」や「強制性交等」に定める「被害者（嬢）記録」の留意事項4中「原病歴」や「現病歴」に定める。

様式第二十五号の次に次の一様式を加える。

様式第25号の2 (第20条関係)

無断退去者探索依頼書					
(宛先)					年 月 日
	警察署長				
					病院名
					所在地
					管理者名 <span style="float: right;">⑩</span>
<p>下記の者が無断退去し、その行方が不明となつたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第39条第1項の規定により探索を依頼します。</p>					
記					
1 退去した精神障害者					
氏 名		性別	男・女	生年月日	年 月 日
住 所					
入院年月日	年 月 日				
2 退去状況					
退去年月日及び時刻	年 月 日 時 分				
退去当時の症状の概要					
退去者を発見するため参考となるべき人相、服装その他の事項					
3 家族等又はこれに準ずる者					
氏 名					
住 所					
4 障害福祉サービスに係る事業を行う者 (入院前に障害福祉サービスを利用していた場合)					
名 称		連 絡 先			
所 在 地					

様式第二十六号中

退去日時

を

退去年月日  
及び時刻

を、

発見するた  
めに参考と  
なるべき人  
相・服装そ  
の他の事項

退去者を発  
見するた  
めに参考と  
なるべき人  
相、服装そ  
の他の事項

を、  
改める。

附 則

- 1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、様式第五号、様式第六号及び様式第二十一号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 規 則

埼玉県自家用水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第三十三号

埼玉県自家用水道条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県自家用水道条例施行規則（昭和三十二年埼玉県規則第八号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「あつ先」を「宛先」に改め、「~~申~~ 申 日~~申~~」及び「~~申~~ 申~~申~~」を削る。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

## 規 則

と畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第三十四号

と畜場法施行細則の一部を改正する規則

と畜場法施行細則（平成十五年埼玉県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

別表川口食肉荷受株式会社の項及び越谷食肉センターの項を削る。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、別表越谷食肉センターの項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

## 規 則

埼玉県家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第三十五号

埼玉県家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県家畜改良増殖法施行細則（昭和二十六年埼玉県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「あひ先」を「宛先」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備 考 届出者が個人の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができません。

様式第二号中「あて先」を「宛先」に改め、「第5条」の次に「の規定」を加え、同様式に備考として次のように加える。

備 考 開設者が個人の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができません。

様式第三号中「あて先」を「宛先」に改め、「第7条」の次に「の規定」を加え、同様式の備考に次のように加える。

4 種畜飼養者（家畜人工授精所開設者）が個人の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県家畜改良増殖法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 規 則

養鶏振興法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第三十六号

養鶏振興法施行細則の一部を改正する規則

養鶏振興法施行細則（昭和三十五年埼玉県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「あひ先」を「宛先」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 届出人が個人の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略すること  
ができます。

様式第三号中「あひ先」を「宛先」に改め、同様式の備考に次のように加える。

3 申請者が個人の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略  
することができます。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の養鶏振興法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。



## 規 則

埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第三十七号

埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和五十二年埼玉県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規 則

埼玉県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第三十八号

埼玉県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則（昭和三十年埼玉県規則第十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

埼玉県営土地改良事業分担金及び特別徴収金徴収条例施行規則

第一条中「埼玉県営土地改良事業分担金徴収条例」を「埼玉県営土地改良事業分担金及び特別徴収金徴収条例」に、「第五十四条」を「第五十四条第一項」に改める。

第六条中「第六条第一項」を「第八条第一項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第七条中「第七条」を「第六条」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規 則

埼玉県道路占用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第三十九号

埼玉県道路占用規則の一部を改正する規則

埼玉県道路占用規則（昭和二十八年埼玉県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

様式第二号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 提出者が個人の場合は、氏名を自署することにより押印を省略することができる。

様式第三号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 申請者が個人の場合は、氏名を自署することにより押印を省略することができる。

様式第四号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 申請者が個人の場合は、氏名を自署することにより押印を省略することができる。

様式第五号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 申請者が個人の場合は、氏名を自署することにより押印を省略することができる。

様式第六号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 申請者が個人の場合は、氏名を自署することにより押印を省略することができる。

様式第七号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 申請者が個人の場合は、氏名を自署することにより押印を省略することができる。

様式第八号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 届出者が個人の場合は、氏名を自署することにより押印を省略することができる。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県道路占用規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 規 則

埼玉県砂防指定地管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第四十号

埼玉県砂防指定地管理条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県砂防指定地管理条例施行規則（平成十五年埼玉県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 申請者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第二号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 申請者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県砂防指定地管理条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 規 則

埼玉県都市公園に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第四十一号

埼玉県都市公園に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県都市公園に関する規則（昭和三十七年埼玉県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「朝霞県土整備事務所長、北本県土整備事務所長、川越県土整備事務所長、飯能県土整備事務所長、東松山県土整備事務所長、秩父県土整備事務所長、熊谷県土整備事務所長、行田県土整備事務所長、越谷県土整備事務所長、杉戸県土整備事務所長若しくは大宮公園事務所長（以下「所長」という。）」を「大宮公園事務所長若しくは営繕・公園事務所長」に、「総称する」を「いう」に改める。

第三条第一項、第五条並びに第十条第二項及び第三項中「所長」を「知事等」に改める。

「埼玉

様式第一号、様式第二号及び様式第二号の三中「あて先」を「宛先」に、  
県土 大宮

埼玉県知事 「埼玉県知事

整備事務所長 大宮公園事務所長 に改める。

公園事務所長」 営繕・公園事務所長」

「埼玉 県

「県土整備事務所長

大宮公園事務

様式第三号中「あて先」を「宛先」に、  
大宮公園事務所長 営繕・公園事務

指定管理者」  
指定

指定

知 事

所 長

務 所 長

管 理 者」

「埼玉 県 知 事

様式第四号及び様式第五号中「あて先」を「宛先」に、  
県土整備事務所長 大宮公園事務所長

大宮公園事務所長」

「埼玉 県 知 事

大宮公園事務所長 に改める。

管繕・公園事務所長」

「埼玉県知事」「埼玉県知事

様式第六号及び様式第七号中 県土整備事務所長 又は 大宮公園事務所長 又は

大宮公園事務所長」 管繕・公園事務所長」

改める。

「県土整備事務所長

「埼玉県知事

様式第八号中 大宮公園事務所長 又は

大宮公園事務所長

又は改める。

指定管理者」

管繕・公園事務所長

指定管理者」

「埼玉県知事」「埼玉県

様式第十一号中「あて先」を「宛先」とし、 県土整備事務所長 又は 大宮公園事

大宮公園事務所長」 管繕・公園

知事

事務所長に改める。

事務所長」

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の埼玉県都市公園に関する規則（次項において「改正前の規則」という。）の規定によりされた使用の許可の申請その他の行為は、この規則による改正後の埼玉県都市公園に関する規則の規定によりされた使用の許可の申請その他の行為とみなす。

3 改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

# 規則

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 埼玉県規則第四十二号

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 埼玉県県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項ただし書中「埼玉県個人番号の利用に関する条例」を「埼玉県個人番号の利用等に関する条例」に、「個人番号利用条例」を「番号利用条例」に、「第四条第二項」を「第四条第三項」に改め、同条第三項ただし書中「個人番号利用条例第四条第二項」を「番号利用条例第四条第三項」に改める。

第五条第一項ただし書及び第二項ただし書、第十条ただし書、第十条の七第一項ただし書、第十一条ただし書、第十三条第一項ただし書、第十三条の七第一項ただし書、第十四条第三項ただし書、第十四条の二の十三第一項ただし書、第十四条の七第一項ただし書、第十五条第一項ただし書、第十六条第一項ただし書、第十八条第一項ただし書、第十九条第一項ただし書、第二十条ただし書、第二十条の二第二項ただし書並びに第二十四条第一項ただし書中「個人番号利用条例第四条第二項」を「番号利用条例第四条第三項」に改める。

別表中一三〇の項を削り、一二九の項を一三〇の項とし、一〇一の項から一二八の項までを一項ずつ繰り下げ、一〇〇の項の次に次のように加える。

一〇一	川口安行ウイステリア住宅	川口市大字安行藤八	中層耐火	四九・九〇	二〇
-----	--------------	-----------	------	-------	----

別表中三二六の項を三二七の項とし、一八九の項から三二五の項までを一項ずつ繰り下げ、一八八の項の次に次のように加える。

一八九	上尾沼南ヒルズ住宅	上尾市大字原市	中層耐火	五〇・一六	二〇
-----	-----------	---------	------	-------	----

第二条 埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表中三二七の項を三二八の項とし、三二〇の項から三二六の項までを一項ずつ繰り下げ、三一九の項の次に次のように加える。

三二〇	コンフォール宮代中島住宅	南埼玉郡宮代町字中島	中層耐火	五〇・五二	二〇
-----	--------------	------------	------	-------	----

## 附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年



五月一日から施行する。

## 規 則

埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第四十三号

埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則（平成六年埼玉県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項ただし書中「埼玉県個人番号の利用に関する条例」を「埼玉県個人番号の利用等に関する条例」に、「個人番号利用条例」を「番号利用条例」に、「第四条第二項」を「第四条第三項」に改め、同条第二項ただし書中「個人番号利用条例第四条第二項」を「番号利用条例第四条第三項」に改める。

別表第二の二の項中「五五、〇〇〇」を「四八、〇〇〇」に改める。

### 附 則

この規則は、平成三十年七月一日から施行する。ただし、第五条第一項ただし書及び第二項ただし書の改正規定は、同年四月一日から施行する。

## 規 則

埼玉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第四十四号

埼玉県財務規則の一部を改正する規則

埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「局長」の下に「支所長」を加える。

第十四条第一項第一号及び第三号並びに第八十条第七号中「第百三条第一項第五号」を「第百三条第二項第五号」に改める。

第百三条中第四項を第五項とし、同条第三項第一号中「第一項各号」を「第二項各号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「随意契約を行う場合においては、予定価格を定め、契約の相手方から見積書を徴さなければならない。ただし」を「前項の規定にかかわらず」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

随意契約を行う場合においては、予定価格を定め、その後に契約の相手方から見積書を徴さなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、予定価格を定める前に見積書を徴することができる。

第百四十条第一号中「よるもの」の下に「並びに別に定めるもの」を加える。

第二百九条第一項の表教育局福利課、県立学校人事課、高校教育指導課、特別支援教育課、小中学校人事課、義務教育指導課、家庭地域連携課及び人権教育課の項中「家庭地域連携課」を削り、同表営繕工事事務所の項中「営繕工事事務所」を「営繕・公園事務所」に改め、同表南部教育事務所、北部教育事務所及び東部教育事務所の項中「南部教育事務所、北部教育事務所及び東部教育事務所」を「教育事務所」に改め、同条第二項の表所轄所（防災航空センター、東部環境管理事務所、環境整備センター、高等看護学院、花と緑の振興センター、八潮新都市建設事務所、営繕工事事務所、総合教育センター江南支所、県立嵐山史跡の博物館、県立の学校（川越特別支援学校、大宮北特別支援学校、草加かがやき特別支援学校及びけやき特別支援学校を除く。）及び警察学校並びに次の項から警察署の項までのものを除く。）の項中「営繕工事事務所」を「営繕・公園事務所」に改める。

別表第二の備考2中「うち」の次に「、委託料（海外研修費等の管理運営に要する経費のうち、資金前渡するものに限る。）」を加え、「負担金」を「負担金、」

に改める。

様式第九号(五)を様式第九号(八)とし、様式第九号(四)を様式第九号(七)とし、様式第九号(三)の次に次の三様式を加える。

様式第9号(4)(第14条関係)

決 裁 区 分	知 事 長 副 部 長 副 部 長 課 所 長	知 事	副 知 事	部 長	副 部 長	課 所 長	副 課 所 長	
		(合議) 企画財政部長	副部長	財 政 課 長				
		(合議) 会計管理者	出納総務課長		出納員			
起案者								
執行伺い(委託)								
本書のとおり執行してよいか伺います。								
件 名								
年 度			執 行 課 所					
			:					
執 行 伺 番 号			入 札 予 定 年 月 日			予 算 内 容		
						:		
金 額 計								
事 業 会 計 款 項 目 節 説 明 支 出 理 由  予 算 元 課 委 任 令 達 元 課  金 額  支 出 負 担 行 為 の 状 況 議 決 予 算 額 配 当 予 算 額 支 出 負 担 行 為 済 額 支 出 負 担 行 為 未 済 額 支 今 回 執 行 額					事 業 会 計 款 項 目 節 説 明 支 出 理 由  予 算 元 課 委 任 令 達 元 課  金 額  支 出 負 担 行 為 の 状 況 議 決 予 算 額 配 当 予 算 額 支 出 負 担 行 為 済 額 支 出 負 担 行 為 未 済 額 支 今 回 執 行 額			
その他内訳 件								
契 約 方 法	根 拠 法 令 入 札 不 調 対 応							
前 払 金		理 由						%
部 分 払		理 由						回
入 札 保 証 金		理 由						%
特 定 財 源 内 訳	款 名	予 算 額	内 示 額 及 び 調 定 済 額		収 入 済 額	収 入 未 済 額		

備考 本様式は、その他委託に係る伺いをするとき使用する。

様式第9号(5)(第14条関係)

決裁区分	知事	知事	副知事	部長	副部長	課所長	副課所長		
	知事部長	副知事部長	課所長						
		企画財政部長 副部長		財政課長		出納総務課長 出納員			
		会計管理者							
起案者									
執行取消伺い(委託)									
本書のとおり取り消してよいか伺います。									
件名									
取消理由									
年度									
執行課所									
執行伺番号									
入札予定年月日									
予算内容									
金額計									
事業 会計 款項目節 説明 支出理由				事業 会計 款項目節 説明 支出理由					
予算元課 委任令達元課				予算元課 委任令達元課					
金額				金額					
支出負担行為の状況 議決予算額 配当予算額 支出負担行為済額 支出負担行為未済額 今回執行額				支出負担行為の状況 議決予算額 配当予算額 支出負担行為済額 支出負担行為未済額 今回執行額					
その他内訳件									
契約方法	根拠法令 入札不調対応								
前払金		理由						%	
部分払		理由						回	
入札保証金		理由						%	
特定財源内訳	款名	予算額	内示額及び調定済額	収入済額	収入未済額				

備考 本様式は、既に行つたその他委託に係る伺いを取り消すときに使用する。

様式第9号(6)(第14条関係)

決 裁 区 分	知 事	副 知 事	部 長	副 部 長	課 所 長	副 課 所 長	
	部 長 副 部 長 課 所 長						
(合議) 企画財政部長                      副部長                      財政課長 会計管理者                              出納総務課長                      出納員							
起案者							
執行変更伺い(委託)							
本書のとおり変更してよいか伺います。							
件                      名							
変                      更                      理                      由							
年                      度		執                      行                      課                      所					
		┆					
執                      行                      伺                      番                      号		入                      札                      予                      定                      年                      月                      日			予                      算                      内                      容		
金                      額                      計                      (                      変                      更                      前                      )				金                      額                      計                      (                      変                      更                      後                      )			
事                      業 会                      計 款                      項 目                      節 説                      明 支                      出                      理                      由  予                      算                      元                      課 委                      任                      令                      達                      元                      課  金                      額                      (                      変                      更                      前                      ) 金                      額                      (                      変                      更                      後                      )  支                      出                      負                      担                      行                      為                      の                      状                      況 議                      決                      予                      算                      額 配                      当                      予                      算                      額 支                      出                      負                      担                      行                      為                      済                      額 支                      出                      負                      担                      行                      為                      未                      済                      額 今                      回                      執                      行                      額				事                      業 会                      計 款                      項 目                      節 説                      明 支                      出                      理                      由  予                      算                      元                      課 委                      任                      令                      達                      元                      課  金                      額                      (                      変                      更                      前                      ) 金                      額                      (                      変                      更                      後                      )  支                      出                      負                      担                      行                      為                      の                      状                      況 議                      決                      予                      算                      額 配                      当                      予                      算                      額 支                      出                      負                      担                      行                      為                      済                      額 支                      出                      負                      担                      行                      為                      未                      済                      額 今                      回                      執                      行                      額			
その他内訳                      件							
契 約 方 法	根                      拠                      法                      令 入                      札                      不                      調                      対                      応						
前                      払                      金			理                      由				%
部                      分                      払			理                      由				回
入                      札                      保                      証                      金			理                      由				%
特 定 財 源 内 訳	款                      名	予                      算                      額	内 示 額 及 び 調 定 済 額		収                      入                      済                      額	収                      入                      未                      済                      額	

備考 本様式は、既に行つたその他委託に係る伺いを変更するとき使用する。

様式第五十七号（一）及び様式第五十七号（二）を次のように改める。



様式第57号(1)(第71条関係)

年度県税決算計算書																		
項目			調定額						収入済額						過誤納金還付充当未済			
			現年課税分		滞納繰越分		計		現年課税分		滞納繰越分		計		現年課税分		滞納繰越分	
			税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数
県民税	個人	均等割及び所得割																
		配当割																
		株式等譲渡所得割																
		計																
税	法人	法人																
事業税	個人	法人																
地消費方税	譲渡割	貨物割																
	不動産取得税		( )	( )	( )	( )	( )	( )										
県たばこ税																		
ゴルフ場利用税																		
自動車取得税			( )	( )			( )	( )	( )	( )			( )	( )				
軽油引取税																		
自動車税			( )	( )			( )	( )	( )	( )			( )	( )				
鉦区税																		
狩猟税			( )	( )			( )	( )	( )	( )			( )	( )				
合計			( )	( )			( )	( )	( )	( )			( )	( )				
延滞金			/						/						/			
過少申告加算金																		
不申告加算金																		
重加算金																		
合計																		
総合計																		

注1 調定額及び収入済額の「件数」は、納期を2期に分けて徴収する税(例、個人事業税)については2件とし、申告納付又は納入に係る税(例、法人事業税)については申告書の提出があつたもの(修正)

注2 分割納付(入)となつた場合の件数は、最終の納付(入)があつたときに1件とすること。

注3 ( )内には、証紙特別会計繰入金を内書きすること。

注4 「不動産取得税」欄の( )には、徴収猶予(生前贈与分)額及び件数を記載すること。



様式第57号(2)(第71条関係)

年度県税等歳入決算調書							
款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
① 県 税		円	円	円	円	円	円
	1 県 民 税						
	2 事 業 税						
	3 地 方 消 費 税						
	4 不 動 産 取 得 税						
	5 県 た ば こ 税						
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税						
	7 自 動 車 取 得 税						
	8 軽 油 引 取 税						
	9 自 動 車 税						
	10 鉱 区 税						
11 狩 猟 税							
② 地方消費税 清算金	1 地方消費税清算金						
③ 地方譲与税							
	1 地方道路譲与税						
	2 石油ガス譲与税						
⑧ 使用料及び 手数料							
	2 手 数 料						
⑭ 諸 収 入							
	1 延滞金、加算金 及び過料等						
	6 利子割精算金収入						

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

## 規 則

技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

### 埼玉県教育委員会規則第三号

技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則の一部を改正する規則

技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則（昭和四十四年埼玉県教育委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「本則の表に掲げる主任、主事及び技師」を「に規定する技能職員（一種）及び技能職員（二種）」に、「に掲げる技能主任、業務主任、技能主事及び業務主事の職にあるものとする」を「及び埼玉県立中学校管理規則（平成十五年埼玉県教育委員会規則第二十五号）第十四条の表に掲げる技能職員をいう」に改める。

### 附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

## 規 則

技能職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

### 埼玉県教育委員会規則第四号

技能職員に関する規則の一部を改正する規則

技能職員に関する規則（昭和四十八年埼玉県教育委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

本則第一号の表主任の項の前に次のように加える。

上 席 主 任	上 司 の 命 を 受 け、 事 務 の 補 助、 自 動 車 の 運 転、 土 木 作 業、 農 林 作 業、 畜 産 作 業、 営 繕 作 業 等 の 業 務 で 困 難 な も の に 従 事 す る。
------------------	--

本則第三号の表主任の項の前に次のように加える。

上 席 主 任	上 司 の 命 を 受 け、 庁 務、 炊 事、 清 掃 の 業 務 で 困 難 な も の に 従 事 す る。
------------------	---

### 附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

# 規則

埼玉県立高等学校管理規則及び埼玉県立中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

## 埼玉県教育委員会規則第五号

埼玉県立高等学校管理規則及び埼玉県立中学校管理規則の一部を改正する規則

(埼玉県立高等学校管理規則の一部改正)

第一条 埼玉県立高等学校管理規則(昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項の表中

技能主任	上司の命を受け、自動車の運転作業、畜産作業、園芸作業等の業務で相当困難なもの。
------	---

運転、農業、介助に従事す

を

技能主任	主任 上席業務	主任 上席技能	上司の命を受け、自動車の運転作業、畜産作業、園芸作業等の業務で困難なものに従事す
	主任		上司の命を受け、炊事の業務、の整備その他の用務で困難なものに従事する。
			上司の命を受け、自動車の運転作業、畜産作業、園芸作業等の業務で相当困難なものに従事する。

、農  
介助  
る。  
環境

の に	、 農 介 助 事 す
--------	----------------------------

に改める。

(埼玉県立中学校管理規則の一部改正)

第二条 埼玉県立中学校管理規則(平成十五年埼玉県教育委員会規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第十四条の表中

業務主任
------

上司の命を受け、炊事の業務、の整備その他の用務で相当困難のに従事する。

環 境 な も
------------------

を

上 席 業 務 主 任	業 務 主 任
----------------------------	------------------

上司の命を受け、炊事の業務、環境の整備その他の用務で困難なものに従事する。  
 上司の命を受け、炊事の業務、環境の整備その他の用務で相当困難なものに従事する。

に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。



## 規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

### 埼玉県人事委員会規則七―一〇〇五

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一）の一部を次のように改正する。

「税務局長

別表第一知事部局の部中「税務局長」を スポーツ局長 に改め、「スポー

地域包括ケア局長」

ツ局長」、「地域包括ケア局長」、「環境管理事務所長（西部）」及び「総合リハビ

リテーションセンター事務局長」を削り、「川口」を「南部」に、「春日部、鴻巣」

を「鴻巣」に、「農業技術研究センター所長」を 「農業技術研究センター所長

家畜保健衛生所長（中央）」

に、「総合調整幹（人事委員会が定めるものに限る。） 「総合調整幹（人事委員

行政監察幹

」を 政策幹

行政監察幹

会が定めるものに限る。）

に、「感染症対策幹」を 「感染症対策幹 に、「発達障

次世代産業幹」

害総合支援センター副所長」を

「発達障害総合支援センター副所長

総合リハビリテーションセンター事務局長」

に改め、「総合リハビリテーションセンター事務局副局長」を削り、「営繕工事事

」調整幹

」調整幹

務所長」を「営繕・公園事務所長」に、 を 企画幹 に、

主席県民相談員」

主席県民相談員」

「産業技術総合センター北部研究所技術・事業化支援室長」を「産業技術総合セン

ター北部研究所副所長」に、「農業技術研究センター部長」を 「農業技術研究セン

病虫害防除所副所

ター部長

長 に改め、「水産研究所副所長」を削り、「営繕工事事務所副所長」を

「営繕・公園事務所副所長」に改め、同表教育委員会事務局の部中「教育指導幹」

を 「教育指導幹  
地域教育幹」 に改め、同表警察本部の部中「環境犯罪対策室長」を「生活経済  
捜査室長」に改め、「オリンピック・パラリンピック・ラグビーワールドカップ  
備対策室長」を削る。

#### 附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

## 規 則

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

### 埼玉県人事委員会規則七―一〇〇八

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―三九七）の一部を次のように改正する。

別表第一保健所の項を次のように改める。

障害者支援課	医師（公益的法人等（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年埼玉県条例第七十二号）第二条第一項各号に規定する団体をいう。以下この表において同じ。）に派遣される者に限る。） 看護師（公益的法人等に派遣される者に限る。）	二・五
--------	---	-----

### 附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

## 規 則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

### 埼玉県人事委員会規則七―一〇〇六

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一六）の一部を次のように改正する。

別表第一医師の項中「総務部（地方職員共済組合埼玉県支部の業務に従事する者に限る。）」を  
「総務部（地方職員共済組合埼玉県支部の業務に従事する者に限る。）」を  
障害者支援課（公益的法人等（公益的法人等への職員の派遣等に  
限る。）

に関する条例（平成十三年埼玉県条例第七十二号）第二条第一項各号に規定する団体をいう。以下別表第三において同じ。）に派遣される者に限る。」に改める。

別表第二栄養士の項中「農業大学校」を削る。

別表第三看護師の項中「総合リハビリテーションセンター」を  
「障害者支援課（公  
総合リハビリテ

益的法人等に派遣される者に限る。）

に改める。

ションセンター

」

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

## 規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

### 埼玉県人事委員会規則七―一〇〇七

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二二二）の一部を次のように改正する。

別表第一イの表中「副報道長」を「副報道長」に、「本庁の所長」を「本庁の所長」に、「総合調整企画幹」を「総合調整政策幹」

長 幹 に、「危機対策幹」を「危機対策幹」に改め、「（総合リハビリテーションセンターの事務局長を除く。）」、「地域機関の副局長」、「スポーツ局長」

及び「地域機関の事務局長（総合リハビリテーションセンターの事務局長に限る。）」を削り、「税務局長」を「税務局長」

に、「支所長」を「支所長」に改め、「教育指導幹」を「教育指導幹」に、「企画幹」を「企画幹（総合教育センターの企画幹に限る。）」に改める。

別表第一ハの表中「技術・事業化支援室長」を削る。

備考 人事交流等により引き続き職員となつた者のうち、人事委員会が定める者に対するこの表の適用については、部内の他の職員との均衡を考慮して人事委員会が別に定める。

### 附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

## 規 則

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

### 埼玉県人事委員会規則二四―二

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（埼玉県人事委員会規則二四―一）の一部を次のように改正する。

第十四条第二号及び第三号を次のように改める。

- 二 学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号）別表第五に定める職務の級四級の職（平成二十八年三月三十一日以前の職については、学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成二十八年埼玉県教育委員会規則第九号）による改正前の学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第十二号。以下「旧学校職員初任給規則」という。）別表第一に定める職務の級四級の職）（県立の高等学校又は特別支援学校の校長の職に限る。）
- 三 学校職員の給与に関する条例別表第六に定める職務の級四級の職（平成二十八年三月三十一日以前の職については、旧学校職員初任給規則別表第二に定める職務の級四級の職）（県立中学校の校長の職に限る。）

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規 則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

### 埼玉県人事委員会規則一二―一三二

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（埼玉県人事委員会規則一二―一六）の一部を次のように改正する。

別表知事及び会計管理者本庁の項職の欄中  
「調整幹 行政監察幹」を  
「調整幹 政策幹 行政監察幹」に、

「感染症対策幹」を  
「感染症対策幹 次世代産業幹」に改め、同表知事及び会計管理者地域機関産  
業技術総合センターの項職の欄中「副室長（労働関係に関する事務を所掌するもの  
に限る。）」を  
「副室長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）」に改  
北部研究所副所長

「教育指導幹 地域教育幹」を  
「教育指導幹 地域教育幹」に改  
め、同表教育委員会教育局本局の項職の欄中「教育指導幹」を  
「教育指導幹 地域教育幹」に改  
める。

### 附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

埼玉県訓令第一号

訓令

本 庁  
地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局  
埼玉県収用委員会事務局

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程（昭和二十七年埼玉県訓令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表先端産業課の項を削り、同表勤労者福祉課の項中「労働者」を「職  
員」に改め、「労働者」の次に「又は労働者」を加え、同表就業支援課の  
項を削る。

別表ウーマノミクス課の項職員の欄中「上」を「労働者」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。



埼玉県訓令第二号

訓令

本 庁

地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令

埼玉県職員服務規程（昭和四十二年埼玉県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「秘書課長を除く。」の下に「、部の政策幹」を加え、「及び消防防災政策幹」を「、消防防災政策幹、次世代産業幹及び部の企画幹」に改め、同項第六号中「の長」の下に「、部の政策幹」を、「行政監察幹」の下に「次世代産業幹」を加える。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

埼玉県訓令第三号

訓令

本庁  
地域機関

職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

職員被服貸与規程（昭和四十二年埼玉県訓令第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第三十八号中

ズ
ボ
ン
一
一

を

ズ
靴
ボ

に改める。

	ン
二	一
一	一

附則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

埼玉県訓令第4号

訓令

本 庁  
地 域 機 関

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	128,900	180,300	202,000	249,100	278,400
	2	129,800	181,800	203,400	250,300	280,300
	3	130,800	183,300	204,800	251,400	282,100
	4	131,700	184,800	206,100	252,600	283,900
	5	132,700	186,100	207,400	253,500	285,700
	6	133,700	187,600	208,800	254,800	287,500
	7	134,700	189,000	210,200	255,900	289,200
	8	135,700	190,300	211,600	257,100	291,000
	9	136,500	191,700	213,000	258,200	292,600
	10	137,500	192,900	214,600	259,300	294,400
	11	138,500	194,200	216,200	260,500	296,100
	12	139,600	195,300	217,600	261,700	297,900
	13	140,400	196,500	218,900	262,700	299,400
	14	141,400	197,600	220,400	263,800	301,100
	15	142,400	198,700	221,900	264,800	302,700
	16	143,400	199,800	223,200	265,800	304,200
	17	144,500	200,900	224,100	266,900	305,700
	18	145,700	202,000	224,900	268,100	307,300
	19	146,900	203,000	225,800	269,200	308,900
	20	148,100	204,000	226,800	270,100	310,600
	21	149,200	205,000	227,700	271,100	311,700
	22	150,400	206,100	229,200	272,200	313,100
	23	151,600	207,200	230,500	273,300	314,500
	24	152,800	208,200	231,600	274,300	316,000
	25	154,000	209,100	233,100	275,200	317,200
	26	155,500	210,000	234,400	276,300	318,700
	27	157,000	210,700	235,700	277,400	320,100
	28	158,500	211,600	237,000	278,500	321,500
	29	159,900	212,500	238,000	279,400	323,100
	30	161,400	213,700	239,200	280,500	324,300
	31	162,900	214,700	240,500	281,500	325,600
	32	164,400	215,600	241,700	282,500	326,800
	33	165,900	216,300	242,800	283,300	327,900
	34	167,700	217,500	244,100	284,200	328,800
	35	169,500	218,600	245,200	285,100	329,900
	36	171,300	219,800	246,400	286,200	331,000

80	215,800	256,800	288,700	314,700			37	173,100	220,500	247,700	286,800	332,100
81	216,500	257,100	289,100	315,000			38	174,800	221,700	248,900	287,700	333,200
82	217,000	257,400	289,500	315,300			39	176,500	222,900	250,200	288,600	334,200
83	217,600	257,700	290,000	315,600			40	178,200	224,000	251,500	289,500	335,200
84	218,300	258,000	290,500	315,900			41	179,800	224,900	252,500	290,200	336,200
85	218,900	258,200	290,900	316,100			42	181,200	226,100	253,800	291,200	337,200
86	219,400	258,400	291,500	316,500			43	182,600	227,100	254,900	292,200	338,200
87	219,900	258,700	292,100	316,800			44	184,000	228,200	256,200	293,100	339,200
88	220,600	259,000	292,700	317,000			45	185,500	229,300	257,100	293,800	340,100
89	221,100	259,200	293,000	317,200			46	186,900	230,400	258,200	294,700	341,100
90	221,700	259,400	293,500	317,500			47	188,300	231,500	259,400	295,600	342,100
91	222,300	259,800	294,000	317,800			48	189,700	232,500	260,400	296,500	343,100
92	222,800	260,000	294,400	318,100			49	191,000	233,500	261,600	297,200	344,000
93	223,200	260,300	294,800	318,300			50	192,200	234,600	262,800	297,800	344,900
94	223,700	260,700	295,300	318,600			51	193,300	235,700	264,000	298,500	345,800
95	224,200	261,000	295,800	318,900			52	194,500	236,900	264,900	299,300	346,600
96	224,700	261,300	296,300	319,100			53	195,600	238,000	265,900	299,900	347,400
97	225,200	261,500	296,600	319,300			54	196,700	239,000	267,000	300,700	348,200
98	225,700	261,800	297,000	319,600			55	197,800	239,900	268,200	301,400	349,000
99	226,200	262,000	297,500	319,900			56	198,900	240,700	269,400	302,100	349,700
100	226,700	262,300	298,000	320,100			57	200,000	241,600	270,200	302,800	350,400
101	227,100	262,600	298,400	320,300			58	201,000	242,600	271,200	303,500	351,200
102	227,600	262,800	298,800				59	202,000	243,600	272,300	304,300	352,000
103	228,200	263,100	299,100				60	203,000	244,500	273,300	305,000	352,700
104	228,800	263,400	299,400				61	204,100	245,400	274,400	305,600	353,400
105	229,200	263,600	299,700				62	205,000	246,300	275,500	306,300	354,100
106	229,700	263,800	300,100				63	205,900	247,200	276,300	307,000	354,800
107	230,000	264,100	300,500				64	206,800	248,100	277,400	307,700	355,500
108	230,400	264,300	300,900				65	207,500	248,900	278,200	308,200	356,100
109	230,600	264,600	301,200				66	208,300	249,700	279,000	308,700	356,600
110	231,000	264,900	301,600				67	209,000	250,500	279,800	309,300	357,100
111	231,500	265,200	302,000				68	209,800	251,200	280,600	309,900	357,600
112	232,000	265,400	302,300				69	210,200	252,000	281,300	310,500	358,000
113	232,200	265,600	302,500				70	210,800	252,600	282,100	310,900	
114	232,700	265,900	302,800				71	211,100	253,000	282,900	311,400	
115	233,200	266,100	303,100				72	211,700	253,400	283,600	311,900	
116	233,700	266,300	303,300				73	211,900	253,600	284,400	312,200	
117	234,000	266,600	303,500				74	212,500	254,000	285,100	312,700	
118	234,400	266,900	303,800				75	213,000	254,500	285,900	313,200	
119	234,800	267,200	304,100				76	213,800	255,000	286,700	313,600	
120	235,200	267,500	304,300				77	214,000	255,400	287,300	313,800	
							78	214,700	255,800	287,800	314,100	
							79	215,200	256,300	288,300	314,400	

再任用  
職員以  
外の職  
員



41	5	31	13	19
42	6	31	14	19
43	7	32	15	20
44	8	32	16	20
45	9	33	17	21
46	10	34	18	22
47	11	35	19	23
48	12	36	20	24
49	13	37	21	25
50	14	38	22	25
51	15	39	23	25
52	16	40	24	26
53	17	41	25	26
54	18	42	26	26
55	19	43	27	27
56	20	44	28	27
57	21	45	29	27
58	22	46	30	28
59	23	47	31	28
60	24	48	32	28
61	25	49	33	29
62	26	49	34	29
63	27	50	35	30
64	28	50	36	30
65	29	51	37	31
66	30	51	38	31
67	31	52	39	32
68	32	52	40	32
69	33	53	41	33
70	34	53	42	33
71	35	54	43	33
72	36	54	44	34
73	37	55	45	34
74	38	55	46	34
75	39	56	47	35
76	40	56	48	35
77	41	57	49	35
78	42	57	50	36
79	43	58	51	36
80	44	58	52	36
81	45	59	53	37
82	45	59	54	37
83	46	60	55	37
84	46	60	56	37

別表第4（第4条関係）

昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	2	1	1
11	1	3	1	1
12	1	4	1	1
13	1	5	1	1
14	1	6	1	1
15	1	7	1	1
16	1	8	1	1
17	1	9	1	1
18	1	10	1	2
19	1	11	1	3
20	1	12	1	4
21	1	13	1	5
22	1	14	1	6
23	1	15	1	7
24	1	16	1	8
25	1	17	1	9
26	1	18	1	10
27	1	19	1	11
28	1	20	1	12
29	1	21	1	13
30	1	22	2	13
31	1	23	3	14
32	1	24	4	14
33	1	25	5	15
34	1	26	6	15
35	1	27	7	16
36	1	28	8	16
37	1	29	9	17
38	2	29	10	17
39	3	30	11	18
40	4	30	12	18

別表第四を次のように改める。

130		70	76	
131		71	76	
132		71	76	
133		71	76	
134		71		
135		71		
136		71		
137		71		

85	47	61	57	37
86	47	61	58	37
87	48	61	59	37
88	48	61	60	38
89	49	62	61	38
90	49	62	61	38
91	50	62	62	38
92	50	62	62	38
93	51	63	63	38
94	51	63	63	38
95	52	63	64	39
96	52	63	64	39
97	53	64	65	39
98	53	64	65	39
99	54	64	66	39
100	54	64	66	39
101	55	65	67	39
102	55	65	67	
103	56	65	68	
104	56	65	68	
105	56	66	69	
106	57	66	70	
107	57	66	71	
108	57	66	72	
109	58	67	73	
110	58	67	73	
111	58	67	74	
112	59	67	74	
113	59	68	75	
114	59	68	75	
115	60	68	76	
116	60	68	76	
117	61	69	76	
118	61	69	76	
119	62	69	76	
120	62	69	76	
121	63	69	76	
122		69	76	
123		69	76	
124		70	76	
125		70	76	
126		70	76	
127		70	76	
128		70	76	
129		70	76	

## 附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。  
(職務の級の切替え)

2 この訓令の施行の日(以下「施行日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級が附則別表の旧級欄に掲げられている職務の級であった技能職員の施行日における職務の級は、同表の旧級欄に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に二の職務の級が掲げられているときは、知事の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号給の切替え)

3 施行日の前日において技能職員の給与等に関する規程(以下「給与規程」という。)別表第一の給料表の適用を受けていた技能職員の施行日における号給は、前項の規定によりその者が属することとなる職務の級(以下この項において「新級」という。)の号給のうち、施行日の前日においてその者が受けていた号給(以下この項において「旧号給」という。)に対応する給料月額と同一の給料月額の号給(同一の給料月額の号給がないときは、直近下位の給料月額の号給)とし、旧号給に対応する給料月額が新級の最高の号給の給料月額を超えるときは、当該最高の号給とする。

(給料の切替えに伴う経過措置)

4 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける技能職員で、その者の受ける給料月額(以下この項において「切替後給料月額」という。)が同日において受けていた給料月額(以下この項において「切替前給料月額」という。)に達しないこととなる技能職員(知事が定める技能職員を除く。)には、切替後給料月額のほか、切替前給料月額と切替後給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

5 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける技能職員(前項に規定する技能職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される技能職員との権衡上必要があると認められるときは、当該技能職員には、知事の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

6 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった技能職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される技能職員との権衡上必要があると認められるときは、当該技能職員には、知事の定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

7 前三項の規定による給料を支給される技能職員に関する給与規程第五条第二項



(同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、同条第二項中「給料月額」とあるのは「給料月額と技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令(平成三十年埼玉県訓令第四号)附則第四項から第六項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(給料の切替えに伴う退職手当に関する経過措置)

8 施行日の前日に在職する技能職員及び施行日以降に新たに給料表の適用を受けることになった技能職員が施行日以後に退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として職員の退職手当に関する条例(昭和三十八年埼玉県条例第十八号。以下「退職手当条例」という。)の規定により計算した退職手当の額が、この訓令による改正後の給与規程に基づく給料月額を基礎として退職手当条例の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、給与規程第六条の規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべき同条の規定による退職手当の額とする。

(補則)

9 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附則別表 職務の級の切替表 (附則第2項関係)

旧 級	新 級
1 級	1 級
2 級	2 級
3 級	3 級
4 級	4 級
5 級	5 級

埼玉県訓令第5号

訓令

本庁  
地域機関

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県文書管理規程（平成十三年埼玉県訓令第22号）の一部を次のように改正する。

別表課の文書記号の表中「	エコタウン環境課	エコ環
を「エネルギー環境課	エネ環	に、「勤労者福祉課
	勤	を「雇用労働課
を「		に改め、同表就業支援課の項及び道路政策課の項を削る。
別表所の文書記号の表中「	埼玉県川口保健所	川口保
を「	埼玉県南部保健所	南保
		に、「埼玉県営繕工事事務所
を「	営工	を「埼玉県営繕・公園事務所
を「		に改める。
公		

附則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

## 訓令

### 埼玉県教育委員会訓令第二号

埼玉県教育局  
県立教育機関

埼玉県教育委員会被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

埼玉県教育委員会被服貸与規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会被服貸与規程（昭和四十三年埼玉県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

別表第十八号中「生涯学習文化財課」を「文化資源課」に改める。

#### 附則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

埼玉県教育委員会訓令第3号

訓令

埼玉県教育局  
県立教育機関

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

給料 表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	128,900	180,300	202,000	249,100	278,400
	2	129,800	181,800	203,400	250,300	280,300
	3	130,800	183,300	204,800	251,400	282,100
	4	131,700	184,800	206,100	252,600	283,900
	5	132,700	186,100	207,400	253,500	285,700
	6	133,700	187,600	208,800	254,800	287,500
	7	134,700	189,000	210,200	255,900	289,200
	8	135,700	190,300	211,600	257,100	291,000
	9	136,500	191,700	213,000	258,200	292,600
	10	137,500	192,900	214,600	259,300	294,400
	11	138,500	194,200	216,200	260,500	296,100
	12	139,600	195,300	217,600	261,700	297,900
	13	140,400	196,500	218,900	262,700	299,400
	14	141,400	197,600	220,400	263,800	301,100
	15	142,400	198,700	221,900	264,800	302,700
	16	143,400	199,800	223,200	265,800	304,200
	17	144,500	200,900	224,100	266,900	305,700
	18	145,700	202,000	224,900	268,100	307,300
	19	146,900	203,000	225,800	269,200	308,900
	20	148,100	204,000	226,800	270,100	310,600
	21	149,200	205,000	227,700	271,100	311,700
	22	150,400	206,100	229,200	272,200	313,100
	23	151,600	207,200	230,500	273,300	314,500
	24	152,800	208,200	231,600	274,300	316,000
	25	154,000	209,100	233,100	275,200	317,200
	26	155,500	210,000	234,400	276,300	318,700
	27	157,000	210,700	235,700	277,400	320,100
	28	158,500	211,600	237,000	278,500	321,500
	29	159,900	212,500	238,000	279,400	323,100
	30	161,400	213,700	239,200	280,500	324,300
	31	162,900	214,700	240,500	281,500	325,600
	32	164,400	215,600	241,700	282,500	326,800
	33	165,900	216,300	242,800	283,300	327,900
	34	167,700	217,500	244,100	284,200	328,800
	35	169,500	218,600	245,200	285,100	329,900
	36	171,300	219,800	246,400	286,200	331,000

80	215,800	256,800	288,700	314,700			37	173,100	220,500	247,700	286,800	332,100
81	216,500	257,100	289,100	315,000			38	174,800	221,700	248,900	287,700	333,200
82	217,000	257,400	289,500	315,300			39	176,500	222,900	250,200	288,600	334,200
83	217,600	257,700	290,000	315,600			40	178,200	224,000	251,500	289,500	335,200
84	218,300	258,000	290,500	315,900								
85	218,900	258,200	290,900	316,100			41	179,800	224,900	252,500	290,200	336,200
86	219,400	258,400	291,500	316,500			42	181,200	226,100	253,800	291,200	337,200
87	219,900	258,700	292,100	316,800			43	182,600	227,100	254,900	292,200	338,200
88	220,600	259,000	292,700	317,000			44	184,000	228,200	256,200	293,100	339,200
89	221,100	259,200	293,000	317,200			45	185,500	229,300	257,100	293,800	340,100
90	221,700	259,400	293,500	317,500			46	186,900	230,400	258,200	294,700	341,100
91	222,300	259,800	294,000	317,800			47	188,300	231,500	259,400	295,600	342,100
92	222,800	260,000	294,400	318,100			48	189,700	232,500	260,400	296,500	343,100
93	223,200	260,300	294,800	318,300			49	191,000	233,500	261,600	297,200	344,000
94	223,700	260,700	295,300	318,600			50	192,200	234,600	262,800	297,800	344,900
95	224,200	261,000	295,800	318,900			51	193,300	235,700	264,000	298,500	345,800
96	224,700	261,300	296,300	319,100			52	194,500	236,900	264,900	299,300	346,600
97	225,200	261,500	296,600	319,300			53	195,600	238,000	265,900	299,900	347,400
98	225,700	261,800	297,000	319,600			54	196,700	239,000	267,000	300,700	348,200
99	226,200	262,000	297,500	319,900			55	197,800	239,900	268,200	301,400	349,000
100	226,700	262,300	298,000	320,100			56	198,900	240,700	269,400	302,100	349,700
101	227,100	262,600	298,400	320,300			57	200,000	241,600	270,200	302,800	350,400
102	227,600	262,800	298,800				58	201,000	242,600	271,200	303,500	351,200
103	228,200	263,100	299,100				59	202,000	243,600	272,300	304,300	352,000
104	228,800	263,400	299,400				60	203,000	244,500	273,300	305,000	352,700
105	229,200	263,600	299,700				61	204,100	245,400	274,400	305,600	353,400
106	229,700	263,800	300,100				62	205,000	246,300	275,500	306,300	354,100
107	230,000	264,100	300,500				63	205,900	247,200	276,300	307,000	354,800
108	230,400	264,300	300,900				64	206,800	248,100	277,400	307,700	355,500
109	230,600	264,600	301,200				65	207,500	248,900	278,200	308,200	356,100
110	231,000	264,900	301,600				66	208,300	249,700	279,000	308,700	356,600
111	231,500	265,200	302,000				67	209,000	250,500	279,800	309,300	357,100
112	232,000	265,400	302,300				68	209,800	251,200	280,600	309,900	357,600
113	232,200	265,600	302,500				69	210,200	252,000	281,300	310,500	358,000
114	232,700	265,900	302,800				70	210,800	252,600	282,100	310,900	
115	233,200	266,100	303,100				71	211,100	253,000	282,900	311,400	
116	233,700	266,300	303,300				72	211,700	253,400	283,600	311,900	
117	234,000	266,600	303,500				73	211,900	253,600	284,400	312,200	
118	234,400	266,900	303,800				74	212,500	254,000	285,100	312,700	
119	234,800	267,200	304,100				75	213,000	254,500	285,900	313,200	
120	235,200	267,500	304,300				76	213,800	255,000	286,700	313,600	
121	235,600	267,600	304,500				77	214,000	255,400	287,300	313,800	
122		267,900	304,800				78	214,700	255,800	287,800	314,100	
							79	215,200	256,300	288,300	314,400	

再任用  
職員以  
外の職  
員

					274,300
				243,600	
				222,800	
		268,200 268,500	268,600 268,900 269,200 269,500	270,600 270,900 271,200 271,500	305,100 305,300
			129 130 131 132	270,600 269,900 270,200 270,500	306,500 306,800 307,100 307,300
			133 134 135 136	270,600 270,900 271,200 271,500	307,500
			137	271,600	
		193,200			
再任用 職員					

別表第二を次のように改める。

別表第2 (第3条関係)

職務の級	級別基準と異なる職務	
	基準	異なる職務
1 級	主事、技師又は専門員の職務	技能主事、業務主事又は専門員の職務
2 級	困難な業務に従事する主事、技師又は専門員の職務	困難な業務に従事する技能主事、業務主事又は専門員の職務
3 級	主任の職務	技能主任又は業務主任の職務
4 級	困難な業務に従事する主任の職務	困難な業務に従事する技能主任又は業務主任の職務
5 級	席主任の職務	席技能主任又は席業務主任の職務

- 備考
- 1 席主任、主任、主事及び技師は、技能職員に関する規則（昭和48年埼玉県教育委員会規則第14号）本則の表に定めるところによる。
  - 2 席技能主任、上席業務主任、技能主任、業務主任、技能主事及び業務主事は、埼玉県立高等学校管理規則（昭和32年埼玉県教育委員会規則第7号）第8条第3項の表又は埼玉県立中学校管理規則（平成15年埼玉県教育委員会規則第25号）第14条の表に定めるところによる。
  - 3 専門員は、技能職員に関する規則本則の表又は埼玉県立高等学校管理規則第8条第4項の表に定めるところによる。

別表第四を次のように改める。

34	1	26	6	15
35	1	27	7	16
36	1	28	8	16
37	1	29	9	17
38	2	29	10	17
39	3	30	11	18
40	4	30	12	18
41	5	31	13	19
42	6	31	14	19
43	7	32	15	20
44	8	32	16	20
45	9	33	17	21
46	10	34	18	22
47	11	35	19	23
48	12	36	20	24
49	13	37	21	25
50	14	38	22	25
51	15	39	23	25
52	16	40	24	26
53	17	41	25	26
54	18	42	26	26
55	19	43	27	27
56	20	44	28	27
57	21	45	29	27
58	22	46	30	28
59	23	47	31	28
60	24	48	32	28
61	25	49	33	29
62	26	49	34	29
63	27	50	35	30
64	28	50	36	30
65	29	51	37	31
66	30	51	38	31
67	31	52	39	32
68	32	52	40	32
69	33	53	41	33
70	34	53	42	33

別表第4(第4条関係)

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	2	1	1
11	1	3	1	1
12	1	4	1	1
13	1	5	1	1
14	1	6	1	1
15	1	7	1	1
16	1	8	1	1
17	1	9	1	1
18	1	10	1	2
19	1	11	1	3
20	1	12	1	4
21	1	13	1	5
22	1	14	1	6
23	1	15	1	7
24	1	16	1	8
25	1	17	1	9
26	1	18	1	10
27	1	19	1	11
28	1	20	1	12
29	1	21	1	13
30	1	22	2	13
31	1	23	3	14
32	1	24	4	14
33	1	25	5	15

71	35	54	43	33
72	36	54	44	34
73	37	55	45	34
74	38	55	46	34
75	39	56	47	35
76	40	56	48	35
77	41	57	49	35
78	42	57	50	36
79	43	58	51	36
80	44	58	52	36
81	45	59	53	37
82	45	59	54	37
83	46	60	55	37
84	46	60	56	37
85	47	61	57	37
86	47	61	58	37
87	48	61	59	37
88	48	61	60	38
89	49	62	61	38
90	49	62	61	38
91	50	62	62	38
92	50	62	62	38
93	51	63	63	38
94	51	63	63	38
95	52	63	64	39
96	52	63	64	39
97	53	64	65	39
98	53	64	65	39
99	54	64	66	39
100	54	64	66	39
101	55	65	67	39
102	55	65	67	
103	56	65	68	
104	56	65	68	
105	56	66	69	
106	57	66	70	
107	57	66	71	

108	57	66	72	
109	58	67	73	
110	58	67	73	
111	58	67	74	
112	59	67	74	
113	59	68	75	
114	59	68	75	
115	60	68	76	
116	60	68	76	
117	61	69	76	
118	61	69	76	
119	62	69	76	
120	62	69	76	
121	63	69	76	
122		69	76	
123		69	76	
124		70	76	
125		70	76	
126		70	76	
127		70	76	
128		70	76	
129		70	76	
130		70	76	
131		71	76	
132		71	76	
133		71	76	
134		71		
135		71		
136		71		
137		71		

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。  
(職務の級の切替え)

- 2 この訓令の施行の日(以下「施行日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下この項において「旧級」という。)が附則別表に掲げられている職務の級であった技能職員の施行日における職務の級は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。



(号給の切替え)

3 施行日の前日において技能職員の給与等に関する規程（以下「給与規程」という。）別表第一の給料表の適用を受けていた技能職員の施行日における号給は、前項の規定によりその者が属することとなる職務の級（以下この項において「新級」という。）の号給のうち、施行日の前日においてその者が受けていた号給（以下この項において「旧号給」という。）の額と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）とし、旧号給の額が新級の最高の号給の額を超えるときは、当該最高の号給とする。

(給料の切替えに伴う経過措置)

4 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける技能職員で、その者の受ける給料月額（以下この項において「切替後給料月額」という。）が同日において受けていた給料月額（以下この項において「切替前給料月額」という。）に達しないこととなる技能職員（埼玉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める技能職員を除く。）には、切替後給料月額のほか、切替前給料月額と切替後給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

5 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける技能職員（前項に規定する技能職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される技能職員との権衡上必要があると認められるときは、当該技能職員には、教育委員会の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

6 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった技能職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される技能職員との権衡上必要があると認められるときは、当該技能職員には、教育委員会の定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

7 前三項の規定による給料を支給される技能職員に関する給与規程第五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、同条第二項中「給料月額」とあるのは「給料月額と技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令（平成三十年埼玉県教育委員会訓令第三号）附則第四項から第六項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(給料の切替えに伴う退職手当に関する経過措置)

8 施行日の前日に在職する技能職員が施行日以後に退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年埼玉県条例第十八号。以下「退職手当条例」という。）の規定により計算した退職手当の額が、この訓令による改正後の給与

規程に基づく給料月額を基礎として退職手当条例の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、給与規程第六条の規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべき同条の規定による退職手当の額とする。

(補則)

9 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附則別表 職務の級の切替表 (附則第2項関係)

旧 級	新 級
1 級	1 級
2 級	2 級
3 級	2 級
4 級	3 級
5 級	4 級

# 訓 令

## 埼玉県教育委員会教育長訓令第一号

埼玉県教育局  
県立教育機関

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程（昭和五十六年埼玉県教育委員会教育長訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「学校評価幹」の下に「、地域教育幹」を加える。

別表第四市町村支援部の表義務教育指導課の項の次に次のように加える。

生涯 学習 推進 課	一 埼玉県生涯 学習審議会条 例（平成四年埼 玉県条例第四 十七号）の施行 に関する事務	埼玉県生涯学習審 議会条例第三条第二 項の規定に基づき、生 涯学習審議会委員の 任命に当たり、知事の 意見を聴くこと。	1 社会教育法第十三条の規 定に基づき、社会教育団体へ の補助金の交付について、社 会教育委員の会議の意見を 求めること。
	二 社会教育法 （昭和二十四 年法律第二百 七号）の施行に 関する事務	社会教育法第四十 一条第一項の規定に基 づき、法人の設置する 公民館に対し、その事 業又は行為の停止を 命ずること。	2 社会教育法第四十八条第 一項の規定に基づき、管理に 属する学校に対し、社会教育 のための講座の実施を求め ること。
	三 県立図書館 及び県立げん きプラザに関	1 手続条例第五条 第一項の規定に基 づき、審査基準を定	1 埼玉県立図書館管理規則 （以下この項において「図書 館規則」という。）第二条第

	<p>する事務</p> <p>2 二項及び埼玉県立げんきプラザ管理規則（以下この項において「げんきプラザ規則」という。）第一条の二の規定に基づき、休館日の変更及び臨時の休館日を承認すること。</p>	<p>めること。</p> <p>2 手続条例第十二条第一項の規定に基づき、処分基準を定めること。</p>	<p>二項及び埼玉県立げんきプラザ管理規則（以下この項において「げんきプラザ規則」という。）第一条の二の規定に基づき、休館日の変更及び臨時の休館日を承認すること。</p> <p>2 げんきプラザ規則第十一条第一項の規定に基づき、事業計画を承認すること。</p> <p>3 図書館規則第二十一条及びげんきプラザ規則第十八条の規定に基づき、必要な事項を定めることを承認すること。</p>
<p>文化 資源 課</p>	<p>四 大学、県立学校等開放事業に関する事務</p>	<p>一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>	<p>1 法第百五条第三項の規定に基づき、県に帰属した所有者の判明しない埋蔵文化財の発見者及びその発見された土地所有者に支給する報償金の額を決定すること。</p> <p>2 法第百四十三条第三項の規定に基づき、伝統的建造物群保存地区に関する都市計画についての知事からの意見聴取に対し、意見の申出をすること。</p> <p>3 法第百八十四条第五項の規定に基づき、法第百八十四条第一項の規定により教育</p>

<p>二 埼玉県文化財保護条例(昭和三十年埼玉県条例第四十六号。以下この項において「条例」という。)の施行に関する事務</p>		<p>委員会が行うこととされた事務により損失を受けた者に対する損失の補償の額を決定すること。</p>
<p>三 県立歴史と民俗の博物館、県立史跡の博物館、県立近代美術館、県立自然と川の博物館及び県立文書館に関する事務</p>	<p>1 手続条例第五条第一項の規定に基づき、審査基準を定めること。</p> <p>2 手続条例第十二条第一項の規定に基づき、処分基準を定めること。</p>	<p>1 埼玉県立歴史と民俗の博物館管理規則(以下この項において「歴史と民俗の博物館規則」という。)第二条第二項、埼玉県立近代美術館管理規則(以下この項において「近代美術館規則」という。)第二条第二項、埼玉県立自然と川の博物館管理規則(以下この項において「自然と川の博物館規則」という。)第二条第一項及び埼玉県立文書館管理規則(以下この項において「文書館規則」という。)第二条第二項の規定に基づき、休館日の変更及び臨時の休館日を承認すること。</p>

2 歴史と民俗の博物館規則  
第二十二條第一項、史跡の博物館規則第十七條第一項、近代美術館規則第二十四條第一項、自然と川の博物館規則第十七條第一項及び文書館規則第十六條第一項の規定に基づき、事業計画を承認すること。

3 歴史と民俗の博物館規則  
第二十三條、史跡の博物館規則第十八條、近代美術館規則第二十五條、自然と川の博物館規則第二十三條及び文書館規則第十七條の規定に基づき、必要な事項を定めることを承認すること。

4 文書館規則第六條の規定に基づき、文書を指定すること。

5 埼玉県立歴史と民俗の博物館條例(平成十七年埼玉県條例第二百一十一号)第二條第二項、埼玉県立史跡の博物館條例(平成十七年埼玉県條例第二百二十二号)第三條第二項、埼玉県立近代美術館條例(昭和五十七年埼玉県條例第五十五号)第二條第二項及び埼玉県立自然と川の博物館條例第十四條第二項の規定に基づき、特別の資料を展示した場合の観覧料の額を定めること。

別表第四市町村支援部の表生涯学習文化財課の項を削る。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

# 訓令

## 埼玉県教育委員会教育長訓令第二号

埼玉県教育局  
県立教育機関

埼玉県教育局等文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

埼玉県教育局等文書管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育局等文書管理規程（平成十三年埼玉県教育委員会教育長訓令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一本局の項中

教育政策課	教政
魅力ある高校づくり課	教魅

を「教育政

策課 教政

に、

「高校教育指導課

教高指

を

「高校教  
魅力ある

育指導課	教高指
高校づくり課	教魅

に、

家庭地域連携課	教連
生涯学習文化財課	教生文

を

生涯	文
----	---

学習推進課	教生推
化資源課	教文資

に改める。

### 附則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。



## 訓令

### 埼玉県教育委員会教育長訓令第三号

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県立歴史と民俗の博物館長の職務の特例を定める訓令を廃止する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

埼玉県立歴史と民俗の博物館長の職務の特例を定める訓令を廃止する訓令

埼玉県立歴史と民俗の博物館長の職務の特例を定める訓令（平成十八年埼玉県教育委員会教育長訓令第七号）は、廃止する。

#### 附則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

## 訓 令

### 埼玉県人事委員会訓令第一号

埼玉県人事委員会事務局

埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

埼玉県人事委員会事務決裁規程（昭和四十六年埼玉県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二人事委員会事務全般に関する事務の項人事委員会決裁事項の欄4中「及び」を「、」に改める。

別表第一の三人事委員会に対する情報公開、個人情報に係る審査請求等に関する事務の項事務局専決事項の欄5中「第五十一条」を「第七十七条」にし、「第三十二条から第三十四条まで、第三十七条、第四十条及び第四十六条から第四十八条までに規定する主務大臣の権限に属する」を「第五十九条に規定する個人情報保護委員会の権限及び同法第四十四条第一項又は第四項の規定により事業所管大臣又は金融庁長官に委任された権限に属する」に改め、同欄6を削る。

別表第二の四事務局職員の服務等に関する事務の項事務局専決事項の欄27中「第三十七条」を「第三十六条」に改める。

別表第三の二職員の給与に関する事務の項事務局専決事項の欄中7を削り、8を7とし、9を8とし、同欄10中「派遣条例」の下に「及び公益的法人等への職員 の派遣等に関する条例（平成十三年埼玉県条例第七十二号）」を加え、同欄10を同欄9とし、同欄11中「第四十一条第二項」を「第四十一条の二」に改め、同欄中11を10とし、12を11とし、13を12とし、14を削り、15を13とし、16から18までを14から16までとし、同欄19中「。以下「単身赴任手当規則」という。」を削り、同欄19を同欄17とし、同欄20中「震動」を「振動」に改め、同欄20を同欄18とし、同欄21中「蓄ふん」を「畜ふん」に改め、同欄中21を19とし、22から27までを20から25までとし、同欄28中「特殊勤務手当実績簿」を「特殊勤務実績簿」に改め、同欄中28を26とし、29から35までを27から33までとし、同欄36中「第三条第五項」を「第三条第七項」に改め、同欄中36を34とし、37から40までを35から38までとする。

別表第三の七職員の任用に関する事務の項人事委員会決裁事項の欄4、12及び19中「初任給規則第十条第一項第一号に掲げる職務の級の」を「職務の級が初任給規則第十条第一項第一号に掲げる職務の級又はこれに相当する職務の級である」に改

め、同項事務局長専決事項の欄3、8及び28中「初任給規則第十条第一項第一号に掲げる職務の級の」を「職務の級が初任給規則第十条第一項第一号に掲げる職務の級又はこれに相当する職務の級である」に改める。

別表第三の八勤務延長及び再任用に関する事務の項人事委員会決裁事項の欄1中「同条同項」を「同項」に、「初任給規則第十条第一項第一号に掲げる職務の級の者又は教育長の職にある」を「職務の級が初任給規則第十条第一号に掲げる職務の級又はこれに相当する職務の級である」に改め、同欄2中「初任給規則第十条第一項第一号に掲げる職務の級の」を「職務の級が初任給規則第十条第一項第一号に掲げる職務の級又はこれに相当する職務の級である」に改め、同項事務局長専決事項の欄1中「同条同項」を「同項」に、「初任給規則第十条第一項第一号に掲げる職務の級の者及び教育長の職にある」を「職務の級が初任給規則第十条第一項第一号に掲げる職務の級又はこれに相当する職務の級である」に改め、同欄2中「初任給規則第十条第一項第一号に掲げる職務の級の」を「職務の級が初任給規則第十条第一項第一号に掲げる職務の級又はこれに相当する職務の級である」に改める。

別表第四の課長専決事項の欄27中「第二十四条」を「情報公開条例第二十五条」に改める。

別表第四の任用審査課長専決事項の欄5中「初任給規則第十条第一項第一号に掲げる職務の級の」を「職務の級が初任給規則第十条第一号に掲げる職務の級又はこれに相当する職務の級である」に改める。

#### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

# 訓令

埼玉県  
埼玉県議会  
埼玉県教育委員会  
埼玉県公安委員会  
訓令第一号

本庁  
地域機関  
埼玉県議会議務局  
埼玉県教育局  
埼玉県警察本部

埼玉県自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上田清司  
埼玉県議会議長 齊藤正明  
埼玉県教育委員会教育長 小松弥生  
埼玉県公安委員会委員長 松本輝夫  
埼玉県自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令

埼玉県議会議長  
埼玉県教育委員会  
埼玉県公安委員会  
埼玉県自家用電気工作物保安規程（昭和五十年  
訓令第一号）の  
一部を次のように改正する。

別表第一中「電気工事  
事務所長」を「公園・公園  
事務所長」に改める。

附則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

## 管 理 規 程

### 埼玉県公営企業管理規程第二号

埼玉県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年三月三十日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

埼玉県企業局組織規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局組織規程（昭和三十八年埼玉県公営企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第八条に次の二項を加える。

- 2 埼玉県地域整備事務所に、その所掌事務の一部を処理させるため、支所を置く。
- 3 支所の名称及び位置は、次の表に掲げるとおりとする。

名	称	位 置
埼玉県地域整備事務所北部支所		鴻巣市

第九条第一項の表に次のように加える。

支所	支所長	上司の命を受け、支所の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。

### 附 則

この規程は、平成三十年四月一日から施行する。

## 管 理 規 程

### 埼玉県公営企業管理規程第三号

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年三月三十日

埼玉県公営企業管理者 立 川 吉 朗

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程（昭和五十二年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「副場長」の下に「支所長」を加える。

附 則

この規程は、平成三十年四月一日から施行する。

# 管 理 規 程

## 埼玉県公営企業管理規程第四号

埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年三月三十日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県企業職員給与規程（昭和四十一年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部

を次のように改正する。

別表第二を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

企業職給料表（二）

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	128,900	180,300	202,000	249,100	278,400
	2	129,800	181,800	203,400	250,300	280,300
	3	130,800	183,300	204,800	251,400	282,100
	4	131,700	184,800	206,100	252,600	283,900
	5	132,700	186,100	207,400	253,500	285,700
	6	133,700	187,600	208,800	254,800	287,500
	7	134,700	189,000	210,200	255,900	289,200
	8	135,700	190,300	211,600	257,100	291,000
	9	136,500	191,700	213,000	258,200	292,600
	10	137,500	192,900	214,600	259,300	294,400
	11	138,500	194,200	216,200	260,500	296,100
	12	139,600	195,300	217,600	261,700	297,900
	13	140,400	196,500	218,900	262,700	299,400
	14	141,400	197,600	220,400	263,800	301,100
	15	142,400	198,700	221,900	264,800	302,700
	16	143,400	199,800	223,200	265,800	304,200
	17	144,500	200,900	224,100	266,900	305,700
	18	145,700	202,000	224,900	268,100	307,300
	19	146,900	203,000	225,800	269,200	308,900
	20	148,100	204,000	226,800	270,100	310,600
	21	149,200	205,000	227,700	271,100	311,700
	22	150,400	206,100	229,200	272,200	313,100
	23	151,600	207,200	230,500	273,300	314,500
	24	152,800	208,200	231,600	274,300	316,000
	25	154,000	209,100	233,100	275,200	317,200
	26	155,500	210,000	234,400	276,300	318,700
	27	157,000	210,700	235,700	277,400	320,100
	28	158,500	211,600	237,000	278,500	321,500
	29	159,900	212,500	238,000	279,400	323,100
	30	161,400	213,700	239,200	280,500	324,300
	31	162,900	214,700	240,500	281,500	325,600
	32	164,400	215,600	241,700	282,500	326,800
	33	165,900	216,300	242,800	283,300	327,900
	34	167,700	217,500	244,100	284,200	328,800
	35	169,500	218,600	245,200	285,100	329,900
	36	171,300	219,800	246,400	286,200	331,000
	37	173,100	220,500	247,700	286,800	332,100
	38	174,800	221,700	248,900	287,700	333,200

83	217,600	257,700	290,000	315,600		39	176,500	222,900	250,200	288,600	334,200
84	218,300	258,000	290,500	315,900		40	178,200	224,000	251,500	289,500	335,200
85	218,900	258,200	290,900	316,100		41	179,800	224,900	252,500	290,200	336,200
86	219,400	258,400	291,500	316,500		42	181,200	226,100	253,800	291,200	337,200
87	219,900	258,700	292,100	316,800		43	182,600	227,100	254,900	292,200	338,200
88	220,600	259,000	292,700	317,000		44	184,000	228,200	256,200	293,100	339,200
89	221,100	259,200	293,000	317,200		45	185,500	229,300	257,100	293,800	340,100
90	221,700	259,400	293,500	317,500		46	186,900	230,400	258,200	294,700	341,100
91	222,300	259,800	294,000	317,800		47	188,300	231,500	259,400	295,600	342,100
92	222,800	260,000	294,400	318,100		48	189,700	232,500	260,400	296,500	343,100
93	223,200	260,300	294,800	318,300		49	191,000	233,500	261,600	297,200	344,000
94	223,700	260,700	295,300	318,600		50	192,200	234,600	262,800	297,800	344,900
95	224,200	261,000	295,800	318,900		51	193,300	235,700	264,000	298,500	345,800
96	224,700	261,300	296,300	319,100		52	194,500	236,900	264,900	299,300	346,600
97	225,200	261,500	296,600	319,300		53	195,600	238,000	265,900	299,900	347,400
98	225,700	261,800	297,000	319,600		54	196,700	239,000	267,000	300,700	348,200
99	226,200	262,000	297,500	319,900		55	197,800	239,900	268,200	301,400	349,000
100	226,700	262,300	298,000	320,100		56	198,900	240,700	269,400	302,100	349,700
101	227,100	262,600	298,400	320,300		57	200,000	241,600	270,200	302,800	350,400
102	227,600	262,800	298,800			58	201,000	242,600	271,200	303,500	351,200
103	228,200	263,100	299,100			59	202,000	243,600	272,300	304,300	352,000
104	228,800	263,400	299,400			60	203,000	244,500	273,300	305,000	352,700
105	229,200	263,600	299,700			61	204,100	245,400	274,400	305,600	353,400
106	229,700	263,800	300,100			62	205,000	246,300	275,500	306,300	354,100
107	230,000	264,100	300,500			63	205,900	247,200	276,300	307,000	354,800
108	230,400	264,300	300,900			64	206,800	248,100	277,400	307,700	355,500
109	230,600	264,600	301,200			65	207,500	248,900	278,200	308,200	356,100
110	231,000	264,900	301,600			66	208,300	249,700	279,000	308,700	356,600
111	231,500	265,200	302,000			67	209,000	250,500	279,800	309,300	357,100
112	232,000	265,400	302,300			68	209,800	251,200	280,600	309,900	357,600
113	232,200	265,600	302,500			69	210,200	252,000	281,300	310,500	358,000
114	232,700	265,900	302,800			70	210,800	252,600	282,100	310,900	
115	233,200	266,100	303,100			71	211,100	253,000	282,900	311,400	
116	233,700	266,300	303,300			72	211,700	253,400	283,600	311,900	
117	234,000	266,600	303,500			73	211,900	253,600	284,400	312,200	
118	234,400	266,900	303,800			74	212,500	254,000	285,100	312,700	
119	234,800	267,200	304,100			75	213,000	254,500	285,900	313,200	
120	235,200	267,500	304,300			76	213,800	255,000	286,700	313,600	
121	235,600	267,600	304,500			77	214,000	255,400	287,300	313,800	
122		267,900	304,800			78	214,700	255,800	287,800	314,100	
123		268,200	305,100			79	215,200	256,300	288,300	314,400	
124		268,500	305,300			80	215,800	256,800	288,700	314,700	
125		268,600	305,500			81	216,500	257,100	289,100	315,000	
126		268,900	305,800			82	217,000	257,400	289,500	315,300	

再任  
用職  
員以  
外の  
職員



五級	四級	三級	二級	一級	職務の級	
上席主任の職務	主任の職務 困難な業務に従事する主任の職務	主任の職務	技師の職務 困難な業務に従事する主事又は技師の職務	主事又は技師の職務	技能職員（一種）	基準となる職務
上席主任の職務	主任の職務 困難な業務に従事する主任の職務	主任の職務	主事の職務 困難な業務に従事する主事の職務	主事の職務	技能職員（二種）	

別表第四（第二条関係）

別表第四を次のように改める。

	127		269,200	306,100		
	128		269,500	306,300		
	129		269,600	306,500		
	130		269,900	306,800		
	131		270,200	307,100		
	132		270,500	307,300		
	133		270,600	307,500		
	134		270,900			
	135		271,200			
	136		271,500			
	137		271,600			
再任用職員		193,200	204,300	222,800	243,600	274,300



規定によりその者が属することとなる職務の級（以下この項において「新級」という。）の号給のうち、施行日の前日においてその者が受けていた号給（以下この項において「旧号給」という。）に対応する給料月額と同一の給料月額の号給（同一の給料月額の号給がないときは、直近下位の給料月額の号給）とし、旧号給に対応する給料月額が新級の最高の号給の給料月額を超えるときは、当該最高の号給とする。

（給料の切替えに伴う経過措置）

4 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける技能職員で、その者の受ける給料月額（以下この項において「切替後給料月額」という。）が同日において受けていた給料月額（以下この項において「切替前給料月額」という。）に達しないこととなる技能職員（別に定める技能職員を除く。）には、切替後給料月額のほか、切替前給料月額と切替後給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

5 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける技能職員（前項に規定する技能職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される技能職員との権衡上必要があると認められるときは、当該技能職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

6 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった技能職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される技能職員との権衡上必要があると認められるときは、当該技能職員には、別に定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

（補則）

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則別表 職務の級の切替表（附則第二項関係）

旧 級	新 級
1 級	1 級
2 級	2 級
3 級	3 級
4 級	4 級
5 級	5 級

## 管理規程

### 埼玉県公営企業管理規程第五号

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年三月三十日

埼玉県公営企業管理者 立川吉朗

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県公営企業財務規程（昭和三十九年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第六号中「地域機関」の下に「（支所を除く。）」を加え、第十六号を第十七号とし、第七号から第十五号を一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 支所長 地域機関（支所）の長をいう。

第四条第二項表財務課長の項下欄中「財務課の出納を担当する主幹」を「中欄の事務を担当する財務課の主幹」に改め、第四項中「第二項及び前項」を「前三項」に改め、同項を第五項とし、第三項中「総務を担当する担当部長」を「所長があらかじめ指定する職員」に改め、第三項の次に次の一項を加える。

4 第二項の定めにかかわらず、地域整備事務所においては、支所長をもつて企業出納員に充てることができるものとし、当該企業出納員が不在である場合にあっては、支所長があらかじめ指定する職員が当該企業出納員の事務を代決することができる。

第八条の四中「副場長」の下に「、支所長」を加える。

第十四条第二項第五号中「所長」の下に「及び支所長」を加える。

第二十四条を次のように改める。

（調定の通知等）

第二十四条 収入徴収権者は、収入の調定をしたときは、直ちに納入義務者に対して、納入通知書を送付しなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定に関わらず、収入を確認した後には調定を行うものにあつては、納入通知書の送付は要しない。

第三十八条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項中「随意契約を行う場合においては、予定価格を定め、契約の相手方から見積書を徴さなければならない。ただし、」を「前項の規定に関わらず、」に改め、同項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

随意契約を行う場合においては、予定価格を定め、その後に契約の相手方から

見積書を徴さなければならぬ。ただし、管理者が別に定める場合は、予定価格を定める前に見積書を徴することができる。

第四百四十条の表支出負担行為の項中「副場長、副所長」の下に「、支所長」を加

え、

「副所長」を「副所長 支所長」

に改め、支出命令の項中「副場長、副所長」

の下に「、支所長」を加え、

「副所長」

を

「副所長 支所長」

に改める。

第四百四十八条第一項第五号中「予算執行」の下に「(予算の流用及び予備費充当を除く。)」を加える。

別表第七中

「5 支出予算の配当と異なる執行」

を

「5 支出予算の配当と異なる執行(予算の流用及び予備費充当を除く。)」

に改める。

様式第二五号(一)中

年	月	日	摘要	収入額	払出額	残額

を

年	月	日	摘要	収入額	払出額	残額	消滅予定日

に改める。

### 附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

## 管 理 規 程

### 埼玉県公営企業管理規程第六号

埼玉県企業局公文例及び文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年三月三十日

埼玉県公営企業管理者 立 川 吉 朗

埼玉県企業局公文例及び文書管理規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局公文例及び文書管理規程（平成十三年埼玉県公営企業管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第八条」の下に「第一項」を加える。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

## 管 理 規 程

### 埼玉県病院事業管理規程第二号

埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年三月三十日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県病院事業財務規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第三条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第四条第一項中「及び診療所」を削り、第二項の表中

病院の栄養部長	給食用の食料品、消耗備品及び消耗品の出納及び保管	同
診療所の主幹	金銭の収納 物品の出納及び保管（他の企業出納員のつかさどる事務を除く。）	同
岩槻診療所長	診療用の薬品の出納及び保管	同

を

病院の栄養部長	給食用の食料品、消耗備品及び消耗品の出納及び保管	同
---------	--------------------------	---

に改める。

第十一条第一項第十五号中「補填財源明細書」を「補填財源明細書」に改め、第五項中「、診療所の企業出納員は第一項第十三号及び第十六号の帳簿を」を削る。

第二十五条第一項及び第二項中「、管理部長又は主幹」を「又は管理部長」に改める。

第二十六条第一項及び第三項中「又は主幹」を削り、第二項中「、管理部長又は

主幹」を「又は管理部長」に改める。

第二十七条第三項及び第四項中「又は主幹」を削る。

第七十一条中「」及び診療所の企業出納員（）」を削る。

第九十八条第二項中「管理者」を「執行予定額により別表第五の決裁区分（病院の長を除く。）に掲げる者」に改める。

第九十九条の次に次の一条を加える。

（固定資産の用途の開始、変更、廃止）

第九十九条の二 固定資産の用途を開始し、変更し、又は廃止しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した伺書により、建物及び構築物のうち、重要又は異例なものについては管理者、その他のものについては局長の決裁を、建物及び構築物以外の固定資産については課長又は病院の長の決裁を受けなければならない。

ただし、取得後直ちに用途を開始する場合は、この限りでない。

一 土地については地番、地目及び地積、建物については所在地、構造及び床面積、その他の固定資産については種類、数量等

二 固定資産の用途を開始し、変更し、又は廃止する理由及びその年月日

2 前項の規定にかかわらず、建設工事の起工に伴い固定資産の用途を廃止するときは、当該工事に係る第六十条第一項の規定による執行何に、同条第二項及び第三項に掲げる事項を記載した書類を添付し、同条第一項の規定による合議をし、及び決裁を受けることにより、同項の規定による決裁に代えることができる。

第六十六条第一項中「所管の部長を経て、」を削る。

別表第五中「（第四百四十八条、第四百四十九の三、第六十一条関係）」を「（第九十八条、第四百四十八条、第四百四十九の三、第六十一条関係）」に改める。

別記を次のように改める。



別記（第七十九條關係）

番号	名称	条文	摘要
1	収入伝票	8、10、21	
2	支出伝票	8、10、33、48、160	
3	振替伝票	8、10、13、21、31、 75、77、78、79、83、 97、113、160、170	
4	検査調書	9、129	
5	総勘定元帳	11	
6	収入予算整理簿	11	
7	支出予算整理簿	11	
8	未収金整理簿	11	
9	未払金整理簿	11	
10	経過勘定整理簿	11	
11	物品受払簿	11、85	
12	預り金整理簿	11	
13	預り有価証券整理簿	11	
14	固定資産台帳	11	
15	企業債台帳	11	
16	預金口座出納簿	11	
17	貯蔵品出納簿	11、80、83	
18	一時借入金出納簿	11	
19	現金出納簿	11、41	
19の2	補填財源明細表	11	
20	納入通知書兼領収書、納入 通知書	22、23	
21	口座振替納付届	24	
22	口座振替納入通知書	24	
23	領収書	25、27、56、57、61	
24	領収印	25、27	
25	払込書兼領収書、払込書	26、41、58	
26	収納事務受託者証明書	27	

27	受託収入計算書	27	
28	督促状兼領収書、督促状	30	
29	収入額欠損調書	31	
30	支払内訳書	33	
31	小切手振出済通知書	34、51	
32	支払証	34、37	
33	支払依頼書	34、35、36、59	
34	案内書	35、36、37、50、59	
35	通知書	35、36、50、51、52、 58	
36	削除		
37	病院事業支払金日計表	48、55	
38	病院事業支払済通知書（日計表）	48	
39	過誤納金還付（充当）通知書	49	
40	小切手訂正通知書	50	
41	小切手・通知書再発行請求書	51	
42	送金取消依頼書	52	
43	送金取消請求書	52	
44	病院事業収納金日計表	55	
45	病院事業支払金月計表	55	
46	病院事業月末預金現在高表	55	
47	隔地払・小切手未払通知書	58	
48	小切手年度経過通知書	58	
49	送金取消済通知書	62	
50	預り証	68、69	
51	在庫伝票	75、78、83、113	
52	出庫伝票	77、79、83	
53	たな卸表	81、83	
54	標示票	87	
55	物品所管換え請求書	88	
56	物品受領書	88	

57	器械備品購入依頼書	98	
58	固定資産事故報告書	99	
59	固定資産引継書	100	
60	固定資産使用許可申請書	101、108の2	
61	請書	117	
62	予定価格調書	136	
63	執行伺	160	
64	支出負担行為決議書	161	
65	予算流用計算書	163	
66	予備費充当計算書	164	
66の2	当座借越請求書	169の2	
67	予算繰越計算書、予算繰越計算書（事故繰越し）	166	地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号。以下「規則」という。）別記第8号による。
68	継続費繰越計算書	166	規則別記第6号による。
69	決算報告書	173	規則別記第9号による。
70	損益計算書	173	規則別記第10号による。
71	貸借対照表	173	規則別記第13号による。
72	剰余金計算書、欠損金計算書	173	規則別記第11号による。
73	剰余金処分計算書、欠損金処理計算書	173	規則別記第12号による。
74	事業報告書	173	規則別記第14号による。
74の2	キャッシュ・フロー計算書	173	規則別記第15号による。
75	収益費用明細書	173	規則別記第16号による。
76	固定資産明細書	173	規則別記第17号による。
77	企業債明細書	173	規則別記第18号による。
78	継続費精算報告書	173	規則別記第7号による。
79	基金運用状況報告書	173	
80	試算表	175	

様式第一号を様式第一号(一)とし、次のように改める。

# 収入伝票

起案責任者	( 内線電話 )				
起案日		収納日		決裁日	

決 裁										
審 査										

年度		伝票番号	
----	--	------	--

調定年度	年度	調定番号	未収計上	
	借 方		貸 方	
予 算 科 目	所属			
	予算区分 款 項 目 節 細 節 細 々 節		予算区分 款 項 目 節 細 節 細 々 節	
	金額		金額	
勘 定 科 目 1	款 項 目 節 細 節		款 項 目 節 細 節	
	金額		金額	
勘 定 科 目 2	款 項 目 節 細 節		款 項 目 節 細 節	
	金額		金額	
	調定日		調定現額	
	セグメント		収納済額	

摘要	
----	--

相手方 住所 名称	郵便番号
-----------------	------

備考	
----	--

様式第一号(一)の次に次の一様式を加える。

# 収入伝票

起案責任者	( 内線電話 )			
起案日	調定兼収納日	決裁日		

決 裁										
審 査										

年度		調定番号	
----	--	------	--

伝票番号		未収計上		
	借 方		貸 方	
予 算 科 目	所属			
	予算区分 款 項 目 節 細 節 細 々 節			予算区分 款 項 目 節 細 節 細 々 節
	金額			金額
勘 定 科 目 1	款 項 目 節 細 節			款 項 目 節 細 節
	金額			金額
勘 定 科 目 2				款 項 目 節 細 節
	セグメント			金額
	消費税区分		消費税	税抜額
	調定現額			予算残額
	収納済額			執行残額

摘要	
----	--

相手方	
住所	郵便番号
名称	

備考	
----	--

注 本様式は、事後調定に使用すること。

様式第二号を様式第二号(一)とし、次のように改める。



# 支出伝票

起案責任者	(内線電話)				
起案日		支出命令日		決裁日	

決裁										
審査										

年度		支出命令番号	
----	--	--------	--

伝票番号		未払計上		支払予定日	
	借方			貸方	
予算科目	所属				
	予算区分 款 項目 節 細節 細々節			予算区分 款 項目 節 細節 細々節	
	金額			金額	
勘定科目1	款 項目 節 細節			款 項目 節 細節	
	金額			金額	
勘定科目2	款 項目 節 細節			款 項目 節 細節	
	金額			セグメント	
	消費税区分		消費税額		税抜額
	支出命令額		控除命令額		差引支払額
	負担行為番号		予算残額		執行残額
	支出区分			支払方法	
	請求日			請求番号	

摘要	
----	--

支払先 住所 名称 振込先口座	郵便番号
--------------------------	------

収入  
印紙

上記の金額を領収しました。

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

名称 \_\_\_\_\_

支払済印

様式第二号（一）の次に次の一様式を加える。

# 支出伝票

起案責任者	(内線電話)				
起案日		還付命令日		決裁日	

決裁										
審査										

年度		支出命令番号	
----	--	--------	--

伝票番号		借方	振替有無	貸方	支払予定日
予算科目	所属				
	予算区分 款 項 目 節 細 節 細 々 節			予算区分 款 項 目 節 細 節 細 々 節	
	金額			金額	
勘定科目1	款 項 目 節 細 節			款 項 目 節 細 節	
	金額			金額	
勘定科目2	款 項 目 節 細 節			款 項 目 節 細 節	
	金額			セグメント	
	消費税区分		消費税額		税抜額
	調定年度		調定番号	還付命令額	
	支払方法			予算残額	
	支出区分			執行残額	
	請求日			請求書番号	

摘要	
----	--

支払先 住所 名称 振込先口座	郵便番号
--------------------------	------

収入  
印紙

上記の金額を領収しました。 年 月 日  
住所 \_\_\_\_\_  
名称 \_\_\_\_\_

支払済印

注 本様式は、還付に使用すること。

様式第三号を様式第三号(一)とし、次のように改める。

# 振替伝票

起案責任者	( 内線電話 )								
起案日		振替日		決裁日					
決 裁									
審 査									
年度							伝票番号		
起案所属									
起票処理種別									
	借 方				貸 方				
予 算 科 目	所属				所属				
	予算区分 款 項 目 節 細 節 細 々 節				予算区分 款 項 目 節 細 節 細 々 節				
	金額				金額				
勘 定 科 目 1	款 項 目 節 細 節				款 項 目 節 細 節				
	金額				金額				
勘 定 科 目 2	款 項 目 節 細 節				款 項 目 節 細 節				
	金額				金額				
	消費税区分				消費税区分				
	消費税額				消費税額				
	税抜額				税抜額				
	予算残額				予算残額				
	セグメント				セグメント				
摘要									
備考									

様式第三号(一)の次に次の一様式を加える。

# 振替伝票

起案責任者	( 内線電話 )			
起案日	調定日	決裁日		

決 裁										
審 査										

年度	調定番号
----	------

伝票番号	未収計上		
	借 方	貸 方	
予 算 科 目	所属		
	予算区分 款 項 目 節 細 節 細 々 節	予算区分 款 項 目 節 細 節 細 々 節	
	金額	金額	
勘 定 科 目 1	款 項 目 節 細 節	款 項 目 節 細 節	
	金額	金額	
勘 定 科 目 2	款 項 目 節 細 節	款 項 目 節 細 節	
	セグメント	金額	
消費税区分	消費税額	税抜額	
		予算残額	
		執行残額	

摘要	
----	--

相手方 住所 名称	郵便番号
-----------------	------

備考
----

注 本様式は、調定に使用すること。

様式第三号(二)の次に次の一様式を加える。



# 振替伝票

起案責任者	(内線電話)			
起案日	戻入命令日	決裁日		

決裁										
審査										

年度	調定番号
----	------

伝票番号	未収計上		
	借方	貸方	
予算科目	所属		
	予算区分 款 項目 目 節 細節 細々節	予算区分 款 項目 目 節 細節 細々節	
	金額	金額	
勘定科目1	款 項目 目 節 細節	款 項目 目 節 細節	
	金額	金額	
勘定科目2	款 項目 目 節 細節	款 項目 目 節 細節	
	セグメント	金額	
	消費税区分	消費税額	税抜額
	年度区分	支出命令番号	予算残額
			執行残額

摘要	
----	--

相手方 住所 名称	郵便番号
-----------------	------

備考
----

注 本様式は、戻入に使用すること。

様式第五号を次のように改める。



様式第六号を次のように改める。



様式第七号を次のように改める。



様式第八号を次のように改める。





様式第九号を次のように改める。



様式第十二号を次のように改める。



様式第十四号(二)及び様式第十四条(三)を削り、様式第十四号(一)を様式第十四号とし、同表を次のように改める。



様式第十六号を次のように改める。





様式第十七号に備考として次のように加える。

備考 この様式によりがたい場合にあつては、別にこの様式に準じて作成することができる。

様式第十九号の二(一)及び様式第十九号の二(二)中「填」及び「てん」を「填」に改める。

様式第五十一号に備考として次のように加える。

備考 この様式によりがたい場合にあつては、別にこの様式に準じて作成することができる。

様式第五十二号に備考として次のように加える。

備考 この様式によりがたい場合にあつては、別にこの様式に準じて作成することができる。

様式第六十三号を様式第六十三号(一)とし、備考として次のように加える。

備考 この様式によりがたい場合にあつては、別にこの様式に準じて作成することができる。

様式第六十三号(一)の次に次の一様式を加える。

様式第 63 号 (2)

執行変更伺		番 号	号	
		起 案 者	印	
		電 話	番	
件名		起 案	年 月 日	
		決 裁	年 月 日	
変更理由				
決裁欄				
合議欄				
課又は病院名		年 度		会 計
款	項	目	節	
	変更前		変更後	
支出負担行為額	円		円	
(負担行為増減額)	-		( 円 )	
消 費 税 等 額	円		円	
税 抜 き 額	円		円	
予 算 額	円		円	
配 当 済 額	円		円	
負 担 行 為 済 額	円		円	
配 当 残 額	円		円	
契 約 予 定 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		年 月 日 ~ 年 月 日	
支 払 予 定 日	年 月 日		年 月 日	
契 約 方 法				
前 払 金		理 由		%
部 分 払		理 由		回
入 札 保 証 金		理 由		%
そ の 他				

備考 この様式によりがたい場合は、この様式に準じて作成することができる。

様式第六十四号を次のように改める。

# 支出負担行為決議書

起案責任者	( 内線電話 )				
起案日		負担行為日		決裁日	

決 裁										

年度		負担行為番号	
----	--	--------	--

所属					
予 算 科 目	予算区分 款 項 目 節 細 節 細々節				
	セグメント			金額	
	消費税区分	消費税額		税抜額	
				負担行為額	
			予算現額		
			予算残額		

摘要	
----	--

債権者 住所 名称	郵便番号
-----------------	------

備考	
----	--

附 則

( 施行期日 )

この規程は平成三十年四月一日から施行する。

## 管 理 規 程

### 埼玉県病院事業管理規程第三号

埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年三月三十日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局組織規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第八条の表を次のように改める。

名称	組織	
	部 科 室 及 び セ ン タ ー 名	担 当 名
循環器・呼吸器病センター	循環器内科 腎臓内科 心臓外科 血管外科 放射線科 呼吸器内科 緩和ケア内科 呼吸器外科 消化器外科 脳神経外科 リハビリテーション科 麻酔科 病理診断科 放射線技術部 検査技術部 薬剤部 栄養部 実験検査部 リハビリテーション部	

	がんセンター				
臨床工学部 看護部 医療安全管理室 地域医療連携室					
総務・職員担当 会計担当 管財担当 医事・経営担当 用度担当					
	血液内科 乳腺腫瘍内科 乳腺外科 緩和ケア科 精神腫瘍科 消化器内科 内視鏡科 消化器外科 呼吸器内科 胸部外科 脳神経外科 整形外科 形成外科 婦人科 頭頸部外科 皮膚科 泌尿器科 歯科口腔外科 麻酔科 放射線治療科 放射線診断科 病理診断科				



<p>小児医療センター</p>										
<p>総合診療科          新生児科          代謝・内分泌科          消化器・肝臓科          腎臓科          感染免疫・アレルギー科          血液・腫瘍科          遺伝科          精神科          神経科</p>	<p>腫瘍診断・予防科          放射線技術部          検査技術部          臨床工学部          薬剤部          栄養部</p>	<p>看護部</p>	<p>医療安全管理室</p>	<p>治験管理室</p>	<p>地域連携・相談支援センター</p>	<p>緩和ケアセンター</p>	<p>臨床腫瘍研究所</p>	<p>図書館</p>	<p>事務局          管理部</p>	<p>業務部</p>
									<p>総務・職員担当          会計担当          管財担当</p>	<p>医事・経営担当          用度担当</p>

事務局	センター 地域連携・相談支援	治験管理室	医療安全管理室	看護部	臨床工学部	栄養部	薬剤部	検査技術部	放射線技術部	保健発達部	臨床研究部	外傷診療科	救急診療科	集中治療科	歯科	病理診断科	麻酔科	耳鼻咽喉科	眼科	泌尿器科	皮膚科	心臓血管外科	脳神経外科	形成外科	整形外科・リハビリ	外科	放射線科	循環器科
管理部																												
会計担当	総務・職員担当																											

第九条第二項の表を次のように改める。

病院	組織	<p>上司の命を受け、特に指定された事項を処理するとともに、当該指定事項について、病院長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。</p>
医幹	職	
	職務	

						精神医療センター	
	事務局	医療安全管理室	看護部	検査部	療養援助部	第一精神科	業務部
	管理部			薬剤部	外来・地域支援科	第二精神科	
	務部			栄養部	療養援助部	第五精神科	<p>管財担当 医事・経営担当 用度担当</p>
	総務・職員担当				依存症治療研究部	第六精神科	
	管財担当				外来・地域支援科	第七精神科	
	医事・経営担当				療養援助部		
	会計担当						
	用度担当						

<p>部（事務局の部を除く。）</p>	<p>がんセンター</p>	<p>循環器・呼吸器病センター</p>						
<p>主席技師長</p>	<p>通院治療部長</p>	<p>感染症対策部長</p>	<p>医員</p>	<p>主査</p>	<p>医長</p>	<p>主幹</p>	<p>副室長</p>	<p>精神保健指導幹</p>
<p>上司の命を受け、極めて高度の知識、経験等が必要とする特に困難な診療放射線技</p>	<p>上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。</p>	<p>上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。</p>	<p>上司の命を受け、医師又は歯科医師の行う事務に従事する。</p>	<p>上司の命を受け、担任する事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。</p>	<p>上司の命を受け、特に指定された高度の医療技術を必要とする診療等の事務に従事するとともに、診療等の事務の総括の事務に従事する。</p>	<p>上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。</p>	<p>上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、上司を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。</p>	<p>上司の命を受け、特に指定された困難な精神保健及び精神障害者の療養に関する援助の事務に従事するとともに、当該指定事務について、病院長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。</p>

科							
副部長	部長	看護師 長	副技師 長	主査	技師長	副部長	
上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、特に指定された病棟、外来診療棟等における看護事務に従事するとともに、当該事務の総括の事務に従事する。	<p>上司の命を受け、相当高度の知識、経験等を必要とする特に困難な栄養士、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、放射線の物理学的管理に従事する者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士及び言語聴覚士の行う事務に従事する。</p>	<p>上司の命を受け、担任する事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。</p>	<p>上司の命を受け、高度の知識、経験等を必要とする特に困難な栄養士、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、放射線の物理学的管理に従事する者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士及び言語聴覚士の行う事務に従事する。</p>	<p>上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。</p>	<p>師又は臨床検査技師の行う事務に従事する。</p>

				がんセンター	
		図書館		臨床腫瘍研究所	
主査	主幹	専門 研究 究員	主任 研究 究員	主幹	主席 主 幹
上司の命を受け、担任する事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、高度の専門的技術の研究に従事する。	上司の命を受け、極めて高度の専門的技術の研究に従事する。	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。

附 則

この規程は、平成三十年四月一日から施行する。

# 管 理 規 程

## 埼玉県病院事業管理規程第四号

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年三月三十日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局職員給与規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一口を次のように改める。

ロ 病院企業職給料表(二)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	128,900	180,300	202,000	249,100	278,400
	2	129,800	181,800	203,400	250,300	280,300
	3	130,800	183,300	204,800	251,400	282,100
	4	131,700	184,800	206,100	252,600	283,900
	5	132,700	186,100	207,400	253,500	285,700
	6	133,700	187,600	208,800	254,800	287,500
	7	134,700	189,000	210,200	255,900	289,200
	8	135,700	190,300	211,600	257,100	291,000
	9	136,500	191,700	213,000	258,200	292,600
	10	137,500	192,900	214,600	259,300	294,400
	11	138,500	194,200	216,200	260,500	296,100
	12	139,600	195,300	217,600	261,700	297,900
	13	140,400	196,500	218,900	262,700	299,400
	14	141,400	197,600	220,400	263,800	301,100
	15	142,400	198,700	221,900	264,800	302,700
	16	143,400	199,800	223,200	265,800	304,200
	17	144,500	200,900	224,100	266,900	305,700
	18	145,700	202,000	224,900	268,100	307,300
	19	146,900	203,000	225,800	269,200	308,900
	20	148,100	204,000	226,800	270,100	310,600
	21	149,200	205,000	227,700	271,100	311,700
	22	150,400	206,100	229,200	272,200	313,100
	23	151,600	207,200	230,500	273,300	314,500
	24	152,800	208,200	231,600	274,300	316,000
	25	154,000	209,100	233,100	275,200	317,200
	26	155,500	210,000	234,400	276,300	318,700
	27	157,000	210,700	235,700	277,400	320,100
	28	158,500	211,600	237,000	278,500	321,500
	29	159,900	212,500	238,000	279,400	323,100
	30	161,400	213,700	239,200	280,500	324,300
	31	162,900	214,700	240,500	281,500	325,600
	32	164,400	215,600	241,700	282,500	326,800
	33	165,900	216,300	242,800	283,300	327,900
	34	167,700	217,500	244,100	284,200	328,800
	35	169,500	218,600	245,200	285,100	329,900
	36	171,300	219,800	246,400	286,200	331,000

80	215,800	256,800	288,700	314,700	37	173,100	220,500	247,700	286,800	332,100
81	216,500	257,100	289,100	315,000	38	174,800	221,700	248,900	287,700	333,200
82	217,000	257,400	289,500	315,300	39	176,500	222,900	250,200	288,600	334,200
83	217,600	257,700	290,000	315,600	40	178,200	224,000	251,500	289,500	335,200
84	218,300	258,000	290,500	315,900	41	179,800	224,900	252,500	290,200	336,200
85	218,900	258,200	290,900	316,100	42	181,200	226,100	253,800	291,200	337,200
86	219,400	258,400	291,500	316,500	43	182,600	227,100	254,900	292,200	338,200
87	219,900	258,700	292,100	316,800	44	184,000	228,200	256,200	293,100	339,200
88	220,600	259,000	292,700	317,000	45	185,500	229,300	257,100	293,800	340,100
89	221,100	259,200	293,000	317,200	46	186,900	230,400	258,200	294,700	341,100
90	221,700	259,400	293,500	317,500	47	188,300	231,500	259,400	295,600	342,100
91	222,300	259,800	294,000	317,800	48	189,700	232,500	260,400	296,500	343,100
92	222,800	260,000	294,400	318,100	49	191,000	233,500	261,600	297,200	344,000
93	223,200	260,300	294,800	318,300	50	192,200	234,600	262,800	297,800	344,900
94	223,700	260,700	295,300	318,600	51	193,300	235,700	264,000	298,500	345,800
95	224,200	261,000	295,800	318,900	52	194,500	236,900	264,900	299,300	346,600
96	224,700	261,300	296,300	319,100	53	195,600	238,000	265,900	299,900	347,400
97	225,200	261,500	296,600	319,300	54	196,700	239,000	267,000	300,700	348,200
98	225,700	261,800	297,000	319,600	55	197,800	239,900	268,200	301,400	349,000
99	226,200	262,000	297,500	319,900	56	198,900	240,700	269,400	302,100	349,700
100	226,700	262,300	298,000	320,100	57	200,000	241,600	270,200	302,800	350,400
101	227,100	262,600	298,400	320,300	58	201,000	242,600	271,200	303,500	351,200
102	227,600	262,800	298,800		59	202,000	243,600	272,300	304,300	352,000
103	228,200	263,100	299,100		60	203,000	244,500	273,300	305,000	352,700
104	228,800	263,400	299,400		61	204,100	245,400	274,400	305,600	353,400
105	229,200	263,600	299,700		62	205,000	246,300	275,500	306,300	354,100
106	229,700	263,800	300,100		63	205,900	247,200	276,300	307,000	354,800
107	230,000	264,100	300,500		64	206,800	248,100	277,400	307,700	355,500
108	230,400	264,300	300,900		65	207,500	248,900	278,200	308,200	356,100
109	230,600	264,600	301,200		66	208,300	249,700	279,000	308,700	356,600
110	231,000	264,900	301,600		67	209,000	250,500	279,800	309,300	357,100
111	231,500	265,200	302,000		68	209,800	251,200	280,600	309,900	357,600
112	232,000	265,400	302,300		69	210,200	252,000	281,300	310,500	358,000
113	232,200	265,600	302,500		70	210,800	252,600	282,100	310,900	
114	232,700	265,900	302,800		71	211,100	253,000	282,900	311,400	
115	233,200	266,100	303,100		72	211,700	253,400	283,600	311,900	
116	233,700	266,300	303,300		73	211,900	253,600	284,400	312,200	
117	234,000	266,600	303,500		74	212,500	254,000	285,100	312,700	
118	234,400	266,900	303,800		75	213,000	254,500	285,900	313,200	
119	234,800	267,200	304,100		76	213,800	255,000	286,700	313,600	
120	235,200	267,500	304,300		77	214,000	255,400	287,300	313,800	
					78	214,700	255,800	287,800	314,100	
					79	215,200	256,300	288,300	314,400	

再任用  
職員以  
外の職  
員



	121	235,600	267,600	304,500		
	122		267,900	304,800		
	123		268,200	305,100		
	124		268,500	305,300		
	125		268,600	305,500		
	126		268,900	305,800		
	127		269,200	306,100		
	128		269,500	306,300		
	129		269,600	306,500		
	130		269,900	306,800		
	131		270,200	307,100		
	132		270,500	307,300		
	133		270,600	307,500		
	134		270,900			
	135		271,200			
	136		271,500			
	137		271,600			
再任用 職員		193,200	204,300	222,800	243,600	274,300

備考 この表は、技能職員に適用する。

別表第四口を次のように改める。

ロ 病院企業職給料表（二）級別基準職務表

職務の級	一級	主事又は技師の職務
	二級	主事の職務
三級	主任の職務	主任の職務
	主任の職務	主任の職務
四級	困難な業務に従事する主任の職務	困難な業務に従事する主任の職務
	困難な業務に従事する主任の職務	困難な業務に従事する主任の職務
五級	上席主任の職務	上席主任の職務

別表第七口を次のように改める。

ロ 病院企業職給料表（二）級別職務区分表

区分	五級	四級	三級	二級	一級
技能職員（一種）	上席主任	主任	主任 主任 主任	主事 主事 主事	主事 主事 主事
技能職員（二種）			主任 主任 主任	主事 主事 主事	主事 主事 主事

別表第九イを次のように改める。  
 イ 病院医療職給料表（一）級別職務区分表

									病院 共 通	区 分	
											四 級
											三 級
											二 級
											一 級
											一 級

別表第十二の職の欄中「岩槻診療所長」を削る。

## 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成三十年四月一日から施行する。

(職務の級の切替え)

2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級が附則別表の旧級欄に掲げられている職務の級であった技能職員の施行日における職務の級は、同表の旧級欄に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に二の職務の級が掲げられているときは、別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号給の切替え)

3 施行日の前日において埼玉県病院局職員給与規程(以下「給与規程」という。)別表第一の給料表の適用を受けていた技能職員の施行日における号給は、前項の規定によりその者が属することとなる職務の級(以下この項において「新級」という。)の号給のうち、施行日の前日においてその者が受けていた号給(以下この項において「旧号給」という。)に対応する給料月額と同一の給料月額の号給(同一の給料月額の号給がないときは、直近下位の給料月額の号給)とし、旧号給に対応する給料月額が新級の最高の号給の給料月額を超えるときは、当該最高の号給とする。

(給料の切替えに伴う経過措置)

4 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける技能職員で、その者の受ける給料月額(以下この項において「切替後給料月額」という。)が同日において受けていた給料月額(以下この項において「切替前給料月額」という。)に達しないこととなる技能職員(別に定める技能職員を除く。)には、切替後給料月額のほか、切替前給料月額と切替後給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

5 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける技能職員(前項に規定する技能職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される技能職員との権衡上必要があると認められるときは、当該技能職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

6 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった技能職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される技能職員との権衡上必要があると認められるときは、当該技能職員には、別に定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

(補則)

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則別表 職務の級の切替表 (附則第二項関係)

旧 級	新 級
1 級	1 級
2 級	2 級
3 級	3 級
4 級	4 級
5 級	5 級

## 管 理 規 程

### 埼玉県流域下水道事業管理規程第二号

埼玉県下水道局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年三月三十日

埼玉県下水道事業管理者 栗生田 邦 夫

埼玉県下水道局組織規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局組織規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第六条の表埼玉県荒川左岸北部下水道事務所の項中「行田市」を「桶川市」に改める。

附 則

この規程は、平成三十年四月一日から施行する。

## 管 理 規 程

### 埼玉県流域下水道事業管理規程第三号

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年三月三十日

埼玉県下水道事業管理者 栗生田 邦 夫

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県流域下水道事業財務規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第百八十五条第一項中「見積書を徴さなければならない」の下に「（管理者が別に定める場合を除く。）」を加える。

### 附 則

この規程は、平成三十年四月一日から施行する。

## 告示

### 埼玉県告示第二百九十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定に基づき、政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負契約並びに建設工事に係る設計、調査及び測量の業務の委託契約（以下これらを「建設工事の請負等の契約」という。）のうち、平成三十年度において埼玉県が締結する契約の一般競争入札に参加する者に必要な資格等について、次のとおり定めた。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 一般競争入札に参加する者に必要な資格  
建設工事の請負等の契約の一般競争入札に参加することができる者は、入札参加資格認定申請をして、資格がある旨の認定（以下「認定」という。）を受け、被認定者名簿に登録された者とする。
- 二 認定を受けることができない者
  - イ 次のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。
    - ア 地方自治法施行令第六十七条の四第一項の規定に該当する者
    - イ 埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）第九十一条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者
    - ロ 埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成六年埼玉県告示第千八百八号）第十四条第一項第四号若しくは第五号又は同条第二項第二号の規定により資格者名簿から抹消され、当該抹消の日から二年を経過していない者
    - ハ 埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成六年埼玉県告示第千八百八号）第十四条第一項第四号若しくは第五号又は同条第二項第二号の規定により資格者名簿から抹消され、当該抹消の日から二年を経過していない者
  - イ 入札公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成二十一年三月三十一日付け入審第五百十三号）に基づく入札参加停止措置を受けている期間がある者
  - ロ 入札公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成二十一年四月一日付け入審第九十七号）に基づく入札参加除外措置を受けている期間がある者
- へ 建設工事の請負契約にあつては、次のいずれかに該当する者
  - (1) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による許可を受けていない者
  - (2) 入札参加資格認定を申請した日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営に関する客観的事項についての審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者



- (3) 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条の規定による届出を行っていない者（当該届出を要しない者を除く。）
  - (4) 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第二十七条の規定による届出を行っていない者（当該届出を要しない者を除く。）
  - (5) 雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第七条の規定による届出を行っていない者（当該届出を要しない者を除く。）
  - ト 測量業務の委託契約にあつては、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第五十五条第一項の規定による登録を受けていない者
  - チ 建築関連コンサルタント業務の委託契約にあつては、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の規定による登録を受けていない者
  - リ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であつて、知事が不適合であると認める者
  - 三 認定を受けるための要件
    - イ 認定を受けるための要件は、次に掲げる事項について定める。
    - ロ 建設工事の請負契約にあつては、入札参加資格認定を申請した日から一年七个月前の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値
    - リ 年間平均完成工事高、年間平均業務実績高又は年間平均売上高
    - ロ 年間平均完成工事高、年間平均業務実績高又は年間平均売上高
    - ハ 自己資本の額
  - 四 認定申請の方法及び資格の有効期間
- 入札公告において定める。

## 告 示

### 埼玉県告示第二百九十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第六十一条の規定により、特例認定特定非営利活動法人の特例認定が失効したので、同法第六十二条において準用する同法第五十七条第二項の規定により公示する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

特定非営利活動法人 A, P E A L 研究所

二 代表者の氏名

肥後 好子

三 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市北有楽町二十一番二号

四 失効日

平成三十年三月二十四日

## 告 示

### 埼玉県告示第二百九十九号

平成十一年埼玉県告示第千五百八十八号（埼玉県環境影響評価技術指針）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

第一の三(エ)を次のように改める。

#### エ 調査等の方法の選定

事業者等は、調査等の方法を選定するに当たっては、次に定める事項に留意するものとする。

(ア) 事業特性及び地域特性を勘案し、選定項目ごとに第2各論に定める方法を基準として選定するものとする。

(イ) 調査等の方法を選定するに当たり、次に掲げる要件のいずれかに該当すると判断される場合は、必要に応じ第2各論に定める方法より詳細な調査等の方法を選定するものとする。

a 事業特性により、調査等の項目に関する環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあること。

b 対象事業実施区域又はその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、事業特性が調査等の項目に関する環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

(a) 当該項目に関する環境要素に係る環境影響を受けやすい地域その他の対象

(b) 当該項目に関する環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象

(c) 当該項目に関する環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域

(ウ) 調査等の方法を選定するに当たり、次に掲げる要件のいずれかに該当すると判断される場合は、必要に応じ第2各論に定める方法より簡略化された調査等の方法を選定するものとする。

a 調査等の項目に関する環境影響の程度が小さいことが明らかであること。

b 対象事業実施区域又はその周囲に、調査等の項目に関する環境影響を受けると他の対象が相当期間存在しないことが想定されるところ。

。類似の事例により調査等の項目に関する環境影響の程度が明らかであること。

d 調査等の項目に係る予測及び評価において必要とされる情報が、第2各論に定める方法より簡易な手法で収集できることが明らかであること。

(エ) 埼玉県戦略的環境影響評価実施要綱（平成14年3月27日知事決裁）に基づき戦略的環境影響評価を実施している事業については、戦略的環境影響評価の検討において収集及び整理した情報並びにその結果を最大限に活用するものとする。

※1の川口々(エ)中「できる。」の次に「なお、3(1)エ(ウ)で簡略化することとした項目については、事後調査項目とすることにより、環境影響の程度を把握することが望ましい。」を記入する。

※1の田の次に次のように記入する。  
5 調査結果の活用

調査計画書を作成する時点で、既に実施区域等の環境の特性の把握に必要な調査等と同等の調査を実施した場合は、実施した調査結果（おおむね過去5年間に実施した調査に限る。）について調査計画書の作成に活用できるものとする。

また、この調査結果については、対象事業の実施区域等の環境の変化について検討した上で準備書の作成に活用できるものとする。

なお、この調査の実施に当たっては、あらかじめ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けるものとし、調査を行った時期及び内容並びに専門家等からの助言の内容を調査計画書又は準備書に記載するものとする。

※1の図※1中

大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	「人と自然とふれあいの快適な生活全を旨とし予測及び評
	二酸化硫黄又は硫黄酸化物	
	浮遊粒子状物質	
	炭化水素（非メタン炭化水素に限る。以下同じ。）	
	粉じん	
その他の大気質に係る有害物質等*1		

大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	「人と自然とふれあいの快適な生活全を旨とし予測及び評
	二酸化硫黄又は硫黄酸化物	
	浮遊粒子状物質	
	微小粒子状物質	
炭化水素（非メタン炭化水素に限る。以下		

下同じ。)
粉じん
水銀等 (水銀及びその化合物)
その他の大気質に係る有害物質等*1

べき項目

の豊かな確保及び環境の保護で調査、価される	景観	景観資源 (自然的景観資源及び歴史的景観資源)
		眺望景観
	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場
	史跡・文化財	指定文化財等
		埋蔵文化財
	日照障害	日影の状況
	電波障害	電波受信状況
風害	局所的な風の発生状況	

人と自然ふれあい快適な生活全を旨とす則及びべき項目

との豊かな確保及び活環境の保して調査、評価される	景観	景観資源 (自然的景観資源及び歴史的景観資源)
		眺望景観
	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場
	史跡・文化財	指定文化財等
		埋蔵文化財
	日照障害	日影の状況
	電波障害	電波受信状況
	風害	局所的な風の発生状況
	光害	人工光又は工作物による反射光

べき項目

※の懸念内容「大気質」や「その他の大気質」は、同様の懸念内容「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について（平成2年環水士第77号環境庁水質保全局長通知）」や「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針（平成29年環水大士発第1703号環境省水・大気環境局長通知）」に定める。

※1の別表三―1から別表三―15までのように定める。

別表3-1 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表（道路）

事業の種類		道路										
影響要因の区分		工事					存在・供用					
環境影響要因の例		建設機械等の稼働	資材運搬等の走行	切土工等又は既存の工作物の除去	工事用道路、工事ヤード等の設置	道路等の存在			工事用道路等の跡地の存在	自動車の走行	休憩所の供用	
調査・予測・評価の項目						地表式	高上式	掘割式又は地下式				
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	△*1	△*1							○	
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物										
		浮遊粒子状物質									○	
		微小粒子状物質									○	
		炭化水素									○	
		粉じん	○	○								
		水銀等（水銀及びその化合物） その他の大気質に係る有害物質等										
	騒音・低周波音	騒音	○	○							○	
		低周波音									△*3	
	振動	振動	○	○							○	
		臭気指数又は臭気の濃度 特定悪臭物質										
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度 特定悪臭物質										
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量									○
			浮遊物質			○						○
			窒素及び磷									
			水温									
			水素イオン濃度									
			溶存酸素量									
			その他の生活環境項目 健康項目等									
		底質	堆熱減量									
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量									
底質に係る有害物質等												
地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目											
水象	河川等の流量、流速及び水位											
	地下水の水位及び水脈			○				○				
	温泉及び鉱泉											
	堤防、水門、ダム等の施設											
土壌	土壌に係る有害項目											
地盤	地盤沈下											
地象	土地の安定性			○		○		△*5				
	地形及び地質（重要な地形及び地質を含む。）				○			○				
	表土の状況及び生産性					○	△*4	△*5				
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種		△*2				○		△*2	△*2	
		保全すべき種			△*2			○		△*2		
	植物	滅生及び保全すべき群落			△*2			○		△*2		
		緑の量						△*1				
生態系	地域を特徴づける生態系		△*2				○		△*2	△*2		
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）						○				
		眺望景観						○				
	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場		△*2				○		△*2		
	史跡・文化財	指定文化財等							○			
		埋蔵文化財							○			
	日照阻害	日影の状況						○				
	電波障害	電波受信状況						○				
	風害	局所的な風の発生状況										
	光害	人工光又は工作物による反射光										
	環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物			○						○
残土					○							
雨水及び処理水												
温室効果ガス等	温室効果ガス	○	○	○	○					○		
	オゾン層破壊物質											
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目	放射線の量	放射線の量	△*6	△*6	△*6	△*6						

○：標準的に選定する項目 △：事業特性、地域特性により選定する項目  
 \*1：都市的地域（市街化が進行している地域又はこれに準ずる地域。以下同じ。）の場合  
 \*2：自然的地域（森林、湿地等多様な生物が生息・生育する地域その他自然環境の豊かな地域。以下同じ。）の場合  
 \*3：高架式で大型車の交通量が多い場合  
 \*4：盛土式の場合  
 \*5：掘割式の場合  
 \*6：放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合

別表3-2 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表(ダム又は放水路)

事業の種類 影響要因の区分		ダム又は放水路																	
		環境影響要因の例										存在・供用							
		ダム					放水路					ダム		放水路					
調査・予測・評価の項目		建設機械の稼働	資材運搬等の車両の走行	ダムの建設等の工事	取石の採取	道路の付帯工事	工事用道路等の設置工事	建設機械の稼働	資材運搬等の車両の走行	放水路等の工事	ダムの地体の存在	付帯工事の存在	取石採取等の存在	工事用道路跡地等の存在	貯水池の存在	ダムの放水	放水路の存在・供用		
		環境の良好な状態の保持を旨として調査・予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物							△*1	△*1							
二酸化硫黄又は硫酸酸化物																			
浮遊粒子状物質																			
微小粒子状物質																			
炭化水素																			
粉じん	○			○	○	○	○	○	○	○	○								
水銀等(水銀及びその化合物)																			
その他の大気質に係る有害物質等																			
騒音・振動	騒音		○	○	△*2					○	○								
	低周波音				△*2														
振動	振動		○	○	△*2					○	○								
	振動																		
悪臭	臭気指数又は臭気の濃度																		
	特定悪臭物質																		
水質	公共用水域の水質		生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量														○		
			浮遊物質			○	○	○	○								○	○	
			窒素及び磷															○	
			水質															○	
			水質イオン濃度			○													
	底質		貯留物質															○	
		その他の生活環境項目																	
		健康項目等																	
		強熱減量																	
		過マンガン酸カリウムによる酸素消費量																	
水象	地下水の水質に係る有害項目																○		
	河川等の流量、流速及び水位			○						○	○					○	○		
	地下水の水位及び水質										○					○	○		
土壌	温床及び鉱床																		
	堤防、水門、ダム等の施設																○		
地象	土壌に係る有害項目																		
	地盤沈下																○		
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査・予測及び評価されるべき項目	動物			○					△*3	○			○			○	○		
	植物			○	○	○	○			○			○			○	○		
生態系	顕生及び保全すべき群			○	○	○	○			○			○			○	○		
	種の量																△*1		
景観	地蔵を特徴づける生態系			○					△*3				○			○	○		
	景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源)															○	○		
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の創出を旨として調査・予測及び評価されるべき項目	歴史・文化財															○	○		
	歴史・文化財															○	○		
	埋蔵文化財															○	○		
	日照障害																		
	電波障害																		
	風害																		
	光害																		
	放射線																		
	放射線																		
	環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	放射線の量																	
放射線の量																			
一般環境中の放射性物質について調査・予測及び評価されるべき項目	放射線の量																		
	放射線の量																		

○：標準的に測定する項目 △：事業特性、地域特性により測定する項目  
 \*1：都市的地域の場合  
 \*2：大規模な築造工事のある場合  
 \*3：自然的地域の場合  
 \*4：放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合

別表3-3 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表（鉄道・軌道）

事業の種類		鉄道・軌道										
影響要因の区分		工事					存在・供用					
環境影響要因の例		建設機械 の稼働	資材運搬 等の車両 の走行	切土工等 又は既存 の工作物 の除去	工事用道 路、工事 ヤード等 の設置	鉄道施設の存在			列車の走 行	駅舎等の供用 (駅周辺の交 通量の増加を 含む。)		
調査・予測・評価の項目						地表式	嵩上式	掘削式又 は地下式				
環境の良好な状態の 保持を旨として調 査、予測及び評価さ れるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	△*1	△*1						△*4		
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物										
		浮遊粒子状物質										
		微小粒子状物質										
		炭化水素										
		粉じん	○	○								
		水銀等（水銀及びその化合物） その他の大気質に係る有害物質等										
	騒音・低周 波音	騒音	○	○						○	△*4	
		低周波音								△*3		
		振動	○	○						○		
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度										
		特定悪臭物質										
	水質	公共用水 域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学 的酸素要求量									○
			浮遊物質			○						
			窒素及び磷									
			水温									
			水素イオン濃度									
			溶存酸素量									
		その他の生活環境項目 健康項目等										
		底質	強熱減量									
			過マンガン酸カリウムによる 酸素消費量 底質に係る有害物質等									
		水象	地下水の水質									
	地下水の水質に係る有害項目											
	河川等の流量、流速及び水位 地下水の水位及び水脈 温泉及び鉱泉				○					○		
	土壌	堤防、水門、ダム等の施設										
		土壌に係る有害項目										
	地盤	地盤沈下										
		土地の安定性			○		○			△*6		
		地形及び地質（重要な地形及び地質を 含む。） 表土の状況及び生産性						○	△*5	△*6		
	生物の多様性の確保 及び自然環境の体系的 保全を旨として調 査、予測及び評価さ れるべき項目	動物	保全すべき種		△*2				○	△*2	△*2	
保全すべき種					△*2			○				
植物		植生及び保全すべき群落			△*2				○			
		緑の量							△*1			
生態系	地域を特徴づける生態系		△*2				○	△*2	△*2			
人と自然との豊かな ふれあいの確保及び 快適な生活環境の保 全を旨として調 査、予測及び評価さ れるべき項目	景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的 景観資源） 眺望景観						○				
		自然とのふれあいの場		△*2				○	△*2			
		史跡・文化財	指定文化財等 埋蔵文化財						○			
	日照障害	日影の状況						○				
	電波障害	電波受信状況						○				
	風害	局所的な風の発生状況										
	光害	人工光又は工作物による反射光										
環境への負荷の量の 程度により予測及び 評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物			○					○		
		残土			○							
	雨水及び処理水											
	温室効果ガス等	温室効果ガス オゾン層破壊物質	○	○	○	○			○	○		
一般環境中の放射性 物質について調査、 予測及び評価される べき項目	放射線の量	放射線の量	△*7	△*7	△*7	△*7						

○：標準的に選定する項目 △：事業特性、地域特性により選定する項目

\*1：都市的地域の場合

\*2：自然的地域の場合

\*3：列車が高速でトンネルに進入する場合（反対側のトンネル口への影響）又は高架式の場合

\*4：著しい交通量の増加が想定される場合

\*5：盛土式の場合

\*6：掘削式の場合

\*7：放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合



別表3-4 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表（飛行場）

事業の種類		飛行場									
影響要因の区分		工事			存在・供用						
調査・予測・評価の項目		環境影響要因の例	建設機械の稼働	資材運搬等の車両の走行	造成等の工事	飛行場の存在		航空機の運航		飛行場施設の供用 (周辺交通量の増加を含む。)	
			(飛行場の場合のみ)			飛行場	ヘリポート	飛行場	ヘリポート	飛行場	
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	○	○				○		○	
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物									
		浮遊粒子状物質									
		微小粒子状物質									
		炭化水素						○		○	
		粉じん	○	○	○						
		水銀等（水銀及びその化合物） その他の大気質に係る有害物質等									
	騒音・低周波音	騒音	○	○				○	○	○	
		低周波音									
	振動	振動	○	○						○	
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度									
		特定悪臭物質									
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量								○
			浮遊物質			○					
			窒素及び燐								
			水温								
			水素イオン濃度								
			溶存酸素量								
			その他の生活環境項目								
		健康項目等									
		底質	強熱減量								
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量								
	底質に係る有害物質等										
	地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目									
	水象	河川等の流量、流速及び水位				○					
		地下水の水位及び水脈									
		温泉及び鉱泉									
		堤防、水門、ダム等の施設									
土壌	土壌に係る有害項目										
地盤	地盤沈下										
地象	土地の安定性										
	地形及び地質（重要な地形及び地質を含む。）				○						
	表土の状況及び生産性				○						
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種		○		○		△*2	△*2		
		保全すべき種			○	○					
	植物	植生及び保全すべき群落			○	○					
		種の量				△*1					
生態系	地域を特徴づける生態系		○		○		△*2	△*2			
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）				○					
		眺望景観				○					
	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場		○		○	○				
	史跡・文化財	指定文化財等				○					
		埋蔵文化財				○					
	日照障害	日影の状況									
	電波障害	電波受信状況					○				
	風害	局所的な風の発生状況									
	光害	人工光又は工作物による反射光									
	環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物			○				○	
残土					○						
雨水及び処理水									○		
温室効果ガス等	温室効果ガス	○	○	○			○	○	○		
	オゾン層破壊物質										
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目	放射線の量	放射線の量	△*3	△*3	△*3						

○：標準的に選定する項目 △：事業特性、地域特性により選定する項目

\*1：都市的地域の場合

\*2：自然的地域の場合

\*3：放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合

別表3-5 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表（工場・廃棄物処理施設・下水道終末処理場）

事業の種類		工場・廃棄物処理施設・下水道終末処理場												
影響要因の区分		工事			造成地・施設が存在		存在・供用							
環境影響要因の別		建設機械の稼働	資材運搬等の車両の走行	造成等の工事（工場（施行面積20ha以上）及び最終処分場）	工場（施行面積20ha以上）及び最終処分場	その他	工場	ごみ処理施設	浄水処理施設	産業廃棄物中間処理施設	下水道終末処理場	廃棄物最終処分場	自動車等の走行	
調査・予測・評価の項目														
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	○	○				○	○		○		○	
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物						○	○		○		○	
		浮遊粒子状物質						○	○		○		○	
		微小粒子状物質						○	○		○		○	
		炭化水素						○	○				○	
		粉じん	○	○	○								○	
		水銀等（水銀及びその化合物）						△*4	○	○	○	○	○	
	その他の大気質に係る有害物質等						○	○		○		○		
	緑音・低周波音	緑音	○	○				○	○	○	○	○	○	
		低周波音						○	○	○	○	○	○	
	振動	振動	○	○				○	○	○	○	○	○	
		臭気指数又は臭気の濃度						○	○	○	○	○	○	
	悪臭	特定悪臭物質						○	○	○	○	○	○	
		生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量						○	△*6	○	△*6	○	○	
	水質	公共用水域の水質	浮遊物質		○				△*6	○	△*6	○	○	
			窒素及び磷						○	△*6	○	△*6	○	
			水温											
			水素イオン濃度			△*3				△*6	○	△*6	○	
			溶解酸素量							△*6	○	△*6	○	
		底質	その他の生活環境項目							△*6	○	△*6	○	○
			健康項目等						○	△*6	○	△*6	○	○
			強熱減量											
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量											
			底質に係る有害物質等						○	○		○	○	
	水象	地下水の水質						○			○	○		
		地下水の水質に係る有害項目						○			○	○		
		河川等の流量、流速及び水位				○						○		
	土壌	地下水の水位及び水脈			○							○		
		温泉及び鉱泉												
		堤防、水門、ダム等の施設										○		
土地に係る有害項目							○	○		○	○			
地盤	地盤沈下													
	土地の安定性			○		○								
	地形及び地質（重要な地形及び地質を含む。）			○		○	△*2				○			
地表	表土の状況及び生産性					○								
	動物		○			○	△*2				○			
	植物			○		○	△*2				○			
生態系	健全すべき種			○		○	△*2				○			
	健全すべき種			○		○	△*2				○			
	健全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目			○		○	△*2				○			
景観	緑の量				△*1		△*1							
	地域を特徴づける生態系		○			○	△*2				○			
	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）					○	△*2				○			
人と自然との豊かなふれあいの場の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	眺望景観					○	○				○			
	自然とのふれあいの場		○			○	△*2	△*2	△*2	△*2	△*2			
	史跡・文化財					○	△*2							
	埋蔵文化財					○	△*2							
	日照障害					○	○							
	電波障害					○	○							
	風害					○	○							
光害	人工光又は工作物による反射光													
	廃棄物等			○		○	○	○	○	○				
	残土			○		○	○	○	○	○				
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	雨水及び処理水						○							
	温室効果ガス	○	○	○			○	○	○	○	○			
	オゾン層破壊物質						△*4	△*5		△*5				
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目	放射線の量	△*7	△*7	△*7							△*7			

○：標準的に測定する項目 △：事業特性、地域特性により測定する項目  
 \*1：都市的地域の場合  
 \*2：立地条件による  
 \*3：浜部の廃棄物最終処分場の場合  
 \*4：業種による  
 \*5：フロン等を含む廃棄物を処理する場合  
 \*6：公共用水域に排水する場合  
 \*7：放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合

第一の別表三―五の次に次の一表を加える。

別表3-5-2 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表（太陽光発電施設）

事業の種類		太陽光発電施設							
影響要因の区分		工事			存在・供用		供用終了後の影響		
環境影響要因の例		建設機械等の稼働	資材運搬等の車両の走行	造成等の工事	造成地・施設の存在	施設の稼働	農業の使用	太陽光パネル等の撤去・廃棄	太陽光パネル等の撤去・廃棄後の緑化
調査・予測・評価の項目									
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	○	○					○
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物							
		浮遊粒子状物質							
		微小粒子状物質							
		炭化水素							
		粉じん	○	○	○				○
		水銀等（水銀及びその化合物）							
	その他の大気質に係る有害物質等								
	騒音・低周波音	騒音	○	○			○		○
		低周波音					○		
	振動	振動	○	○					○
		臭気指数又は臭気の濃度							
	悪臭	特定悪臭物質							
		公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量						
	浮遊物質				○				○
	窒素及びリン								
	水温								
	水素イオン濃度								
	溶存酸素量								
	その他の生活環境項目								
	底質	健康項目等						○	
		強熱減量							
		過マンガン酸カリウムによる酸素消費量							
	地下水の水質	底質に係る有害物質等							
		地下水の水質に係る有害項目							
	水象	河川等の流量、流速及び水位							
		地下水の水位及び水脈			○				
		温泉及び鉱泉							
		堤防、水門、ダム等の施設							
	土壌	土壌に係る有害項目					○		
地盤	地盤沈下								
地象	土地の安定性			○	○	○			
	地形及び地質（重要な地形及び地質を含む。）			○	△*2	○			
	表土の状況及び生産性					○			
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種		○		○	○	○	
	植物	保全すべき種			○	○	○	○	
		植生及び保全すべき群落			○	○	○	○	
		緑の量				△*1			
生態系	地域を特徴づける生態系		○		○	○	○		
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）				○			
		眺望景観				○			
	自然とのふれあいの場		○		△*2	△*2		△*2	
	史跡・文化財	指定文化財等				△*2			
		埋蔵文化財				△*2			
	日照阻害	日照の状況				○			
	電波障害	電波受信状況				○			
	風害	局所的な風の発生状況							
	光害	人工光又は工作物による反射光				○			
	環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物			○			○
残土					○			○	
雨水及び処理水					○			○	
温室効果ガス等	温室効果ガス	○	○	○				○	
	オゾン層破壊物質								
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目	放射線の量	放射線の量	△*3	△*3	△*3				

○：標準的に選定する項目 △：事業特性、地域特性により選定する項目

\*1：都市的地域の場合

\*2：立地条件による

\*3：放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合

第一の別表三―六から別表三―十二までを次のように改める。

別表3-6 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表（高層建築物）

事業の種類		高層建築物						
影響要因の区分		工事			存在・供用			
環境影響要因の例		建設機械の稼働	資材運搬等の車両の走行	造成等の工事	敷地及び施設の存在	施設の稼働及び人の利用	自動車交通の発生	
調査・予測・評価の項目								
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	○	○			○	
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物						
		浮遊粒子状物質					○	
		微小粒子状物質					○	
		炭化水素					○	
		粉じん	○	○	○			
		水銀等（水銀及びその化合物）						
		その他の大気質に係る有害物質等						
	騒音・低周波音	騒音	○	○			○	
		低周波音						
	振動	○	○				○	
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度						
		特定悪臭物質						
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量			○		
			浮遊物質					
			窒素及び燐					
			水温					
			水素イオン濃度					
			溶存酸素量					
		その他の生活環境項目						
		健康項目等						
		底質	強熱減量					
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量					
	底質に係る有害物質等							
	地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目						
	水象	河川等の流量、流速及び水位						
		地下水の水位及び水脈			○	○		
		温泉及び鉱泉						
		堤防、水門、ダム等の施設						
	土壌	土壌に係る有害項目						
地盤	地盤沈下							
地象	土地の安定性							
	地形及び地質（重要な地形及び地質を含む。）							
	表土の状況及び生産性							
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種				△*1		
	植物	保全すべき種				△*1		
		植生及び保全すべき群落				△*1		
	緑の量				○			
生態系	地域を特徴づける生態系				△*1			
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）				△*1		
		眺望景観				○		
	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場				△*1		
	史跡・文化財	指定文化財等				△*1		
	埋蔵文化財					△*1		
	日照障害	日影の状況				○		
	電波障害	電波受信状況				○		
	風害	局所的な風の発生状況				○		
光害	人工光又は工作物による反射光				○			
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物			○	○		
		残土			○			
		雨水及び処理水				○		
	温室効果ガス等	温室効果ガス	○	○	○	○		
オゾン層破壊物質								
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目	放射線の量	放射線の量	△*2	△*2	△*2			

○：標準的に選定する項目 △：事業特性、地域特性により選定する項目

\*1：立地条件による

\*2：放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合

別表3-7 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表（住宅団地・区画整理）

事業の種類		住宅団地・区画整理								
影響要因の区分		工事			存在・供用					
環境影響要因の例		建設機械の稼働	資材運搬等の車両の走行	造成等の工事	造成地の存在	施設の存在	居住施設の供用	業務用施設の供用	自動車交通の発生	
調査・予測・評価の項目										
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	○	○					○	
		二酸化硫黄又は硫酸酸化物								
		浮遊粒子状物質								
		微小粒子状物質								
		炭化水素								
		粉じん	○	○	○					
		水銀等（水銀及びその化合物）								
	その他の大気質に係る有害物質等									
	騒音・低周波音	騒音	○	○					△*3	○
		低周波音								
	振動	振動	○	○						○
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度								
		特定悪臭物質								
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量					○	○	
			浮遊物質			○				
			窒素及び燐							
			水温							
			水素イオン濃度							
			溶存酸素量							
		底質	その他の生活環境項目							
			健康項目等							
			塩酸減量							
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量							
	地下水の水質	底質に係る有害物質等								
		地下水の水質に係る有害項目								
	水象	河川等の流量、流速及び水位					○			
		地下水の水位及び水脈					△*2			
温泉及び鉱泉										
堤防、水門、ダム等の施設										
土壌	土壌に係る有害項目									
地盤	地盤沈下					△*2				
地象	土地の安定性			○	○					
	地形及び地質（重要な地形及び地質を含む。）				○					
	表土の状況及び生産性				○					
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種		○		○			△*4	
		保全すべき種				○				
	植物	植生及び保全すべき群落			○	○				
		緑の量					△*1			
生態系	地域を特徴づける生態系		○		○			△*4		
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）				○				
		眺望景観				○				
	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場		○		○	○			△*4
		史跡・文化財	指定文化財等				○			
		埋蔵文化財					○			
		日照阻害	日影の状況							
		電波障害	電波受信状況							
		風害	局所的な風の発生状況							
		光害	人工光又は工作物による反射光							
		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	残土			○			○
雨水及び処理水								○	○	
温室効果ガス等	温室効果ガス		○	○				○	○	
オゾン層破壊物質										
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目	放射線の量	放射線の量	△*5	△*5	△*5					

○：標準的に選定する項目 △：事業特性、地域特性により選定する項目

- \*1：都市的地域の場合
- \*2：水田地帯に立地する場合
- \*3：商業施設等、業務施設の内容による
- \*4：騒音を生じる施設であって、自然的地域の場合
- \*5：放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合

別表3-8 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表（工業団地・流通業務施設）

事業の種類		工業団地・流通業務施設									
影響要因の区分		工事				存在・供用					
環境影響要因の例		建設機械の稼働	資材運搬等の車の走行	造成等の工事	造成地の存在	施設の使用	施設の稼働		自動車交通の発生		
調査・予測・評価の項目						工業団地	流通業務施設	工業団地	流通業務施設		
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	○	○			○		○	○	
		二酸化硫黄又は硫酸酸化物					○				
		浮遊粒子状物質					○		○	○	
		微小粒子状物質					○		○	○	
		炭化水素							○	○	
		粉じん	○	○	○						
		水銀等（水銀及びその化合物）					△*5				
		その他の大気質に係る有害物質等					○				
	騒音・低周波音	騒音	○	○			○		○	○	
		低周波音					○				
	振動	振動	○	○			○		○	○	
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度					○				
		特定悪臭物質									
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量					○	△*4		
			浮遊物質			○					
			窒素及びリン					○			
			水温								
			水素イオン濃度								
			溶存酸素量								
		底質	その他の生活環境項目					○			
			健康項目等								
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量								
			底質に係る有害物質等					○			
	地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目					○				
		河川等の流量、流速及び水位				○					
	水象	地下水の水位及び水脈				△*3					
		湧泉及び鉱泉									
		堤防、水門、ダム等の施設									
土壌	土壌に係る有害項目					○					
地盤	地盤沈下				△*3						
地象	土地の安定性			○	○						
	地形及び地質（重要な地形及び地質を含む。）				○						
	表土の状況及び生産性				○						
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種		○	○						
	植物	保全すべき種			○	○					
		緑の量				△*1					
生態系	地域を特徴づける生態系			○	○						
景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）				○	○					
	眺望景観					○					
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場		○	○	○	△*2	△*2			
	史跡・文化財	指定文化財等			○						
		埋蔵文化財				○					
	日照障害	日影の状況				○					
	電波障害	電波受信状況				○					
	風害	局所的な風の発生状況									
	光害	人工光又は工作物による反射光									
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物			○		○	○			
		残土			○						
	温室効果ガス等	雨水及び処理水					○	○			
	温室効果ガス	○	○	○		○	○	○			
	オゾン層破壊物質					△*5					
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目	放射線の量	放射線の量	△*6	△*6	△*6						

○：標準的に選定する項目 △：事業特性、地域特性により選定する項目

- \*1：都市的地域の場合
- \*2：立地条件による
- \*3：水田地帯に立地する場合
- \*4：卸売市場等で相当程度の洗浄水等を使用する場合
- \*5：業種による
- \*6：放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合



別表3-9 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表（研究所・学校）

事業の種類		研究所・学校							
影響要因の区分		工事			存在・供用				
		建設機械の稼働	資材運搬等の車両の走行	造成等の工事	造成地の存在	建造物の存在	学校・研究施設の稼働	自動車交通の発生	
調査・予測・評価の項目									
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	○	○				○	
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物							
		浮遊粒子状物質							
		微小粒子状物質							
		炭化水素							
		粉じん	○	○	○				
		水銀等（水銀及びその化合物）						△*3	
		その他の大気質に係る有害物質等						△*3	
	騒音・低周波音	騒音	○	○				△*3	○
		低周波音							
	振動	振動	○	○				△*3	○
		悪臭						△*3	
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量						○
			浮遊物質量			○			
			窒素及び燐						
			水温						
			水素イオン濃度						
			溶存酸素量						
			その他の生活環境項目						
			健康項目等						△*3
		底質	強熱減量						
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量						
	底質に係る有害物質等							△*3	
	地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目						△*3	
	水象	河川等の流量、流速及び水位					○		
		地下水の水位及び水脈					△*2		
		温泉及び鉱泉							
		堤防、水門、ダム等の施設							
	土壌	土壌に係る有害項目						△*3	
	地盤	地盤沈下					△*2		
地象	土地の安定性			○	○				
	地形及び地質（重要な地形及び地質を含む。）					○			
	表土の状況及び生産性					○			
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種	○			○			
	植物	保全すべき種			○	○			
		植生及び保全すべき群落			○	○			
		緑の量					△*1		
生態系	地域を特徴づける生態系		○		○				
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）				○			
		眺望景観				○			
	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	○			○			
	史跡・文化財	指定文化財等					○		
		埋蔵文化財					○		
	日照障害	日影の状況							
電波障害	電波受信状況								
風害	局所的な風の発生状況								
光害	人工光又は工作物による反射光								
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物			○		○		
		残土			○				
	温室効果ガス等	雨水及び処理水						○	
		温室効果ガス	○	○	○			○	
オゾン層破壊物質									
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目	放射線の量	△*4	△*4	△*4					

○：標準的に選定する項目 △：事業特性、地域特性により選定する項目

\*1：都市的地域の場合

\*2：水田地帯に立地する場合

\*3：研究施設等の内容による

\*4：放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合

別表3-10 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表（スポーツ又はレクリエーション施設、墓地又は墓園）

事業の種類		スポーツ又はレクリエーション施設、墓地又は墓園												
影響要因の区分		環境影響要因の例			工事		存在地の存在		構造物の存在		存在・供用			
調査・予測・評価の項目		建設機械の稼働	資材運搬等の車両の走行	造成等の工事	スポーツ又はレクリエーション施設	墓地又は墓園	スポーツ又はレクリエーション施設	墓地又は墓園	農業の使用	スポーツ又はレクリエーション施設	墓地又は墓園			
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	○	○							○	○		
		二酸化硫黄又は硫酸酸化物												
		浮遊粒子状物質												
		微小粒子状物質												
		炭化水素												
		粉じん	○	○	○									
		水銀等（水銀及びその化合物） その他の大気質に係る有害物質等												
	騒音・低周波音	騒音	○	○					○			○	○	
		低周波音												
	振動	振動	○	○								○	○	
		臭気指数又は臭気の濃度 特定悪臭物質												
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量							○				
			浮遊物質			○								
			窒素及びリン											
			水温											
			水素イオン濃度											
			溶解酸素量											
		底質	その他の生活環境項目 健康項目等										○	
			堆積物											
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量											
			底質に係る有害物質等											
	地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目									○			
	水象	河川等の流量、流速及び水位						○						
		地下水の水位及び水脈 温泉及び鉱泉												
		堤防、水門、ダム等の施設												
	土壌	土壌に係る有害項目												
	地象	地盤沈下												
		土地の安定性			○	○								
		地形及び地質（重要な地形及び地質を含む。） 表土の状況及び生産性					○							
	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種		○		○				○	○		
保全すべき種					○	○	○			△*2	○			
植物		殖生及び保全すべき群落			○	○				△*2	○			
		緑の量					△*1							
生態系	地域を特徴づける生態系		○					○		○				
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源） 眺望景観				○								
		自然とのふれあいの場		○		○				○				
	史跡・文化財	指定文化財等 埋蔵文化財									○			
		日照障害	日影の状況											
	電波障害	電波受信状況												
	風害	局所的な風の発生状況												
	光害	人工光又は工作物による反射光												
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物			○				○	○				
		残土			○									
	温室効果ガス等	雨水及び処理水 温室効果ガス オゾン層破壊物質		○	○	○				○		○		
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目	放射線の量	放射線の量	△*3	△*3	△*3									

○：標準的に選定する項目 △：事業特性、地域特性により選定する項目

- \*1：都市的地域の場合
- \*2：自然的地域の地域の場合
- \*3：放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合

別表3-11 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表（浄水施設、変電所）

事業の種類		浄水施設、変電所								
影響要因の区分		工事			存在・供用					
環境影響要因の例		建設機械の稼働	資材運搬等の車両の走行	造成等の工事	造成地の存在	構造物の存在		施設の稼働		
調査・予測・評価の項目						浄水施設	変電所	浄水施設	変電所	
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	○	○						
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物								
		浮遊粒子状物質								
		微小粒子状物質								
		炭化水素								
		粉じん	○	○	○					
		水銀等（水銀及びその化合物）								
	その他の大気質に係る有害物質等									
	騒音・低周波音	騒音	○	○					○	
		低周波音								
	振動	振動	○	○					○	
		振動								
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度								
		特定悪臭物質								
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量							
			浮遊物質			○				
			窒素及び燐							
			水温							
			水素イオン濃度							
			溶存酸素量							
		底質	その他の生活環境項目							
			健康項目等							
			堆積物							
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量							
	地下水の水質	底質に係る有害物質等								
		地下水の水質に係る有害項目								
	水象	河川等の流量、流速及び水位					○			
		地下水の水位及び水脈								
		温泉及び鉱泉								
		堤防、水門、ダム等の施設								
土壌	土壌に係る有害項目									
地盤	地盤沈下									
地象	土地の安定性			○	○					
	地形及び地質（重要な地形及び地質を含む。）				○					
	表土の状況及び生産性				○					
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種		○		○				
		保全すべき種				○				
	植物	植生及び保全すべき群落			○	○				
		緑の量				△*1				
生態系	地域を特徴づける生態系		○		○					
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）				○				
		眺望景観				○				
	自然とのふれあいの場		○		○					
	史跡・文化財	指定文化財等				○				
	埋蔵文化財					○				
日照障害	日影の状況									
電波障害	電波受信状況						○			
風害	局所的な風の発生状況									
光害	人工光又は工作物による反射光									
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物			○			○		
		残土			○					
	雨水及び処理水									
温室効果ガス等	温室効果ガス	○	○				○			
オゾン層破壊物質							○			
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目	放射線の量	放射線の量	△*2	△*2	△*2					

○：標準的に選定する項目 △：事業特性、地域特性により選定する項目

\*1：都市的地域の場合

\*2：放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合

別表3-12 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表（土石の採取）

事業の種類		土石の採取						
影響要因の区分		存在・供用						
環境影響要因の例		土石等の採取場の存在	工作物・機械類の存在	土石の採取行為（重機等の稼働を含む。）	土石の運搬車両の走行	採取跡地の存在		
調査・予測・評価の項目								
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物				○		
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物						
		浮遊粒子状物質						
		微小粒子状物質						
		炭化水素				○	○	
		粉じん				○		
		水銀等（水銀及びその化合物）						
	その他の大気質に係る有害物質等							
	騒音・低周波音	騒音				○	○	
		低周波音						
	振動	振動				○	○	
		臭気指数又は臭気の濃度						
	悪臭	特定悪臭物質						
		水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量				
	浮遊物質					○		
	窒素及び燐							
	水温							
	水素イオン濃度							
	溶存酸素量							
	その他の生活環境項目							
	健康項目等				○			
	底質		強熱減量					
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量					
		底質に係る有害物質等						
	地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目						
		水象	河川等の流量、流速及び水位					
	地下水の水位及び水脈							
温泉及び鉱泉								
堤防、水門、ダム等の施設								
土壌	土壌に係る有害項目				○			
地盤	地盤沈下							
	土地の安定性		○		○			
	地形及び地質（重要な地形及び地質を含む。）		○					
地表	表土の状況及び生産性							
	動物	保全すべき種		○		○	○	
保全すべき種		○			○			
植物		植生及び保全すべき群落		○		○	○	
	緑の量							
生態系	地域を特徴づける生態系		○		○	○		
	景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）		○				
眺望景観		眺望景観		○	○		○	
	人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場		○		○	
指定文化財等			○					
史跡・文化財		埋蔵文化財		○				
		日照障害		日影の状況				
電波障害		電波受信状況						
風害	局所的な風の発生状況							
	光害		人工光又は工作物による反射光					
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物				○		
		残土						
	雨水及び処理水							
	温室効果ガス等	温室効果ガス				○	○	
オゾン層破壊物質								
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目	放射線の量	放射線の量			△*1	△*1		

○：標準的に選定する項目 △：事業特性、地域特性により選定する項目

\*1：放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合

第1の図表四中	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護
区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	特別保 鳥獣保
護地区 護区	「首都圏近郊緑地保全法	
近郊緑地保全区域	「首都圏近郊緑地保全法	

近郊緑地特別保全地区  
近郊緑地保全区域

第2の1(1)中カをクとし、オをカとし、カの次に次のように加える。

キ 水銀等（水銀及びその化合物）

第2の1(1)中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 微小粒子状物質

第11の1(1)ハロ中「炭化水素」を「微小粒子状物質、炭化水素、水銀等」と改め、ロを「及び浮遊粒子状物質」とし、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質」と改め、「大気の汚染に係る環境基準」の次に「及び微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について（平成21年環境省告示第33号）」を「エ」ロの次に加える。

エ 水銀等

「排ガス中の水銀測定法（平成28年環境省告示第94号）」に定める測定方法

第11の1(1)ロ中「浮遊粒子状物質」の次に「、微小粒子状物質」とし、「粉じん」の次に「、水銀等」と加える。

第11の1(1)ヤロ中「軌道騒音」を改める。

(b) 在来鉄道騒音・軌道騒音

i 新設又は大規模改良の在来鉄道

「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について（平成7年環大―第174号環境庁大気保全局長通知）」に定める測定方法

ii 既設の在来鉄道

「在来鉄道騒音測定マニュアル（平成27年環境省水・大気環境局大気生活環境室）」に定める測定方法

第二の二(二)イ(ア)ただし書を削り、同(ア)に次のように加える。

f 建設作業騒音

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）に定める測定方法

第二の九(二)ア(イ)に次のように加える。

c 過去の土地改変の履歴

第二の九(三)ウ(ウ)中cをdとし、bの次に次のように加える。

c 過去の土地改変の履歴

第二の二十一を第二の二十一とし、第二の二十三イ中「排出量」を削り、第二の二十を第二の二十一とし、第二の十九を第二の二十とし、第二の十八の次に次のように加える。

19 光害

(1) 対象とする調査・予測・評価の項目

人工光又は工作物による反射光

(2) 調査

ア 調査内容

(ア) 地域における照明環境等の状況

(イ) その他の予測・評価に必要な事項

a 光害を生じさせている地形、工作物等の状況

b 住宅、学校、病院等の分布状況

c その他の土地利用状況

イ 調査方法

既存資料の収集又は現地調査により行う。

ウ 調査地域・地点

(ア) 調査地域

光害による影響が及ぶおそれがあると認められる地域

(イ) 調査地点

光害による影響を予測・評価するために必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点

エ 調査期間・頻度

光害による影響を予測・評価するために必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる期間・頻度

(3) 予測

ア 予測内容

光害の影響の程度及び影響する地域の範囲並びに必要な応じて光害の出現頻度

イ 予測方法

予測は次に示す方法のうち適切な方法を用いて行う。

(ア) 環境保全措置を講じない場合と環境保全措置を講じた場合を比較する手法

(イ) 類似事例又は既存知見に基づく推定

予測に当たっては、対象事業等に係る工作物等と周囲の工作物等との複合効果に留意して予測を行う。

ウ 予測条件

(ア) 事業特性に係る条件

土地の形状の変更及び設置する工作物等の規模、配置等

(イ) 地域特性に係る条件

光害に影響を及ぼす大きな建築物等の状況

(ウ) その他の予測・評価に必要な条件

a 住宅、学校、病院等の分布状況その他の土地利用状況

b 将来の状況（対象事業等以外の要因による変化）

エ 予測地域・地点

(ア) 予測地域

光害による影響が及ぶおそれがあると認められる地域

(イ) 予測地点

光害による影響を的確に把握することができる地点

オ 予測対象時期等

光害による影響を的確に把握することができる時期

(4) 評価

次に示すそれぞれの観点から評価する方法

ア 光害による影響が事業者等により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。

イ 国、県又は市町村が光害の防止に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

## 告 示

### 埼玉県告示第三百号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

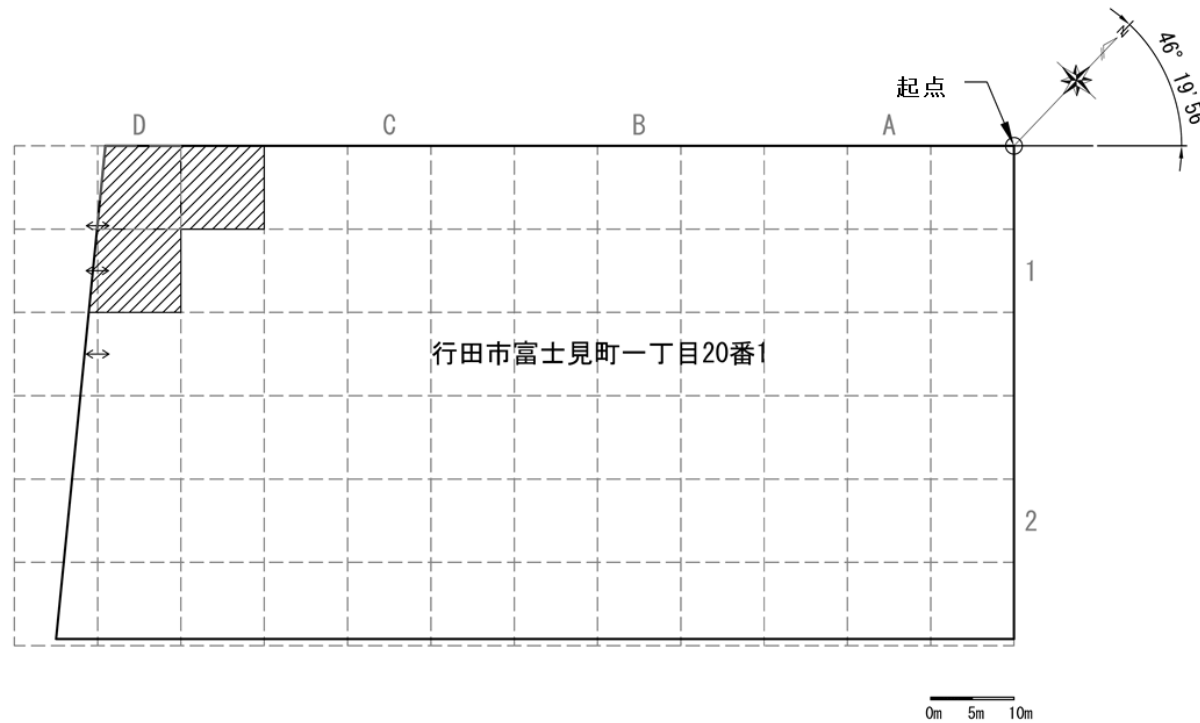
平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域  
別図のとおり（埼玉県行田市富士見町一丁目二十番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
ふっ素及びその化合物



別図



起 点  
起点は行田市富士見町一丁目20番1の最北端とする。

凡 例  
▨ 形質変更時要届出区域に指定する区画  
----- 単位区画  
—— 筆境界  
—— 敷地境界

【格子の回転角度(46度19分56秒)】  
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

# 告 示

## 埼玉県告示第三百一号

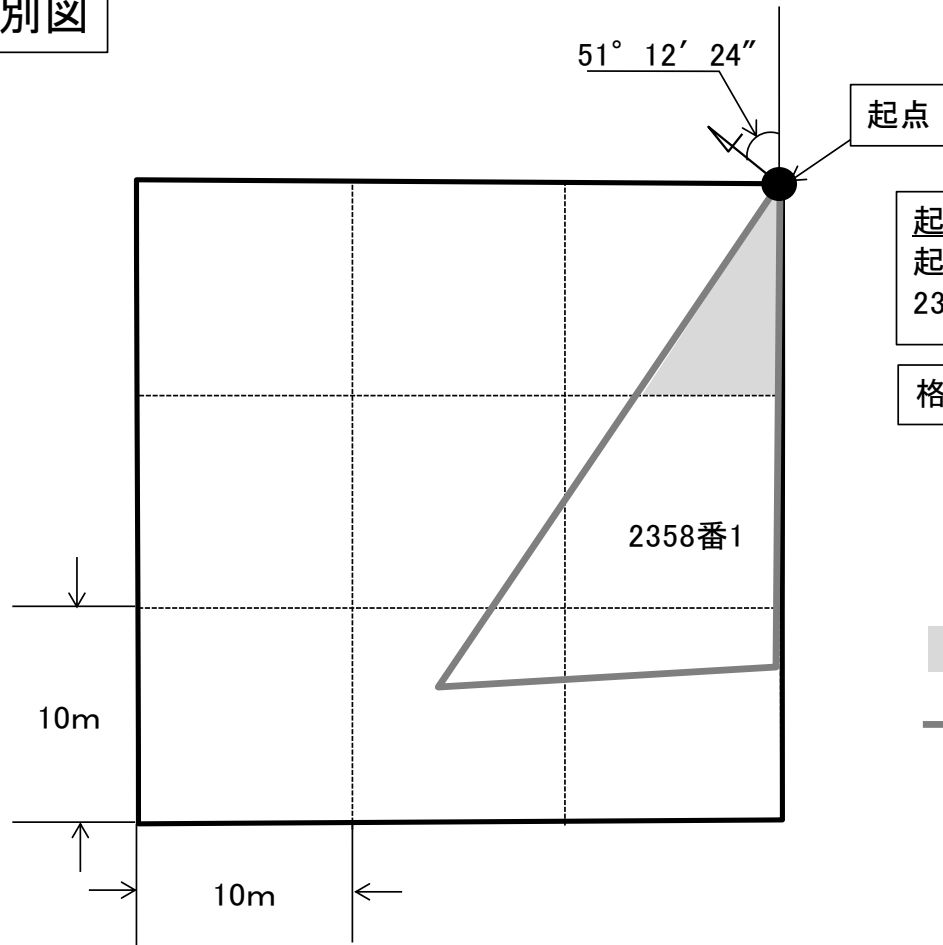
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成二十九年埼玉県告示第千二百六十号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県蕨市北町五丁目二千三百五十八番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
六価クロム化合物
- 三 講じられた指示措置等  
基準不適合土壌の掘削による除去

別図



起点

起点  
起点は、埼玉県蕨市北町五丁目  
2358番1の最北端とする

格子の回転角度 51° 12' 24"

■ 要措置区域の指定を解除する  
区画

— 敷地境界  
(対象地が1地番であるため、  
敷地境界と地番境界は同一  
である)

# 告 示

## 埼玉県告示第三百二二号

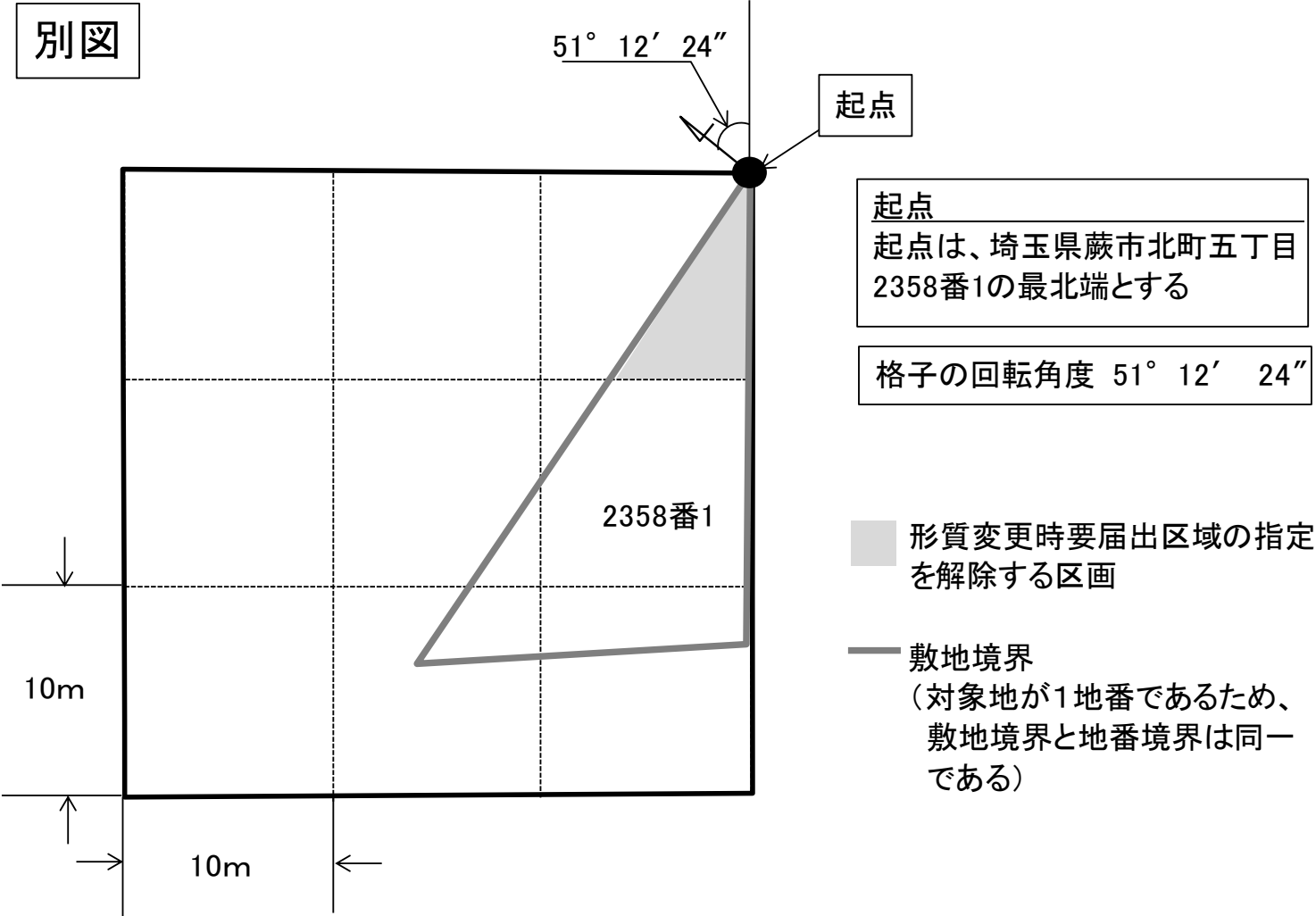
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十九年埼玉県告示第千二百六十一号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県蕨市北町五丁目二千三百五十八番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
シアン化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置  
基準不適合土壌の掘削による除去

別図



## 告 示

### 埼玉県告示第三百三号

北本市から北本都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告示

## 埼玉県告示第三百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
埼玉県医療生活協同組合 行田ふれあい クリニック	行田市持田 三―一五― 二―三	埼玉県医療生活協同組合	訪問リハビリ テーション 介護予防 訪問リハビリ テーション	平成二十九年 八月一日
愛の家 グループホーム 白岡	白岡市新白岡 六―一二―四	メデイカル・ ケア・サービ ス株式会社	介護予防 認知症対応型 共同生活介護	平成二十九年 十一月一日
カワチ薬局 加須店	加須市下高柳 一―三	株式会社 カワチ薬品	居宅療養 管理指導 介護予防居宅 療養管理指導	平成三十年 三月一日
エムハート薬局 幸手南店	幸手市南 二―六―一	株式会社 ミック	居宅療養 管理指導 介護予防居宅 療養管理指導	平成三十年 四月一日

<p>梅グループホーム こよみ</p>		<p>あおば薬局 南入曾店</p>	
<p>秩父郡皆野町 国神 八五四一六</p>		<p>狭山市南入曾 五一一四〇</p>	
<p>医療法人 彩清会 清水病院</p>		<p>株式会社 アレイ</p>	
<p>介護予防 認知症対応 共同生活介護</p>	<p>介護予防 認知症対応 共同生活介護</p>	<p>介護予防 認知症対応 共同生活介護 住宅 管理指導</p>	<p>介護予防 認知症対応 共同生活介護 住宅 管理指導</p>
<p>平成三十年 三月一日</p>		<p>平成三十年 三月一日</p>	



# 告示

## 埼玉県告示第三百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

名称		変更事項		変更前	変更後	サービスの種類
いきいき訪問看護ステーション鶴ノ木	事業所 名称	医療法人財団石心会	社会医療法人財団石心会	訪問看護 居宅介護支援 介護予防訪問看護		
加須市社協 ケアプランセンター	事業所 所在地	加須市下三俣 三〇七	加須市三俣 一〇一四	居宅介護支援		
加須市社協 ヘルパー ステーション	事業者 所在地	加須市下三俣 三〇七	加須市三俣 一〇一四	訪問介護 介護予防訪問介護		

川口訪問看護ステーション		狭山市医師会 訪問看護ステーション	訪問看護ステーション ひまわりさん伊奈	一般社団法人 春日部市医師会立 春日部市医師会 訪問看護ステーション藤				かくの木薬局
所在地	事業者 名称	所在地	事業者 名称	所在地	所在地	事業者 名称	事業者 名称	所在地
さいたま市 中央区新中里 三―三―八	社団法人 埼玉県看護 協会	狭山市狭山台 三―二―四	医療法人 一心会	北足立郡 伊奈町小室 九四一九	春日部市中央 春日部市中央 春日部市中央 保健衛生 センター内 セ	社団法人 春日部市 医師会	社団法人 春日部市医師 会立 訪問看護 ステーション 藤	新座市堀ノ内 二―九―三三
さいたま市 西区西大宮 三―三	公益社団法人 埼玉県看護 協会	狭山市狭山台 一―二―一	医療法人社団 愛友会	北足立郡 伊奈町本町 一―五―九	春日部市南 一―一―七 東部地域振興 ふれあい拠点 施設六階 施	一般社団法人 春日部市 医師会	一般社団法人 春日部市医師 会立 訪問看護 ステーション藤	新座市石神 二―三―三
訪問看護 介護予防訪問看護		訪問看護 介護予防訪問看護	訪問看護 介護予防訪問看護	訪問看護 居宅介護支援 介護予防訪問看護				居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導

ヘルパーシステム シヨーンリズム	居宅介護支援 事業所 リズム	エール・ケア 東松山	久喜市鷺宮 地域包括支援 センター		久喜市栗橋 地域包括支援 センター	エール・ケア
事業所 所在地	事業所 所在地	事業者 名称	事業所 所在地	事業者 名称	事業所 所在地	事業者 名称
川口市前川 一〇一六階	川口市前川 一〇一六階	有限会社 神澤商店	北葛飾郡 鷺宮町鷺宮 六一一	鷺宮町	北葛飾郡 栗橋町間鎌 二五一	有限会社 神澤商店
川口市中青木 一五〇二	川口市中青木 一五〇二	株式会社 ドゥ・エール	久喜市下早見 八五三	久喜市	久喜市下早見 八五三	株式会社 ドゥ・エール
訪問介護 介護予防訪問介護	居宅介護支援	介護予防 福祉用具貸与 特定介護予防 福祉用具販売	介護予防支援		介護予防支援	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防 福祉用具貸与 特定介護予防 福祉用具販売

共創未来 東鴻巣薬局	共創未来 一の割薬局	共創未来 桶川薬局	共創未来 鴻巣薬局	かくの木薬局 新堀店	さいかい 株式会社		アスモ介護 サービス富士	
事業所 名称	事業所 名称	事業所 名称	事業所 名称	事業者 所在地	事業者 所在地	事業者 所在地	事業者 所在地	事業者 所在地
ハートフル 薬局 東鴻巣店	みどり調剤 薬局 一の割店	桶川ロイヤル 薬局	そよ風薬局 鴻巣店	新座市堀ノ内 二―九―三三	比企郡鳩山町 今宿 五三二―七	比企郡鳩山町 今宿 五三二―七	大阪府大阪市 住之江区 北加賀屋 五―七―三〇	川口市芝富士 一―二―二 芝富士ハイッ ツ 一〇七号室
共創未来 東鴻巣薬局	共創未来 一の割薬局	共創未来 桶川薬局	共創未来 鴻巣薬局	新座市石神 二―三―三	比企郡鳩山町 小用 一一二―一―	比企郡鳩山町 小用 一一二―一―	東京都新宿区 西新宿 二―四―一	川口市芝富士 二―一―〇 四〇―
居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防 福祉用具貸与 特定介護予防 福祉用具販売	訪問介護 介護予防訪問介護	

# 告示

## 埼玉県告示第三百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
久喜市栗橋地域包括支援センター	久喜市間鎌 二五一一一	介護予防支援	平成三十年 三月三十一日
久喜市鷲宮地域包括支援センター	久喜市鷲宮 六一一一一	介護予防支援	平成三十年 三月三十一日
有限会社オリーブ堂薬局	狭山市青柳六三 新狭山ハイツ内	居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成三十年 二月六日
入間シヨートステイ そよ風	入間市小谷田 二一一一八	短期入所生活介護 介護予防 短期入所生活介護	平成三十年 三月三十一日

杉戸ケアセンター そよ風				日定期巡回 サービス八潮
北葛飾郡杉戸町下高野 二八二八―一				八潮市二丁目 五二―三―一〇三
介護予防 認知症対応型 共同生活介護	介護予防 認知症対応型 通所介護	認知症対応型 共同生活介護	認知症対応型 通所介護	定期巡回・ 随時対応型・ 訪問介護看護
平成二十九年 十一月三十日				平成三十年 三月三十一日

# 告示

## 埼玉県告示第三百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

### 一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
横田医院	曾根 依子	春日部市中央一―一五―一〇	平成二十九年十一月九日
医療法人社団 仁悠会 なかの小児科 クリニック	医療法人社団 仁悠会	ふじみ野市上福岡六―四―三	平成三十年一月一日
今井医院	濱田 えりか	深谷市寿町五二	平成二十九年十月一日
益岡医院	益岡 孝之	深谷市岡部一二四九―一〇	平成二十九年十月一日
健生堂医院	奥野 暁子	秩父市東町二八―五	平成三十年一月二十九日
三郷ホワイト歯科 医院	堀井 肅文	三郷市采女一―八五―一	平成三十年二月一日
デンタルケアあげお	医療法人 あかぎ	上尾市小敷谷八八〇―六二	平成三十年二月一日

市川歯科医院	むさし台歯科クリニック	歯科嶋田医院	ハロー薬局 西川口	みなみ薬局	ウエルシア薬局 草加稲荷5丁目店	アイセイ薬局 草加吉町店	スギ薬局 東松山新宿町店	たかさか薬局	ウエルシア薬局 坂戸八幡店	クオール薬局 幸手西口店
市川 博之	平尾 大介	嶋田 雅夫	株式会社 ハローコーポ レーション	株式会社 シャイン	ウエルシア薬 局株式会社	株式会社 アイセイ薬局	株式会社 スギ薬局	株式会社 ファルマシア	ウエルシア薬 局株式会社	クオール株式 会社
入間郡越生町越生九八一 一四	比企郡嵐山町むさし台三 二七―一	東松山市本町一―一―八	川口市西川口一―五―二一 MSビル一階	川口市南鳩ヶ谷四―二六― 一 ペンタ・エマーブル TK加藤ビル一F	草加市稲荷五―七―二〇	草加市吉町三―一―三〇	東松山市新宿町一七―一 ヤオコー東松山新宿町店内	東松山市西本宿一六九五― 二	坂戸市八幡二―一―三三	幸手市南三―一六―一五
平成三十年 二月一日	平成三十年 二月一日	平成三十年 二月一日	平成三十年 二月一日	平成三十年 二月一日	平成三十年 二月一日	平成三十年 三月一日	平成三十年 三月一日	平成三十年 二月一日	平成三十年 三月一日	平成三十年 二月一日



氏名	住所	名称	施術所		指定年月日
			所在地		
金子 尚平		COLOR整骨院 大山西院	東京都板橋区大山西町六四 一―二―一〇一		平成三十年 二月二十五 日
阿部 和彦		しょう整骨院	戸田市上戸田二―三八―一 〇―一F・B		平成三十年 三月一日
鈴木 一真		うらわ整骨院	さいたま市浦和区木崎四―一 六―九		平成三十年 二月一日
飯島 和也		リップル高田鍼灸 整骨院	東京都豊島区高田一―二三 ―三三 トリム面影橋一F		平成三十年 三月一日
向井 幹博		千石駅前整骨院	東京都文京区本駒込二―二 九―一九―一〇四		平成三十年 一月一日

二 指定施術機関

ウエルシア薬局 鶴ヶ島新町店	ウエルシア薬 局株式会社	鶴ヶ島市新町一―六―二	平成三十年 二月一日
ライフケア訪問看護 リハビリステーション ふじみ	株式会社 ジャパノ ベーション	富士見市東みずほ台二―五 ―六 マロンストリームII 一〇五	平成三十年 三月一日
訪問看護ふくしのま ち熊谷	株式会社 福祉の街	熊谷市肥塚六四一―一	平成二十九年 十月一日
なかだ訪問看護ステ ーション	医療法人社団 弘人会	加須市元町七―二九	平成二十九年 四月一日

高井 修	安 美淑	新井 武治	中野 裕次	山田 英資	中村 道紀	高濱 悠生	池田 清文	田所 大
和み治療院	からだ元気治療院 所沢東店	訪問医療マッサー ジ KEIROW 川越南 ステーション	訪問医療マッサー ジ KEIROW 川越南 ステーション	山田はりきゆう 治療院	からだ元気治療院 東京中央店	FCS マッサージ 指圧治療院	KEIROW 熊谷中央 ステーション	アイ保健整骨院
蕨市塚越二―三―一	所沢市弥生町一七八―一七	川越市砂新田一―二―一 六 セイントハイツ一〇二	川越市砂新田一―二―一 六 セイントハイツ一〇二	新座市石神三―九―一四	東京都中央区築地四―四― 一五―二〇一	東京都府中市宮西町三―二― 一―六 リンデンハイム府中 二階	熊谷市村岡三〇〇―五―一 〇二	草加市松原二―四―二一― 一〇三
平成三十年 三月七日	平成三十年 三月一日	平成三十年 三月一日	平成三十年 三月一日	平成三十年 四月一日	平成三十年 一月一日	平成三十年 三月一日	平成三十年 一月一日	平成三十年 三月一日

# 告示

## 埼玉県告示第三百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

### 一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
医療法人 平田クリニック	所在地	草加市新栄町七三	草加市新栄一―四八一―
医療法人社団 順孝会 新白岡・あだち 眼科	名称	医療法人社団 順孝会 新白岡ばば眼科	医療法人社団 順孝会 新白岡・あだち眼科
山口歯科クリニ ック	所在地	入間郡三芳町藤久保 八〇四―三	入間郡三芳町藤久保 五一八五
共創未来 鴻巣薬局	名称	そよ風薬局 鴻巣店	共創未来 鴻巣薬局
共創未来 東鴻巣薬局	名称	ハートフル薬局 東鴻巣店	共創未来 東鴻巣薬局
川口訪問看護 ステーシヨン	開設者	社団法人 埼玉県看護協会	公益社団法人 埼玉県看護協会
埼玉県済生会 訪問看護ステー シヨン	所在地	川口市西川口五―一一 ―五	川口市西川口六―四― 一四
きゆうぼら			

訪問看護ステーション 狭山市医師会	入間川訪問看護ステーション	いいきいき訪問看護ステーション 鵜ノ木	在宅リハビリテーションセンター 草加	伊奈 ひまわりさん	訪問看護ステーション ひまわりさん 伊奈	立 訪問看護ステーション 藤	一般社団法人 春日部市医師会	名称 名称	名称 名称	名称 名称	名称 名称
所在地	開設者	開設者	所在地	開設者	名称	開設者	名称	開設者	名称	開設者	名称
狭山市狭山台三―二四	医療法人 入間川病院	医療法人財団 石心会	草加市旭町四―七―四 メゾンウインディB一〇六	医療法人 一心会	医療法人 一心会 訪問看護ステーション ひまわりさん伊奈	会 社団法人春日部市医師会	社団法人春日部市医師会立 訪問看護ステーション 藤	医療法人 一心会 訪問看護ステーション ひまわりさん伊奈	社団法人春日部市医師会立 訪問看護ステーション 藤	医療法人 一心会 訪問看護ステーション ひまわりさん伊奈	社団法人春日部市医師会立 訪問看護ステーション 藤
狭山市狭山台一―二一	社会医療法人 入間川病院	社会医療法人財団 石心会	草加市金明町六〇四―一・二階	医療法人社団 愛友会	訪問看護ステーション ひまわりさん伊奈	医師会 一般社団法人春日部市医師会	一般社団法人春日部市医師会立 訪問看護ステーション 藤	医療法人社団 愛友会 訪問看護ステーション ひまわりさん伊奈	一般社団法人春日部市医師会立 訪問看護ステーション 藤	医療法人社団 愛友会 訪問看護ステーション ひまわりさん伊奈	一般社団法人春日部市医師会立 訪問看護ステーション 藤

二二 指定施設機関

氏名	変更事項	変更前	変更後
小西 誠	施術所所在地	所沢市緑町一―二二―二五	所沢市緑町一―一―一一

宮脇 優馬		砂田 常男	
施術所所在地	施術所名称	施術所所在地	施術所名称
ビル二〇一 宮四―二六―三 鯨井 さいたま市見沼区東大	所 株式会社 アメニテイ ―サービス 埼玉営業	(追加)	(追加)
一〇一 七 フラワーコーポ 蓮田市蓮田一―二七	ブリッジ合同会社	八―一〇―一 F・B 戸田市上戸田二―三	しょう整骨院

# 告示

## 埼玉県告示第三百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

### 一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
落合眼科医院	春日部市中央一―四五―八	平成三十年 一月三十一日
横田外科胃腸科医院	春日部市中央一―一五―一〇	平成二十九年 十一月九日
医療法人社団仁悠会 なかの小児科クリニック	ふじみ野市上福岡六―四―五 メディカルセンター上福岡一階A	平成二十九年 十二月三十一日
今井医院	深谷市寿町五八	平成二十九年 九月三十日
益岡医院	深谷市岡部一二四三	平成二十九年 九月三十日
健生堂医院	秩父市東町二八―五	平成三十年 一月二十八日
デンタルケアあげお	上尾市小敷谷八八〇―六二	平成三十年 一月三十一日
デンタルクリニックデュオ 中爪	比企郡小川町中爪九五―三一	平成三十年 一月十五日

歯科島田医院	東松山市本町一―一―八	平成三十年 一月三十一日
ハロー薬局 西川口	川口市西川口一―六―一 一階	平成三十年 一月三十一日
薬局 上尾	上尾市地頭方北谷四一八―六	平成三十年 一月二十日
みなみ薬局	川口市南鳩ヶ谷四―二六―一	平成三十年 一月三十一日
くすり箱薬局 駅前店	入間市豊岡一―二―二三 清水ビル 一階	平成三十年 一月三十一日
たかさか薬局	東松山市西本宿一六九五―二	平成三十年 一月三十一日
クオール薬局 エンジェル店	幸手市南三―一―一八	平成三十年 一月三十一日
ライフケア訪問看護リハビリステーションふじみ	東みずほ台二―五―六 マロンストリ ームⅡ一〇五	平成三十年 二月二十八日

二 指定施術機関

氏名	住所	施術所		廃止年月日
		名称	所在地	
武田 仁		たけだ整骨院	春日部市南一―一七―一〇 中田第一ハイツ一〇三	平成三十年 二月二十四日
石川 あずさ		足立たま整骨院	東京都足立区扇二―二五― 一 扇橋会館六階	平成三十年 二月十七日

# 告 示

## 埼玉県告示第三百十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司



医師の氏名	指定障害区分	診療科名	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
鈴木 良夫	肢体不自由、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害	精神科	医療法人社団翠会和光病院	和光市下新倉五―十九―七	平成二十九年十二月一日
庄司 拓平	視覚障害	眼科	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷三十八	平成三十年一月一日
川島 晋一	視覚障害	眼科	久喜かわしま眼科	久喜市久本寺三百三一	平成三十年三月十三日
工藤 逸大	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害	耳鼻咽喉科	医療法人社団武蔵野会 朝霞台中央総合病院	朝霞市西弁財一―八―十	同
関 博之	聴覚障害、平衡機能障害	耳鼻咽喉科	医療法人社団宗山会関 医院	朝霞市三原四―十二―四十八	同

濱田 康平	平衡機能障害、 音声・言語機能 障害、そしやく 機能障害、肢体 不自由	リハビリテーショ ン科	朝霞中央クリニツク	朝霞市大字岡七十九―三	同
新井 亜希	肢体不自由	神経内科	埼玉県総合リハビリテーシ ョンセンター	上尾市西貝塚百四十八― 一	同
石川 昌一	肢体不自由	形成外科	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷 三十八	同
上野 千裕	肢体不自由	形成外科	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷 三十八	同
遠藤 大輔	肢体不自由	整形外科	医療生協さいたま生活協同 組合埼玉協同病院	川口市木曾呂千三百十七	同

橋本 整	肢体不自由	整形外科	医療法人社団協友会八潮中 央総合病院	八潮市南川崎八百四十五	同
豊田 富勝	肢体不自由	脳神経外科	豊田脳神経外科クリニック	戸田市新曽二千百六十三 ― 一	同
遠田 泰平	肢体不自由	整形外科	かすかべ整形	春日部市粕壁東二― ― 三十五	同
清水 勇三郎	肢体不自由	脳神経外科	社会福祉法人恩賜財団済生 会支部埼玉県済生会川口総 合病院	川口市西川口五―十一― 五	同
菅野 温子	肢体不自由	整形外科	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷 三十八	同
加藤 秀高	肢体不自由	神経内科	医療法人社団東光会戸田中 央総合病院	戸田市本町一―十九―三	同

宮崎 春野	肢体不自由	形成外科	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷 三十八	同
若松 太	肢体不自由	小児科	防衛医科大学校病院	所沢市並木三―二	同
塩見 大輔	心臓機能障害	心臓血管外科	医療法人財団明理会イムス 富士見総合病院	富士見市鶴馬千九百六十 七―一	同
住友 直方	心臓機能障害	小児心臓科	埼玉医科大学国際医療セン ター	日高市山根千三百九十七 ―一	同
森 秀暁	心臓機能障害	心臓血管外科	医療法人財団聖蹟会埼玉県 央病院	桶川市坂田千七百二十六	同
安達 進	じん臓機能障害	透析科、内科	秀和総合病院付属秀和透析 クリニック	春日部市上大増新田十― 一	同
野邊 香奈子	じん臓機能障害	腎臓内科	社会医療法人財団石心会埼玉 石心会病院	狭山市入間川二―三十七 ―二十	同

村上 徹	じん臓機能障害	外科、内科	南町クリニック	坂戸市南町十三―二十一	同
鈴木 章一	呼吸器機能障害	内科、外科、整形 外科	医療法人章敬会鈴木医院	南埼玉郡宮代町大字須賀 千三百二―一	同
平山 伸	呼吸器機能障害	呼吸器外科	埼玉医療生活協同組合羽生 総合病院	羽生市上岩瀬五百五十一	同
松永 伸一	呼吸器機能障害	呼吸器科	医療法人財団健和会みさと 健和クリニック	三郷市鷹野四―五百十― 一	同
尾花 和子	ぼうこう又は直 腸機能障害、小 腸機能障害	小児外科	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷 三十八	同
平岡 優	ぼうこう又は直 腸機能障害、小 腸機能障害	消化器外科	医療法人社団明芳会イムス 三芳総合病院	入間郡三芳町藤久保九百 七十四―三	同
八岡 利昌	ぼうこう又は直 腸機能障害、小 腸機能障害	消化器外科	医療法人社団明芳会イムス 三芳総合病院	入間郡三芳町藤久保九百 七十四―三	同

坂本  
信之

小腸機能障害

外科

医療法人財団明理会イムス  
富士見総合病院

富士見市鶴間千九百六十  
七―一

同

## 告 示

### 埼玉県告示第三百十一号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

医師の氏名	指定障害区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
横山 勝	ぼうこう又は直腸機能障害	公益社団法人東松山医師会東松山医師会病院	東松山市神明町一―十五―十	平成二十九年四月一日
奥島 健太郎	視覚障害	えのき眼科	狭山市南入曾五百六十五―十 一	平成二十九年十月一日
長谷川 正治	ぼうこう又は直腸機能障害	医療法人社団明芳会イムス三芳総合病院	入間郡三芳町藤久保九百七十四―三	平成二十九年十一月二十日
三ツ林 恭子	呼吸器機能障害	さつて西クリニック	幸手市千塚字野中六十四	平成二十九年十二月三十一日
古平 喜一郎	ぼうこう又は直腸機能障害	埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根千三百九十七―一	同
大久保 忠男	肢体不自由	蓮田よつば病院	蓮田市馬込二千百六十三	平成三十年一月一日
木村 重吉	平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害、肢体不自由	医療法人財団明理会春日部中央総合病院	春日部市緑町五―九―四	同



山根 宏夫

肢体不自由

医療法人社団宏志会豊岡第一病院

入間市大字黒須千三百六十九  
―三

平成三十年二月十一日

大原 久仁子

肢体不自由

医療法人社団東光会戸田中央総合  
病院

戸田市本町一―十九―三

平成三十年二月二十八日

小島 圭二

ぼうこう又は直腸機能  
障害

社会医療法人財団石心会埼玉石心  
会病院

狭山市入間川二―三十七―二  
十

同

## 告 示

### 埼玉県告示第三百十二号

平成三十年埼玉県告示第四百十二号（埼玉県虐待禁止条例第二条第六号の規定により知事が定める施設等に係る告示について）の一部を次のように改正し、平成三十年四月二日から施行する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

第二号ワ中「同条第十項」を「同条第十二項」に改める。

## 告 示

### 埼玉県告示第三百十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

川越いせはらショッピングプラザ

埼玉県川越市伊勢原町三丁目二番地

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社新都市ライフ 代表取締役 古屋雅弘

東京都新宿区西新宿六丁目五番一号

（変更後）株式会社新都市ライフホールディングス 代表取締役 安達勝

東京都新宿区西新宿六丁目八番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社いなげや 代表取締役 遠藤正敏

東京都立川市栄町六丁目一番地の一 外 計四者

（変更後）株式会社いなげや 代表取締役 成瀬直人

東京都立川市栄町六丁目一番地の一 外 計三者

#### ハ 変更年月日

平成二十九年六月二十八日外

#### ニ 届出年月日

平成三十年三月二十日

#### 二 縦覧期間

平成三十年三月三十日から平成三十年七月三十日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年三月三十日から平成三十年七月三十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

## 埼玉県告示第三百十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

川越いせはらショッピングプラザ

埼玉県川越市伊勢原町三丁目二番地

### ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一九八台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一三四台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 九〇台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 九〇台

### ハ 変更年月日

平成三十年十一月二十一日

### ニ 届出年月日

平成三十年三月二十日

### 二 縦覧期間

平成三十年三月三十日から平成三十年七月三十日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

平成三十年三月三十日から平成三十年七月三十日まで

### ロ 意見書提出先



# 告 示

## 埼玉県告示第三百十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム川島インター店

埼玉県比企郡川島町大字上伊草字五反田百九十一番地一外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前） 一万千三百二十平方メートル

（変更後） 一万二千四百六十五平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前） 位置 図面省略 収容台数 一一〇〇台

（変更後） 位置 図面省略 収容台数 一一八三台

#### ハ 変更年月日

平成三十年十一月二十一日

#### ニ 届出年月日

平成三十年三月二十日

### 二 縦覧期間

平成三十年三月三十日から平成三十年七月三十日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

平成三十年三月三十日から平成三十年七月三十日まで

#### ロ 意見書提出先





# 告 示

## 埼玉県告示第三百十六号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 農用地利用配分計画の概要

貸借権の設定等を受ける者		貸借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所 在 地	面積（平方メートル）
新井 博行	埼玉県川越市大字 平塚十七番地	埼玉県川越市大字 下小坂字向井八百 五十四番	二、六三四
岡部 昭十郎	埼玉県川越市大字 下小坂六百五十七 番地	埼玉県川越市大字 下小坂字田ハタ二 百八十一番	一、三〇六
新井 健次	埼玉県秩父市下吉 田五千七百八十九 番地	埼玉県秩父市下吉 田字布里五千六百 七十四番	一、〇六三
岸 重義	埼玉県秩父市下吉 田五千四百七十四 番地	埼玉県秩父市下吉 田字布里五千四百 六十六番ほか二筆	五、七八二
齋藤 弘昭	埼玉県秩父市大畑 町二番地十五	埼玉県秩父市下吉 田字釜ノ上四千三 百十四番ほか三筆	四、三四〇
高野 彰士	埼玉県秩父市下吉 田五千五百七十一 番地	埼玉県秩父市下吉 田字布里原五千三 百九十四番ほか三 筆	六、五五五
彦久保 利平	埼玉県秩父市下吉 田五千五百六十七 番地	埼玉県秩父市下吉 田字布里原五千三 百九十三番一ほか 四筆	六、二二五

飯塚 眞一	新井 勝二	秋山 親正	秋山 茂	青山 孝雄	青鹿 良雄	青鹿 益雄	横田 忠男	船崎 米夫	船寄 大	藤元 典房
埼玉県加須市麦倉 百七十四番地	埼玉県加須市飯積 千二百七十九番地	埼玉県加須市飯積 九百六十六番地	埼玉県加須市麦倉 八百十五番地一	埼玉県加須市道目 二百六十八番地	埼玉県加須市道目 五百二十八番地	埼玉県加須市道目 二百四十二番地	埼玉県秩父市下吉 田五千六百二十八 番地三	埼玉県秩父市下吉 田五千六百五十四 番地一	埼玉県秩父市下吉 田五千六百四十番 地	埼玉県秩父市下吉 田五千六百三十四 番地
埼玉県加須市麦倉 字本村南四百四十 六番一ほか十三筆	埼玉県加須市飯積 字北戸羽打九百十 五番ほか二筆	埼玉県加須市飯積 字北戸羽打九百三 十五番一ほか七筆	埼玉県加須市麦倉 字本村南五百六十 六番一ほか十五筆	埼玉県加須市道目 字下大道上千百二 十九番一ほか三筆	埼玉県加須市道目 字中大道上九百八 十八番一ほか四筆	埼玉県加須市道目 字中大道下千六十 八番一ほか五筆	埼玉県秩父市下吉 田字布里五千五百 九十四番	埼玉県秩父市下吉 田字布里五千五百 八十四番	埼玉県秩父市下吉 田字布里五千六百 七十三番	埼玉県秩父市下吉 田字布里五千六百 一番
八、 九四七	二、 六四八	三、 九二七	九、 一五四	四、 五五八	五、 一一五	六、 六四四	二、 三〇一	一、 二九五	二、 八五一	二、 一〇六

今成 正芳	今成 英夫	今成 宣男	今成 清人	稲見 慎一郎	五十畑 義一	石川 文男	石川 博	石川 創	石川 高良	飯塚 武
埼玉県加須市細間 千八十四番地	埼玉県加須市細間 百八十五番地	埼玉県加須市細間 五百四十三番地	埼玉県加須市細間 百七十五番地	埼玉県加須市栄千 八百二十七番地	埼玉県加須市柳生 三百七十番地	埼玉県加須市麦倉 百十五番地一	埼玉県加須市麦倉 二百四十四番地一	埼玉県加須市麦倉 九十九番地	埼玉県加須市麦倉 百十五番地一	埼玉県加須市麦倉 百七十三番地
埼玉県加須市道目 字新堀外七百八十 六番二ほか三十筆	埼玉県加須市細間 字野新田九百二十 三番一ほか二筆	埼玉県加須市細間 字野新田九百五十 番一ほか四筆	埼玉県加須市細間 字野新田九百四十 五番一ほか二筆	埼玉県加須市麦倉 字本村二百二十一 番一ほか四筆	埼玉県加須市麦倉 字本村二百五十九 番一ほか十九筆	埼玉県加須市麦倉 字本村南四百九十 九番ほか三筆	埼玉県加須市麦倉 字本村二百四十番 ほか六筆	埼玉県加須市麦倉 字本村百一番一ほ か十三筆	埼玉県加須市麦倉 字本村百二十五番 一ほか七筆	埼玉県加須市麦倉 字本村南五百四十 一番ほか七筆
三四、 八〇七	二、 八八九	二、 六六四	一、 二九七	三、 九三五	一九、 〇一七	三、 九九二	八、 九二六	一二、 三〇四	四、 一九四	五、 九八五

小野田 淳	小野田 重勝	小野田 重雄	小野田 幸一郎	落合 一夫	小川 長治	岡安 晃義	塩田 邦夫	今成 芳雄	今成 吉昭	今成 幸夫
埼玉県加須市道目 十三番地	埼玉県加須市道目 五百九十二番地	埼玉県加須市道目 二百四十四番地	埼玉県加須市道目 百九十八番地	埼玉県加須市小野 袋千六百二十六番 地	埼玉県加須市道目 二百八十五番地	埼玉県加須市道目 二百七十番地	埼玉県加須市道目 四百七十八番地	埼玉県加須市細間 三百六十九番地一	埼玉県加須市細間 百十九番地	埼玉県加須市細間 三百七十一番地一
埼玉県加須市道目 字下大道下千二百 五十八番一	埼玉県加須市道目 字新堀外八百九番 一ほか二筆	埼玉県加須市道目 字中大道下千十二 番一ほか二筆	埼玉県加須市道目 字下大道上千百五 十四番一ほか三筆	埼玉県加須市飯積 字五反田七百二十 一番ほか十一筆	埼玉県加須市道目 字下大道上千二百 九番一ほか一筆	埼玉県加須市道目 字下大道上千百二 十七番一ほか八筆	埼玉県加須市道目 字上大道下八百八 十九番一	埼玉県加須市細間 字野新田九百十七 番一ほか三筆	埼玉県加須市細間 字五町田七百八十 三番一ほか三筆	埼玉県加須市細間 字野新田千十二番 ほか一筆
九五七	三、 一三九	二、 八五二	二、 八三〇	六、 一一六	一、 八九七	七、 三一六	九五〇	三、 六五九	二、 八四八	九八九

金子 敏一	金子 隆	加藤 貞雄	片山 礼子	片山 勲	恩田 重信	小野原 正雄	小野原 新吉	小野田 義久	小野田 博哲	小野田 昇
埼玉県加須市麦倉 三百二十一番地	埼玉県加須市麦倉 三百三十九番地	埼玉県加須市道目 二百六十九番地	埼玉県加須市麦倉 二百十五番地	埼玉県加須市麦倉 三百十番地	埼玉県加須市道目 百四番地	埼玉県加須市道目 千五百七十二番地 二	埼玉県加須市道目 千五百六十五番地	埼玉県加須市道目 五百六十三番地	埼玉県加須市道目 三百二十一番地	埼玉県加須市道目 百九十四番地
埼玉県加須市麦倉 字本村上三百八十 九番一ほか十筆	埼玉県加須市麦倉 字本村七十四番一 ほか十三筆	埼玉県加須市北平 野字田島四百十三 番一ほか十一筆	埼玉県加須市麦倉 字本村二百四十七 番一	埼玉県加須市麦倉 字本村上三百九十 五番ほか八筆	埼玉県加須市道目 字上大道下八百八 十五番一ほか四筆	埼玉県加須市道目 字新堀外八百十三 番一ほか三十五筆	埼玉県加須市北平 野字田島四百十四 番一ほか七十三筆	埼玉県加須市道目 字新堀外八百六番 一ほか三筆	埼玉県加須市道目 字中大道下千四十 八番一ほか九筆	埼玉県加須市道目 字下大道上千百二 十八番一ほか六筆
七、 二八七	八、 九三二	一一、 三〇六	一、 五五三	七、 一三四	三、 八〇八	三六、 三一六	七九、 八〇九	四、 六九二	一〇、 二一四	四、 八九五

栗原 淳	倉上 晃子	久保田 純	木村 達夫	川島 孝夫	株式会社はぎは ら農園	株式会社彩北ア グリおとおとね	株式会社かぞ農 業公社	株式会社おぐら ライス	株式会社おおや 農園	金子 操
埼玉県加須市細間 三百六十七番地	埼玉県加須市柳生 二千二十三番地二	埼玉県加須市細間 六百三十三番地	埼玉県加須市道目 六百二十九番地	埼玉県加須市平永 千百九番地一	埼玉県加須市栄二 千四百八十八番地	埼玉県加須市北大 桑千六十一番地	埼玉県加須市大越 千七百八番地一	埼玉県加須市栄二 千四百二十番地	埼玉県加須市栄千 四百三十四番地	埼玉県加須市麦倉 三百四十番地
埼玉県加須市道目 字上大道下八百七 十四番一ほか十筆	埼玉県加須市飯積 字須賀二百八十二 番一ほか五筆	埼玉県加須市細間 字野新田千七番一 ほか一筆	埼玉県加須市道目 字新堀外八百四番 一	埼玉県加須市道地 字七反地九百七十 七番一	埼玉県加須市飯積 字五反田七百五十 八番ほか三十八筆	埼玉県加須市道目 字中大道下千十三 番一	埼玉県加須市道目 字下大道上千百八 番一ほか五筆	埼玉県加須市麦倉 字本村百二十五番 四ほか五十二筆	埼玉県加須市麦倉 字本村上三百六十 二番一ほか二十筆	埼玉県加須市麦倉 字本村上三百二十 六番一ほか十三筆
七、 七一〇	二、 九六七	八九六	九六一	五一五	三〇、 三七〇	一、 七八四	八、 三四九	四四、 九四四	一四、 二八二	一一、 五四八

齊藤 忠衛	齊藤 清	齋藤 哲	齋藤 貞子	小谷野 好正	小室 正明	小室 常八	小室 辰雄	小島 光雄	栗原 肇	栗原 積也
埼玉県加須市細間 五百十四番地	埼玉県加須市細間 百十三番地一	埼玉県加須市細間 六百七番地	埼玉県加須市旗井 千百七十五番地	埼玉県加須市北平 野百五十番地一	埼玉県加須市麦倉 三百番地二	埼玉県加須市麦倉 三百十七番地	埼玉県加須市麦倉 三百十六番地	埼玉県加須市道目 百十九番地	埼玉県加須市細間 千百十八番地	埼玉県加須市道目 七百五十五番地三
埼玉県加須市細間 字五町田七百七十 二番一ほか三筆	埼玉県加須市細間 字五町田七百九十 六番一ほか四筆	埼玉県加須市細間 字野新田九百三十 八番一	埼玉県加須市細間 字平野道上千六十 八番一ほか一筆	埼玉県加須市北平 野字田島四百番一 ほか三筆	埼玉県加須市麦倉 字本村南六百五十 六番ほか二筆	埼玉県加須市麦倉 字本村南五百十三 番ほか二筆	埼玉県加須市麦倉 字本村七十六番一 ほか一筆	埼玉県加須市道目 字下大道上千百九 十二番一ほか二筆	埼玉県加須市道目 字上大道下八百六 十四番一ほか二十 七筆	埼玉県加須市道目 字新堀外七百八十 六番一ほか二筆
二、 四四八	三、 五八九	九九五	一、 七九六	四、 四六七	二、 四四七	二、 八九五	一、 八八四	二、 〇五〇	二五、 三三四	一、 八四九

篠崎 一重	篠崎 栄次	篠崎 明	眞田 進一	佐藤 充宏	佐藤 博	佐藤 忠一	佐藤 高雄	佐藤 昭雄	齊藤 真	齊藤 唯男
埼玉県加須市道目 六百六十八番地	埼玉県加須市道目 五百九十四番地	埼玉県加須市道目 六百九十二番地	埼玉県加須市中種 足千八百八十六番地	埼玉県加須市飯積 四百七十五番地二	埼玉県加須市飯積 四百五十九番地	埼玉県加須市飯積 三百八十番地	埼玉県加須市飯積 五百六十番地一	埼玉県加須市飯積 五百六十四番地	埼玉県加須市旗井 一丁目三番地四	埼玉県加須市細間 三百四十六番地
埼玉県加須市道目 字上大道下九百十 八番一ほか四筆	埼玉県加須市道目 字上大道下九百二 番一ほか三筆	埼玉県加須市道目 字上大道下九百四 十九番一ほか四筆	埼玉県加須市中種 足四千十七番	埼玉県加須市飯積 字北悪戸三十七番 ほか二筆	埼玉県加須市麦倉 字本村上二百九十 二番ほか八筆	埼玉県加須市飯積 字須賀三百十番	埼玉県加須市飯積 字山越五百二番一 ほか六筆	埼玉県加須市飯積 字山越五百十七番 一ほか二筆	埼玉県加須市道目 字新堀外八百十五 番一ほか九筆	埼玉県加須市細間 字野新田九百五十 六番一ほか四筆
三、 七五一	三、 五〇九	四、 一八一	一、 七五三	二、 三二九	七、 二二四	六九七	六、 二三二	一、 五四五	五、 九一七	四、 九七五



須藤 福市	須藤 秀雄	鈴木 幸雄	鈴木 昭二	杉山 榮一	下山 房巳	島田 久史	柴田 健二	篠崎 隆次	篠崎 俊彦	篠崎 一男
埼玉県加須市麦倉 四百七番地一	埼玉県加須市麦倉 三百三十五番地	埼玉県加須市琴寄 二百八十七番地三	埼玉県加須市下種 足五百八十四番地	埼玉県加須市柳生 二千七百九番地	埼玉県加須市柳生 四十七番地	埼玉県加須市道目 四百九番地一	埼玉県加須市麦倉 九十六番地一	埼玉県加須市道目 六百二十番地三	埼玉県加須市道目 六百四十七番地	埼玉県加須市道目 六百四十二番地一
埼玉県加須市麦倉 字本村上三百十九 番一ほか五筆	埼玉県加須市麦倉 字本村上四百二番 一	埼玉県加須市北平 野字田島三百九十 八番一ほか三十三 筆	埼玉県加須市中種 足三千七百九十九 番	埼玉県加須市麦倉 字本村南四百三十 四番一ほか三筆	埼玉県加須市麦倉 字本村東千三百五 十番ほか二筆	埼玉県加須市道目 字上大道下八百八 十番二ほか四筆	埼玉県加須市麦倉 字本村九十一番一 ほか四筆	埼玉県加須市道目 字上大道下九百四 十一番一ほか六筆	埼玉県加須市道目 字上大道下九百二 十九番一ほか六筆	埼玉県加須市道目 字新堀外七百七十 六番一ほか三筆
三、 八一二	七 六七	三一、 七四八	八 五七	三、 五二二	一、 九七五	五、 九九三	三、 六四二	七、 四七九	五、 四五〇	三、 三三九

高橋 雅一	高澤 光雄	臺 正知	臺 祀夫	臺 高治	臺 健二	染谷 博	染谷 昇	須長 勇一	須長 稔	須藤 泰広
埼玉県加須市駒場 四百六十四番地三	埼玉県加須市砂原 五百四十二番地	埼玉県加須市細間 三百二十六番地	埼玉県加須市下種 足三十六番地	埼玉県加須市細間 五百十八番地	埼玉県加須市細間 三百二十四番地三	埼玉県加須市北平 野二百二十三番地 一	埼玉県加須市北平 野二百七十七番地	埼玉県加須市麦倉 三百十二番地	埼玉県加須市麦倉 三百十二番地	埼玉県加須市麦倉 三百七十五番地
埼玉県加須市駒場 字駒場十七番一ほか 十二筆	埼玉県加須市北平 野字田島三百九十 二番一ほか一筆	埼玉県加須市細間 字野新田九百十三 番一	埼玉県加須市下種 足千四番ほか一筆	埼玉県加須市細間 字野新田九百五十 一番一ほか一筆	埼玉県加須市道目 字上大道上八百四 十七番一ほか三筆	埼玉県加須市北平 野字田島三百九十 番一ほか四筆	埼玉県加須市北平 野字田島三百九十 七番一ほか三筆	埼玉県加須市麦倉 字本村上三百九十 四番一ほか一筆	埼玉県加須市麦倉 字本村上四百十番 一ほか十一筆	埼玉県加須市麦倉 字本村上三百三十 番一ほか十筆
一三、 三一 二	一、 八九 六	三六 八	一〇、 〇一 二	九六 二	二、 一〇 六	五、 六八 二	四、 七六 七	一、 五一 〇	九、 〇四 九	九、 六〇 二

野中 保志	野中 浩	根岸 哲夫	中野 雄司	長塚 可也	中澤 薫	内藤 武	鳥海 実	鳥海 一男	田代 地都子	田口 長正
埼玉県加須市飯積 三百八十七番地	埼玉県加須市飯積 三百八十四番地	埼玉県加須市外川 四百四十七番地三	埼玉県加須市栄千 九百三十九番地	埼玉県加須市飯積 六百八十二番地一	埼玉県加須市細間 二百七十三番地一	埼玉県加須市川口 二丁目十六番四十 六号	埼玉県加須市道目 四百三十七番地	埼玉県加須市北平 野百八十七番地	埼玉県加須市道目 六十五番地	埼玉県加須市小野 袋千八十三番地
埼玉県加須市飯積 字須賀二百七十七 番ほか三筆	埼玉県加須市飯積 字中新田千百八十 七番ほか七筆	埼玉県加須市外川 字松原三百二十四 番	埼玉県加須市栄字 中二千二百二十九 番	埼玉県加須市飯積 字中新田千六十一 番一ほか三筆	埼玉県加須市細間 字野新田千三十五 番一ほか四筆	埼玉県加須市細間 字野新田九百三十 一番一	埼玉県加須市道目 字中大道上九百九 十二番一ほか六筆	埼玉県加須市北平 野字田島四百三十 四番一ほか一筆	埼玉県加須市道目 字中大道上九百八 十七番二	埼玉県加須市麦倉 一本村東千四百番 一
二、 六五三	六、 二八三	九九五	八八九	一、 七二一	三、 九八八	一、 四四四	八、 三四〇	二、 二五四	三八四	一、 二一七

宮田 勝行	松本 慎一	松村 馨	平井 榮	平井 喜一朗	針ヶ谷 敏雄	針ヶ谷 誠一	羽鳥 正司	羽鳥 久江	橋本 房子	野原 秀次
埼玉県加須市細間 二百五十番地	埼玉県加須市砂原 千七十三番地三	埼玉県加須市中種 足二千百九十七番 地一	埼玉県加須市飯積 千九十六番地	埼玉県加須市飯積 千百八十五番地	埼玉県加須市道目 六百三十四番地	埼玉県加須市道目 七百一番地	埼玉県加須市飯積 六百九番地一	埼玉県加須市飯積 五百五十三番地三	埼玉県加須市北平 野三百六十一番地 四	埼玉県加須市砂原 二千百三十九番地
埼玉県加須市細間 字野新田九百三十 四番一ほか五筆	埼玉県加須市細間 字平野道上千六十 九番一	埼玉県加須市中種 足三千九百七十一 番	埼玉県加須市麦倉 字本村南五百九十 五番ほか八筆	埼玉県加須市飯積 字南戸羽打千二百 二十番一ほか二筆	埼玉県加須市道目 字上大道上八百五 十番一ほか三筆	埼玉県加須市道目 字上大道下八百五 十五番一ほか二筆	埼玉県加須市飯積 字山越五百八十番	埼玉県加須市麦倉 字本村二百九十番 一	埼玉県加須市北平 野字田島四百二十 九番一	埼玉県加須市細間 字野新田九百四十 三番一ほか二筆
五、 〇九一	八一二	四、 三三一	四、 八〇七	一、 一六二	一、 八二三	二、 三八一	三三七	四六四	九五四	一、 三五一

若山 幸夫	若林 清	吉田 健一	吉澤 安夫	横島 要子	山下 達男	山岸 義治	山岸 光二	山岸 和男	柳田 浩	森戸 政己
埼玉県加須市戸室 千百七十四番地四	埼玉県加須市上高 柳九百六十七番地 一	埼玉県加須市阿佐 間四百七十番地	埼玉県加須市細間 千九十九番地	埼玉県加須市道目 二百七十一番地	埼玉県加須市細間 百八十二番地	埼玉県加須市麦倉 九百七十七番地	埼玉県加須市麦倉 二百十二番地	埼玉県加須市麦倉 三百四十四番地一	埼玉県加須市細間 五百八十三番地	埼玉県加須市飯積 千七百七十九番地
埼玉県加須市戸室 字十一番八百十五 番二	埼玉県加須市上高 柳字柳下千四番二 ほか二筆	埼玉県加須市道目 字上大道下八百九 十五番一	埼玉県加須市道目 字上大道下八百五 十二番二ほか八筆	埼玉県加須市道目 字下大道上千百六 十番一	埼玉県加須市道目 字中大道下千十八 番一ほか三十一筆	埼玉県加須市麦倉 字築道千九十三番 一ほか二筆	埼玉県加須市麦倉 字本村七十七番二 ほか十一筆	埼玉県加須市麦倉 字本村二百八十七 番一ほか十筆	埼玉県加須市道目 字新堀外七百七十 五番一ほか六筆	埼玉県加須市麦倉 字本村南六百三十 八番一ほか十七筆
三二二	一、 五一七	九四九	八、 九二二	八三四	二二、 八四四	一、 九九五	六、 七五六	九、 七三一	八、 〇〇〇	九、 三一八

荻野 浩	小賀野 昇	小賀野 進	小賀野 啓一	小賀野 勝男	粳田 平一郎	池田 道保	渡邊 祐吉	渡邊 源四郎	渡辺 憲一	渡辺 和野
一 埼玉県本庄市児玉 町蛭川九十七番地	埼玉県本庄市児玉 町下浅見八百八十 四番地	埼玉県本庄市児玉 町下浅見五百七十 四番地二	埼玉県本庄市児玉 町下浅見七百二十 番地二	埼玉県本庄市児玉 町下浅見九百十番 地	埼玉県本庄市児玉 町下浅見六百五十 一番地	埼玉県本庄市児玉 町吉田林三百七番 地三	埼玉県加須市飯積 五百四十七番地	埼玉県加須市細間 八百五十九番地	埼玉県加須市飯積 五百五十番地一	埼玉県加須市飯積 五百三十三番地一
埼玉県本庄市児玉 町入浅見字南田二 十五番ほか十一筆	埼玉県本庄市児玉 町下浅見字西田五 百三十七番ほか七 筆	埼玉県本庄市児玉 町下浅見字西ノ前 七百八十番一ほか 四筆	埼玉県本庄市児玉 町下浅見字竹ノ越 十二番ほか四筆	埼玉県本庄市児玉 町入浅見字日延千 百五十一番ほか十 五筆	埼玉県本庄市児玉 町下浅見字柳ノ町 七十二番ほか二筆	埼玉県本庄市児玉 町上真下字向田十 二番ほか一筆	埼玉県加須市麦倉 字本村上二百九十 七番一ほか七筆	埼玉県加須市細間 字野新田八百八十 九番一ほか四筆	埼玉県加須市麦倉 字本村上三百六番 一ほか八筆	埼玉県加須市麦倉 字本村上三百一 番ほか九筆
二二、 四一一	一三、 七三四	七、 八六九	九、 九五八	二四、 七四七	二、 一七八	三、 七一一	五、 七四九	三、 三四九	四、 六七〇	六、 八三四

ひびきの農産株式会社	日向 正悟	関根 安男	坂爪 裕	齊藤 勇	小林 誠	久保 隆信	木村 雅之	木村 教悟	木村 保	小沢 昭次郎
埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目十四番一号	埼玉県本庄市柏二丁目二番地十五	埼玉県本庄市児玉町下浅見四百五十三番地	埼玉県本庄市児玉町蛭川百五十三番地	埼玉県本庄市児玉町下浅見四百四十八番地三	埼玉県本庄市児玉町高関二十八番地一	埼玉県本庄市児玉町下浅見六百八十九番地一	埼玉県本庄市児玉町蛭川千八百八十四番地四	埼玉県本庄市児玉町蛭川九百七十六番地三	埼玉県本庄市児玉町入浅見九百十三番地一	埼玉県本庄市児玉町蛭川九百六十六番地一
埼玉県本庄市児玉町入浅見字南田一番ほか百九十五筆	埼玉県本庄市児玉町下浅見字西ノ前五百九十番ほか一筆	埼玉県本庄市児玉町下浅見字竹ノ越二十九番ほか三筆	埼玉県本庄市児玉町入浅見字日延千五百十三番二ほか二十六筆	埼玉県本庄市児玉町下浅見字中力田九十五番ほか一筆	埼玉県本庄市児玉町蛭川字金鑽林千四十三番ほか三筆	埼玉県本庄市児玉町下浅見字竹ノ越三十七番ほか二筆	埼玉県本庄市児玉町入浅見字日延千四百十三番ほか七筆	埼玉県本庄市児玉町入浅見字四丁町六百六十六番一ほか十三筆	埼玉県本庄市児玉町入浅見字南田一番ほか百十六筆	埼玉県本庄市児玉町入浅見字日延千七百五十五番二ほか七筆
三一五、九九九	三、四二三	七、一〇四	五四、三九一	五、九一〇	九、〇九三	五、七一五	一九、八一二	一四、四四四	一七八、九六八	一六、五七〇

今成 英二	イオンアグリ創 造株式会社	飯塚 輝雄	飯塚 準一	荒川 廣之	新井 勇二	新井 雅雄	野口 文夫	分須 政士	山本 道雄	山本 博
一 埼玉県羽生市大字 上村君九十九番地	千葉県千葉市美浜 区中瀬一丁目五番 地一	埼玉県羽生市大字 尾崎九百四十六番 地	埼玉県羽生市大字 尾崎七百四十四番 地	埼玉県羽生市大字 藤井上組千二百八 十七番地	埼玉県羽生市大字 上村君八百七十二 番地	埼玉県羽生市大字 稲子五百二十五番 地	一 埼玉県春日部市立 野七百二十四番地	埼玉県本庄市児玉 町蛭川八百十九番 地一	埼玉県本庄市児玉 町入浅見九百二十 六番地一	埼玉県本庄市児玉 町入浅見九百十五 番地三
埼玉県羽生市大字 上村君字冲前千七 百番一ほか一筆	埼玉県羽生市大字 上村君字冲前千六 百九十六番一ほか 二百五十三筆	埼玉県羽生市大字 尾崎字鶴指百三十 番ほか二筆	埼玉県羽生市大字 発戸字干谷七百五 十七番一ほか十筆	埼玉県羽生市大字 稲子字稲子前二百 四十四番	埼玉県羽生市大字 下村君字西田七百 五十四番一ほか三 筆	埼玉県羽生市大字 稲子字稲子前百五 十番ほか三筆	埼玉県春日部市榎 字川端六十四番ほ か二十七筆	埼玉県本庄市児玉 町蛭川字南街道四 百四十五番ほか二 筆	埼玉県本庄市児玉 町入浅見字伊勢谷 百七十番一ほか五 筆	埼玉県本庄市児玉 町入浅見字老丁田 四百四十九番ほか 十四筆
一、九一八	一七六、六一六	二、九九四	五、六九六	一、六六六	二、九二八	五、三九二	八八、〇六〇	一〇、二八四	七、七九〇	二四、九七七



木村 武司	尾花 幸男	落合 幸男	落合 基男	大塚 浩貴	大谷 淳次	大澤 寛利	大澤 平次	大澤 建一	大風 一郎	江森 滋男
埼玉県羽生市大字 発戸二千二百六十 三番地	埼玉県羽生市大字 三田ヶ谷五百八十 九番地一	埼玉県羽生市大字 上村君百二番地一	埼玉県羽生市大字 上川俣千百六十五 番地二	埼玉県羽生市大字 上川俣千百二十七 番地	埼玉県羽生市大字 稲子三百二十六番 地	埼玉県羽生市大字 本川俣八百八十四 番地	埼玉県羽生市大字 上新郷四千四百八 十三番地一	埼玉県羽生市大字 稲子千三百三十四 番地一	埼玉県羽生市大字 下岩瀬九百五十八 番地	埼玉県羽生市大字 三田ヶ谷二十五番 地
埼玉県羽生市大字 発戸字千谷八百二 十七番一ほか六筆	埼玉県羽生市大字 三田ヶ谷字宝蔵寺 五百九十二番ほか 二筆	埼玉県羽生市大字 上川俣字沖前千七 百六番一ほか二筆	埼玉県羽生市大字 上川俣字寄居六百 二十五番ほか一筆	埼玉県羽生市大字 上川俣字稻荷七百 二十二番ほか一筆	埼玉県羽生市大字 稲子字稲子前二百 六十三番ほか三筆	埼玉県羽生市大字 上川俣字大門千五 十一番	埼玉県羽生市大字 上新郷字堀返シ千 九十二番一ほか十 三筆	埼玉県羽生市大字 稲子字稲子前二百 五十八番ほか二筆	埼玉県羽生市大字 発戸字上り田四百 十七番ほか五筆	埼玉県羽生市大字 三田ヶ谷字本村六 十八番一ほか六筆
五、七〇一	五、二三五	一、六八四	三、五五一	七、八三六	三、四四一	二、〇五〇	四、三七三	三、二二八	五、七三〇	三、四六六

須永 利春	鈴木 孝	渋生田 博崇	五月女 進一	合同会社グリー ンリーフ	小林 容彰	小林 孝充	小菅 夏江	黒田 正巳	栗原 貞夫	草野 正明
埼玉県羽生市大字 発戸千四百十一番 地	埼玉県羽生市南羽 生四丁目二十番地 四	埼玉県羽生市大字 上新郷九十九番地 一	埼玉県羽生市大字 今泉三十一番地	埼玉県行田市大字 須加三百十八番地	埼玉県羽生市大字 稲子千二百二十八 番地一	埼玉県羽生市大字 上新郷八百五十一 番地	埼玉県羽生市大字 今泉五百二十一番 地二	埼玉県羽生市大字 尾崎九百三番地	埼玉県羽生市大字 上村君二百二十三 番地三	埼玉県羽生市大字 今泉二百六十四番 地
埼玉県羽生市大字 発戸字干谷八百六 十七番一ほか三筆	埼玉県羽生市大字 須影字下川田二百 七十四番一ほか四 筆	埼玉県羽生市大字 上新郷字野合四百 番ほか六筆	埼玉県羽生市大字 今泉字西原六十四 番一ほか八十九筆	埼玉県羽生市大字 上川俣字道畑五十 七番ほか八十七筆	埼玉県羽生市大字 稲子字稲子前百二 十八番一ほか三十 一筆	埼玉県羽生市大字 上新郷字保井六百 四十四番一ほか五 筆	埼玉県羽生市大字 今泉字大口二百二 十四番ほか三十二 筆	埼玉県羽生市大字 尾崎字北尾崎七百 九十一番ほか一筆	埼玉県羽生市大字 上村君字沖前千六 百八十九番一ほか 五十六筆	埼玉県羽生市大字 発戸字芝原五百五 十七番一ほか十七 筆
三、 八二四	三、 一六六	一八、 六八七	五八、 〇三九	九五、 八四七	四一、 六二二	六、 〇〇〇	八、 二五六	九九八	四〇、 二〇七	一〇、 三九〇

関根 宏	関根 敏郎	関根 達夫	関根 伸一	関口 光男	関口 正夫	関口 房男	関口 貞雄	関口 耕市	関口 克雄	諏訪 哲一
埼玉県羽生市大字 上新郷千七百三番 地	埼玉県羽生市大字 上新郷百十五番地	埼玉県羽生市大字 上新郷二百四番地 一	埼玉県羽生市大字 上新郷九十八番地 一	埼玉県羽生市大字 上川俣千四百十四 番地	埼玉県羽生市大字 上川俣千四百四十 一番地	埼玉県羽生市大字 上川俣千四百十二 番地	埼玉県羽生市大字 上川俣百十番地	埼玉県羽生市大字 上川俣九十七番地	埼玉県羽生市大字 上川俣千九十一番 地一	埼玉県羽生市大字 稲子千二百八十六 番地
埼玉県羽生市大字 上新郷字中新田西 八百七十四番ほか 四筆	埼玉県羽生市大字 上新郷字野分二百 九十四番ほか三筆	埼玉県羽生市大字 上新郷字野分二百 四十一番ほか八筆	埼玉県羽生市大字 上新郷字野分三百 三十七番ほか十三 筆	埼玉県羽生市大字 上川俣字道畑十七 番ほか三筆	埼玉県羽生市大字 上川俣字道畑百三 十七番ほか一筆	埼玉県羽生市大字 上川俣字道畑十六 番一ほか九筆	埼玉県羽生市大字 上川俣字道畑四番 ほか十三筆	埼玉県羽生市大字 上川俣字道畑九十 五番	埼玉県羽生市大字 上川俣字寄居五百 八十五番ほか五筆	埼玉県羽生市大字 稲子字稲子前二百 六十一番ほか一筆
六、 九六八	八、 五〇〇	一五、 六七二	一八、 七三六	六、 一〇九	六、 三九二	二三、 〇三一	二〇、 〇二六	二、 六四七	八、 七三九	一、 八三七

長澤 栄一	戸山 正孝	富岡 丈治	出井 稔	田部井 政明	田沼 恒春	笈田 美秋	武村 幸男	田口 政夫	高田 保	関根 ゆり子
埼玉県羽生市大字 尾崎五百八十五番 地	埼玉県羽生市大字 今泉九百十三番地 一	埼玉県羽生市大字 上新郷二十九番地	埼玉県羽生市大字 上村君千九百四十 七番地	埼玉県羽生市大字 上村君六十九番地 一	埼玉県羽生市大字 稲子千二百二十二 番地	埼玉県羽生市大字 発戸百三十番地	埼玉県羽生市大字 上川俣千三百七十 八番地二	埼玉県羽生市大字 上川俣五百四十八 番地一	埼玉県羽生市大字 小須賀九百五十二 番地	埼玉県羽生市大字 上新郷六十八番地
埼玉県羽生市大字 稲子字稲子前百十 八番一ほか五十二 筆	埼玉県羽生市大字 発戸字芝原五百八 十九番一ほか十五 筆	埼玉県羽生市大字 上新郷字野分三百 六番ほか四筆	埼玉県羽生市大字 発戸字干谷九百十 七番一ほか六筆	埼玉県羽生市大字 発戸字上り田四百 十二番ほか四筆	埼玉県羽生市大字 尾崎字鶴指百八十 四番一ほか二筆	埼玉県羽生市大字 発戸字干谷八百五 十七番一ほか九筆	埼玉県羽生市大字 上川俣字道畑六十 四番ほか一筆	埼玉県羽生市大字 上川俣字寄居五百 四十四番ほか三筆	埼玉県羽生市大字 上川俣字道畑六十 一番	埼玉県羽生市大字 上新郷字野分三百 十五番ほか十五筆
五八、 二六七	八、 六七五	八、 九九九	三、 七二一	四、 七二四	三、 三五七	四、 二八二	四、 二〇九	九、 四五九	三、 三五八	二八、 二八〇

平井 煌一	原口 敏男	早川 美佐男	早川 周一	長谷川 善広	長谷川 憲史	萩原 堅治	根岸 秀明	根岸 一文	西田 昭一	中村 猛
埼玉県羽生市大字 下村君二千二百七 十二番地一	埼玉県羽生市大字 稲子千三百十一番 地一	埼玉県羽生市大字 上川俣五百三番地 一	埼玉県羽生市大字 上川俣五百番地一	埼玉県羽生市大字 発戸八百九十一番 地三	埼玉県羽生市大字 稲子五百二十九番 地	埼玉県羽生市大字 尾崎八百四十四番 地	埼玉県羽生市大字 上川俣千百六十五 番地一	埼玉県羽生市大字 今泉四百六十九番 地	埼玉県羽生市大字 藤井上組千百十九 番地	埼玉県羽生市大字 今泉千百三十四番 地
埼玉県羽生市大字 下村君字砂田千四 百十九番ほか四筆	埼玉県羽生市大字 稲子字稲子前二百 五十二番ほか六筆	埼玉県羽生市大字 上川俣字寄居五百 八番ほか一筆	埼玉県羽生市大字 上川俣字道畑百七 十六番ほか三筆	埼玉県羽生市大字 発戸字干谷七百七 十八番一ほか三筆	埼玉県羽生市大字 稲子字稲子前百三 十四番ほか九筆	埼玉県羽生市大字 尾崎字北尾崎七百 九十五番一ほか一 筆	埼玉県羽生市大字 上川俣字寄居六百 十四番ほか一筆	埼玉県羽生市大字 今泉字大口二百三 十番一ほか百十二 筆	埼玉県羽生市大字 稲子字稲子前二百 四十五番	埼玉県羽生市大字 今泉字大房千七百 七十二番ほか一筆
五、 〇〇〇	五、 四六九	三、 三九三	九、 四三二	三、 七七一	一一、 二八五	一、 一四〇	五、 七八六	七九、 四五七	一、 一四〇	一、 一一六

松井 広文	松井 茂	増田 政男	増田 久雄	増田 敏彦	増田 利雄	増田 一幸	増田 彰男	間篠 仁史	堀口 倉由	保高 近松
埼玉県羽生市大字 発戸千二百一番地	埼玉県羽生市大字 発戸千百五番地	埼玉県羽生市大字 上川俣千三百八十 三番地一	埼玉県羽生市大字 上川俣千百五十九 番地	埼玉県羽生市大字 上川俣二百八十四 番地	埼玉県羽生市大字 上川俣千百七十七 番地一	埼玉県羽生市大字 上川俣千四百六番 地一	埼玉県羽生市大字 上村君二百三十五 番地一	埼玉県羽生市大字 南羽生三丁目二十 六番二 四百一	埼玉県羽生市大字 上川俣四百七十番 地	埼玉県羽生市大字 発戸二千十番地
埼玉県羽生市大字 発戸字干谷七百十 三番一ほか四筆	埼玉県羽生市大字 発戸字原四百三十 四番ほか六筆	埼玉県羽生市大字 上川俣字道畑五番 ほか九筆	埼玉県羽生市大字 上川俣字寄居六百 一番ほか三筆	埼玉県羽生市大字 上川俣字道畑五十 五番	埼玉県羽生市大字 上川俣字寄居五百 五十七番ほか二筆	埼玉県羽生市大字 上川俣字道畑百三 十五番一ほか二十 五筆	埼玉県羽生市大字 上村君字沖前千七 百八番一ほか三筆	埼玉県羽生市大字 上手子林字辻七百 五十四番一ほか三 百十五筆	埼玉県羽生市大字 上川俣字寄居五百 四十二番ほか三筆	埼玉県羽生市大字 発戸字原二百七十 四番一ほか九筆
三、 八六七	二、 八二一	二二、 四八五	八、 七〇四	九九四	三、 二九一	五六、 四五七	三、 八〇七	一五八、 二一八	八、 一〇四	六、 六九二

市川 和宏	飯塚 正章	飯塚 孝弘	飯塚 貴夫	飯塚 定由	飯塚 榮一	山田 和男	山下 直助	山崎 登	山崎 信一	松井 栄次郎
埼玉県深谷市江原 九百八番地	埼玉県深谷市江原 三百五十九番地	埼玉県深谷市江原 三百六十五番地	埼玉県深谷市江原 四百三番地	埼玉県深谷市江原 三百五十八番地一	埼玉県深谷市江原 四百四番地	福島県双葉郡双葉 町大字山田字北田 百四十八番地	埼玉県羽生市大字 尾崎七百六十一番 地	埼玉県羽生市大字 上川俣四百六十番 地	埼玉県羽生市大字 尾崎八百七十三番 地	埼玉県羽生市大字 三田ヶ谷六百二十 二番地
埼玉県深谷市江原 字南牛蒡ヶ谷戸百 六十四番一ほか十 八筆	埼玉県深谷市江原 字魔利支天九十三 番一ほか十二筆	埼玉県深谷市江原 字南牛蒡ヶ谷戸百 五十一番ほか十筆	埼玉県深谷市江原 字東谷田三百九十 九番一ほか四筆	埼玉県深谷市江原 字東谷田四百十一 番	埼玉県深谷市江原 字西谷田四百八十 六番ほか二筆	埼玉県羽生市大字 下手子林字北耕地 二千四百七十九番 一ほか四筆	埼玉県羽生市大字 尾崎字北尾崎七百 八十二番ほか九筆	埼玉県羽生市大字 上川俣字道畑百六 十四番一ほか二筆	埼玉県羽生市大字 尾崎字北尾崎七百 九十六番一ほか一 筆	埼玉県羽生市大字 弥勒字才塚七十六 番ほか三筆
一九、三六六	一二、四一六	一〇、一一八	八、九二〇	一、〇四二	二、九三六	二、九三〇	三、二七三	三、七三五	一、三三一	五、三六一

尾島 利正	岡 昌之	大島 清	大澤 充	江森 斎	江黒 治男	江黒 昇	江黒 禎一	江黒 邦夫	浦野 俊光	市川 武邦
埼玉県熊谷市永井 太田千八十四番地	埼玉県深谷市江原 三百七十九番地三	埼玉県熊谷市永井 太田八百九十六番 地一	埼玉県深谷市堀米 百五十六番地一	埼玉県深谷市江原 三百四十四番地	埼玉県深谷市江原 九百三十九番地	埼玉県深谷市堀米 百四十四番地	埼玉県熊谷市永井 太田八百九十一番 地	埼玉県熊谷市永井 太田千百十四番地	埼玉県深谷市堀米 二百三十七番地十	埼玉県深谷市江原 九百十一番地
埼玉県深谷市江原 字大天獏三十二番 二	埼玉県深谷市江原 字南前久保五百三 十一番一	埼玉県深谷市江原 字大天獏四十六番 一ほか二筆	埼玉県深谷市江原 字東富士宮二百八 十番ほか一筆	埼玉県深谷市江原 字大天獏二十二番 ほか十五筆	埼玉県深谷市江原 字南牛蒡ヶ谷戸百 八十一番ほか四筆	埼玉県深谷市堀米 字堀向三番一	埼玉県深谷市江原 字大天獏四十九番 一ほか一筆	埼玉県深谷市江原 字魔力支天六十八 番一	埼玉県深谷市堀米 字堀向九番一	埼玉県深谷市江原 字大天獏四十番ほ か十一筆
七五六	八七	三、 一八四	三、 六九〇	一四、 八五八	四、 四七二	三八六	一、 三七七	六八五	五一三	一四、 七六四



小暮 友也	小暮 賢一	小暮 彰	河野 和功	栗原 茂則	倉上 康弘	倉上 実	株式会社ヨシミ アグリビジネス	掛川 進	小田 勉	尾島 宏
埼玉県深谷市江原 九百六十七番地二	埼玉県深谷市江原 九百六十七番地一	埼玉県深谷市蓮沼 三百九十九番地一	埼玉県深谷市本田 四百五十九番地	埼玉県深谷市堀米 二百三番地	埼玉県深谷市堀米 二百四十六番地	埼玉県深谷市堀米 二百四十三番地	埼玉県熊谷市問屋 町二丁目四番十八 号ソシオ熊谷情報 センタービル五F	埼玉県熊谷市永井 太田千四百八十七 番地	埼玉県深谷市本田 二千六百六十九番地	埼玉県熊谷市永井 太田千八十九番地 一
埼玉県深谷市江原 字大天獏十二番ほ か八筆	埼玉県深谷市江原 字大天獏六番ほ か八筆	埼玉県深谷市江原 字東谷田四百九番	埼玉県深谷市本田 字後四百二番ほ か二筆	埼玉県深谷市江原 字西谷田四百七十 二番二	埼玉県深谷市江原 字大天獏三番一ほ か四十三筆	埼玉県深谷市江原 字大天獏十三番ほ か十一筆	埼玉県深谷市本田 字宿千八百五十二 番ほか一筆	埼玉県深谷市江原 字大天獏九番ほ か三筆	埼玉県深谷市本田 字北篠場三千百二 十一番二ほか三筆	埼玉県深谷市江原 字大天獏四十五番 一
一三、 四〇七	一二、 四七九	八七一	六、 三九四	一、 三九九	五一、 一九九	一五、 八二二	三、 二四四	三、 五五二	三、 〇四五	一、 七七一

坂田 克司	斉藤 公治	小林 芳子	小林 盛吾	小林 均	小林 秀夫	小林 敏男	小林 正嗣	小林 高二	小林 敬正	小林 章夫
埼玉県深谷市石塚 五百七十八番地	埼玉県熊谷市間々 田六百九十三番地 一	埼玉県深谷市江原 三百六十三番地二 一	埼玉県深谷市江原 八百九十六番地一	埼玉県深谷市江原 八百七十番地	埼玉県深谷市江原 七十四番地二	埼玉県深谷市江原 二百四十九番地一	埼玉県深谷市江原 八百七十一番地一	埼玉県深谷市江原 八百七十三番地三	埼玉県深谷市江原 八百九十五番地一	埼玉県深谷市本田 三千七百七十二番 地四
埼玉県深谷市江原 字魔力支天百二十 一番三ほか一筆	埼玉県深谷市江原 字大天狛十一番ほ か一筆	埼玉県深谷市江原 字南前久保五百五 十九番	埼玉県深谷市江原 字北牛蒡ヶ谷戸百 九十四番ほか六筆	埼玉県深谷市江原 字北牛蒡ヶ谷戸二 百十八番	埼玉県深谷市江原 字魔力支天八十二 番二ほか三筆	埼玉県深谷市江原 字東富士宮二百六 十四番	埼玉県深谷市江原 字魔力支天百十八 番ほか十一筆	埼玉県深谷市江原 字魔力支天七十番 ほか十九筆	埼玉県深谷市江原 字魔力支天九十七 番ほか三筆	埼玉県深谷市本田 字前平方二千六百 十四番ほか七筆
一、 〇四七	二、 三二五	九七 一	五、 三〇〇	一、 四五七	三、 一二三	九二 三	一〇、 七三三	一四、 二五三	四、 六七二	九、 七八九

清水 茂	島田 功	渋沢 文雄	柴崎 文雄	柴崎 友和	柴崎 永雄	澤田 正行	坂田 良造	坂田 正行	坂田 忠司	坂田 金雄
埼玉県深谷市江原 八百八十四番地	埼玉県深谷市江原 三百六十七番地一	埼玉県深谷市堀米 二百三十七番地一	埼玉県深谷市江原 八百八十五番地	埼玉県深谷市江原 九百五十二番地一	埼玉県深谷市江原 九百五十四番地一	埼玉県深谷市蓮沼 三百九十六番地二一	埼玉県深谷市江原 九百四十九番地	埼玉県深谷市江原 九百十五番地一	埼玉県深谷市江原 九百十七番地一	埼玉県熊谷市永井 太田千八十五番地 一
埼玉県深谷市江原 字西豆柄八百七十 九番一	埼玉県深谷市江原 字南前久保五百二 十七番ほか一筆	埼玉県深谷市江原 字大天獏十番一ほ か一筆	埼玉県深谷市江原 字大天獏二十六番 ほか十筆	埼玉県深谷市江原 字大天獏二十九番 ほか十三筆	埼玉県深谷市江原 字大天獏五十八番 ほか五筆	埼玉県深谷市江原 字南前久保五百五 十七番	埼玉県深谷市江原 字大天獏五十六番 一ほか十四筆	埼玉県深谷市江原 字魔力支天七十七 番ほか三筆	埼玉県深谷市江原 字大天獏三番二ほ か八筆	埼玉県深谷市江原 字大天獏十番二ほ か一筆
二〇〇	二、〇一四	一、九一五	八、三五五	一四、二九四	六、七七九	一、一二七	一五、八八三	三、五九二	八、一一八	八四七

中野 英子	富田 実	田部谷 安夫	田沼 淳一	高橋 義治	高橋 正樹	高橋 久雄	高橋 昭夫	須藤 修身	杉本 公一	霜田 明彦
埼玉県熊谷市永井 太田千五十六番地	埼玉県深谷市長在 家千五百九十七番 地一	埼玉県熊谷市永井 太田千百六十四番 地	埼玉県熊谷市間々 田四十七番地	埼玉県深谷市江原 二百四十八番地一	埼玉県深谷市江原 二百四十八番地一	埼玉県深谷市江原 八百九十一番地	埼玉県深谷市江原 五百二十四番地	埼玉県深谷市堀米 二百十一番地一	埼玉県深谷市東方 三千二百九十三番 地一―三	埼玉県深谷市江原 三百九十八番地三
埼玉県深谷市江原 字大天獏六十一番	埼玉県深谷市江原 字南牛蒡ヶ谷戸百 七十九番ほか二筆	埼玉県深谷市江原 字大天獏三十九番 ほか一筆	埼玉県深谷市江原 字北牛蒡ヶ谷戸二 百三十四番ほか一 筆	埼玉県深谷市江原 字大天獏一番ほか 十七筆	埼玉県深谷市江原 字大天獏五番ほか 四十七筆	埼玉県深谷市江原 字大天獏三十八番 ほか十筆	埼玉県深谷市江原 字南前久保五百十 五番七ほか三筆	埼玉県深谷市江原 字南牛蒡ヶ谷戸百 五十三番一ほか十 五筆	埼玉県深谷市本田 字三ツ井五百二番	埼玉県深谷市江原 字南前久保五百六 十一番一ほか一筆
二、七―三	五、一―四八	三、二―八八	二、六―八三	一三、一―九四	四四、八―〇六	一一、六―二四	二、二―五一	一六、八―二一	一、六―〇五	九―〇四

峯岸 八重子	マルコーフーズ 株式会社	本田 孝夫	發師 政男	長谷川 秀明	長谷川 清	橋本 直也	橋本 源一	橋本 勝治	橋本 一良	根岸 明衛
埼玉県熊谷市永井 太田千六十六番地	埼玉県深谷市新戒 六百九十七番地一	埼玉県深谷市本田 二千二百七十七番 地一	埼玉県深谷市堀米 百九十一番地	埼玉県熊谷市籠原 南一丁目一番地一 四百五	埼玉県深谷市江原 九百五十七番地三	埼玉県深谷市江原 二百四十七番地	埼玉県深谷市堀米 二百三十五番地	埼玉県深谷市蓮沼 四百三十六番地	埼玉県深谷市江原 二百四十六番地	埼玉県深谷市新井 六百七十五番地一
埼玉県深谷市江原 字大天狹四十一番 ほか一筆	埼玉県深谷市本田 字宮ノ入六千三百 四十五番ほか一筆	埼玉県深谷市本田 字高岡千三十二番 一ほか三筆	埼玉県深谷市江原 字東富士宮二百七 十一番一ほか一筆	埼玉県深谷市江原 字大天狹三十三番 ほか二筆	埼玉県深谷市江原 字東富士宮二百八 十四番	埼玉県深谷市江原 字南牛蒡ヶ谷戸百 九十三番ほか一筆	埼玉県深谷市江原 字南前久保五百六 十番	埼玉県深谷市江原 字西谷田四百六十 八番一ほか一筆	埼玉県深谷市江原 字南牛蒡ヶ谷戸百 八十三番二ほか七 筆	埼玉県深谷市江原 字南牛蒡ヶ谷戸百 七十五番五ほか十 筆
二、 六四一	五、 三二八	七、 〇九九	一、 一二九	九、 九〇〇	九八六	一、 二二八	一、 五六三	二、 四三五	五、 七二八	五、 七四一

浅見 利雄	笠原 寿洋	森田 義政	森田 邦生	森田 和昭	株式会社CTI フロンティア	アルファイノベーション 株式会社	有限会社神扇農業 機械化センター	株式会社CTI フロンティア	有限会社ファーム ヤード	宮澤 俊江
埼玉県児玉郡神川 町大字肥土五百三十 番地	埼玉県秩父郡小鹿 野町般若百六十二 番地	埼玉県東松山市大 字大谷二千九百五 十三番地	埼玉県比企郡吉見 町大字北吉見九百 三十五番地	埼玉県比企郡吉見 町大字北吉見八百 三十六番地	東京都中央区日本 橋浜町三丁目二十 一番一号	埼玉県白岡市下大 崎千二百七十四番 地一	埼玉県幸手市大字 神扇千五百七十番 地	東京都中央区日本 橋浜町三丁目二十 一番一号	埼玉県深谷市血洗 島三百九十四番地	埼玉県熊谷市永井 太田千九十七番地
埼玉県児玉郡神川 町大字肥土字上善 正川原三十七番一 ほか一筆	埼玉県秩父郡小鹿 野町般若字上天王 四百三十七番一	埼玉県比企郡吉見 町大字西吉見二十 四番ほか五筆	埼玉県比企郡吉見 町大字北吉見字八 耕地五百九十五番 ほか三筆	埼玉県比企郡吉見 町大字北吉見字十 一耕地八百二十五 番	埼玉県白岡市柴山 字芝原二千五百六 十七番ほか九筆	埼玉県白岡市荒井 新田字上荒井ヶ崎 七百二十一番ほか 五筆	埼玉県幸手市大字 神扇字八反割六番 一ほか三筆	埼玉県久喜市菖蒲 町柴山枝郷字丸谷 千六百二十七番一 ほか八筆	埼玉県深谷市本田 字八幡二百七十七 番ほか十三筆	埼玉県深谷市江原 字北牛蒡ヶ谷戸百 九十九番二
四、 三五四	一、 八九七	一五、 〇六二	三、 一一七	二、 五〇五	四、 九六九	五、 六二三	七、 九四九	四、 六〇二	二一、 〇二二	一、 二四六

柿沼 勝利	折茂 唯久	落合 祐藏	奥原 四郎	岡野 義明	井上 良夫	伊藤 光雄	伊藤 静雄	荒木 輝雄	荒木 武昭	浅見 松久
埼玉県児玉郡神川 町大字関口三百六 十七番地	埼玉県児玉郡神川 町大字原新田十二 番地一	埼玉県児玉郡神川 町大字関口二百五 番地一	埼玉県児玉郡神川 町大字関口二百六 十四番地一	埼玉県児玉郡神川 町大字小浜二百六 十五番地	群馬県高崎市吉井 町岩崎二百七番地 四	埼玉県児玉郡神川 町大字関口百八十 番地一	埼玉県児玉郡神川 町大字関口百九十 三番地	埼玉県児玉郡神川 町大字関口二百十 五番地	埼玉県児玉郡神川 町大字関口二百三 十三番地	埼玉県児玉郡神川 町大字肥土五百六 十二番地
埼玉県児玉郡神川 町大字植竹字永正 寺百八番ほか十二 筆	埼玉県児玉郡神川 町大字関口字中瀬 五百五十二番ほか 一筆	埼玉県児玉郡神川 町大字関口字奥原 二百五十四番ほか 三筆	埼玉県児玉郡神川 町大字関口字奥原 二百四十九番ほか 五筆	埼玉県児玉郡神川 町大字植竹字蟹田 十六番	埼玉県児玉郡神川 町大字関口字奥原 二百九十四番ほか 二筆	埼玉県児玉郡神川 町大字植竹字下ノ 下田二百一番ほか 九筆	埼玉県児玉郡神川 町大字植竹字永正 寺百五番一ほか七 筆	埼玉県児玉郡神川 町大字植竹字下ノ 下田二百二番ほか 三筆	埼玉県児玉郡神川 町大字関口字奥原 二百四十六番ほか 八筆	埼玉県児玉郡神川 町大字肥土字中住 吉原六百三十六番
一四、 一七五	四、 一二〇	六、 三五四	一四、 二〇六	一、 六九七	五、 二一二	二一、 五七三	一三、 六七七	六、 二〇四	二三、 六〇一	二、 三七九

塩田 治人	塩田 繁藏	坂田 博之	齊藤 正晴	小峰 徳治	小井戸 英夫	神部 信義	神部 勝治	神久 誠	株式会社関東地 区昔がえりの会	加藤 雅頌
埼玉県児玉郡神川 町大字肥土四百六 十二番地一	埼玉県児玉郡神川 町大字肥土四百七 十六番地一	埼玉県児玉郡神川 町大字関口百八十 一番地一	埼玉県児玉郡神川 町大字植竹百二十 五番地二	埼玉県児玉郡神川 町大字植竹五百十 一番地	埼玉県児玉郡神川 町大字小浜五百七 十五番地	埼玉県児玉郡神川 町大字肥土四百四 十九番地	埼玉県児玉郡神川 町大字肥土五百四 十九番地一	埼玉県児玉郡神川 町大字肥土九百三 十一番地	埼玉県児玉郡上里 町大字勅使河原七 百十七番地	埼玉県児玉郡神川 町大字関口百七十 七番地
埼玉県児玉郡神川 町大字肥土中御 伊勢原八十三番ほ か三筆	埼玉県児玉郡神川 町大字関口字原 三百八十四番ほか 二十三筆	埼玉県児玉郡神川 町大字関口字間ノ 田三百三十五番ほ か二筆	埼玉県児玉郡神川 町大字植竹字永正 寺百二十一番	埼玉県児玉郡神川 町大字植竹字上下 田百六十六番	埼玉県児玉郡神川 町大字植竹字上西 田五十五番ほか六 筆	埼玉県児玉郡神川 町大字肥土字東前 田三百四十番ほか 五筆	埼玉県児玉郡神川 町大字関口字中瀬 五百五十三番ほか 二筆	埼玉県児玉郡神川 町大字肥土字東前 田三百四十九番ほ か四筆	埼玉県児玉郡神川 町大字肥土字上遠 屋敷五百六十五番 一ほか八筆	埼玉県児玉郡神川 町大字関口字奥原 二百八十番ほか八 筆
四、 五六四	三二、 四六九	八、 三二七	五七九	一、 四一三	一一、 八二一	一一、 三五一	九、 二七六	九、 一五四	一三、 九二八	一三、 八四一



根岸 一郎	貫井 良明	貫井 利知	中澤 萬喜夫	中沢 均	中沢 省三	中澤 邦男	田村 渉	田村 歓	進藤 誠一	清水 武
埼玉県児玉郡神川 町大字植竹千二百 九十六番地	埼玉県児玉郡神川 町大字貫井二百八 番地	埼玉県児玉郡神川 町大字植竹四百八 十五番地一	埼玉県児玉郡神川 町大字肥土九百四 十九番地	埼玉県児玉郡神川 町大字肥土二百四 十番地	埼玉県児玉郡神川 町大字肥土九百五 十五番地	埼玉県児玉郡神川 町大字肥土三百三 十六番地一	埼玉県児玉郡神川 町大字植竹六百九 十九番地二	埼玉県児玉郡神川 町大字植竹四百三 十二番地	埼玉県児玉郡神川 町大字関口百九十 六番地	埼玉県児玉郡神川 町大字小浜六百七 番地
埼玉県児玉郡神川 町大字植竹字下西 田八十番ほか四筆	埼玉県児玉郡神川 町大字植竹字下西 田七十一番ほか二 筆	埼玉県児玉郡神川 町大字植竹字上西 田四十三番ほか二 筆	埼玉県児玉郡神川 町大字肥土字中御 伊勢原百六十九番 ほか十六筆	埼玉県児玉郡神川 町大字肥土字下御 伊勢原百八十七番	埼玉県児玉郡神川 町大字肥土字東川 原二百四番ほか十 五筆	埼玉県児玉郡神川 町大字肥土字久保 川原二百六十二番 ほか一筆	埼玉県児玉郡神川 町大字植竹字上下 田百六十九番	埼玉県児玉郡神川 町大字植竹字蟹田 二番	埼玉県児玉郡神川 町大字関口字間ノ 田三百三十七番ほ か一筆	埼玉県児玉郡神川 町大字植竹字蟹田 八番ほか二筆
一一、五二九	六、一五三	三、四八五	三六、五一八	一、三〇七	三二、六三〇	五、二六二	九八五	二、五五二	四、五〇〇	四、四七八

ひびきの農産株式会社	中村 陽二	金井 武司	一ノ瀬 能一	安藤 利一	堀越 祐一	堀口 米作	報徳石産株式会社	福島 要一	福島 信夫	福島 興
埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目十四番一号	埼玉県児玉郡上里町大字七本木三千六百六十四番地四	埼玉県児玉郡上里町大字五明七百三十二番地一	埼玉県児玉郡上里町大字五明百五十三番地一	埼玉県児玉郡上里町大字五明五百二十七番地	埼玉県児玉郡神川町大字植竹七百九十四番地	埼玉県児玉郡神川町大字貫井三百十九番地	埼玉県児玉郡神川町大字元阿保四十七番地二	埼玉県児玉郡神川町大字植竹三百三十二番地二	埼玉県児玉郡神川町大字肥土五百七十六番地一	埼玉県児玉郡神川町大字肥土五百二十番地
埼玉県児玉郡上里町大字五明字高木百六十六番三ほか二筆	埼玉県児玉郡上里町大字堤字寺西百三番ほか一筆	埼玉県児玉郡上里町大字長浜字城西千六百二十番二ほか一筆	埼玉県児玉郡上里町大字五明字高木百六十六番三	埼玉県児玉郡上里町大字五明(飛地)字塩屋九百七十三番二	埼玉県児玉郡神川町大字植竹字下西田六十七番ほか十八筆	埼玉県児玉郡神川町大字肥土字善正川原六百十二番	埼玉県児玉郡神川町大字植竹字蟹田三番ほか二十六筆	埼玉県児玉郡神川町大字関口字落合五百八十七番	埼玉県児玉郡神川町大字肥土字中遠屋敷五百三十五番ほか二筆	埼玉県児玉郡神川町大字肥土字下住吉原七百十一番
五、三一六	一、七〇一	三、一五三	一、九八三	一、二八二	二七、一二五	三、四〇八	五七、五八五	九八〇	三、二三三	二、〇七六

梅澤 功	埼玉県大里郡寄居町大字今市七百十番地	埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字宮ノ前三百五十八番ほか四筆	六、九八二
株式会社ヤオコ	埼玉県川越市脇田本町一番地五	埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字洞尻二百八十番ほか四筆	一〇、四四一
野辺 一夫	埼玉県深谷市畠山三百六十八番地	埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字洞尻二百八十四番ほか二筆	六、五四四
有限会社ファームヤード	埼玉県深谷市血洗島三百九十四番地	埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字洞尻二百四十八番ほか十三筆	二一、三〇四
株式会社はちぼく	埼玉県北葛飾郡松伏町田中一丁目十番地八	埼玉県北葛飾郡松伏町大字大川戸字砂田千七番ほか二十三筆	一七、一六八
舛田 晃	埼玉県北葛飾郡松伏町大字大川戸千七百二十五番地	埼玉県北葛飾郡松伏町大字大川戸字曾根田千五百三十九番二ほか十四筆	一四、四〇九

二 認可年月日

平成三十年三月二十三日

## 告 示

### 埼玉県告示第三百十七号

建設業法（昭和二十四年法律第百号、以下「法」という。）第二十九条の二第一項の規定による処分をしたので、法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 処分をした年月日

平成三十年三月二十七日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
森電工業株式会社	埼玉県新座市新座二丁目八番九号	福森 喜己	埼玉県知事許可 (般―二五) 第六二三五九号
プレイリーホーム株式会社	埼玉県草加市松江三丁目八番一二号	中田 恵三	埼玉県知事許可 (般―二五) 第六二五三九号
株式会社日本機器	埼玉県川越市下赤坂五七〇番地四	佐々木 正史	埼玉県知事許可 (般―二五) 第六二六一九号
丹野工業	埼玉県新座市野火止七丁目一〇番五五―五〇一号	丹野 彰久	埼玉県知事許可 (般―二六) 第六三三八八号
有限会社折原工務店	埼玉県南埼玉郡宮代町和戸一〇九七番地	折原 章夫	埼玉県知事許可 (般―二五) 第二二二六六号
株式会社ホソマ	埼玉県朝霞市本町二丁目四番六―五〇二号	細沼 公男	埼玉県知事許可 (般―二五) 第〇一六九三号
住吉建設株式会社	埼玉県桶川市西二丁目五番七号	長島 修	埼玉県知事許可 (般―二六) 第〇七一五八号
上原通信有限会社	埼玉県北葛飾郡杉戸町下高野二八九七番地	上原 久夫	埼玉県知事許可 (般―二六) 第三三一七四号
有限会社タニグチハウス	埼玉県北葛飾郡松伏町金杉四八六番地五	谷口 守	埼玉県知事許可 (般―二六) 第五〇五三六号
日昇技研株式会社	埼玉県さいたま市南区太田窪五丁目一番二一号	西澤 輝城	埼玉県知事許可 (般―二六) 第四六五四四号

有限会社弁花園	有限会社村田木	有限会社柴田電	株式会社磯田工	有限会社齋光鐵	有限会社鈴栄工務店	株式会社みゆき工業	ミサトリビング株式会社	株式会社岡田工業	日本いなほ土木株式会社	小池電設株式会社	小川上下水道協同組合	株式会社岩田設備	株式会社國兼工業	有限会社三浦工業	有限会社埼玉ハウスクター
埼玉県さいたま市緑区 中野田一〇〇一番地	埼玉県比企郡嵐山町大 蔵五二一番地二	埼玉県入間郡三芳町大 字上富一五五二番地一 七	埼玉県川口市東内野四 八四番地三	埼玉県川口市前川二丁 目一六番九号	埼玉県さいたま市西区 宝来一七五七番地三	埼玉県春日部市大沼六 丁目七九番地	埼玉県南埼玉郡宮代町 東姫宮一丁目二番六号	埼玉県川口市芝三丁目 二番一八号	埼玉県八潮市八潮四丁 目二七番十三号	埼玉県桶川市坂田一一 七番地七八号	埼玉県比企郡小川町高 谷二六五三番地六	埼玉県川口市安行領根 岸二五一〇番地一	埼玉県鴻巣市下谷一一 六〇番地七	埼玉県春日部市豊町五 丁目一八番一二号	埼玉県上尾市中分一丁 目五番七号
清水 雅治	村田 薫	柴田 操	磯田 天真	齊藤 光男	鈴木 幹雄	迫田 鉄郎	寺田 彰男	岡田 茂	佐藤 吉彦	小池 榮一	大塚 進	岩田 喜美枝	國兼 鳳黎	三浦 喜代志	高橋 文一
埼玉県知事許可 (般一―二六) 第五〇五七九号	埼玉県知事許可 (般一―二七) 第二七六八二号	埼玉県知事許可 (般一―二七) 第五〇七八四号	埼玉県知事許可 (般一―二七) 第二九一八〇号	埼玉県知事許可 (般一―二七) 第五〇八四四号	埼玉県知事許可 (般一―二七) 第一四四四六号	埼玉県知事許可 (般一―二七) 第五〇九七〇号	埼玉県知事許可 (般一―二七) 第二七六六七号	埼玉県知事許可 (般一―二七) 第五一二二七号	埼玉県知事許可 (般一―二七) 第一二五八八号	埼玉県知事許可 (般一―二七) 第四七五八一号	埼玉県知事許可 (般一―二七) 第一二七二一号	埼玉県知事許可 (般一―二七) 第二二六九三号	埼玉県知事許可 (般一―二八) 第四七三三一号	埼玉県知事許可 (般一―二八) 第三四〇七九号	埼玉県知事許可 (般一―二八) 第三〇五五三号

有限会社長山工務店	埼玉県朝霞市宮戸三丁目一五番二七号	長山 光男	埼玉県知事許可 (般一二八) 第四八九九四号
アイケービルシステム株式会社	埼玉県川口市東内野五 六番地九五	岩田 晃	埼玉県知事許可 (般一二五) 第六七四〇三号

三 処分の内容

法第二十九条の二第一項の規定に基づく許可（一般建設業の許可）の取消し

四 処分の原因となった事実

平成三十年埼玉県告示第百三十二号により営業所の所在地が確知できない旨の公告を行ったが、公告後三十日を経過しても申し出がなく、このことは法第二十九条の二第一項に該当する。

## 告 示

### 埼玉県告示第三百十八号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 作業種別

基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正・国土広域情報修正）

#### 二 作業地域

埼玉県全域

#### 三 作業期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第三百十九号

平成二十九年埼玉県告示第千二百二十四号で公示した公共測量は、平成三十年三月九日終了した旨測量計画機関である鴻巣市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司



## 告 示

### 埼玉県告示第三百二十号

平成二十九年埼玉県告示第四十五号で公示した公共測量は、平成三十年三月十六日終了した旨測量計画機関であるさいたま市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第三百二十一号

平成二十九年埼玉県告示第八百十三号で公示した公共測量は、平成三十年三月十日終了した旨測量計画機関であるさいたま市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第三百二十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 施行者の名称

寄居町

#### 二 都市計画事業の種類及び名称

寄居都市計画道路事業三・四・五号 中央通り線

#### 三 事業施行期間

平成三十年三月三十日から平成三十五年三月三十一日まで

#### 四 事業地

##### イ 収用の部分

埼玉県大里郡寄居町大字寄居字大正寺、字栄町地内

##### ロ 使用の部分

なし

## 告 示

### 埼玉県告示第三百二十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 施行者の名称

寄居町

#### 二 都市計画事業の種類及び名称

寄居都市計画道路事業三・一・二十五号 寄居駅南口駅前広場

#### 三 事業施行期間

平成三十年三月三十日から平成三十五年三月三十一日まで

#### 四 事業地

##### イ 収用の部分

埼玉県大里郡寄居町大字寄居字大正寺、字天沼地内

##### ロ 使用の部分

なし

# 告 示

## 埼玉県告示第三百二十四号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 許可番号

第二〇一六―十六―一号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県入間市大字小谷田字谷ツ千六百五十六番一、一六五六番二

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 六十一・六五立方メートル

# 告 示

## 埼玉県告示第三百二十五号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 許可番号

第二〇一七―三一―一号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県東松山市大字下唐子字法養寺千四百二十九番二

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 七百三十五・三四立方メートル

# 告 示

## 埼玉県告示第三百二十六号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 許可番号

第二〇一四―二八―二号

### 二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県羽生市大字下岩瀬字下岩瀬四百四十六番 外 七十五筆

### 三 雨水流抑制施設の容量

容量 三千八百四十八・六七立方メートル

## 告 示

### 埼玉県告示第三百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、行田都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司



## 告 示

### 埼玉県告示第三百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 都市計画の種類及び名称

川口都市計画、さいたま都市計画、上尾都市計画、蕨都市計画及び戸田都市計画下水道

#### 二 都市計画を変更する土地の区域

##### イ 追加する土地の区域

さいたま市大宮区三橋二丁目の一部

##### ロ 削除する土地の区域

なし

#### 三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、さいたま市建設局下水道部下水道計画課及び埼玉県荒川左岸南部下水道事務所

#### 四 縦覧期間

平成三十年三月三十日から平成三十年四月十三日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第三百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、上尾都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第三百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十五年埼玉県告示第二百四十九号で告示した坂戸都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 施行者の名称

坂戸、鶴ヶ島下水道組合

#### 二 都市計画事業の種類及び名称

坂戸都市計画下水道事業坂戸及び鶴ヶ島公共下水道

#### 三 事業施行期間

昭和四十五年三月十七日から

平成三十三年三月三十一日まで

#### 四 変更に係る事業地

##### イ 分流区域

##### (1) 汚水

##### (一) 収用の部分

変更なし

##### (二) 使用の部分

昭和四十五年埼玉県告示第二百四十九号、昭和四十八年埼玉県告示第四百四十一号、昭和五十一年埼玉県告示第九十七号、昭和五十四年埼玉県告示第三百七十二号、昭和五十五年埼玉県告示第千四百八十二号、昭和六十年埼玉県告示第四百八十一号、昭和六十二年埼玉県告示第千二百四十九号、平成二年埼玉県告示第五百九十二号、平成六年埼玉県告示第二百十三号、平成八年埼玉県告示第七百三十二号、平成十一年埼玉県告示第千二百四十六号、平成十二年埼玉県告示第三百九十九号、平成十五年埼玉県告示第二百六十六号、平成十六年埼玉県告示第六百五十三号、平成二十年埼玉県告示第千百四十号、平成二十五年埼玉県告示第千百七十二号、平成二十六年埼玉県告示第八百八十五号の事業地に、鶴ヶ島市三ツ木新町一丁目、二丁目及び柳戸町を加える。

##### (2) 雨水

##### (一) 収用の部分

変更なし

(二)

使用の部分  
変更なし

# 告示

## 埼玉県告示第三百三十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第二十九条第一項の規定により桶川市下日出谷東特定土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の変更の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

退任した理事の氏名及び住所

市原 節 埼玉県桶川市大字下日出谷九十四番地四

岡野 勇 埼玉県桶川市大字下日出谷二百八十一番地

岡野 寛 埼玉県桶川市大字下日出谷二百九十九番地

岸 宏治 埼玉県桶川市下日出谷西三丁目十三番地十一

岸 正勝 埼玉県桶川市大字下日出谷七十四番地

清水 浩 埼玉県桶川市大字下日出谷百六十八番地一

中村 勝美 埼玉県桶川市大字下日出谷二百三十五番地

中村 俊明 埼玉県桶川市大字下日出谷二百五十五番地三

野本 昇 埼玉県桶川市大字下日出谷十二番地

野本 治重 埼玉県桶川市大字下日出谷百十七番地

和久津 繁則 埼玉県桶川市大字下日出谷八十二番地二

和久津 孝夫 埼玉県桶川市大字下日出谷百四十四番地

和久津 正美 埼玉県桶川市大字下日出谷百二十六番地

就任した理事の氏名及び住所

市原 節 埼玉県桶川市大字下日出谷九十四番地四

岡野 勇 埼玉県桶川市大字下日出谷二百八十一番地

岡野 寛 埼玉県桶川市大字下日出谷二百九十九番地

岸 宏治 埼玉県桶川市下日出谷西三丁目十三番地十一

岸 正勝 埼玉県桶川市大字下日出谷七十四番地

清水 浩 埼玉県桶川市大字下日出谷百六十八番地一

中村 勝美 埼玉県桶川市大字下日出谷二百三十五番地

中村 俊明 埼玉県桶川市大字下日出谷二百五十五番地三

野本 昇 埼玉県桶川市大字下日出谷十二番地

野本 治重 埼玉県桶川市大字下日出谷百十七番地

和久津 繁則 埼玉県桶川市大字下日出谷八十二番地二

和久津 孝夫 埼玉県桶川市大字下日出谷百四十四番地

和久津 正 美

埼玉県桶川市大字下日出谷百二十六番地

# 告 示

## 埼玉県告示第三百三十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 組合の名称

桶川市坂田西特定土地区画整理組合

### 二 事業施行期間

平成五年一月五日から平成三十四年三月三十一日まで

### 三 施行地区

埼玉県桶川市大字坂田字南、字宮前、字堀の内及び字細谷の各一部、大字加納字峯の一部、末広三丁目の一部

### 四 事務所の所在地

埼玉県桶川市坂田東二丁目三番地二

### 五 設立認可の年月日

平成五年一月五日

### 六 変更の内容

事務所の所在地を「埼玉県桶川市坂田東二丁目三番地二」から「埼玉県桶川市大字坂田七十九番地二」と変更する。

### 七 変更認可の年月日

平成三十年三月三十日

# 告 示

## 埼玉県告示第三百三十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 組合の名称

東松山市市の川特定土地区画整理組合

### 二 事業施行期間

平成三年十二月二十四日から平成三十六年三月三十一日まで

### 三 施行地区

埼玉県東松山市加美町、大字市の川字悪戸、字東耕地、字東、大字松山字峯の各一部

### 四 事務所の所在地

埼玉県東松山市松葉町一丁目一番五十八号

### 五 設立認可の年月日

平成三年十二月二十四日

### 六 変更認可の年月日

平成三十年三月三十日



## 告 示

### 埼玉県告示第三百三十四号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第十一条第一項の規定により、市街地再開発組合の設立を認可したので、次のとおり公告する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 組合の名称  
川口栄町3丁目銀座地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間  
組合設立から平成三十六年三月
- 三 施行地区  
埼玉県川口市栄町三丁目の一部
- 四 事務所の所在地  
埼玉県川口市栄町三丁目十番三号
- 五 設立認可の年月日  
平成三十年三月三十日
- 六 事業年度  
毎年四月一日から翌年三月三十一日まで
- 七 公告の方法  
この組合の公告は、事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報に掲載してこれを行う。
- 八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限  
平成三十年四月二十九日

# 告示

## 埼玉県告示第三百三十五号

都市公園の区域を次のとおり変更する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

羽生水郷公園

二 位置

埼玉県羽生市大字三田ヶ谷地内 外

三 変更に係る区域

別図のとおり

四 変更に係る区域の供用開始の期日

平成三十年四月一日

# 羽生水郷公園



# 告示

## 埼玉県告示第三百三十六号

都市公園の区域を次のとおり変更する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

さきたま古墳公園

二 位置

埼玉県行田市大字佐間地内

三 変更に係る区域

別図のとおり

四 変更に係る区域の供用開始の期日

平成三十年四月一日

# さきたま古墳公園



# 告 示

## 埼玉県告示第三百三十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五十二条第一項第七号、同条第二項第三号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号ニ及び別表第三（ニ）欄五の項の規定により、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る数値を変更する。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部建築安全課において縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

変更に係る区域

三芳町の区域内の都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域

## 告 示

### 埼玉県告示第三百三十八号

平成二十五年埼玉県告示第四百六十七号（埼玉県の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関について）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。ただし、収納代理金融機関の表株式会社東京都民銀行の項の改正規定、同表株式会社八千代銀行の項を削る改正規定及び同表しののめ信用金庫の項の改正規定は、平成三十年五月一日から施行する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

収納代理金融機関の表株式会社三菱東京UFJ銀行の項中「株式会社三菱東京UFJ銀行」を「株式会社三菱UFJ銀行」に改め、同表株式会社東京都民銀行の項中「株式会社東京都民銀行」を「株式会社きらぼし銀行」に、「東京都港区六本木二丁目三番十一号」を「東京都港区南青山三丁目十番四十三号」に改め、同表株式会社八千代銀行の項を削り、同表しののめ信用金庫の項中「国内に所在する店舗」を「同右」に改める。

## 告 示

### 埼玉県告示第三百三十九号

平成十九年埼玉県告示第五百六十二号（会計管理者事務の一部委任について）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。ただし、別表第二第六項の改正規定は、公布の日から施行する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

別表第一第四項第一号イ(3)中「同じ。」の下に「、補償及び補填金のうち支出負担行為兼支出命令書によるもの」を加える。

別表第二第六項中「及び県営競技事務所にあつては規則第二百九条第七項の規定により知事が別に定める」を「にあつては総務を担当する担当部長又は担当課長の職に、県営競技事務所にあつては総務を担当する主査の職にある」に改める。



## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

<p>路 線 名</p>	<p>久米所沢線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>所沢市東住吉四五九番二地先から同市東住吉四五九番二地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成三十年三月三十日</p>
<p>備 考</p>	<p>歩道整備事業による。 平成二十八年四月十二日埼玉県川越県土整備事務所長告示第一号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長三五・八〇メートル</p>

## 告 示

### 埼玉県飯能県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

埼玉県飯能県土整備事務所長 田 中 勉

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 川越坂戸毛呂山線

三 道路の区域

新 B	旧 B	旧 A	旧 新 別
先 ま で	鶴ヶ島市大字五味ヶ谷字広 田五〇番一地先から坂戸市大 字善能寺字白毛四九八番一 地	鶴ヶ島市大字上広谷字盛流 四一二番二三地先から坂戸市 大字善能寺字白毛五二〇番一 地先まで	区 間
三 八 ・ 二 〇	九 ・ 〇 〇 〇	五 ・ 一 〇 〇 四 一 ・ 八 〇	敷地の幅員 (メートル)
〇 〇 〇	七 九 九 〇	六 八 四 〇 〇 〇	延 長 (メートル)
旧 A は鶴ヶ島市 及び坂戸市に引き 継ぐ			備 考

## 告示

### 埼玉県飯能県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

埼玉県飯能県土整備事務所長 田中 勉

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 ときがわ坂戸線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
坂戸市につきさい花みず木六丁目六 番一地先から同市につきさい花みず木 六丁目五番一五地先まで	坂戸市につきさい花みず木六丁目六 番一地先から同市大字小山字薬師 前二六七番一地先まで	区 間
九・〇〇〇 一〇・〇〇〇	六・四五〇 九・九六〇	敷地の幅員 (メートル)
三六・八〇	二〇三・五〇	延 長 (メートル)
旧道は坂戸市に引き継ぐ		備 考

## 告 示

### 埼玉県飯能県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

埼玉県飯能県土整備事務所長 田 中 勉

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百七号
- 三 道路の区域

新B	旧B	新A	旧A	旧 新 別
<p>鶴ヶ島市大字高倉字天神前一二 〇九番四地先から同市大字高倉字 新右工門前一六三番一地先まで</p>	<p>鶴ヶ島市大字高倉字天神前一二 〇九番四地先から同市大字高倉字 新右工門前一五七番五地先まで</p>	<p>鶴ヶ島市大字高倉字三角原一二 四五番二地先から同市大字三ツ木字 西塚場九二〇番一地先まで</p>		区 間
九・〇〇〓七一・六六	二五・〇〇〓七一・六六	二五・二〇〓二七・〇〇		敷地の幅員 (メートル)
八四三・四〇	六〇〇・〇〇	五一〇・〇〇		延長 (メートル)
<p>平成二十六年九月十二日付け埼玉 県飯能県土整備事務所長告示第十五 号の道路予定区域の一部変更である。</p>				備 考



## 告 示

### 埼玉県飯能県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

埼玉県飯能県土整備事務所長 田 中 勉

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 坂戸停車場線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>坂戸市日の出町二三八番八地先 から同市日の出町二〇三番六地先 で</p>		区 間
<p>九・八六〇 一八・六五</p>	<p>九・八六〇 九・九〇</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>一〇〇・〇〇</p>		延 長 (メートル)
<p>電線地中化事業による</p>		備 考

## 告 示

### 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 山 田 隆 弘

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百二十五号
- 三 道路の区域

	旧 新 別
熊谷市佐谷田字飯塚一四二三番一 地 先 から 熊谷市佐谷田字西河内一六八番一 地 先 まで	区 間
一〇・三三〇一四・五六	敷地の幅員 (メートル)
一七九二・四五	延 長 (メートル)
県道熊谷羽生線として存置す る。	備 考

## 告 示

### 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 山 田 隆 弘

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 熊谷羽生線
- 三 道路の区域

	旧 新 別
熊谷市上之字宮の前三三九一番一 地 先から 行田市大字持田字油免二二三二六番地 先まで	区 間
六・七五〇四九・七三	敷地の幅員 (メートル)
六三七八・〇〇	延 長 (メートル)
	備 考

## 告 示

### 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 山 田 隆 弘

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 熊谷羽生線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>まで 同市池上字鶴巻四七番一地先</p>	<p>から 熊谷市上之字東覚四〇八六番一地先 まで 同市池上字高橋七三二番二地先</p>	<p>区 間</p>
<p>二七・五六 五九・一五</p>	<p>一〇・〇三 五九・一五</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一一一八・五五</p>	<p>一五四八・六五</p>	<p>延 長 (メートル)</p>
	<p>旧の一部は県道弥藤吾行田線として存置し、残区間を熊谷市に引き継ぐ。</p>	<p>備 考</p>



## 告 示

### 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 山 田 隆 弘

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 弥藤吾行田線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>まで 同市池上字鶴巻四七番一地先 から 熊谷市池上字古宮六六八番五地先</p>	<p>まで 同市池上字高橋七三二番二地先 から 熊谷市池上字古宮六六八番五地先</p>	<p>区 間</p>
<p>一五・六一 二七・七八</p>	<p>一〇・〇三 二三・一七</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一一一四・〇〇</p>	<p>六五二・九〇</p>	<p>延 長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p> <p>旧道は、熊谷市に引き継ぐ。</p>

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越谷川口線
- 三 道路の区域

新 B	旧 A	旧 新 別
越谷市南越谷一丁目二九三二番二地先から同市新越谷二丁目一七番一地先まで	越谷市弥生町八八九番地先から同市新越谷二丁目九番一地先まで	区 間
一五・九〇〇 二七・九八	八・六七〇 一六・五三	敷地の幅員 (メートル)
一三六三・九五	二三一〇・〇	延長 (メートル)
	越谷市へ移管	備 考

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年三月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

#### 一 許可番号

平成二十九年九月八日

指令川建セ第二九〇〇三一号

#### 二 検査済証番号

平成三十年三月二十二日

川建セ第二九〇〇五五号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字月輪字中道南千三百四十八番十一

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町月の輪五丁目二十六番地八 シヤロームⅡ二〇一

金子 守

## 告 示

### 埼玉県越谷建築安全センター所長告示第七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年三月三十日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

#### 一 許可番号

平成三十年三月十二日

指令越建セ第二九〇〇二一二号

#### 二 検査済証番号

平成三十年三月二十六日

越建セ第四二六一一号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀字鹿沼千百七十六番一、千百七十六番二、千百七十六番五

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀千百七十六番地五

斉藤 博之

## 告 示

### 埼玉県越谷建築安全センター所長告示第八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年三月三十日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

#### 一 許可番号

平成三十年三月二十二日

指令越建セ第二九〇〇一六一号

#### 二 検査済証番号

平成三十年三月二十七日

越建セ第四二九一一号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字中島九十番六、九十九番二

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町字中島九十番地一

深井 誠

## 告 示

### 埼玉県越谷建築安全センター所長告示第九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年三月三十日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

#### 一 許可番号

平成三十年三月十二日

指令越建セ第二七〇〇一六五号

#### 二 検査済証番号

平成三十年三月二十七日

越建セ第四三一―一号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀字高野島二千二百六十五番四

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町本田二丁目二番十二号 アンソレイエ三〇一号

砂 貴雄



## 告示

### 埼玉県公営企業告示第十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定に基づき、政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負契約並びに建設工事に係る設計、調査及び測量の業務の委託契約（以下これらを「建設工事の請負等の契約」という。）のうち、平成三十年度において埼玉県公営企業管理者及びその委任を受けた者が締結する契約の一般競争入札に参加する者に必要な資格等について、次のとおり定めた。

平成三十年三月三十日

埼玉県公営企業管理者 立川吉朗

- 一 一般競争入札に参加する者に必要な資格  
建設工事の請負等の契約の一般競争入札に参加することができる者は、入札参加資格認定申請をして、資格がある旨の認定（以下「認定」という。）を受け、被認定者名簿に記載された者とする。
  - 二 認定を受けることができない者  
次のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。
    - イ 地方自治法施行令第六十七条の四第一項の規定に該当する者
    - ロ 埼玉県公営企業財務規程（昭和三十九年埼玉県公営企業管理規程第五号）第六十二条の規定により、埼玉県公営企業管理者及びその委任を受けた者が締結する契約の一般競争入札に参加させないこととされた者
    - ハ 埼玉県企業局建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和五十八年埼玉県公営企業告示第一号）第三条の規定により、埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成六年埼玉県告示第千八百号）第十四条第一項第四号若しくは第五号又は同条第二項第二号の規定により資格者名簿から抹消され、当該抹消の日から二年を経過していない者
    - ニ 入札公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成二十一年四月一日施行。公営企業管理者決裁）に基づく入札参加停止の措置を受けている期間がある者
    - ホ 入札公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成二十一年四月一日施行。公営企業管理者決裁）に基づく入札参加除外の措置を受けている期間がある者
- へ 建設工事の請負契約にあつては、次のいずれかに該当する者
- (1) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による許可を受けていない者

- (2) 入札参加資格認定を申請した日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営に関する客観的事項についての審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者
- (3) 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条の規定による届出を行っていない者（当該届出を要しない者を除く。）
- (4) 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第二十七条の規定による届出を行っていない者（当該届出を要しない者を除く。）
- (5) 雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第七条の規定による届出を行っていない者（当該届出を要しない者を除く。）
- ト 測量業務の委託契約にあつては、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第五十五条第一項の規定による登録を受けていない者
- チ 建築関連コンサルタント業務の委託契約にあつては、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の規定による登録を受けていない者
- リ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であつて、公営企業管理者が不適格であると認める者
- 三 認定を受けるための要件  
認定を受けるための要件は、次に掲げる事項について定める。
- イ 建設工事の請負契約にあつては、入札参加資格認定を申請した日から一年七  
月前の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値
- ロ 年間平均完成工事高、年間平均業務実績高又は年間平均売上高
- ハ 自己資本の額
- 四 認定申請の方法及び資格の有効期間  
入札公告において定める。

# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成三十年三月三十日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

## 1 業務委託の概要等

### (1) 業務委託の名称

30 大委第 7-1-3 号 大久保浄水場浄水発生土収集運搬その 1 業務委託

### (2) 履行場所

埼玉県さいたま市桜区大字在家 地内

### (3) 履行期間

契約確定の日から平成 31 年 3 月 22 日まで

### (4) 業務委託の概要

本業務は、大久保浄水場で発生する浄水発生土を同浄水場から、以下のとおり運搬するものである。

ア 運搬先住所： 埼玉県日高市原宿 721

イ 運搬予定数量： 9,600 トン

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額には 1 トン当たりの税抜き単価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

### (6) 入札に参加できる者の形態

単体企業とする。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年公営企業管理規程第 5 号。以下「財務規程」という。）第 120 条の規定により埼玉県企業局の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただ

し、更生手続開始決定又は再生手続開始決定を受けている者を除く。

- (4) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示（平成 28 年埼玉県告示第 999 号）に基づく物品等競争入札参加資格者名簿に、業種区分が「建築物の管理に関する業務」の A 又は B 等級として格付された者のうち、営業品目（大分類）が「廃棄物処理業務」、営業品目（小分類）が「産業廃棄物」に登録された者であること。
- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成 25 年 4 月 1 日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (6) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 14 条第 1 項の規定による埼玉県の産業廃棄物収集運搬業の許可（事業範囲に「汚泥」が含まれているものに限る。）を受けていること。
- (8) 契約の締結日にかかわらず平成 19 年 4 月 1 日から本件入札の公告日までの間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 34 号）第 1 条に規定する法人を含む。）、地方公共団体（埼玉県が出資する指定法人を含む。）又は日本下水道事業団との請負契約又は業務委託契約により、下水汚泥、下水汚泥焼却灰又は浄水発生土のうち、いずれかの収集運搬業務を履行した実績を有すること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒338-0814 埼玉県さいたま市桜区大字宿 618  
埼玉県企業局大久保浄水場 総務担当 電話 048-852-8841
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
  - ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合  
埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。
  - イ 紙媒体による場合  
上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。
- (3) 入札書受付期間
  - ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

平成 30 年 5 月 14 日(月)午前 9 時から平成 30 年 5 月 17 日(木)午後 4 時まで。

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

平成 30 年 5 月 14 日(月)午前 9 時から平成 30 年 5 月 17 日(木)午後 4 時まで。(必着)

なお、郵送又は信書便によること。

(イ) 持参の場合

平成 30 年 5 月 14 日(月)午前 9 時から平成 30 年 5 月 17 日(木)午後 4 時まで。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県大久保浄水場事務棟 1 階事務室

平成 30 年 5 月 18 日(金)午前 10 時 00 分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に 1(4)イに定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 123 条第 2 項の規定に該当する場合は免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に 1(4)イに定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率(10分の1以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 110 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定に該当する場合は免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成 30 年 4 月 11 日(水)午後 4 時まで提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記 3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

なお、郵送の場合は、郵送又は信書便によること。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札

ウ 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号）第 9 条の規定に該当する入札

(5) 契約書作成の要否  
要

(6) 落札者の決定方法  
財務規程第 124 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無  
無

(8) 競争入札参加資格の付与  
上記 2 (4) に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成 30 年 4 月 11 日 (水) までに埼玉県総務部入札審査課審査担当 (〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話 048-830-5775 (直通)) に提出すること。

(9) 支払条件  
発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項  
本件入札とは別に調達する 30 大委第 15-1-3 号大久保浄水場浄水発生土処分 (セメント原料化) その 1 業務委託が契約できないときにおいても、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

## 5 Summary

### (1) Nature and Quality of the Required Service

Collection and Transportation of Sludge produced through the Purification Process

a) Place of Departure : Okubo Water Filtration Plant

b) Destination : 721 Harajuku, Hidaka-shi, Saitama-ken

c) Scheduled Quantity : 9,600 Tons

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 4:00 p.m., May 17, 2018 (bidding by registered mail must be received by 4:00 p.m., May 17, 2018)

(3) Contact Information:

General Affairs Division

Okubo Water Filtration Plant, Bureau of Public Enterprise

Saitama Prefectural Government

618 Shuku, Sakura-ku, Saitama-shi, Saitama-ken, 338-0814, Japan

Telephone : 048-852-8841



# 告示

## 埼玉県病院事業告示第三号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の業務に係る公金のうち、患者自己負担分等に係る未収金収納事務を、同表の中欄に掲げる者に、下欄に掲げる期間委託した。

平成三十年三月三十日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

施設の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県立循環器・呼吸器病センター 埼玉県立がんセンター 埼玉県立小児医療センター 埼玉県立精神医療センター	東京都千代田区紀尾井町三番十二号 紀尾井町ビル 弁護士法人 一番町綜合法律事務所 代表社員 神崎 浩昭	平成三十年三月二十六日から一年間

# 告 示

## 埼玉県教委告示第十五号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十四条第一項の規定による技能教育のための施設の所在地の変更に係る届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成三十年三月三十日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

- 一 所在地を変更する技能教育のための施設の名称  
日本産業専門学校（埼玉県川口市本町四丁目八番三号）
- 二 変更の内容

変更事項	変更前	変更後
施設の所在地	埼玉県川口市本町四丁目八番三号	埼玉県川口市飯塚一丁目九番十八号

三 変更年月日

平成三十年四月二日

# 告 示

## 埼玉県教委告示第十六号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十四条第一項の規定による技能教育のための施設の名称の変更に係る届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成三十年三月三十日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

一 名称を変更する技能教育のための施設の名称

K T C 中央高等学院 大宮キャンパス（埼玉県さいたま市大宮区大門町三丁目百五十番地二）

二 変更の内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
施設の名称	K T C 中央高等学院 大宮キャンパス	K T C おおぞら高等学院 大宮キャンパス

三 変更年月日

平成三十年四月一日

# 告 示

## 埼玉県選管告示第十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、入間市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

平成三十年三月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
入間市市民会館	埼玉県入間市豊岡三丁目 十番十号	公益財団法人 入間市振興公社	千八十六人
入間市産業文化センター	埼玉県入間市向陽台一丁目 一番地七	公益財団法人 入間市振興公社	四百四十二人

## 雑報

収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）  
第五十六条第七項の規定により、収去した飼料等の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成三十年三月三十日

埼玉県病害虫防除所長 須 永 真理子

## 1. 安全性に関する検査

製造事業場等の 名称及び所在地	収 去 場 所	飼料又は 飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製 造 (輸入) 年 月	試 験 項 目	違反の有無及び 違反の内容
三和農工株式会社 埼玉県本庄市	同左	配合飼料	マルサン肉豚用大麦ミート ン配合飼料	30.2	重金属－カドミウム、鉛 ひ素	無
		配合飼料	マルサン子豚用P配合飼料	30.2	重金属－カドミウム、鉛 ひ素	無
株式会社鈴栄商事 本社工場 千葉県銚子市	同上	魚粉	65%フィッシュミール	30.2	重金属－カドミウム、鉛 ひ素	無
三幾飼料工業株式会社 草加工場 埼玉県草加市	同左	魚粉	60%フィッシュミール	30.2	重金属－カドミウム、鉛 ひ素	無

## 2. 栄養成分に関する検査

製造事業場等の 名称及び所在地	収 去 場 所	飼 料 の 名 称	製 造 (輸入) 年 月	試 験 結 果 の 概 要	違反の有無及び 違反の内容
タワーベーカー株式会社 越谷工場 埼玉県越谷市	同左	パン生地製造残渣	29.11	栄養成分－粗蛋白、粗脂肪、粗灰分	無
同上	同左	パン製造残渣	29.11	栄養成分－粗蛋白、粗脂肪、粗灰分	無
株式会社岡安商店 埼玉県越谷市	同左	脱脂糠	29.11	栄養成分－粗蛋白、粗脂肪、粗灰分	無
株式会社ジェイ・アール・エ ス三ヶ島工場 埼玉県所沢市	同左	食品残さ発酵飼料	29.11	栄養成分－粗蛋白、粗脂肪、粗灰分	無

ムサシ油脂株式会社 埼玉県日高市	同左	脱脂米糠	29.11	栄養成分－粗蛋白、粗脂肪、粗灰分	無
三和農工株式会社 埼玉県本庄市	同左	マルサン肉豚用大麦ミートン配合飼料	30.2	栄養成分－粗蛋白、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維粗灰分	無
		マルサン子豚用P配合飼料	30.2	栄養成分－粗蛋白、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維粗灰分	無
株式会社鈴栄商事 本社工場 千葉県銚子市	同上	65%フィッシュミール	30.2	栄養成分－粗蛋白、粗灰分	無
三幾飼料工業株式会社 草加工場 埼玉県草加市	同左	60%フィッシュミール	30.2	栄養成分－粗蛋白、粗脂肪、粗灰分	無

(注) 1. 飼料の名称の欄中の「**規**」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

正 誤

埼玉県教委告示第六号（平成三十年二月二十七日第二千九百八十号）中訂正

ページ 表中 行

一 所在地 前から一から三まで

誤

埼玉県川越市小仙波町一丁目二十番地一号

正

埼玉県川越市小仙波町一丁目二十番地一

ページ 表中 行

一 所在地 前から四から六まで

誤

埼玉県川越市小仙波町一丁目二十番地一号

正

埼玉県川越市小仙波町一丁目二十番地一